参考資料集

参考資料集 目次

参考１　開催要綱 …… 参考-１

参考２　開催状況 …… 参考-５

参考３　ヒアリング資料等 …… 参考-９
（１）【資料 1-4】時系列データ（生活者１万人アンケート）から読み解く日本人のメディア利用行動（株式会社野村総合研究所資料） …… 参考-10
（２）【資料 2-1】デジタル特代における公共放送の役割と受信料制度の在り方（曽我部構成員資料） …… 参考-30
（３）【資料 2-2】ネット配信時代のメディア産業―産業組織と経営戦略の観点から（内山構成員資料） …… 参考-38
（４）【資料 2-3】「公共放送」に関する WEB アンケート調査話果（野村総合研究所） …… 参考-56
（５）【参考資料 2】第１会合における総務大臣からの質問事項に対する回答 参考-67
（６）【資料 3-1】日本放送協会提出資料 …… 参考-74
（７）【資料 3-2】（一社）日本民間放送連盟提出資料 …… 参考-115
（８）【資料 3-3】（一社）日本新聞協会メディア開発委員会　意見書 …… 参考-121
（９）【資料 3-4】（一社）日本新聞協会メディア開発委員会　説明資料 …… 参考-125
(10)【資料 4-2】前回会合における質問事項への回答（日本放送協会） …… 参考-138
(11)【資料 4-3】前回会合における質問事項への回答（(一社）日本民間放送連盟） …… 参考-140
(12)【資料 4-4】前回会合における質問事項への回答（(一社）日本新聞協会メディア開発委員会） …… 参考-144
(13)【資料 6-1】川濵教授説明要料 …… 参考-147
(14)【資料 7-2】NHK インターネット活用業務の検討に対する民放連の見解と質問（(一社）日本民間放送連盟提出資料） …… 参考-150
(15)【資料 8-1】日本放送協会提出資料 …… 参考-153
(16)【資料 8-2】NHK インターネット活用業務の検討に対する意見（(一社）日本新聞協会メディア開発委員会提出） …… 参考-167
(17)【資料 9-1】日本放送協会提出資料 …… 参考-170

(18)【資料 9-2】前回会合における質問事項への回答（日本放送協会） ･･･ 参考-172
(19)【要料 9-3】（一社）日本民間放送連盟提出資料 ･････････････････････ 参考-177
(20)【資料 9-4】（一社）日本新聞協会メディア開発委員会　意見書 ･･････ 参考-184
(21)【資料 9-5】（一社）日本新聞協会メディア開発委員会　説明資料 ････ 参考-189
(22)【資料 10-1】日本放送協会説明資料 ･････････････････････････････ 参考-198
(23)【資料 10-2】（一社）日本民間放送連盟の質問への回答 ･････････････ 参考-202
(24)【資料 10-3】（一社）日本新聞協会メディア開発委員会の質問への回答 参考-211
(25)【資料 10-4】第８回会合における質問事項への回答 ･････････････････ 参考-218
(26)【資料 10-5】第９回会合における質問事項への回答 ･････････････････ 参考-222
(27)【資料 10-6】（一社）日本新聞協会メディア開発委員会の意見 ･･････ 参考-226
(28)【資料 11-2】構成員からの質問への（一社）日本民間放送連盟による回答
･･･ 参考-227
(29)【資料 11-3】構成員からの質問への
（一社）日本新聞協会メディア開発委員会による回答･････････････ 参考-228
(30)【資料 11-4】NHK インターネット活用業務の「必須業務化」に対する意見
（(一社）日本新聞協会メディア開発委員会提出）･･････････････････ 参考-232
(31)【資料 12-2】放送の多元性確保に向けたご提案
（(一社）日本民間放送連盟提出）･･････････････････････････････････ 参考-234
(32)【資料 12-3】総務省「公共放送ワーキンググループ」の検討に対する意見
（(一社）日本新聞協会メディア開発委員会提出）･･････････････････ 参考-235
(33)【資料 13-3】議論の取りまとめに対する意見
（(一社）日本新聞協会メディア開発委員会提出）･･････････････････ 参考-237

参考１　開催要綱

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会
「公共放送ワーキンググループ」開催要綱

１　背景・目的

本ワーキンググループは、デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（以下「検討会」という。）の下で開催される会合として、検討会取りまとめの第４章「放送コンテンツのインターネット配信の在り方」を踏まえ、インターネットを含めて情報空間が放送以外にも広がる中において、信頼性の高い情報発信などの放送コンテンツの価値を情報空間全体に浸透させる観点から、ＮＨＫのインターネット配信の在り方等について検討することを目的とする。

２　名称

本ワーキンググループは「公共放送ワーキンググループ」と称する。

３　検討項目

（１）インターネット時代における公共放送が担うべき役割
（２）ＮＨＫのインターネット活用業務の在り方
（３）ＮＨＫのインターネット活用業務に関する民間放送事業者との協力の在り方
（４）ＮＨＫのインターネット活用業務の財源と受信料制度
（５）その他

４　構成及び運営

（１）本ワーキンググループの主査は、検討会座長が指名する。本ワーキンググループの構成員は、主査が指名する。
（２）主査は、本ワーキンググループを招集し、主宰する。
（３）主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
（４）主査代理は主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本ワーキンググループを招集する。
（５）主査は、必要に応じ、必要と認める者を構成員又はオブザーバとして追加することができる。
（６）主査は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
（７）その他、本ワーキンググループの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

５　議事の取扱い

（１）本ワーキンググループの会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とする。
（２）本ワーキンググループの会議で使用した資料及び議事要旨については、原則として公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合につ

いては、非公開とする。

６　その他

本ワーキンググループの庶務は、情報流通行政局放送政策課が行い、必要に応じて関係課と連携して行うものとする。

別紙

「公共放送ワーキンググループ」構成員名簿

（敬称略・主査及び主査代理を除き五十音順）

＜構成員＞

（主査）	三友仁志（みともひとし）	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科　教授
（主査代理）	山本隆司（やまもとりゅうじ）	東京大学大学院法学政治学研究科　教授
	内山隆（うちやまたかし）	青山学院大学総合文化政策学部　教授
	大谷和子（おおたにかずこ）	株式会社日本総合研究所　執行役員法務部長
	落合孝文（おちあいたかふみ）	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業　プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
	宍戸常寿（ししどじょうじ）	東京大学大学院法学政治学研究科　教授
	曽我部真裕（そがべまさひろ）	京都大学大学院法学研究科　教授
	瀧俊雄（たきとしお）	株式会社マネーフォワード　執行役員CoPA Fintech研究所長
	長田三紀（ながたみき）	情報通信消費者ネットワーク
	林秀弥（はやししゅうや）	名古屋大学大学院法学研究科　教授

＜オブザーバ＞

日本放送協会

一般社団法人日本民間放送連盟

参考２　開催状況

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会
「公共放送ワーキンググループ」
開催状況

〇第１回（令和４年９月21日（水）17:00～）
⑴ 開催要綱の確認等
⑵ 公共放送ワーキンググループについて
⑶ 公共放送の現状について
⑷ 公共放送ワーキンググループの論点(案)
⑸ 意見交換

〇第２回（令和４年10月17日（月）13:00～）
⑴ 曽我部構成員プレゼンテーション
⑵ 内山構成員プレゼンテーション
⑶ 「公共放送に関するWEBアンケート調査」の結果について
⑷ 質疑応答・意見交換

〇第３回（令和４年11月24日（木）15:00～）
⑴ ヒアリング①
・日本放送協会
⑵ 質疑応答①
⑶ ヒアリング②
・（一社）日本民間放送連盟
・（一社）日本新聞協会メディア開発委員会
⑷ 質疑応答②
⑸ 諸外国の公共放送に関する制度について（※第4回会合に持ち越し）
⑹ 質疑応答③・意見交換

〇第４回（令和４年12月22日（木）16:00～）
⑴ 諸外国の公共放送に関する制度について
⑵ 質疑応答①
⑶ 前回会合における質問事項への回答
⑷ 質疑応答②・意見交換
⑸ これまでの議論の整理について
⑹ 質疑応答③・意見交換

〇第５回（令和５年２月24日（金）16:00～）

⑴ インターネット時代における公共放送の役割に関する論点と考え方（事務局）
⑵ 意見交換①
⑶ インターネット時代における公共放送の業務に関する論点と考え方（事務局）
⑷ 意見交換②

〇第６回（令和５年３月15日（水）16:00～）
⑴ 前回の議論の振り返り
⑵ インターネット活用業務の財源と受信料制度に関する論点
⑶ 意見交換
⑷ NHKインターネット活用業務の検討に対する民放連の見解と質問の提出について

〇第７回（令和５年４月27日（木）13:00～）
⑴ 前回の議論の振り返り
⑵ インターネット活用業務の財源と受信料制度に関する論点
⑶ 意見交換
⑷ NHKインターネット活用業務の検討に対する民放連の見解と質問の提出について

〇第８回（令和５年５月26日（金）15:00～）
⑴ 前回の議論の振り返り等
⑵ ヒアリング
・日本放送協会
⑶ 質疑応答・意見交換

〇第９回（令和５年６月７日（水）10:00～）
⑴ 日本放送協会からの説明
⑵ 質疑応答①
⑶ ヒアリング
・（一社）日本民間放送連盟
・（一社）日本新聞協会メディア開発委員会
⑷ 質疑応答②・意見交換

〇第10回（令和５年６月30日（金）15:00～）
⑴ 日本放送協会からの説明
⑵ （一社）日本民間放送連盟及び（一社）日本新聞協会メディア開発委員会の質問への回答
⑶ 質疑応答・意見交換

〇第11回（令和５年７月24日（月）10:00～）

(1) これまでの主な検討項目について（事務局）
(2) 質疑応答・意見交換

〇第12回（令和５年８月10日（木）16:00～）
(1) これまでの主な検討項目について（事務局）
(2) 質疑応答・意見交換

〇第13回（令和５年８月29日（火）15:00～）
(1) 公共放送ワーキンググループ取りまとめ案について
(2) 意見交換

参考３　ヒアリング資料

総務省 公共放送WG　討議用資料

時系列データ（生活者１万人アンケート）から読み解く日本人のメディア利用行動

プリンシパル　松下 東子

株式会社野村総合研究所
コンサルティング事業本部
マーケティングサイエンスコンサルティング部

2022年9月21日

NRI「生活者1万人アンケート調査」の実施概要

◆NRI「生活者１万人アンケート調査」（1997年,2000年,2003年,2006年,2009年,2012年,2015年,2018年,2021年）
- 調査対象：全国の満15～79歳の男女個人（2009年調査までは満15～69歳としていた）
- サンプル抽出方法：層化二段無作為抽出法
- 調査方法：訪問留置法
- 有効回答数：
  10,052人（97年）, 10,021人（00年）, 10,060人（03年）, 10,071人（06年）, 10,252人（09年）, 10,348人（12年）
  10,316人（15年）, 10,065人（18年）, 10,164人（21年）

※2021年調査は、2021年8月に調査を実施した。
本資料では、2009年以前の調査結果と時系列で比較する際には、2012年以降の調査データを15～69歳（2012年：8,821人、2015年:8,718人、2018年：8,431人、2021年：8,297人）としている。

■ 資料を読む際の注意点
- 結果数値（%）は、各設問の回答者数を分母として算出した各回答の比率である。なお、特に明示していない場合は原則、各調査年の回収サンプル数が基数であるが、別途表記があるものは、無回答を回収サンプル数から除いた値を基数としている。
- 結果数値（%）は四捨五入の関係で、内訳の合計が計に一致しないことがある。
- 質問によっては一部の調査年の結果数値しか、グラフ上で表示していない場合がある。
- 複数回答の設問で、結果数値が低いなどの理由により、すべての選択肢を表示していない場合がある。

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

【参考】月次推移のソース：シングルソースパネルの概要

メディアの接触、商品の購入実態・意向などをすべて同一の調査対象者に調査するシングルソースデータにより、消費者の価値観・行動変化を時系列で分析できる。

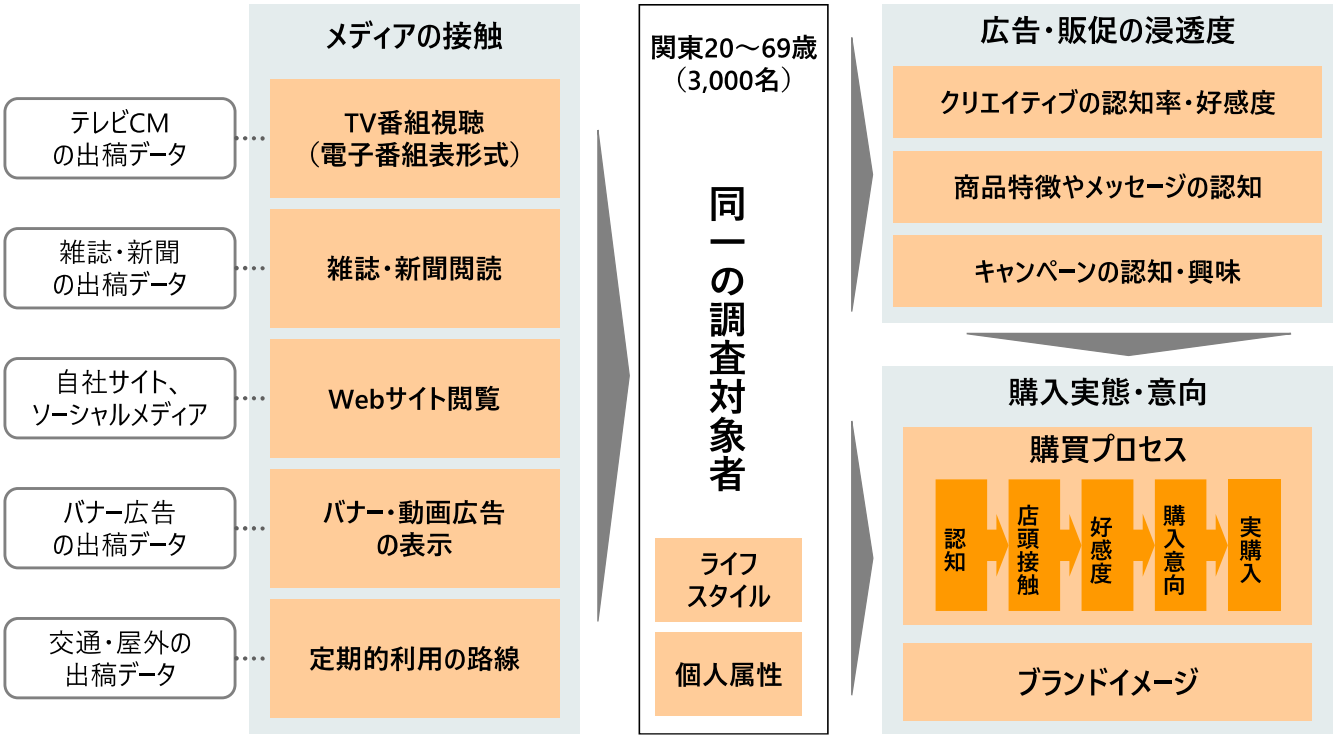

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI

1. 生活者の変化
－社会・時代の変化とコロナ禍の影響－

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI

生活者の視聴スタイルの変化の背景には、
マスメディアから個人消費メディア（スマホ・ネット）への
「時代の流れ」＝社会の変化がある。
さらに、コロナ禍がそれを加速させた。

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI

動画鑑賞等のデジタルレジャーは時代とともに伸長しており、直近でさらに再加速。外食・グルメ、映画、カラオケ等の「街レジャー」については、コロナ禍の影響を受け減少。

余暇活動をする人の割合の推移（複数回答）

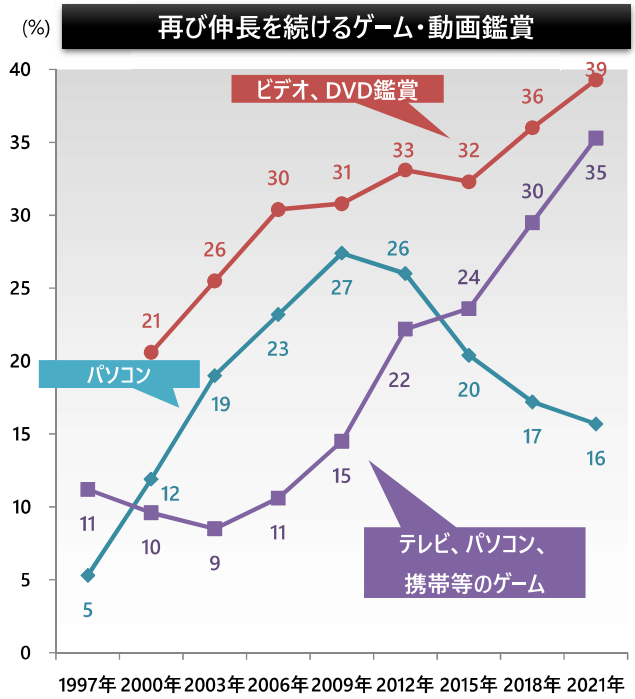

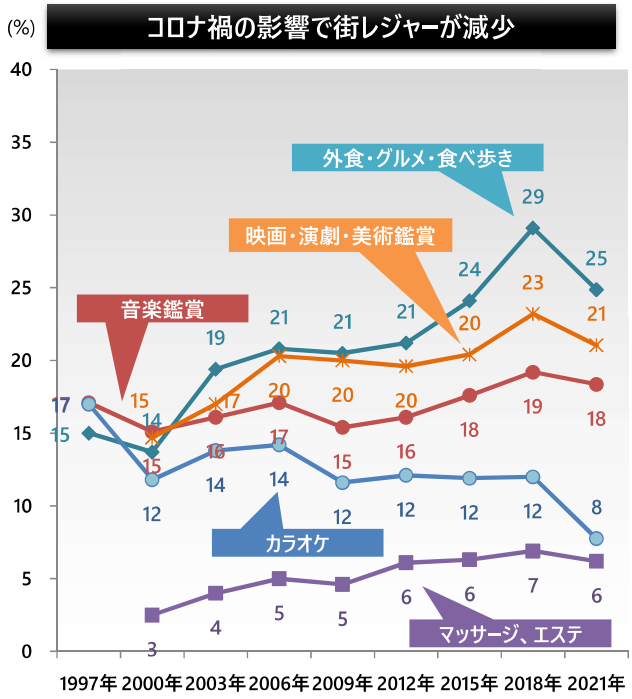

出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（1997年、2000年、2003年、2006年、2009年、2012年、2015年、2018年、2021年）

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI

1. 生活者の変化 －社会・時代の変化とコロナ禍の影響－

国内旅行、海外旅行、遊園地も自粛影響により減少したが、感染リスクの低いアウトドアやドライブといった趣味は増加した。

余暇活動をする人の割合の推移（複数回答）

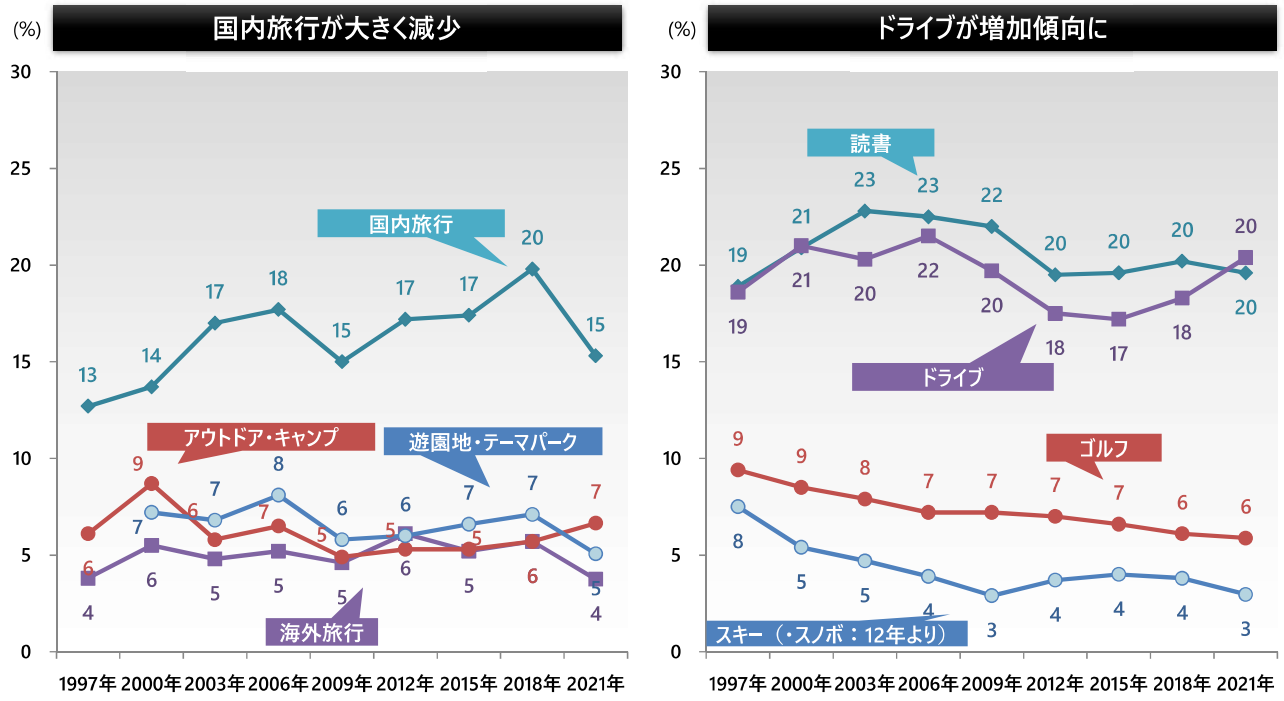

出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（1997年、2000年、2003年、2006年、2009年、2012年、2015年、2018年、2021年）

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

1. コロナ禍による生活者の変化　1)視聴スタイル変化の背景　【参考】月次データの推移：趣味・余暇活動

伸長傾向にあった動画配信サービス利用もコロナ禍により急増。コロナ禍で大きく伸びたオンラインレジャーは外出自粛傾向が緩和した後でも伸長・コロナ禍前の水準を維持している。

動画配信サービスの利用率推移
（2018年12月～2022年5月:3ヶ月移動平均）

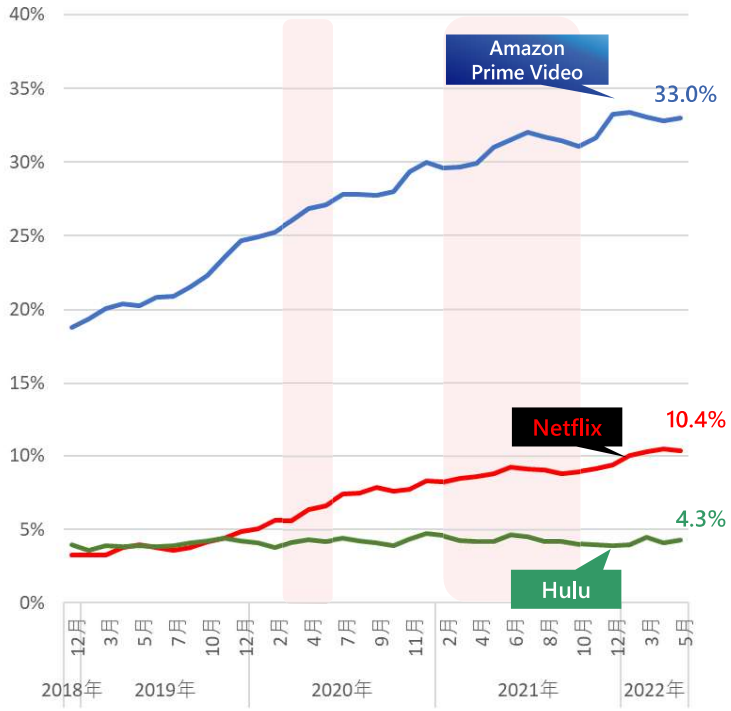

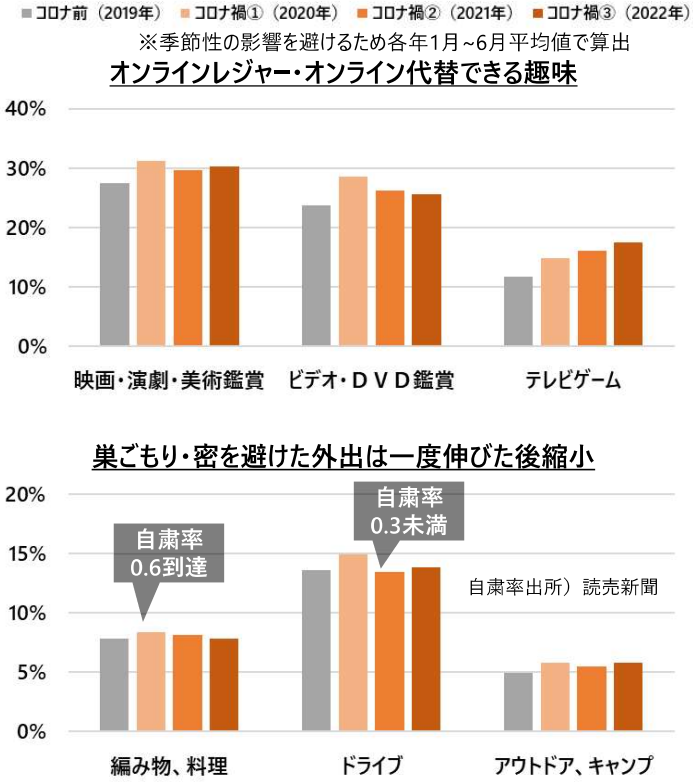

出所）NRIインサイトシグナル調査（関東男女20-60代）

参考-13

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

1. 生活者の変化 －社会・時代の変化とコロナ禍の影響－

コロナ禍において、「人とのつきあい・交際費」への支出意向は大きく減少。おうち時間を充実させる「食料品」が大きく伸び、「家電製品」も増加した。

積極的にお金を使いたい費目の推移（複数回答）

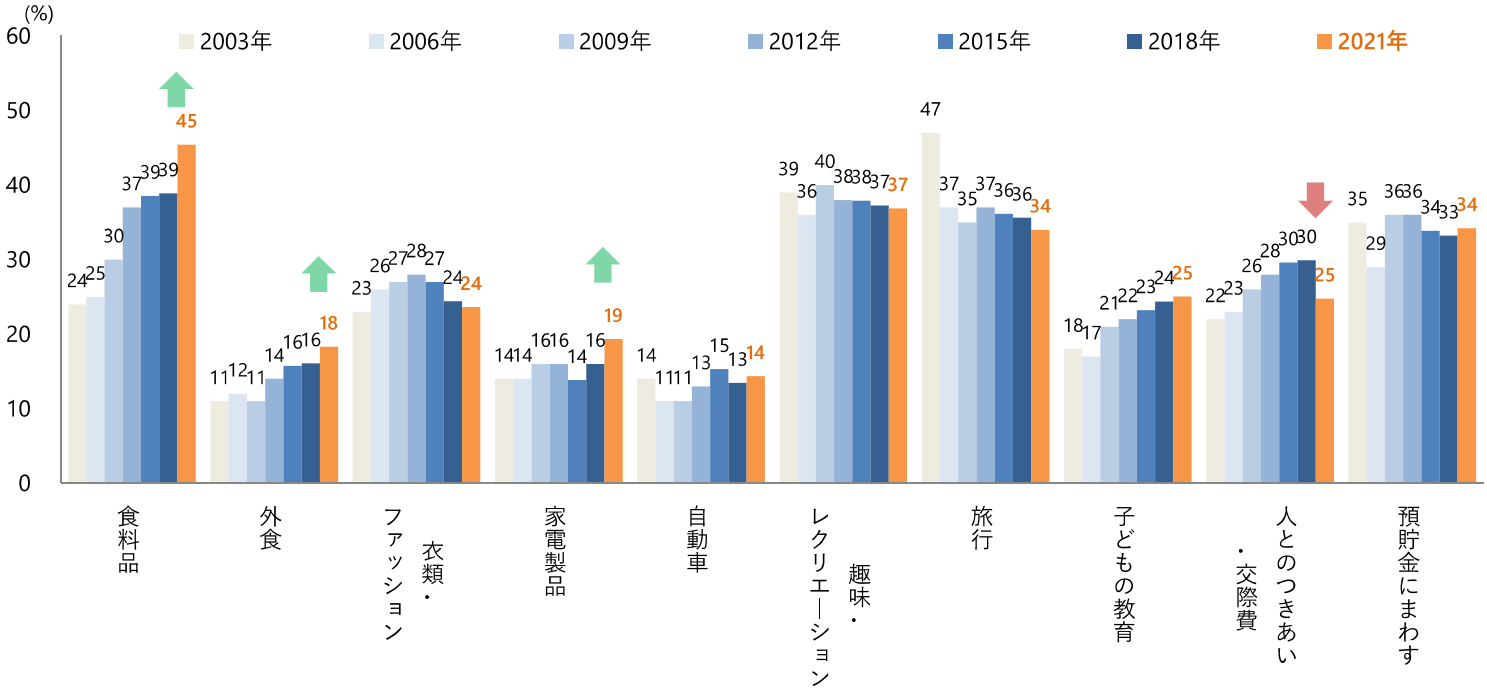

※旅行については2015年以降は「国内旅行」「海外旅行」のいずれか1つを回答した人を対象としている

出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（2003年、2006年、2009年、2012年、2015年、2018年、2021年）Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI

1. 生活者の変化 －社会・時代の変化とコロナ禍の影響－

消費行動もオンライン化が進む。2021年度は特に、これまで利用の進んでいなかった40代以上の中高年層で伸びが大きい。利用者あたりの年間平均利用回数もさらに増加。

インターネットショッピングを年1回以上利用する人の割合の推移

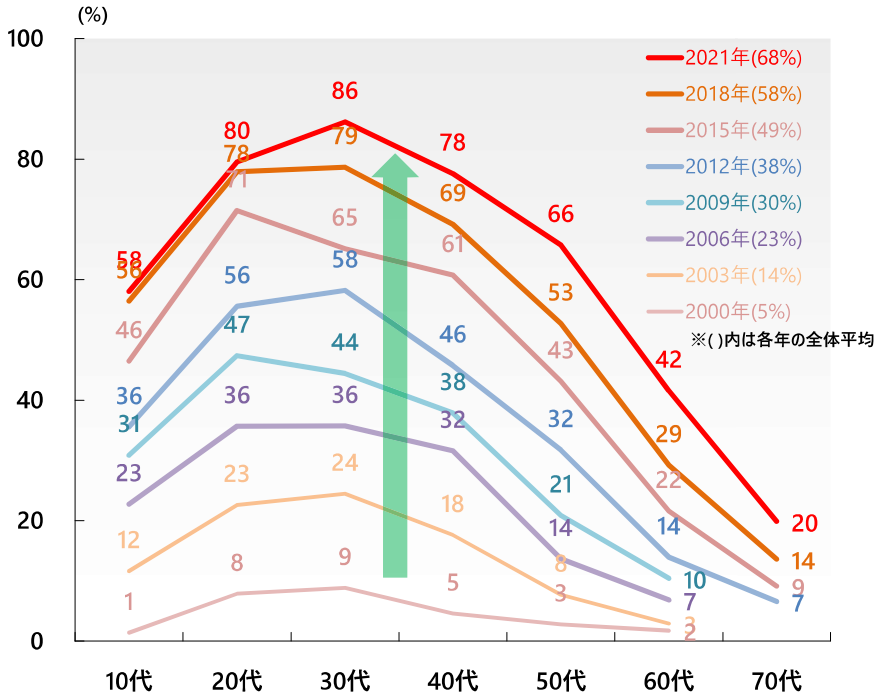

「インターネットショッピング」利用者の年間平均利用回数の推移

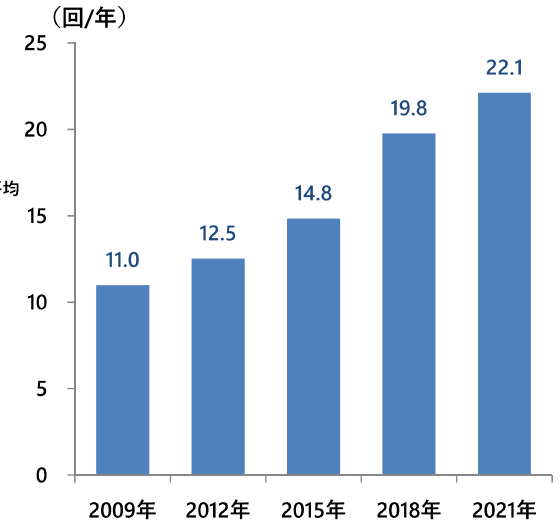

※2000～2006年調査は「パソコンを使って商品・サービスの発注をしたことがある人」の割合、2009年～2015年調査は「インターネットショッピング利用者の割合」（それぞれ1年間で利用した割合）

出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（2000年、2003年、2006年、2009年、2012年、2015年、2018年、2021年）Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI

1. 生活者の変化 －社会・時代の変化とコロナ禍の影響－

インターネット利用に対するポジティブな考えとして、「生活に利便性・快適さをもたらす」が継続して伸長。「インターネットなしの生活は考えられない」など、生活浸透が進んでいる。

インターネット利用に対する考え（ポジティブ面）の回答割合の推移（複数回答）

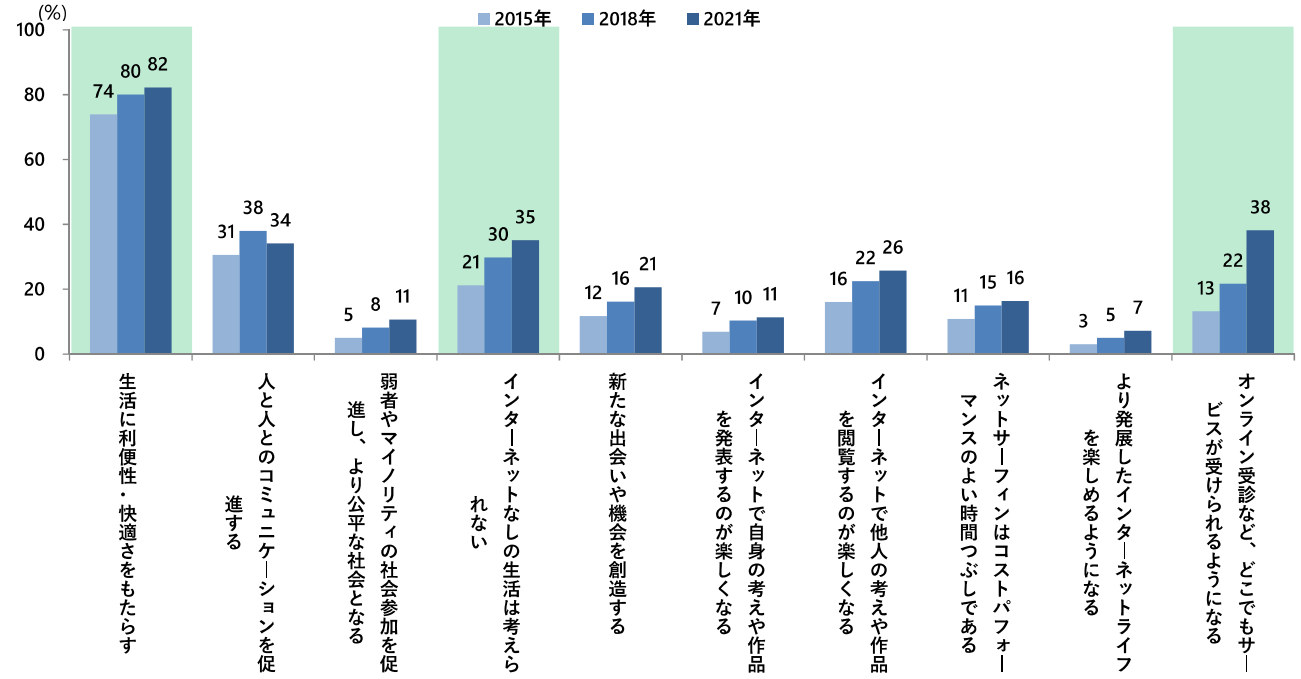

出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（2015年、2018年、2021年）

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

2. 生活者のメディア利用行動　5)ネット社会の功罪

一方で、インターネット利用に対するネガティブな考えとして、個人情報漏洩への不安や、匿名であることから差別等につながるとの意識が上昇している。フェイクニュースへの不安も強い。

インターネット利用に対する考え（ネガティブ面）の回答割合の推移（複数回答）

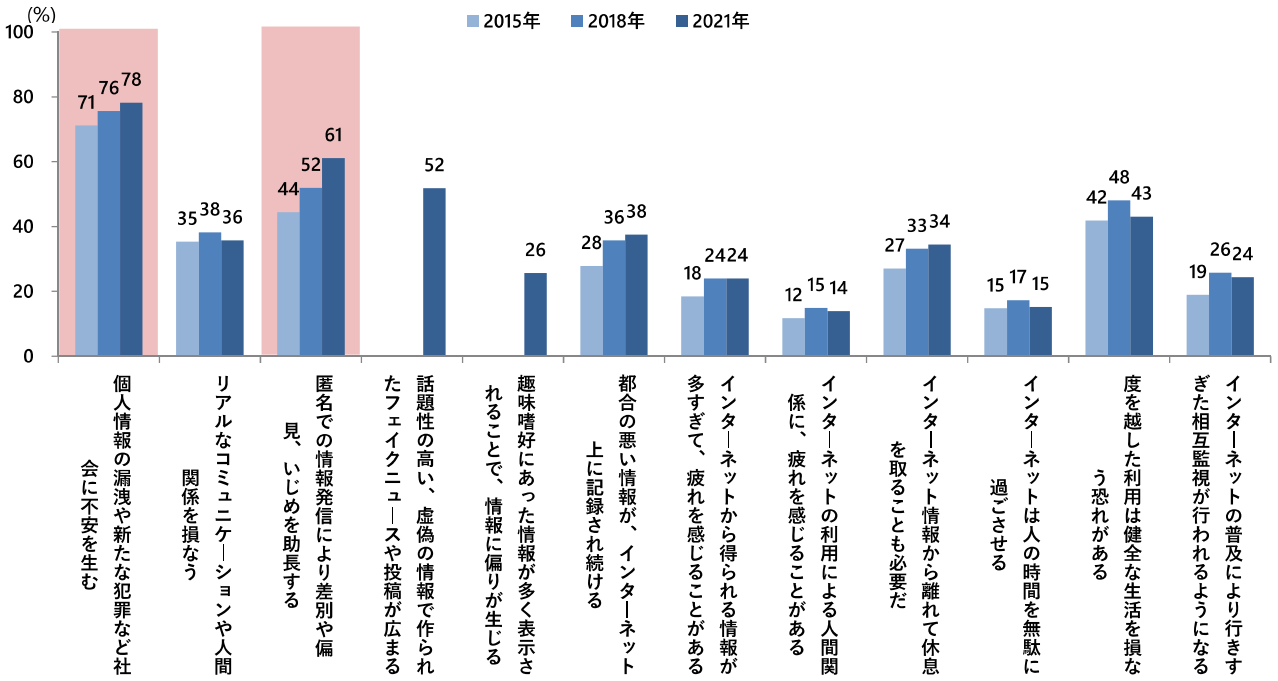

出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（2015年、2018年、2021年）

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

2. 進むテレビ視聴からネット利用への流れ

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI

テレビの視聴時間は、特に若年層を中心に大きく減少。
一方、インターネットを利用する時間はさらに伸びている。
特に、2021年では中高年層の利用時間が伸長した。

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI

2. 進むテレビ視聴からネット利用への流れ　1)メディアの利用状況

テレビの視聴時間は、特に若年層を中心に大きく減少している。

1日あたりの「テレビを見ている時間」（平日）の推移

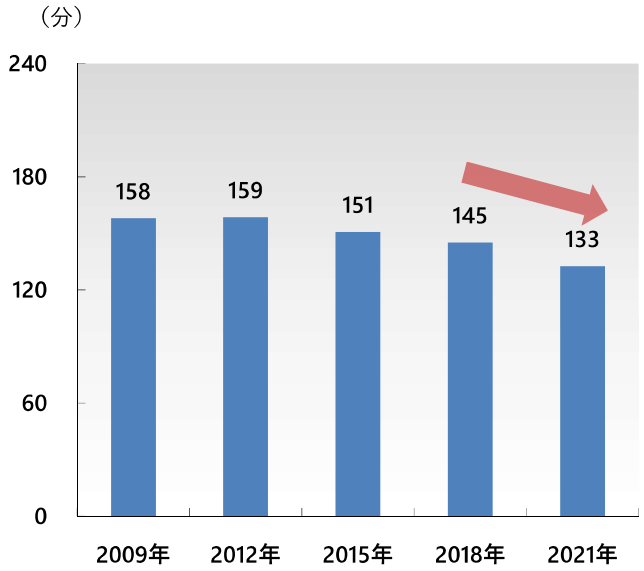

※無回答を除外して集計している

1日あたりの「テレビを見ている時間」（年代別・平日）の推移

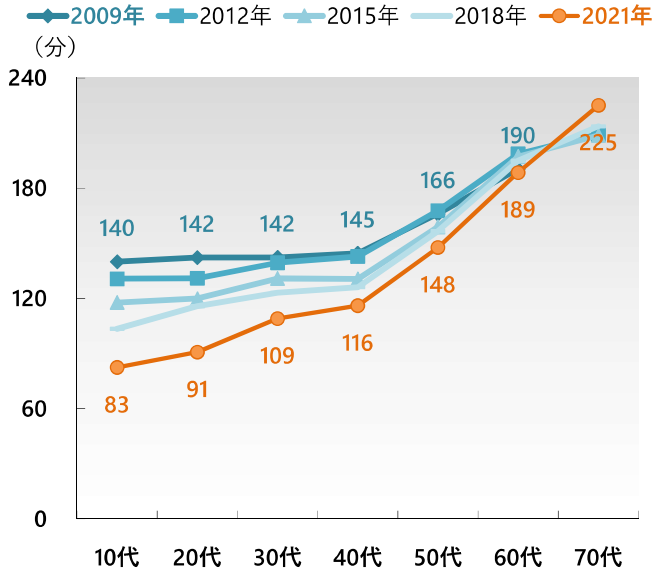

※無回答を除外して集計している

出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（2009年、2012年、2015年、2018年、2021年）Copyright (C)　Nomura Research Institute, Ltd.　All rights reserved.

2. 進むテレビ視聴からネット利用への流れ　1) メディアの利用状況

一方、インターネットを利用する時間はさらに伸びている。特に若年層を中心に利用時間は2018年まで急増を続けていたが、2021年では中高年層の利用時間も伸びている。

1日あたりの「インターネットを利用している時間（仕事での利用を除く）」（平日）の推移

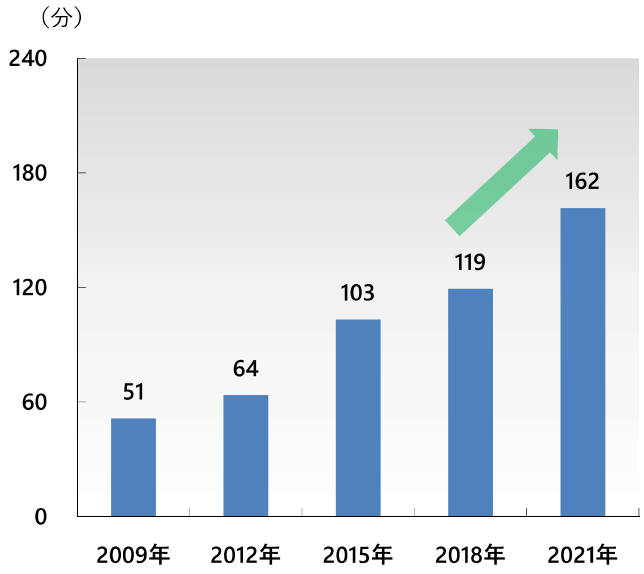

※無回答を除外して集計している

1日あたりの「インターネットを利用している時間（仕事での利用を除く）」（年代別・平日）の推移

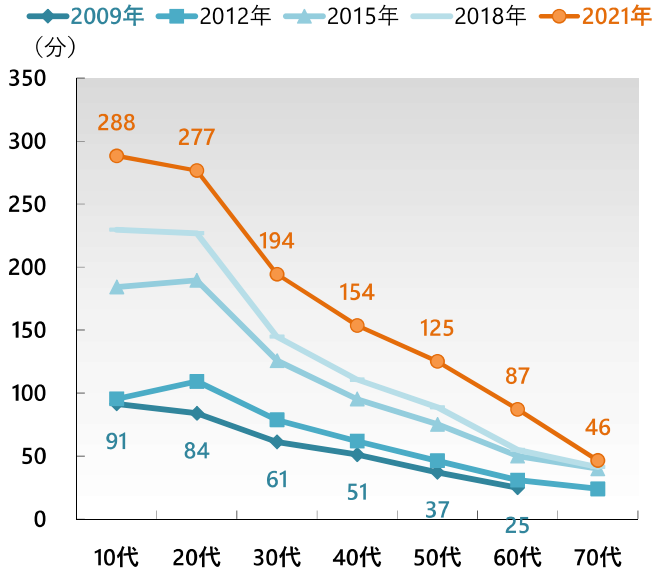

※無回答を除外して集計している

出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（2009年、2012年、2015年、2018年、2021年）Copyright (C)　Nomura Research Institute, Ltd.　All rights reserved.

2. 進むテレビ視聴からネット利用への流れ　1) メディアの利用状況【参考】月次データの推移

コロナ期に入り、テレビの視聴時間は増えていたが、直近で2019年水準に戻った。

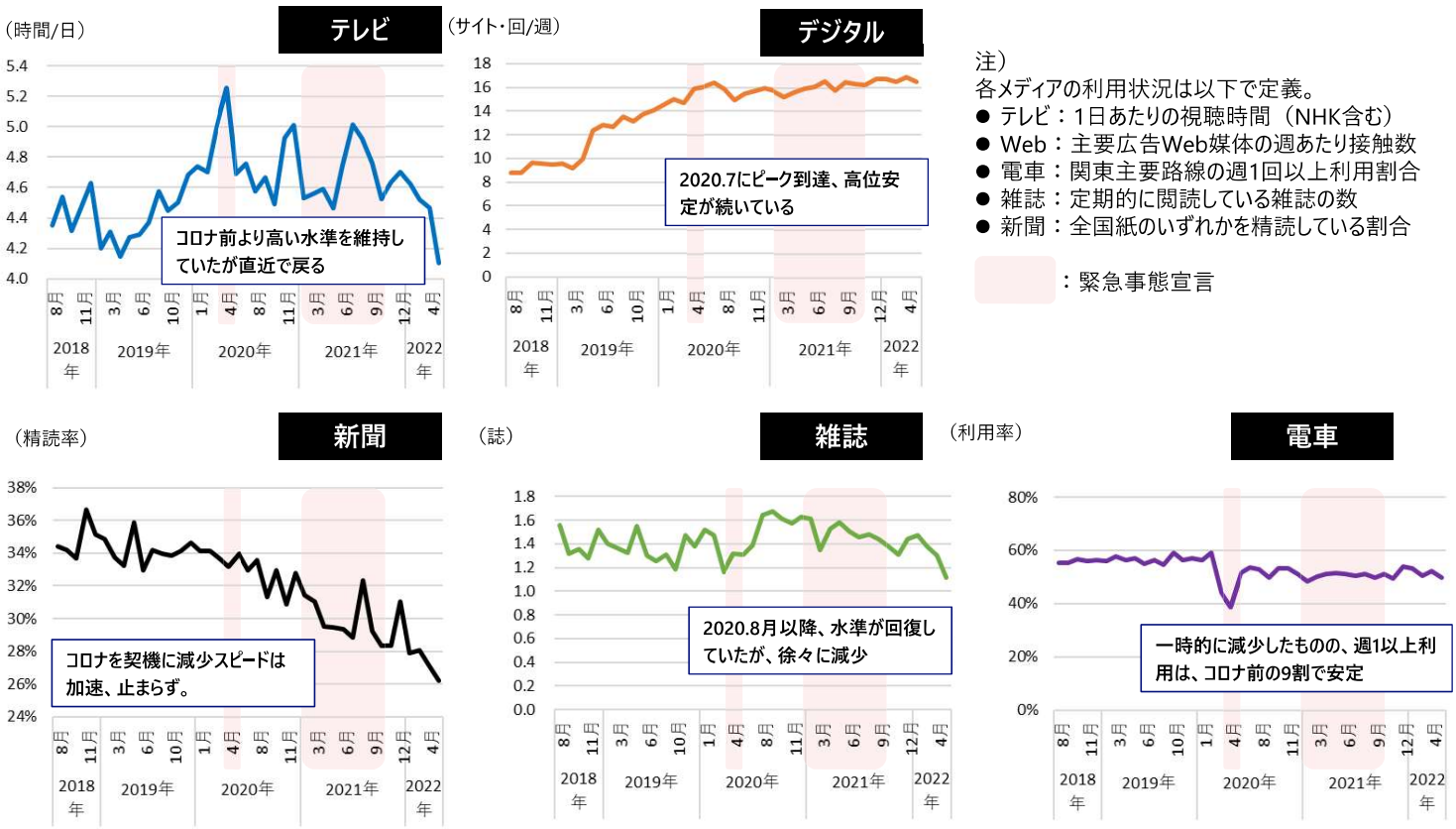

注）
各メディアの利用状況は以下で定義。
- テレビ：1日あたりの視聴時間（NHK含む）
- Web：主要広告Web媒体の週あたり接触数
- 電車：関東主要路線の週1回以上利用割合
- 雑誌：定期的に閲読している雑誌の数
- 新聞：全国紙のいずれかを精読している割合

：緊急事態宣言

出所）NRIインサイトシグナル調査（関東男女20-60代）

Copyright (C)　Nomura Research Institute, Ltd.　All rights reserved.

2. 進むテレビ視聴からネット利用への流れ　1) メディアの利用状況

NHKや民放をよく見る層は2018年調査以降で大きな減少傾向に。インターネット（スマホ）は増加が飽和していたが、今回再び大きく伸長。インターネット（パソコン）は下げ止まった。

現在、よく見るメディアの推移

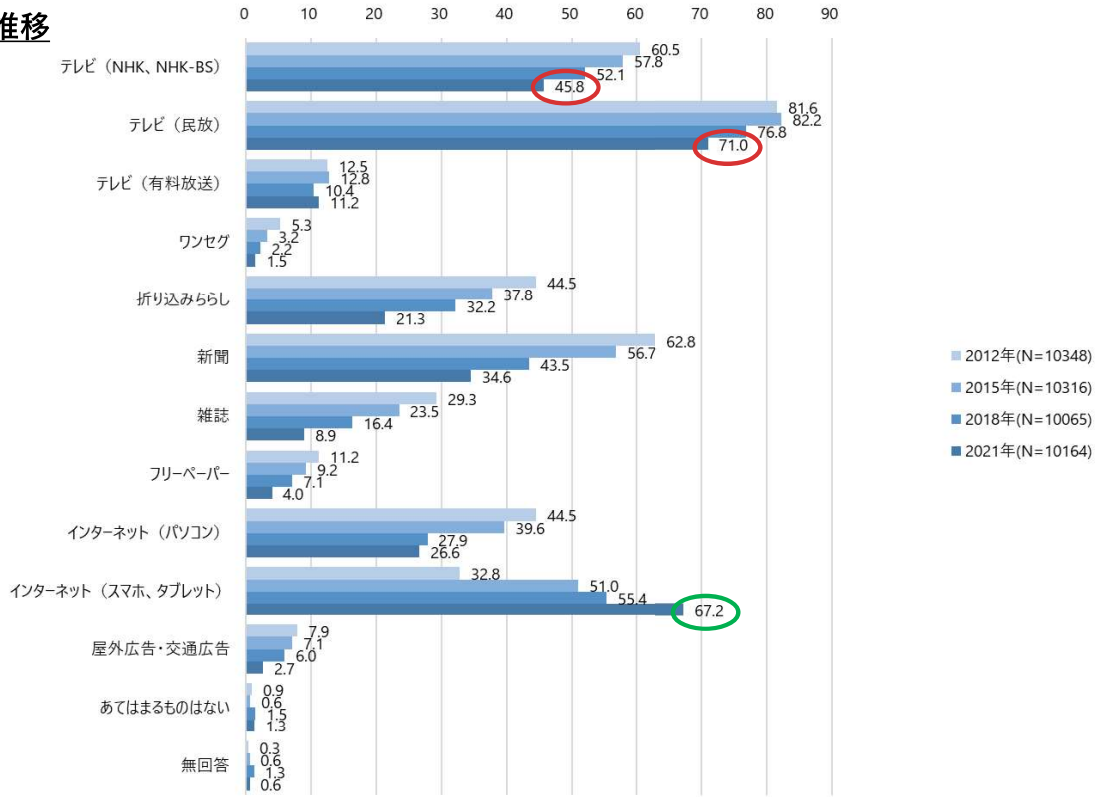

出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（2012年、2015年、2018年、2021年）

Copyright (C)　Nomura Research Institute, Ltd.　All rights reserved.

2. 進むテレビ視聴からネット利用への流れ　1) メディアの利用状況

NHK、民放ともに2021年にかけて減少傾向。特に2018年から2021年にかけての減少が大きい。年代別では男女とも若年層ほど減少が顕著。

性年代別・NHKをよく見る人の割合の推移(%)

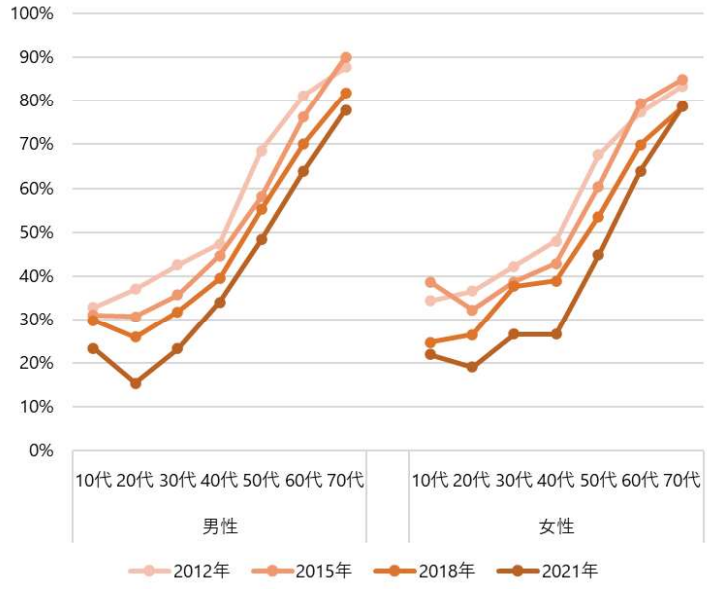

性年代別・民放をよく見る人の割合の推移(%)

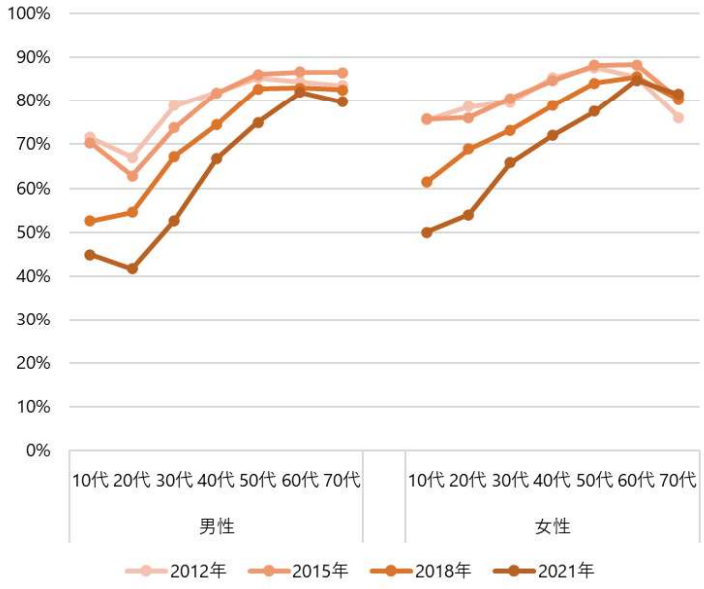

出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（2012年、2015年、2018年、2021年）

Copyright (C)　Nomura Research Institute, Ltd.　All rights reserved.

2. 進むテレビ視聴からネット利用への流れ　1) メディアの利用状況

PCは、女性を中心とした若年層において減少していたが、2021年には下げ止まった。スマホ・タブレットは全体的に増加傾向だが、特に中高年層での増加が顕著。

性年代別・インターネット（PC）をよく見る人の割合の推移

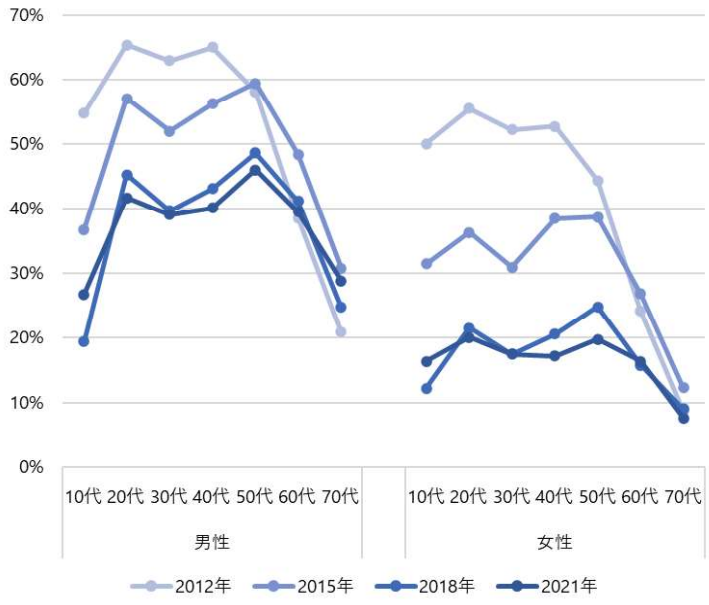

性年代別・インターネット（スマホ・タブレット）をよく見る人の割合の推移

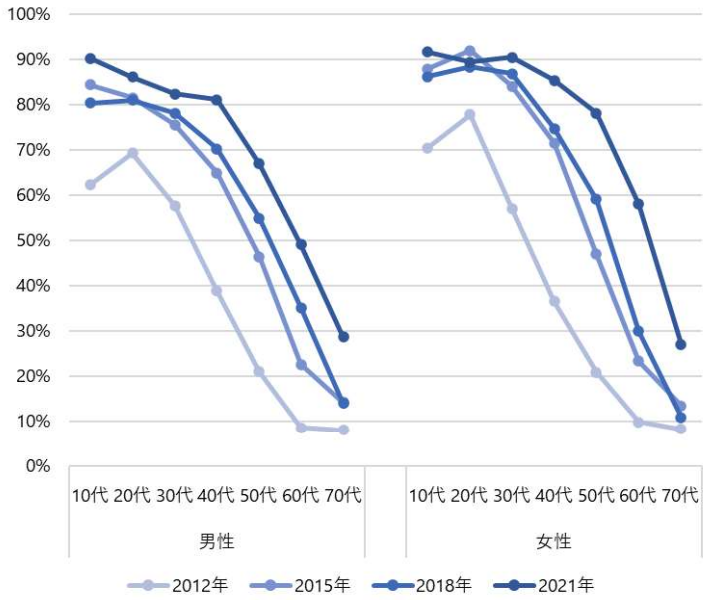

出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（2012年、2015年、2018年、2021年）

Copyright (C)　Nomura Research Institute, Ltd.　All rights reserved.

2. 進むテレビ視聴からネット利用への流れ　1) メディアの利用状況

TV×ネットの視聴パターンを見ると、TVのみ層が減少し、ネット利用層が増加。特にネットのみ層の増加が顕著。

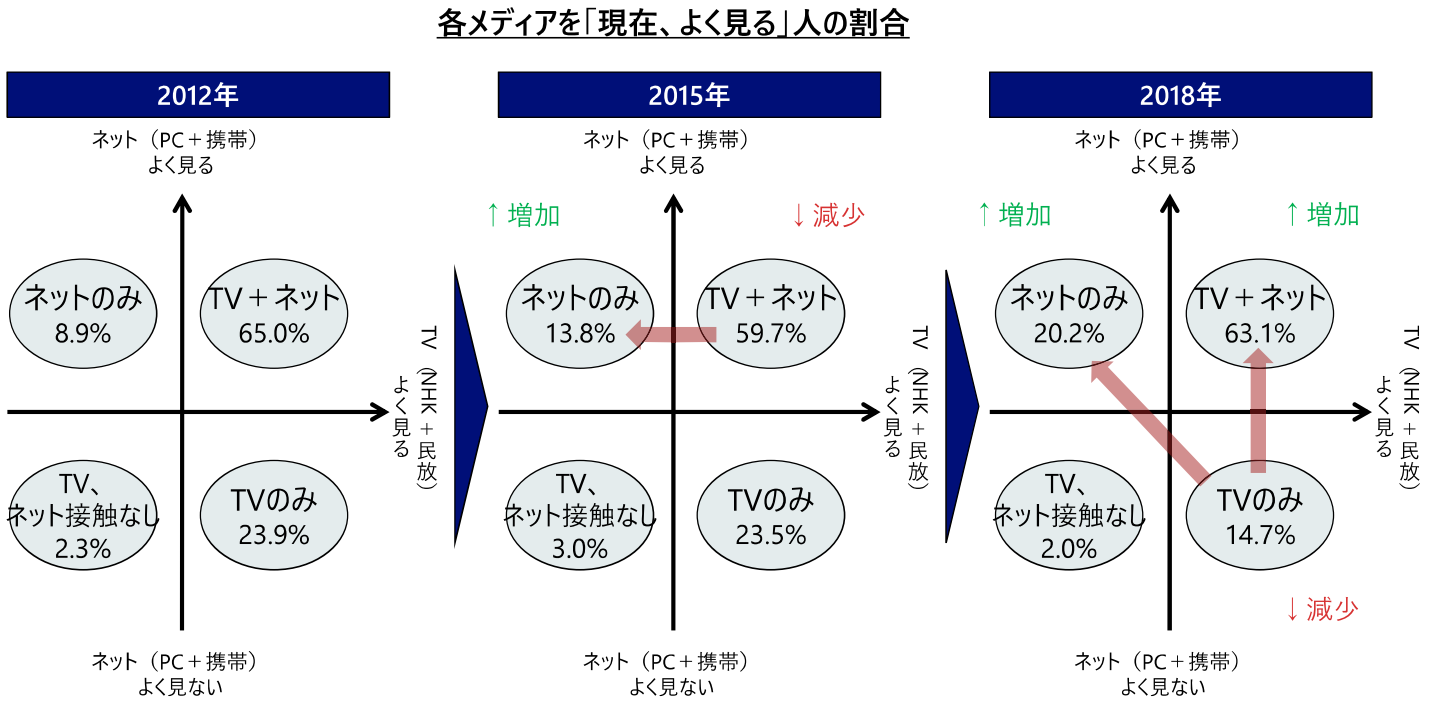

出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（2015年、2018年、2021年）　※70代を除外した60代以下。無回答を除外して集計。

Copyright (C)　Nomura Research Institute, Ltd.　All rights reserved.

2. 進むテレビ視聴からネット利用への流れ　1) メディアの利用状況

男女30代以下では2割超が、ネットのみ層。特に20代男性は50%がネットのみ層。一方、70代では男女とも、TVのみ層が過半数となっている。

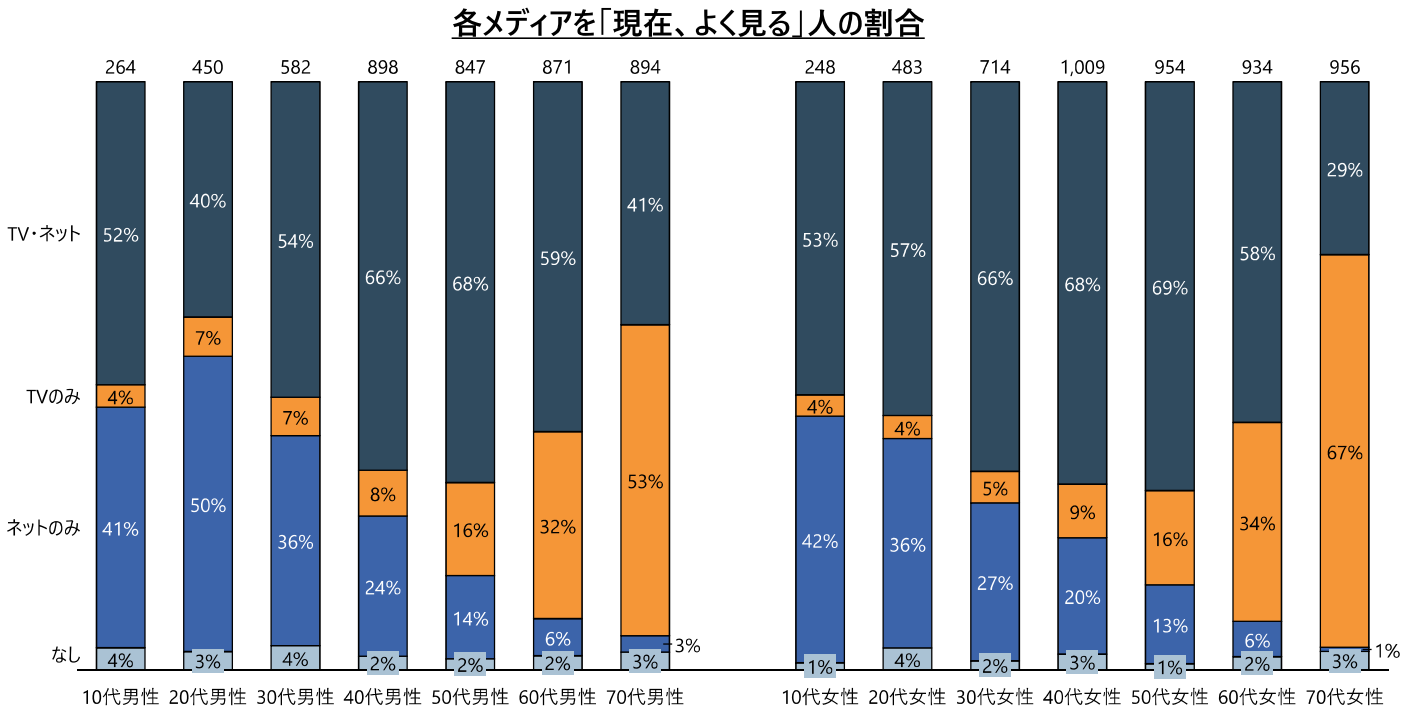

出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（2021年）

Copyright (C)　Nomura Research Institute, Ltd.　All rights reserved.

ネットのみ層は、SNS等インターネットサービスを毎日利用する人が多い。インターネットサービスでニュースや動画を閲覧したり、ゲームで暇つぶしをしたりしていると想定される。

「現在、よく見る」メディアパターン別、SNS等インターネットサービスを毎日利用する人の割合（%）

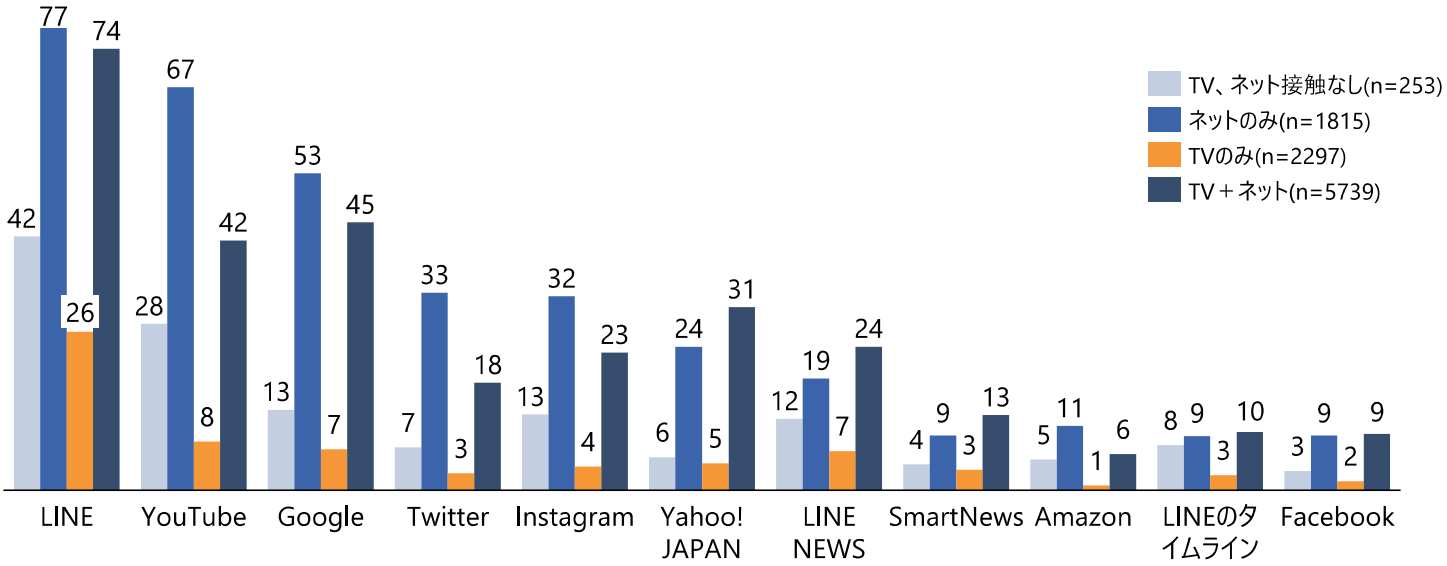

出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（2021年）

Copyright (C)　Nomura Research Institute, Ltd.　All rights reserved.

モバイル端末の普及が、テレビからネットへの動きを加速。
特にモバイル端末は中高年層で急速に普及。
その背景に、第1部で見たコロナ禍のデジタルレジャー、ネットショッピングの伸長がある。

Copyright (C)　Nomura Research Institute, Ltd.　All rights reserved.

2. 進むテレビ視聴からネット利用への流れ　2) モバイル端末の普及

従来型携帯電話の利用率はさらに減少。スマートフォンは70代まで含めた生活者全体で8割を超えた。デスクトップPCも減少し、端末のポータブル化が進むが、タブレットはやや飽和。

情報端末の利用状況の推移（自分で自由に使えるもの、複数回答）

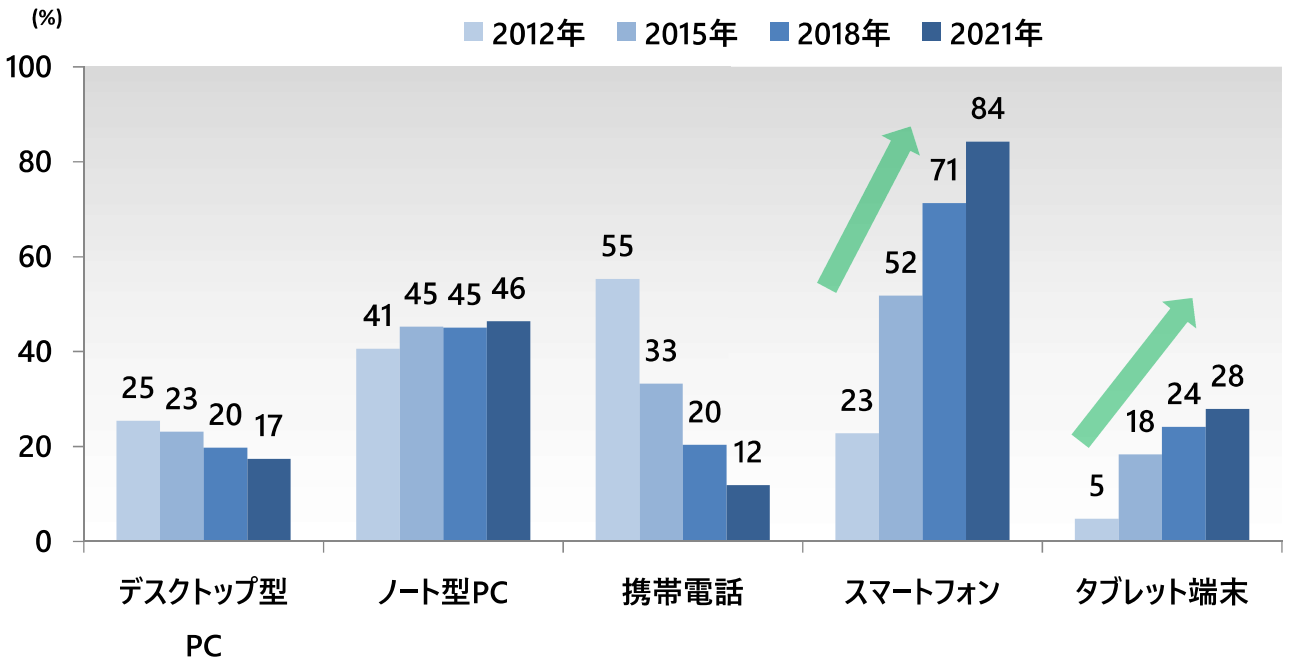

出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（2012年、2015年、2018年、2021年）Copyright (C)　Nomura Research Institute, Ltd.　All rights reserved.

2. 進むテレビ視聴からネット利用への流れ　2) モバイル端末の普及

スマートフォンの普及が50代において9割程度、70代でも半数以上に達し、中高年層で急速に普及が進んでいる。

男女・年代別情報端末の利用状況（自分で自由に使えるもの、複数回答）

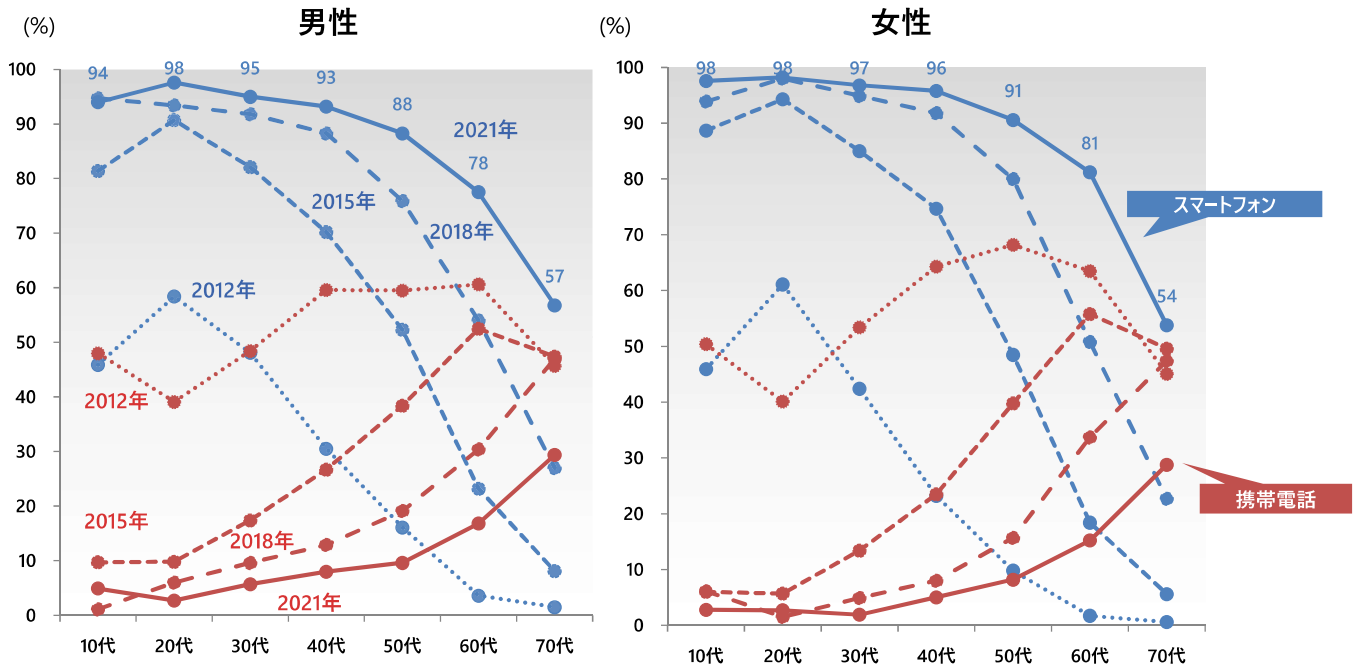

出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（2012年、2015年、2018年、2021年）Copyright (C)　Nomura Research Institute, Ltd.　All rights reserved.

2. 進むテレビ視聴からネット利用への流れ　2) モバイル端末の普及

ネットショッピングは2015年⇒2018年では特に10代～30代の若年層における利用頻度が大きく伸びたが、2018年⇒2021年では30代～50代以上の中年層が大きく伸びている。

「インターネットショッピング」利用者の年間平均利用回数の推移（年代別）

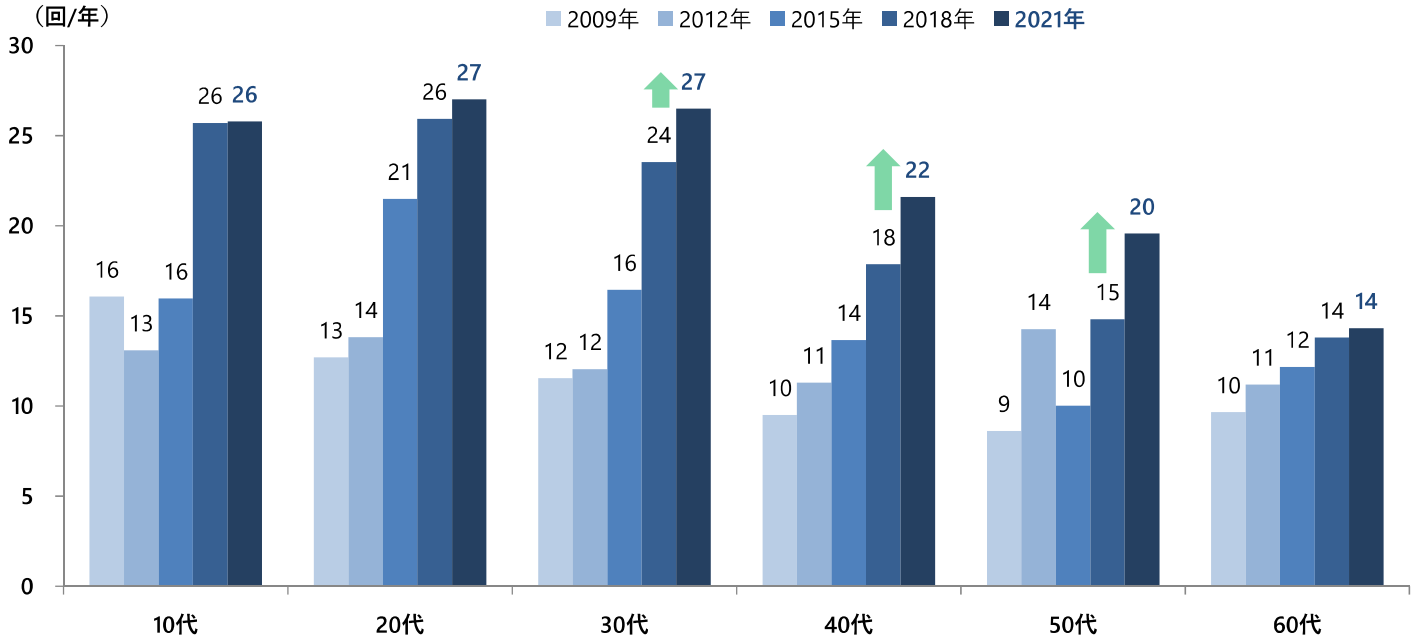

出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（2009年、2012年、2015年、2018年、2021年）

Copyright (C)　Nomura Research Institute, Ltd.　All rights reserved.

2. 進むテレビ視聴からネット利用への流れ　3) 放送のネット進出の状況

放送事業者のネット進出（テレビ番組のネット視聴）も若年層を中心に受け入れられつつある。
もっとも、ネットでの主役は依然動画配信でありテレビのネット視聴が浸透するかは未知数。

Copyright (C)　Nomura Research Institute, Ltd.　All rights reserved.

2. 進むテレビ視聴からネット利用への流れ　3) 放送のネット進出の状況

スマートフォンでは情報収集からコミュニケーション、ゲームや動画視聴などの余暇活動、金融関連まで幅広く、さらに多くの人に行われている。動画配信サービスもスマホで楽しまれるように。

インターネットの利用状況（利用端末別、複数回答）

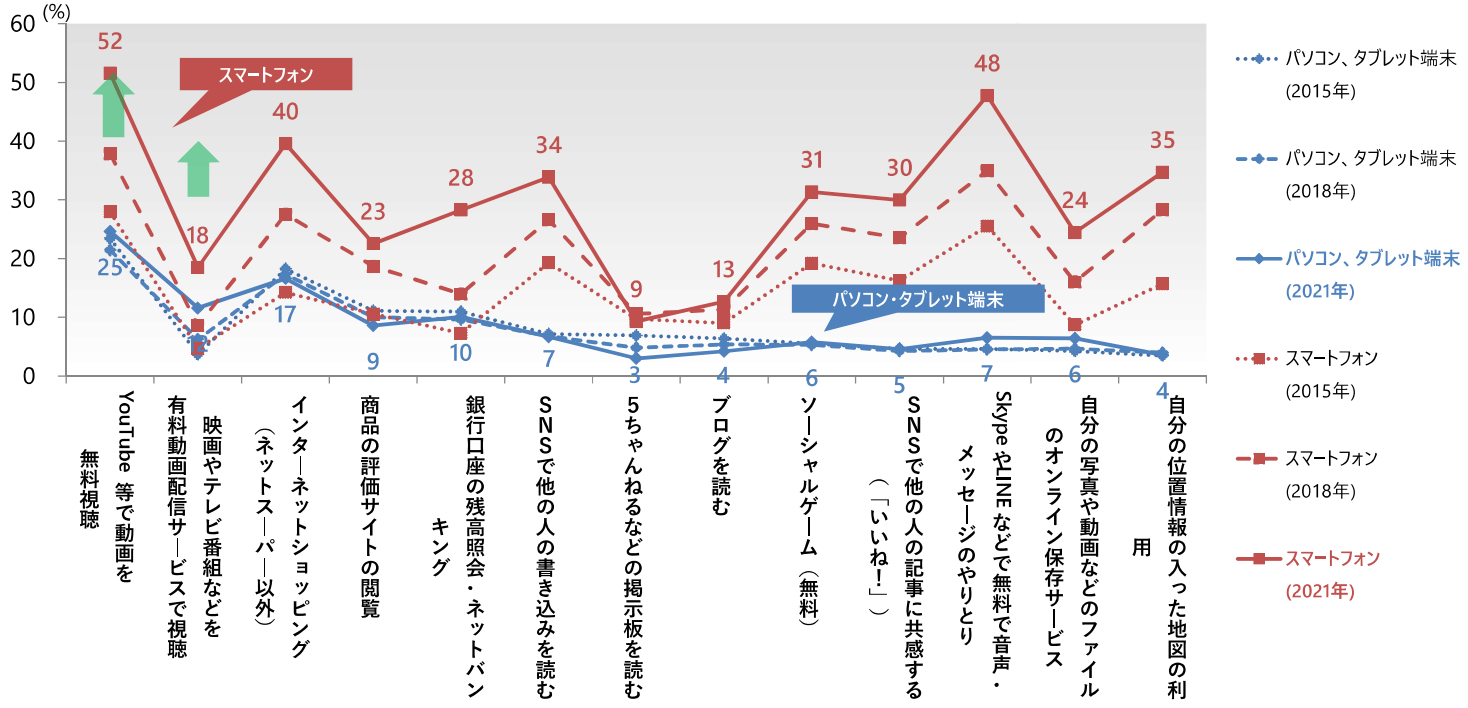

出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（2015年、2018年、2021年）

Copyright (C)　Nomura Research Institute, Ltd.　All rights reserved.

2. 進むテレビ視聴からネット利用への流れ　3) 放送のネット進出の状況

有料動画配信サービスの利用者比率は2020年3月から5月の2か月間（初回の緊急事態宣言が発令されたタイミング）で、過去2年間の2倍にあたる利用増が実現された。

コロナ禍前後におけるインターネットの利用状況（複数回答）

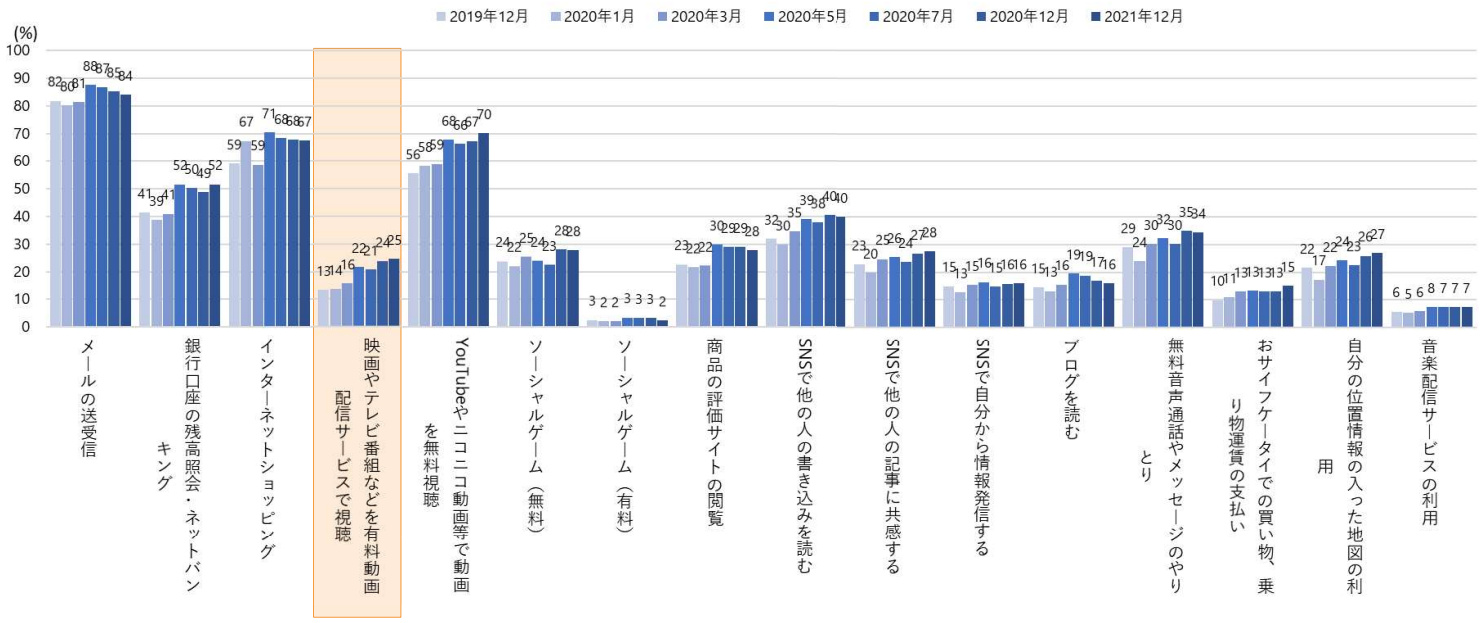

出所）NRI「生活者年末ネット2019年12月、2020年12月）、NRI「日常生活に関する調査」（2020年1月）、NRI「新型コロナウイルス感染拡大による影響調査」（2020年3月、2020年5月、2020年7月）

Copyright (C)　Nomura Research Institute, Ltd.　All rights reserved.

Tver、ABEMA等、ネットサービスに放送事業者も進出しているものの、利用率は現時点ではYouTubeなどと比べて限定的。

週1回以上利用するSNS等インターネットサービス

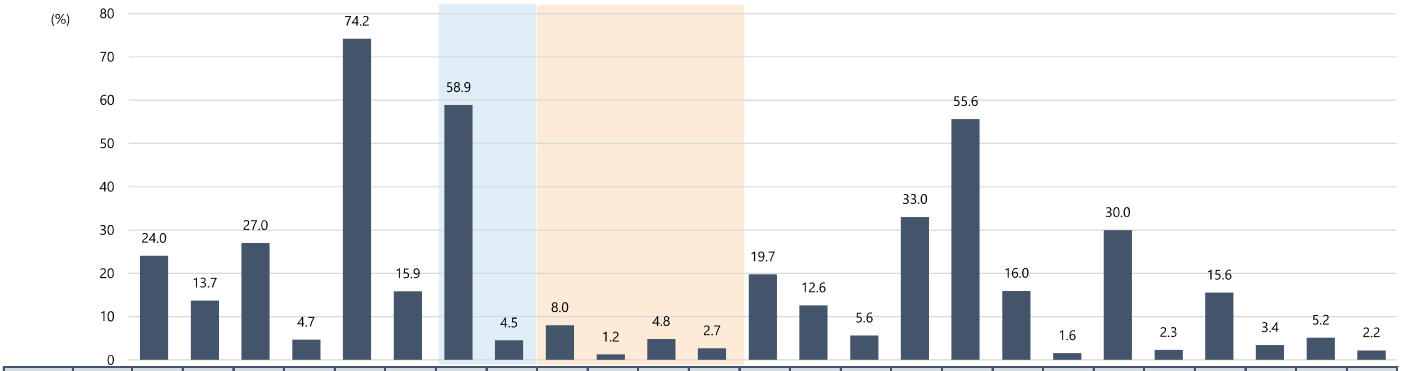

	N	Twitter	Facebook	Instagram	Ameba（アメブロ）	LINE	LINEのタイムライン	YouTube	ニコニコ動画	TVer	Paravi（パラビ）	ABEMA	GYAO!	Amazon	楽天	Yahoo!ショッピング	Yahoo!JAPAN	Google	SmartNews	NewsPicks	LINE NEWS	@cosme	クックパッド	価格.com	食べログ	dマガジン
全体	10164	24.0	13.7	27.0	4.7	74.2	15.9	58.9	4.5	8.0	1.2	4.8	2.7	19.7	12.6	5.6	33.0	55.6	16.0	1.6	30.0	2.3	15.6	3.4	5.2	2.2
10代	515	62.3	8.2	67.8	4.7	93.4	22.7	94.0	12.8	15.0	3.9	16.9	6.4	22.3	8.5	3.7	20.4	76.9	10.1	2.1	38.6	4.5	3.5	2.3	3.1	2.3
20代	938	70.5	14.8	62.3	4.2	94.1	20.8	91.5	14.1	14.2	3.8	11.3	3.4	34.2	18.2	6.6	27.9	76.3	12.6	3.2	41.0	6.8	14.6	3.6	7.5	2.7
30代	1302	39.4	25.3	47.7	7.8	92.2	20.8	83.3	7.1	11.8	1.1	6.4	2.4	31.6	21.1	7.3	44.9	72.8	17.1	2.3	39.7	4.4	25.3	5.3	5.8	2.5
40代	1915	25.1	17.7	32.3	8.3	89.2	20.3	73.5	3.9	10.6	1.2	5.4	3.6	25.5	18.2	9.0	49.3	69.6	18.6	2.1	39.5	2.8	23.4	5.3	6.6	2.8
50代	1813	18.1	17.9	22.2	5.9	83.2	19.3	62.2	3.0	9.1	1.2	3.1	3.1	22.0	14.4	6.9	43.1	63.3	22.1	1.6	34.0	1.5	18.7	3.8	6.4	3.0
60代	1814	5.8	8.9	7.7	2.0	63.7	11.7	39.3	1.4	3.4	0.4	2.2	2.4	11.5	7.6	4.5	26.0	41.8	17.6	0.6	22.6	0.4	12.5	2.7	5.6	2.0
70代	1867	1.8	3.2	1.6	0.5	32.2	4.2	16.6	0.7	1.2	0.3	0.9	0.5	3.5	2.4	1.0	11.2	19.1	8.2	0.4	8.7	0.0	4.4	0.7	1.0	0.6

※網掛けルール：緑…全体の割合より5％以上大きいセル、赤…全体の割合より5％以上小さいセル
出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（2021年）

Copyright (C)　Nomura Research Institute, Ltd.　All rights reserved.

TVerはNetflixに、ABEMAはHuluに近い規模を獲得しているが、先駆者であるAmazon プライム・ビデオの規模にはまだ到達できていない。

週1回以上利用する動画視聴系ネットサービス（放送系）

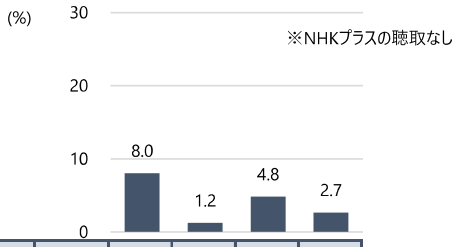

	N	TVer	Paravi（パラビ）	ABEMA	GYAO!
全体	10164	8.0	1.2	4.8	2.7
10代	515	15.0	3.9	16.9	6.4
20代	938	14.2	3.8	11.3	3.4
30代	1302	11.8	1.1	6.4	2.4
40代	1915	10.6	1.2	5.4	3.6
50代	1813	9.1	1.2	3.1	3.1
60代	1814	3.4	0.4	2.2	2.4
70代	1867	1.2	0.3	0.9	0.5

現在、よく利用する動画視聴系ネットサービス（有料動画配信）

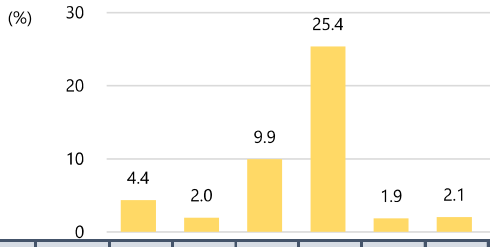

	N	Hulu	dTV	Netflix（ネットフリックス）	Amazon プライム・ビデオ	DAZN（ダゾーン）	Disney+（ディズニープラス）
全体	10164	4.4	2.0	9.9	25.4	1.9	2.1
10代	515	9.1	2.5	16.1	30.3	1.9	3.7
20代	938	10.8	4.1	25.3	46.6	3.8	4.5
30代	1302	7.6	2.7	14.7	44.9	2.9	4.4
40代	1915	4.3	2.6	10.6	31.7	2.6	2.3
50代	1813	4.0	2.1	10.4	26.6	1.8	1.5
60代	1814	1.9	1.2	4.6	12.1	0.9	0.9
70代	1867	0.4	0.3	1.4	5.0	0.4	0.2

※網掛けルール：緑…全体の割合より5％以上大きいセル、赤…全体の割合より5％以上小さいセル　出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（2021年）

Copyright (C)　Nomura Research Institute, Ltd.　All rights reserved.

広告主もテレビ（放送）からネットへシフト。
生活者もネットを情報源とする傾向が高まっているが、
テレビをはじめとするマスメディアは
高齢層には依然として訴求力を維持。
ただし、世代交代が進めば厳しい局面に。

Copyright (C)　Nomura Research Institute, Ltd.　All rights reserved.

購入時の情報源として、さらにマス媒体の利用は減少し、ネット（特にスマートフォン）による情報収集傾向は強まっている。

商品やサービスを購入する際に利用する情報源の推移
（複数回答）

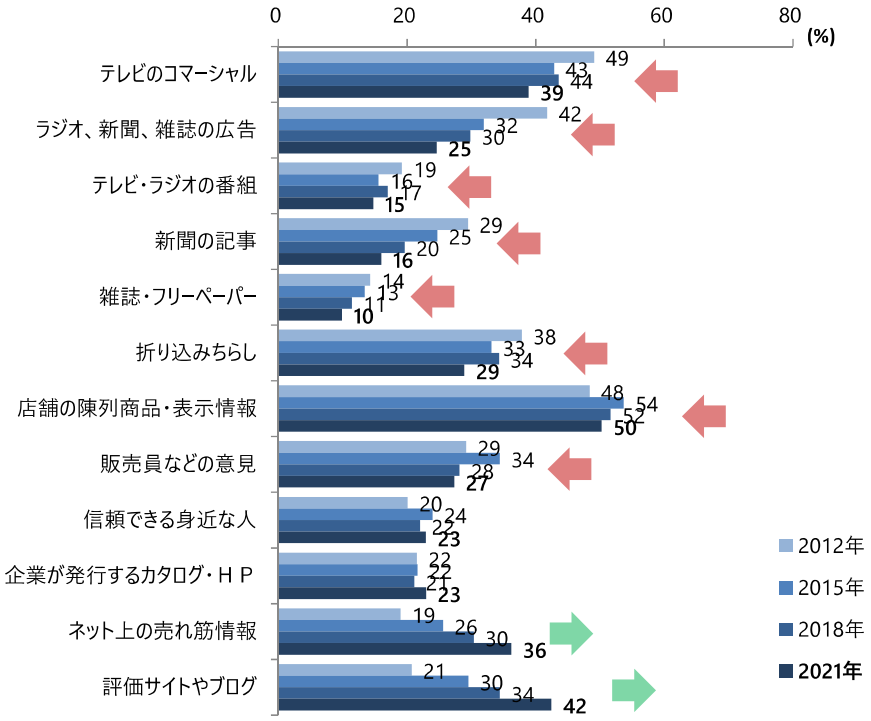

評価サイトを用いて情報収集を行う人の割合の推移
（利用機器別、複数回答）

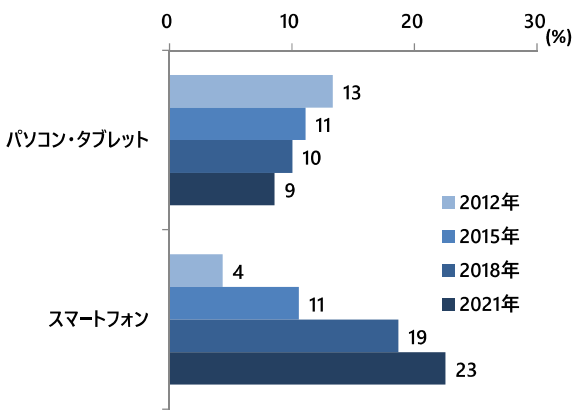

（：減少、：増加）

出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（2012年、2015年、2018年、2021年）

参考-26

Copyright (C)　Nomura Research Institute, Ltd.　All rights reserved.

コロナ禍において、生活者のデジタル活用は進み、シニアにおいてもネット情報収集は増加した。ただし、シニアにとってはテレビCMや店頭情報は維持もしくは増加であり、重要な情報源。

商品やサービスを購入する際に利用する情報源の推移（年代別、複数回答）

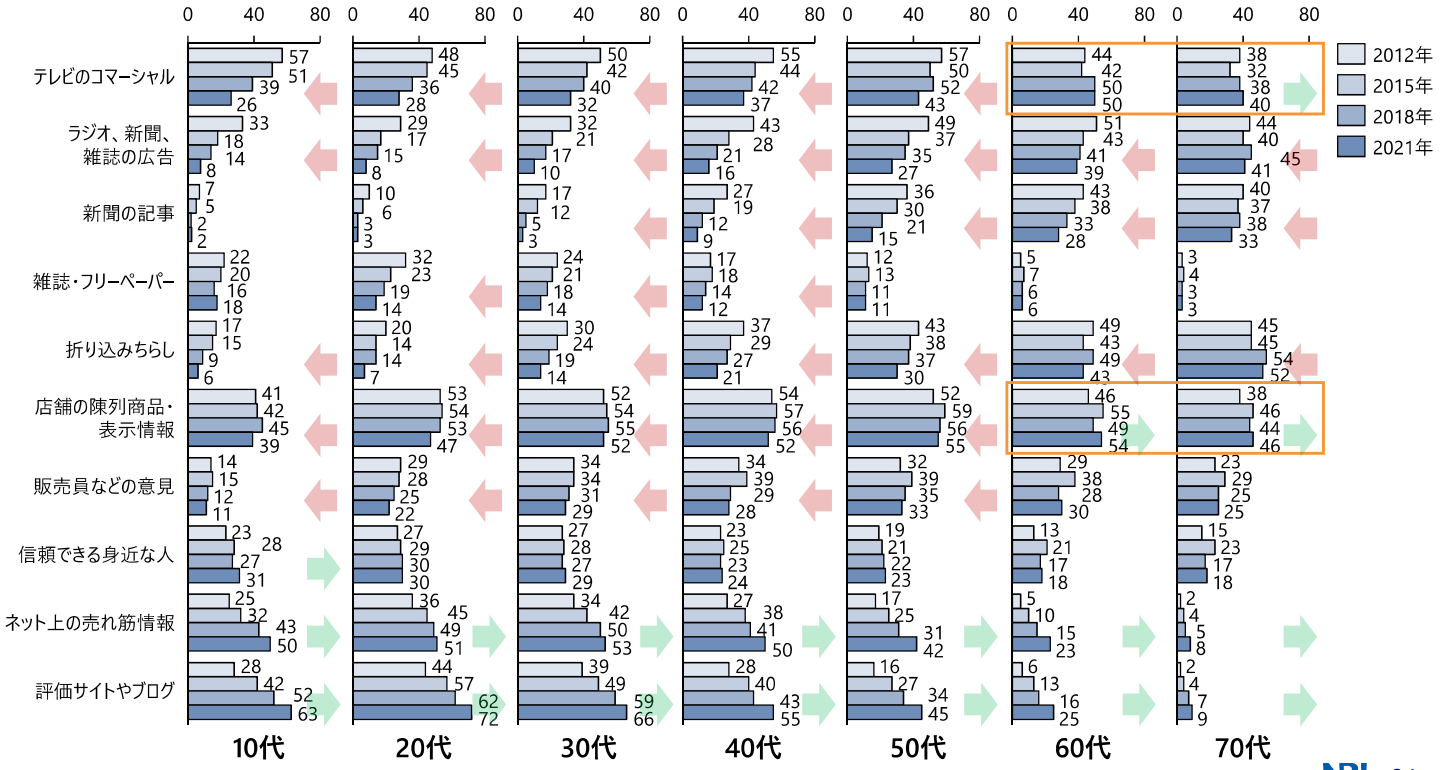

出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（2012年、2015年、2018年、2021年）

Copyright (C)　Nomura Research Institute, Ltd.　All rights reserved.

参考資料

1万人調査の質問項目と時系列データについて

Copyright (C)　Nomura Research Institute, Ltd.　All rights reserved.

質問項目

調査の全体像（主な質問項目）

分　野	質問項目
生活価値観	日常生活における考え方（個人意識、社会貢献意識など）
	組織・機関、職業に対する信頼度
	生きがいのウエイト（家族、地域、仕事、趣味）
コミュニケーション	人との付き合い（配偶者、親、子、隣近所など）
	親子関係、夫婦関係、地域関係に対する意識
居住	持ち家の形態
	持ち家志向
	今後の住まいに対する意向
	理想の暮らし方
就労スタイル	就労状況、勤務先の業種・従業員規模など
	仕事内容、仕事上の立場
	勤務先への信頼感
	就労意識
消費価値観	消費に対する意識（価格、品質、利便性、メーカー志向等）
	今後積極的にお金を使いたい分野
	消費の際の情報活用をめぐる考え方

分　野	質問項目
消費実態	世帯、個人で保有している商品、購入したい商品
	利用しているサービス
	利用しているチャネルと頻度
	商品に関する情報源（テレビ、インターネットなど）
	自動車の保有台数
	ポイント制度の利用状況
余暇・レジャー	今後増やしたい時間
	趣味・スポーツ
	海外旅行・海外出張・海外生活の経験
	インターネットの利用状況（頻度、利用サービスなど）
生活全般、生活設計	景気、収入等の見通し、今後の生活設計上の収入の前提
	直面している不安や悩み（健康、雇用、治安、社会制度など）
	保有している金融商品、投資に対する考え方など
	生活満足度
	幸福度
	世間一般からみた自分の生活レベル（上、中、下）

Copyright (C)　Nomura Research Institute, Ltd.　All rights reserved.

質問項目

日本人の平均像の推移（NRI「生活者１万人アンケート調査」結果の時系列変化）

財産・金融（%）	97年	00年	03年	06年	09年	12年	15年	18年	21年
平均世帯年収（万円）	713	654	614	596	595	583	645	668	678
平均個人年収（万円）	288	257	249	236	253	239	272	285	300
平均世帯貯蓄額（万円）	859	853	818	827	896	926	1014	1015	1033
持ち家率	77.1	78.0	77.4	77.3	78.7	79.1	81.2	81.7	80.8
自動車保有率	86.3	88.6	89.2	90.0	89.6	88.4	90.0	90.2	89.9
不動産相続率（既+見込み）	43.0	46.4	54.8	55.0	52.2	53.9	56.4	57.0	56.6

インターネット接触（%）	97年	00年	03年	06年	09年	12年	15年	18年	21年
インターネット利用率	3.6	27.3	53.1	64.2	83.3	90.0	93.7	96.6	97.4
電子メールの送受信	-	19.5	44.5	52.6	79.3	82.7	85.6	90.2	90.7
インターネットショッピング	-	4.8	13.8	23.3	30.4	38.0	48.5	58.2	67.5
ネットバンキング	-	-	-	-	-	14.5	19.0	24.3	39.7
株式オンライントレード	-	-	-	-	-	4.8	7.2	9.2	12.4
位置情報を活用した地図利用	-	-	-	-	-	13.3	21.4	34.3	40.6

直面している不安（%）	97年	00年	03年	06年	09年	12年	15年	18年	21年
自分の健康	51.1	50.4	52.0	55.4	52.4	51.4	49.4	53.0	53.1
雇用、失業	9.9	16.8	20.5	16.5	22.6	19.2	14.2	13.7	14.6
社会保障制度の破たん	-	26.8	28.7	26.6	24.3	22.7	21.4	21.1	18.6
増税、社会保険料増加	39.5	25.5	30.3	33.0	28.8	28.8	27.7	29.0	26.5
治安悪化、犯罪増加	19.3	28.0	27.7	25.8	17.9	12.1	15.2	11.9	11.5
自然災害	22.0	15.4	22.7	33.4	28.2	38.2	33.5	42.6	37.0

商品保有率（%）	97年	00年	03年	06年	09年	12年	15年	18年	21年
パソコン	26.2	43.4	62.7	70.2	77.0	80.7	80.5	80.6	80.4
ファックス	24.5	38.9	48.2	57.1	59.0	57.0	53.8	47.4	39.3
携帯電話（含PHS、スマートフォン）	21.8	45.8	71.3	82.9	89.7	80.2	86.1	92.0	96.2
カメラ	85.3	79.7	74.2	61.6	-	-	-	-	-
デジタルカメラ（コンパクト、一眼）	3.1	11.0	36.3	56.4	67.9	70.9	67.3	62.6	54.7
DVD機器	0.7	2.5	27.2	58.3	61.7	60.6	59.0	55.1	52.2
ブルーレイレコーダー	-	-	-	-	8.1	39.7	48.8	53.9	56.0
食器洗浄機	9.2	12.9	16.1	22.2	26.5	29.4	34.2	35.7	37.6

趣味・余暇（%）	97年	00年	03年	06年	09年	12年	15年	18年	21年
園芸、庭いじり	24.0	28.0	27.5	24.0	20.5	20.3	14.8	13.7	15.0
読書	19.0	20.9	22.8	22.5	21.9	19.5	19.6	20.2	19.6
カラオケ	17.0	11.8	13.8	14.2	11.5	12.1	11.9	12.0	7.7
グルメ、食べ歩き	15.0	13.7	19.4	20.8	20.4	21.2	24.1	29.1	24.9
ドライブ	18.6	21.0	20.3	21.5	19.6	17.5	17.2	18.3	20.4
国内旅行	12.7	13.7	17.0	17.7	14.9	17.2	17.4	19.8	15.3
海外旅行経験(1年間)	18.8	23.9	23.2	23.9	22.3	22.6	17.4	18.5	7.6
ペットを飼っている割合	-	-	44.8	46.8	44.8	42.4	40.9	38.1	37.3

生活（%）	97年	00年	03年	06年	09年	12年	15年	18年	21年
生活程度（中の中）	53.8	53.1	53.1	49.7	52.1	52.4	53.6	54.6	56.1
現在の生活に満足	71.7	71.1	70.6	72.0	68.5	73.1	75.8	76.3	78.3
生きがいは「家族」	20.0	25.3	23.8	22.9	24.2	26.0	23.5	22.2	25.6
「景気」はよくなる	7.8	13.7	8.4	18.4	11.6	5.7	11.6	12.2	9.0
「家庭収入」はよくなる	8.9	9.0	6.1	9.8	6.5	6.9	10.0	10.7	7.4
今以上の収入を前提	24.4	22.5	18.6	20.6	16.4	14.4	15.8	18.6	14.2
転職経験	46.9	42.5	52.6	52.9	54.7	54.7	56.1	56.4	59.5
離婚率（離別状態比率）	2.2	2.7	3.7	4.5	4.6	5.3	5.5	5.7	5.7

チャネル利用（回／月）	97年	00年	03年	06年	09年	12年	15年	18年	21年
コンビニエンスストア	6.0	6.5	6.7	7.6	8.2	8.4	9.0	9.7	8.9
食品スーパー	-	9.6	10.1	9.9	9.7	9.0	9.5	9.3	9.0
百貨店・デパート	1.6	1.1	1.1	1.0	0.8	0.7	0.7	0.6	0.5
薬局・ドラッグストア	1.4	1.8	2.0	2.3	2.4	2.4	2.8	3.2	3.4
雑誌・カタログ通販	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3	0.2

◆NRI「生活者１万人アンケート調査」
（1997年、2000年、2003年、2006年、2009年、2012年、2015年、2018年、2021年）

- 対象者：全国の満15～69歳の男女個人。2012年調査から調査対象者を満15～79歳に拡大
- サンプル抽出方法：層化二段無作為抽出法
- 調査方法：訪問留置法
- 回収サンプル
  10,052人（97年）, 10,021人（00年）, 10,060人（03年）, 10,071人（06年）, 10,252人（09年）, 10,348人（12年）, 10,348人（15年）, 10,065人（18年）, 10,164人（21年）
  ※時系列でサンプル属性を合わせて比較するため、上記の2012年/2015年/2018年/2021年は満15～69歳（12年：8,821人/15年：8,718人/18年：8,431人/21年：8,297人）のデータを用いて集計

Copyright (C)　Nomura Research Institute, Ltd.　All rights reserved.

Share the Next Values!

デジタル時代における公共放送の役割と受信料制度の在り方

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会

「公共放送ワーキンググループ」（2022/10/17）

曽我部真裕（京都大学）

プロフィール

曽我部真裕（そがべまさひろ）

1974年生まれ、横浜市出身。京都大学大学院法学研究科教授（憲法・情報法）。聖光学院高等学校、京都大学法学部、同大学院法学研究科修士課程、博士課程（中退）、司法修習生（第54期）、京都大学大学院法学研究科講師、准教授を経て2013年から現職。

放送倫理・番組向上機構（BPO）放送人権委員会委員長、日本ファクトチェックセンター（JFC）運営委員長、（一社）ソーシャルメディア利用環境整備機構（SMAJ）共同代表理事、（一財）情報法制研究所（JILIS）副理事長、次世代NHKに関する専門小委員会委員長など。

『情報法概説（第2版）』（共著、弘文堂）、『憲法Ⅰ 総論・統治（第2版）』『憲法Ⅱ 人権（第2版）』（共著、日本評論社）など。

Twitter @masahirosogabe
E-mail sogabe@law.kyoto-u.ac.jp

「放送」という「場」について

技術的・政策的に設定された「視聴率」の高い「場」で、公共的な情報を国民に広く提供してきたのが「放送」。

- 放送の技術的・経済的特性
  - 技術的には、極めて多数の人々に同時に大容量（＝動画）を届けることができる。
  - 地上波を念頭におくと、「場」に数少ないチャンネルしかない上に、かつては、マスメディア以外の大量情報伝達手段がないため、実際に多くの人々が見る。
  - 広告収入の寡占→制作費も豊富となり、他ではないコンテンツが放送可能で、それが放送の視聴にもつながる。
- 公共的な情報を伝達するための政策手段（国家の介入）としての放送
  - 「放送は、憲法２１条が規定する表現の自由の保障の下で、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与するものとして、国民に広く普及されるべきものである。放送法が、『放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること」、「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」及び「放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること」という原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的として（１条）制定されたのは、上記のような放送の意義を反映したもの」（NHK受信料判決：2017年2月6日最高裁大法廷判決）

公共放送の位置づけ

放送の公共性の中核的な担い手として想定され、実際にもその役割を果たしてきたのは公共放送ではないか。

- 放送の公共性の中核的な担い手としての公共放送
  - 「放送法は、旧法下において社団法人日本放送協会のみが行っていた放送事業について、公共放送事業者と民間放送事業者とが、各々その長所を発揮するとともに、互いに他を啓もうし、各々その欠点を補い、放送により国民が十分福祉を享受することができるように図るべく、二本立て体制を採ることとした」（受信料判決）
  - 二元体制がとられているが、放送の公共性の中核的な担い手は公共放送であるNHKである。ヨーロッパ諸国などでは、民放の公共性も強調され、法制度上も一定の規律を受けているが、日本では民放に対する規律は少ない。
    - 「市民としての利益」と「消費者としての利益」との区別の必要性と、放送の公共性の核心は前者への寄与にある（次ページ参照）。

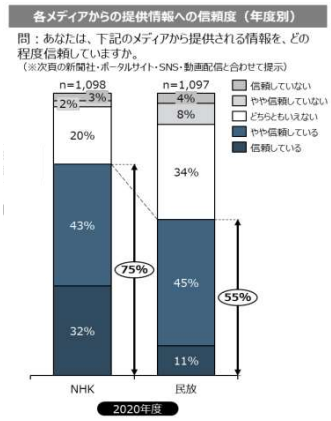

（次世代NHKに関する専門小委員会「次世代NHKに関する論点取りまとめ」（2020年）29頁）
（https://www.nhk.or.jp/info/pr/kento/assets/pdf/sub_committee_report.pdf）

（参考）市民の利益と消費者の利益との区別（英国の議論）

citizens' interestsは社会全体にもたらされる利益、consumers' interestsは個々人にとっての利益と定義できる。

	各interestsの定義	Ofcomの認識
consumers' interests（消費者の利益）	**（個人や企業としての）自分自身にとって良いこと** ➢ 一般的に消費者は、価格を下げ、選択肢を増やし、品質を改善することを望んでいる ➢ より良い選択をするために、もしくは詐欺等の不公正な行為から保護されるために、必要な情報やツールを求めている	• Ofcomの主要業務の一つに、consumers' interestsの促進も含まれている • 消費者の利益は通常、競争市場を促進することによってもたらされる • 一方、有害な行為から消費者を保護し、消費者が十分な情報に基づいた選択をするために必要な情報を確実に得るためには、市場介入も必要である
citizens' interests（市民の利益）	**すべての市民が平等で、同じ権利と責任を持つこと。人々が社会に参加するために必要なサービス、コンテンツ、スキルにアクセスでき、適切に保護されること** ➢ 市民は、投票権や国民健康保険から自由に治療を受ける権利を行使する ➢ 陪審員を務めたり、制限速度を守ったりと、責任を果たす	• Ofcomの主要業務の一つに、citizens' interestsの促進も含まれている • 社会が必要としているが、市場だけでは実現できないものが存在するならば、市場介入も必要である ➢ たとえば、高速なブロードバンド・アクセスを遠隔地含めた英国全土に普及させるには、市場が提供する以上のものを提供させる必要がある
留意点	**ただし、citizens' interestsおよびconsumers' interestsは、曖昧な時がある** ➢ 通信サービスを利用して社会に参加するためには、消費者としてこれらのサービスにアクセスする必要がある。 ➢ 携帯電話といった消費財は、聴覚障がい者がテキストメッセージを用いてコミュニケーションを取れるようになる等、障がい者の安全性の向上、ソーシャルネットワーキングの促進、社会参加の実現等に活用できる。	

次世代NHKに関する専門小委員会「検討に関する補足資料」27頁（https://www.nhk.or.jp/info/pr/kento/assets/pdf/sub_committee_hosoku.pdf）

公共放送の位置づけ　放送に期待される役割

放送制度、さらには公共放送の設営という形で国家が情報空間に介入する理由として、国民が広く共有すべき「基本的情報」の提供確保であるが、その具体的な項目としては主に下記のようなものが考えられるのではないか。

生命・身体の維持	一般の需要が高いため、放送制度がなくても情報空間に十分に提供されるとも思われるが、不正確な情報が広まるとかえって健康被害が生じる。
社会の多様性を提示し、個人の自律を助ける情報	教育情報は典型的に当てはまる。 たとえば、ドラマのようなものであっても、伝統的な男尊女卑社会の中で自律を目指す主人公の女性を描くドラマとか、性的マイノリティの葛藤を描く作品などは、当事者をエンパワーし、非当事者に社会の多様性を知らせることによって、民主主義の前提となる多様な社会や、個人の自律に寄与することになる。 もっとも、このカテゴリーの情報については幅が非常に広いため、どのようなものが過少提供になるのか、どこまで公権力の力を借りて情報空間に発信すべきなのかについては判断が難しい面もある。
「国民」の維持	国民国家としての日本という観点からすれば、国民統合のため、国民全体で共有するべき「物語」が存在することが必要だという意見もあり得る。（地域文化を含む）伝統文化のほか、ＮＨＫ番組でいえば、紅白、大河ドラマ、朝ドラ等々はこうした観点からも理解可能か。 他方で、もちろん、国民統合のための物語を公権力の手を借りて供給することの危険性を指摘する声もあるだろう。 やや異なるものとして、政治的な国民統合という観点もありうる。
民主主義の維持	典型的には（全国的、地域的な）報道番組であり、知られざる社会問題を広く知らせるドキュメンタリー等でもある。 民主主義社会において、国民が主権者としての役割を果たすことが可能になるような情報が提供される必要がある。
その他	産業政策的な観点から介入することはありうるが、これは憲法的な観点からは規範的に要請されるものではなく、表現の自由の不当な制約とならない範囲で許される

NHKのインターネット業務の今後について

- 論点例
  - a. 業務範囲と規模との決定方法
    - 最終的には国民の納得も含めた広い意味での民主政プロセス（仕組み的には法律、予算承認）。
    - 国民負担＝受信料（利用料？）の水準とも関連。
    - 総務省は、b以下の検討を経て適切な提案をすべき。
  - b. 業務範囲を考えるに当たっての考え方
    - アセットを活かす観点、情報空間の不備補完、利用者ニーズ、国民文化／国内コンテンツ確保など。
  - c. 業務範囲の規律のための仕組み
    - 放送とは異なり、インターネット上の業務は、放送類似サービスから社会実証でなされたようなものまで、さらにその他多様なため、より具体的な規律が求められる。
    - 上記考え方に基づく運用の確保や、メディアの多元性（≒親会取りまとめの「情報空間全体における二元体制の維持）の観点からいかなる仕組みが構築されるべきか。
  - d. 業務内容の規律
    - 番組準則に相当する準則のあり方
    - アルゴリズムの規律、アテンションエコノミーに陥らないための規律
    - （総務省で議論すべきものではないが）BPOとの関係
  - e. 受信料制度について

b.業務範囲を考えるに当たっての考え方

- アセットを活かす観点
  - NHKを廃止するのであれば別であるが、テレビ保有率が低下し視聴者が減少する中、NHKがこれまで蓄積してきた人材、（地方も含めた）拠点、取材・番組制作能力、アーカイブ、信頼性・ブランド等のアセットを活かすのが必要があるのではないか。また、それが国民負担の有効活用ではないか。
  - もっとも、既存組織の単純な維持の正当化につながるおそれも。
- 放送制度・公共放送の規範論＋情報空間の不備補完
  - 情報空間には〇〇というジャンルの情報が過少供給であるから、公共メディアが提供するという発想は必要だが、限界もある。
    - 供給過少は誰がどのように評価するのか。また、ネット情報空間には公共性の高い良質な情報も大量に存在する。
    - ただし、問題は情報選択能力の確立で、そのために公共メディアは寄与しうる（次スライド参照）。
    - また、部分規制論的発想。「新聞や放送のような既存メディアを、アテンション・エコノミーの行き過ぎを監視する存在として、言い換えればプラットフォーム事業者による「権力」濫用を監視する存在としてサステイナブルなものにしていくことが重要」
      （PHP総研「デジタル社会における憲法のあり方を考える（後編）」（山本龍彦））
  - 情報空間の弊害（偽情報、フィルターバブルなど）を直接是正する可能性は限定的。
  - あわせて、NHKの潜在利用者のニーズ充足（→そこからの浸透）の観点が重要ではないか。
    - NHKブランドを信頼する（が、テレビがないなど放送になじみのない）人々に対し、公共放送の価値を届ける。
    - こうした人々を通じて、公共放送が寄与したい価値が社会全体に広がる。

- ネット上では、「見たいものを見る」ことが大前提。
- よって、フィルターバブルに陥っている者、偽情報に影響される者を直接救い出すことはできない。
- 偽情報の流通拡散を直接止めることはできない。
  - ただし、監視（部分規制論的発想）。
- NHKコンテンツがバラバラに流通している場合にはセレンディピティは期待できない。
- NHKプラットフォーム上では「総合編成」（→セレンディピティ）が可能だが、PFへのリテンションがテレビ新聞時代と違って困難。
- アテンション・エコノミーに乗らずにどのようにアテンションを獲得するか。
- 最後の2点との関係で、露出性の確保は有効かどうか。

（参考）政策による情報空間の環境整備

望ましい情報空間の実現が、自由市場に任せる等では実現できない場合には、何らかの規律を検討しうる。その場合、多くの選択肢の提示と、個人の選択能力の確立を可能にする環境を整えていくことが有効と考えられる。

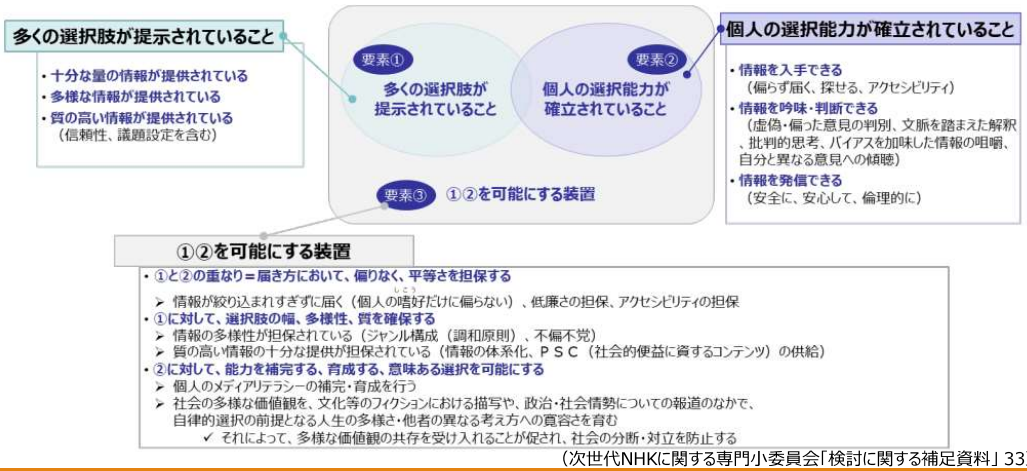

（次世代NHKに関する専門小委員会「検討に関する補足資料」33頁、「論点取りまとめ」10頁）

b.業務範囲を考えるに当たっての考え方

- 利用者ニーズ
  - 国民理解の前提として無視できないが、過度に重視すべきではない。
  - そもそも、NHKは国民が共有すべき情報を提供するのが目的である（「市民」の利益と「消費者」の利益との区別）。
    - 教育や福祉など、ニーズが（強いが）少ないものをやめることにはならない。娯楽についても、ニーズが低いことが直ちに十把一絡げに優先順位が低いことにはならない。ドラマであっても、現代社会の問題を理解させるなど公共放送の使命を親和的なものもあり、大型番組では後掲の視点も考慮されうる。

- 国民文化／国内コンテンツ確保
  - NHKは、朝ドラ、大河ドラマなどで時代を象徴するような番組を放送し、国民文化の一翼を担ってきた。
  - 外資系OTT事業者が（海外展開も睨んだ）独自コンテンツ制作を強化する中で、国内事業者による大型コンテンツの制作能力を確保する必要はないか。

c. 業務範囲の規律のための仕組み

放送とは異なり、インターネット上の業務は多様なため、より具体的な規律が求められる。
メディアの多元性（≒「情報空間全体における二元体制の維持）の観点からいかなる仕組みが構築されるべきか。

- インターネット上の業務の多様性
  - 放送番組の同時配信／見逃し配信、ウェブサイト、SNS、アプリなど。
    - 2022年春の社会実証（第一期）では、幅広いサービスがテストされた。
    - 「インターネット」では限定にならない。
  - 業務範囲は民主的プロセスで決定されるべきという観点からは、原則は法律で規定すべきだが、具体的なサービスの可否は別途、NHKの設置目的及び公正競争の観点から客観的に判断する仕組みが必要。
    - 現状は、任意業務として、認可基準のもとで総務大臣の認可制。実際には金額が重要な歯止めになっているが、この点をどう評価すべきか。
    - なお、外部PF提供の際の規律も議論すべきか。
- 「情報空間全体における二元体制の維持」
  - 親会「取りまとめ」で繰り返し登場。趣旨が明らかではないが、要はメディアの多元性を、民放事業者に焦点を当てて語ったものと思料。
  - メディアの多元性の観点からは、新聞なども視野に入れる必要がある。
  - NHKの設置及びネットへの進出は、情報空間の「健全化」のためであり、メディアの多元性から提供される価値を毀損してはならない。

d. 業務内容の規律

業務内容（コンテンツ内容など）の規律は、放送法の原則を踏まえつつも、ネットサービスの特性に合わせ、また、固有の規律も含めての検討を要する。

- 番組準則に相当するコンテンツ内容規律のあり方
  - 現在は、放送法４条、81条による番組内容規律＋番組審議会に対する説明責任。
    - （総務省で議論すべきものではないが）BPOの審議・審理対象は放送番組のみとなっている点をどうするか。
  - ネット上のコンテンツについても、その趣旨は妥当するだろうが、具体的な内容は異なりうるか。
    - 例えば、個々のコンテンツ単位での提供となることに伴う公平性や調和原則の考え方、など。
- ネットサービスに固有の規律
  - フィルターバブルに陥らないためのアルゴリズムの規律や、アテンション・エコノミーに搦め捕られないための規律が必要ではないか。

e. 現在の受信料制度について

放送の対価ではなく、公共放送機関そのものを支える受信者（≒国民）負担が受信料である。

- 受信料判決
  - 「営利を目的として業務を行うこと及び他人の営業に関する広告の放送をすることを禁止し（…）、事業運営の財源を受信設備設置者から支払われる受信料によって賄うこととしているのは、原告が公共的性格を有することをその財源の面から特徴付けるものである。」
  - 「上記の財源についての仕組みは、特定の個人、団体又は国家機関等から財政面での支配や影響が原告に及ぶことのないようにし、現実に原告の放送を受信するか否かを問わず、受信設備を設置することにより原告の放送を受信することのできる環境にある者に広く公平に負担を求めることによって、原告が上記の者ら全体により支えられる事業体であるべきことを示すもの」
  - 「国民の知る権利を実質的に充足し健全な民主主義の発達に寄与することを究極的な目的とし、そのために必要かつ合理的な仕組みを形作ろうとするもの」

e. 現在の受信料制度について

放送の対価ではなく、公共放送機関そのものを支える受信者（≒国民）負担が受信料である。ただし、実際には受益の観点も加味した制度となっている。

- 「特殊な負担金」論
  - 要は、「放送の対価」ではないということ。
    - 公共放送機関自体を支える。放送を現実に見なくても負担。
- ただし、実際には受益の観点も加味した制度となっている。
  - 公共放送は社会全体に恩恵を及ぼすので、国民（在住者）全員で支えるべきとの立論もありうる。
    - ドイツの放送負担金制度の論理はこのようなもの（居住者＋事業主）。
    - なお、日本の政党助成金は、「政党の政治活動の健全な発達の促進及びその公明と公正の確保を図り、もって民主政治の健全な発展に寄与すること」（政党助成法1条）を目的に、人口１人あたり250円を基準とする総額を一般会計予算から配分。無党派層や助成金受領を拒否する共産党支持者も間接的に負担することになるが、これは上記の論理に基づくもの。
  - しかし、放送を見られる環境にあるか否かで受益の程度は異なるとされ、テレビ受信機（ワンセグ携帯含む）の設置の有無、受信の範囲（地上波だけか衛星もか）で受信契約締結義務の有無及び契約種別が区別されている。
    - ラジオは契約なしに聴取可能なので、そこが閾値。

e. 受信料制度の今後についての論点例

- これまでの考え方を前提とすると、多様な選択肢がありうる。
  - 無料（ラジオ扱い）、アプリのインストール、端末所有者、すべての国民。
  - 前回のWGでは、第2の選択肢を示唆する発言が目立ったが、たしかに、これまでの考え方に親和性が高いか。
  - いずれにしても、理論的には決め手はなく、国民的議論を経て決定するほかない。
- 例えば、（PC／タブレット・スマホ／CTV）アプリをインストールした場合に契約を義務づける場合
  - 現行の放送契約（地上放送／衛星放送）とは別個の契約となる。
    - 前者は世帯単位、後者は個人単位。
    - 放送契約をした場合、一定数のネット契約は（若干の追加金額で）付帯することにするのか。
  - アプリ経由以外のコンテンツ接触はどうなるのか。
    - ウェブサイトやＳＮＳについては、ラジオと同様、契約不要とするのか。一定のものはそうすることが望ましいか。
    - 外部ＰＦ提供コンテンツについて。

1

ネット配信時代のメディア産業
―産業組織と経営戦略の観点から

2022年10月17日

青山学院大学　内山　隆

内山隆@青学

2

1．国内(あるいは電波リニア放送エリア)に閉じない競争エリア

- ネット技術で事実上の参入障壁が壊されうる（著作権制度とウインドウ戦略でブレーキがかかり、やがて電波ではなく言語・文化圏ごとの境界へ）。
- **放送エリア内でのエリア外事業者との競争**と、**放送エリア外への発信能力の強化・向上**はネット時代に必要な要件。「海外番販」「国内番販」以上のこと。
- 映像配信の民族系の強化はもっと高まるべき。わが国ネット映像配信事業は、まだまだ普及戦略が必要。

内山隆@青学

無縁だった国際競争に放送産業が引き込まれている。

3

内山隆@青学

- 伝統的には許認可事業／国家・地域密着メディアであったテレビが、グローバル競争に巻き込まれている。
- 音楽のような、映画のような、産業組織を想定して、配信事業のあり方を考えるべきでは？

	グローバル・プレイヤー	国内メジャー、民族系
映画	ハリウッド5メジャー	世界の多くの国において、シェア１位・２位を米国製と自国映画で構成。その他国製は独立系のような存在感。
伝統的な放送、放送番組	ハリウッド製ドラマ 日本のアニメ BBC	どこの国でも放送は許認可事業ゆえ、各国で国内メジャーが守られ、他に比べれば、グローバル・プレイヤーが育ちにくい環境がこれまであった。今後、程度の差はあれ、インターネットが伝送路として組み込まれることによって、「電波」とＩＴＵ、各国政府によって守られてきた国境、県境、圏域の壁が低くなる。
音楽	Universal W.B. Sony	国内メジャー、民族系といえる存在がある国は、積極的に評価すべき国といえるくらい、米国（旧英国含め）の世界支配の強い領域。

今後も残り続ける、この領域の大きな市場障壁; Cultural Discount/Gap/Distance

国内メジャー・プレイヤー

4

	グローバル・プレイヤー	日本市場の民族系、国内メジャー	
映画	ハリウッド・メジャーに対して	東宝、東映、松竹、角川、日活、他	
音楽	３メジャー(WB, Universal, Sony)に対して	ポニーキャニオン、キングレコード、エイベックス、日本コロムビア、ビクターエンタテインメント、等	
ゲーム	MSに対して	任天堂、ソニー	
(ECモール)	Amazonに対して	楽天、ヤフー、他	
映像配信	Netflix, Amazon, Disney+, HBO Maxに対して	？？？？	

日本の市場の各分野は**《国内メジャー ＋ 米国資本メジャー》**で構成されている。

各領域で国内メジャーを持てない国は世界にたくさんある。

（配給、編成、流通、PF）機能はメディア産業における資源配分の要。これを失うことは国益の遺失そのもの。「ゲームのルール」を支配される。

有料動画配信領域

5

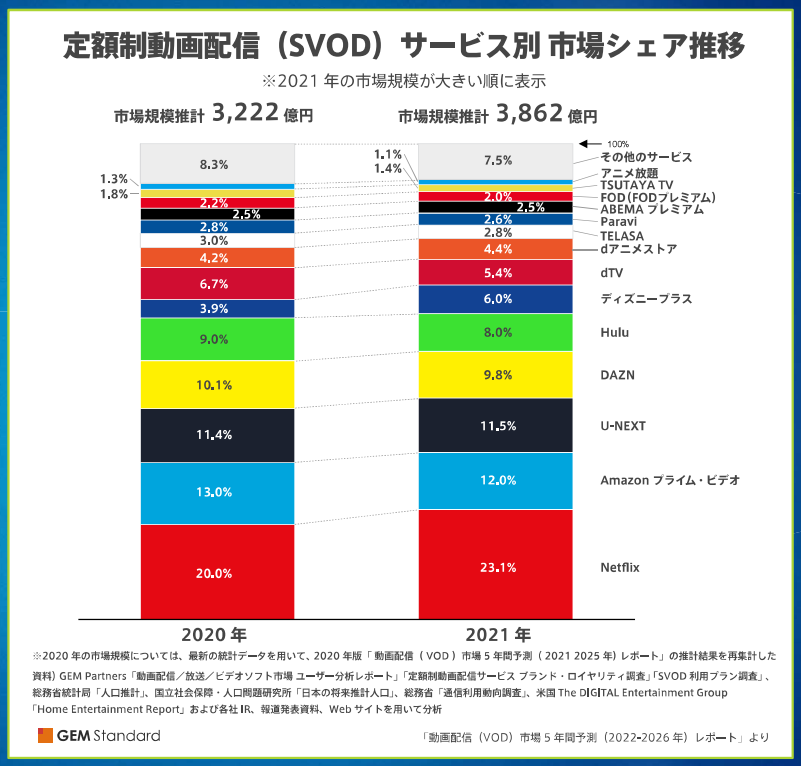

【出所】GEM Standard(2022/02/22)　https://gem-standard.com/columns/510

内山隆@青学

無料動画配信領域

6

「無料の動画配信サービス、動画共有サービスをよく視聴すると回答したユーザーに対して、利用しているサービス名」

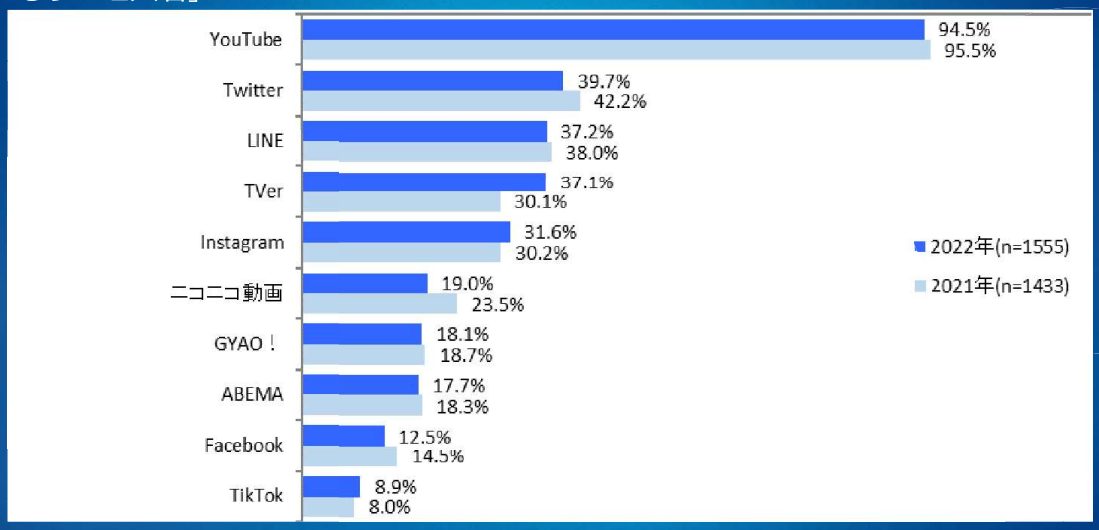

「昨年調査と比較すると、『TVer』が7.0ポイントと大きく増加し2年連続で順位を上げていることが注目されます」　【出所】インプレス総合研究所(2022/06/23)　https://research.impress.co.jp/report/list/video/501424

内山隆@青学

2. 競争優位の源泉は、川下「伝送路」職能から、川上「編成PF」＆「コンテンツ」職能へ少し傾斜。

7

内山隆@青学

- 欧州のような「伝送路中立性」は、ひとつの”極論”（伝送路特性は今後も残る。しかし弱くなる。）。
- ＰＦ機能（編成。ルール・メイキング機能）は、メディア産業における資源配分の要。国家としてこれを失ってはいけない（外資規制の趣旨と同様）。

インターネットが映像伝送を可能にして以来（since 2005)、競争優位の源泉として、

8

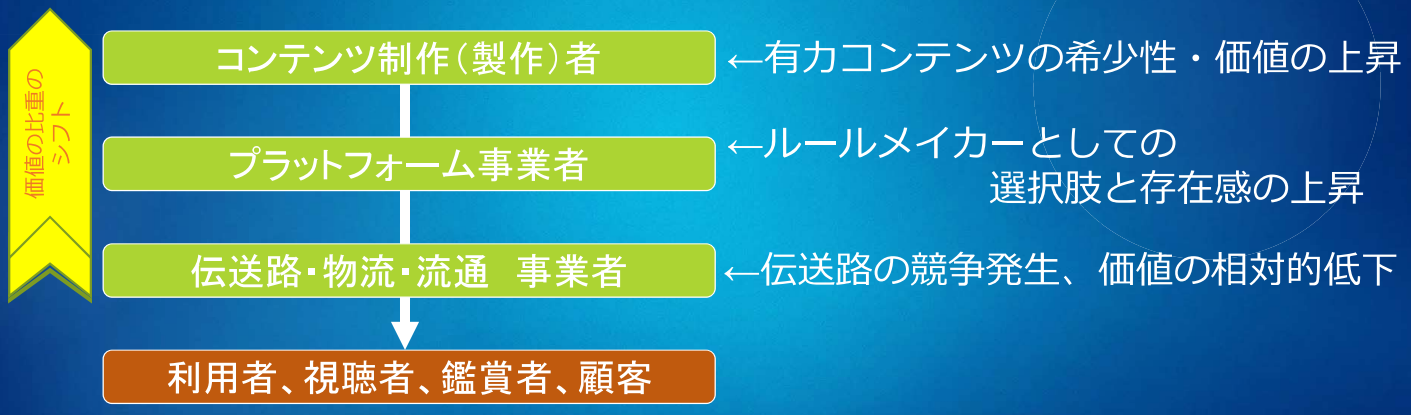

【欧州】　EUで定めた技術的中立性 (technologically neutral)

9

"Principles and guidelines for the community's audiovisual policy in the digital age" Brussels, 14.12.1999COM(1999) 657 final

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:51999DC0657&from=EN

【原則】 · Be the minimum necessary to meet those objectives;
· Further enhance legal certainty in a dynamic market;
· **Aim to be technologically neutral**;
· Be enforced as closely as possible to the activities being regulated.

"A common regulatory framework for electronic communications networks and services" (Framework Directive).

Directive 2002/21/EC of the European Parliament and of the Council of 7 March 2002
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/ALL/?uri=CELEX%3A32002L0021

Article 8 Policy objectives and regulatory principles

1. (中略) Member States shall ensure that in carrying out the regulatory tasks specified in this Directive and the Specific Directives, in particular those designed to ensure effective competition, national regulatory authorities take the utmost account of the desirability of making regulations **technologically neutral.**

その一方で、メディア企業としての行動と属性を考慮する方向へ　（欧州評議会 Council of Europe）

10

- 「New Notion of Media 新しいメディア概念の推奨」

Recommendation CM/Rec(2011)7 of the Committee of Ministers to member states on a new notion of media, (Adopted by the Committee of Ministers on 21 September 2011 at the 1121st meeting of the Ministers' Deputies)

https://search.coe.int/cm/Pages/result_details.aspx?ObjectID=09000016805cc2c0

- メディアを（伝送路ではなく）、以下のような多属性から総合的に判別することを模索した会議体の結論。
- Appendix　第一部　メディアの基準と指標

基準１　メディアとして行動する意思
基準２　メディアの目的と根底にある目的
基準３　編集権
基準４　プロフェッショナル標準
基準５　アウトリーチ、普及
基準６　一般公衆の期待

AVMSD
(2018/1808)

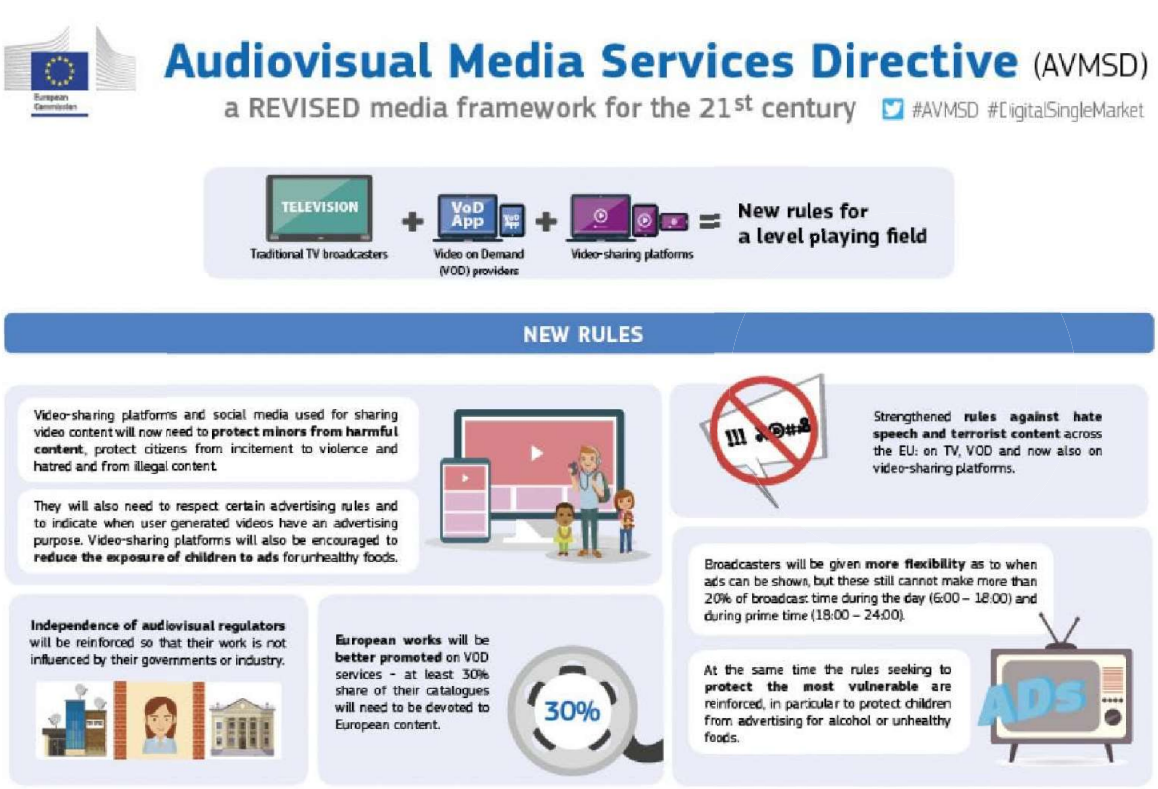

3. NHKに期待される役割

内山隆@青学

- 国際競争上の圧力と、市場／産業の「導入期」として、これからの社会の変化の方向性を「市場のレッセ・フェール」に依拠するというよりは、「NHKの戦略」と「国の政策」次第ではないか？
- NHKは民間よりはリスク投資をしやすい財源を持つ立場なので、「業界リーダーとして何かを開拓する」上で先行していただくのは「ミッション」ではないか？
- NHKにとって、本来業務化によって描くビジョン（もっとベタに「夢」）は？本来業務化に伴う諸制度上の義務の適用は？（功罪両面が整理しきれていないのでは？）

オーソドックスな介入根拠（経済系）

13

内山隆@青学

市場の失敗　∵設備と番組製作の費用逓減性、

∵情報の非排除性と非競合性からくる公共財的性格

「知識は公共財的性格と不可分割性と不確実性を持つ特殊な財」（アロー）

公共財としての程度（準公共財）は、伝送路がカバーする範囲や、情報内容のターゲット範囲の性格により、私的財（私的通信）的にも公共財（オーソドックスな放送サービス的）にも傾く。

価値財（メリット財）的な性格

（肯定するならばメディア産業のパターナリズム的側面を認めることとなる。意思決定フローの側面から考えるならば、対価は「情報から得られる効用に対して支払う」というよりは、「支払い前に抱く期待に対して払われる」ということを肯定する形。）

実際、昭和25年以来、放送（と情報通信）産業は規制産業であり、競争促進と制限の両面がある。

14

内山隆@青学

① **あまねく性**（あまねく義務／努力、ユニバーサル・サービス、情報デバイド解消、知る権利、他）

② **多様性の確保**（一般にレッセ・フェールは必ずしも「多元・多様」な状態を保証するわけではないので、人為的に多元・多様性を促進（≒参入促進）政策。一方で自然独占性を有している産業分野なので、結果的に零細性と独り勝ち、"インディとメジャー"が同居する市場。）

③ **産業の戦略性**（知財、ソフトパワー、他。国際競争のなかで、競争可能なプレイヤーの育成の観点から。）

4．NHKのポジショニング

内山隆@青学

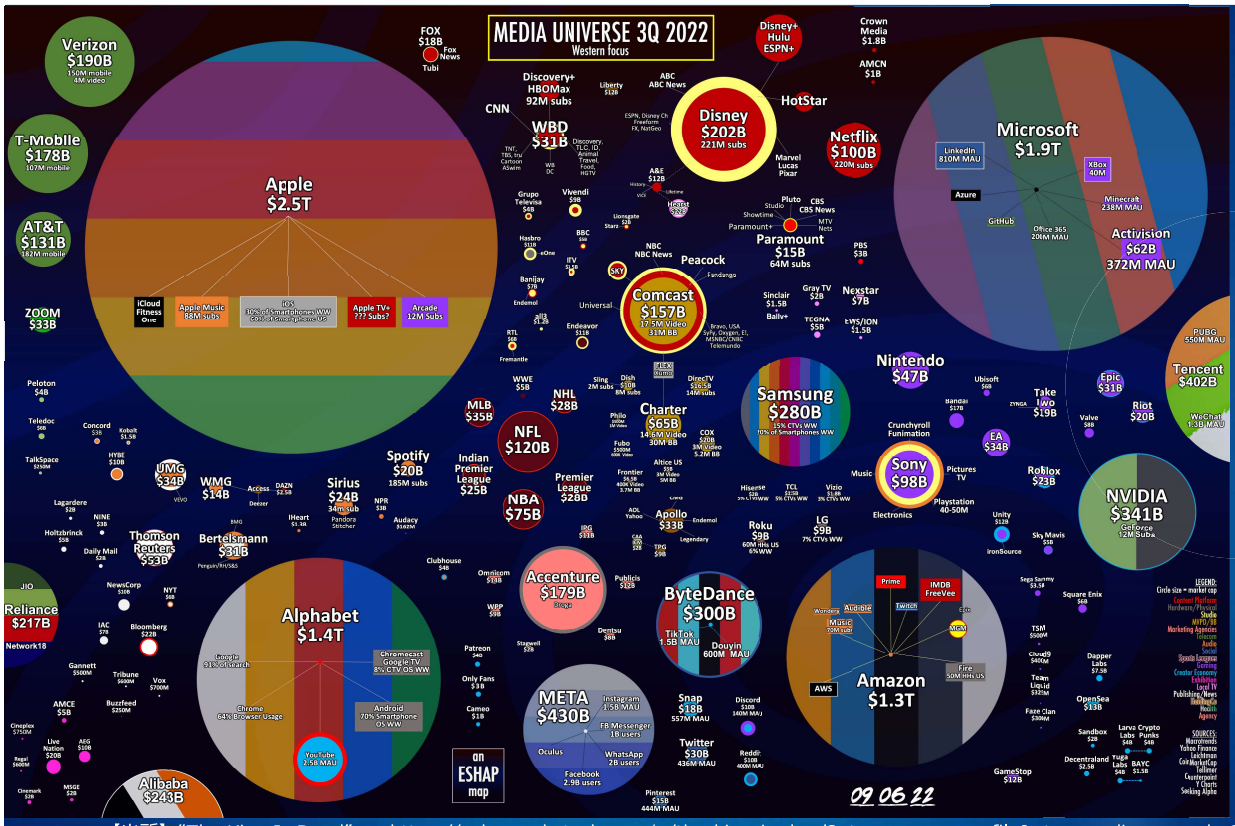

【出所】"The King Is Dead"　https://eshap.substack.com/p/the-king-is-dead?utm_source=profile&utm_medium=reader2（Sep./12/22）

内山隆@青学

時価総額基準

2011年　米国勢　欧州勢　日本勢　中国勢　2020年

USD million　1ドル＝79.76円　1ユーロ＝111.06円）

Rank	Company	Country	Activities	2011
1	Walt Disney	US	PROD, DIS, TV, VID, REC	29,096
2	DirecTV	US	TV	27,226
3	Time Warner	US	PROD, DIS, TV, VID	25,928
4	News Corporation (1)	US	PROD, DIS, TV, VID	24,840
5	Twenty First Century Fox Inc.	US	PROD, DIS, TV, VID	24,232
6	Sony	JP	PROD, DIS, VG	22,555
7	Microsoft (Devices and Consumers - Licensing (4)	US	VG, VoD, IT software	19,945
8	NBC Universal	US	TV, PROD, DIS	18,050
9	Comcast Corporation (3)	US	TV	16,596
10	Vivendi Universal (8)	FR	PROD, DIS, TV, VG	16,546
11	Viacom (7)	US	TV, PROD, DIS	14,914
12	Dish DBS Corporation	US	TV, RET	14,048
13	CBS Corp.	US	TV, RAD	11,767
14	Amazon Inc. (estimates of audiovisal media sales)	US	Retail (Music, VID, VG)	10,667
15	Microsoft (Entertainment and Devices Division)	US	VG, IPTV software	9,599
16	Gamestop Corporation	US	VG (retail)	9,550
17	Apple Inc. (iTunes, software and services) (5)	US	MUS, VOD	9,373
18	Liberty Interactive Corp. (9)	US	TV	8,268
19	ARD	DE	TV, RAD	8,091
20	BBC (Group)	GB	TV, RAD, PROD, DIS, VID	8,005
21	Nintendo	JP	VG	7,871
22	Bertelsmann	DE	TV, PROD, DIS	7,528
23	Fuji Media Holdings Inc.	JP	TV, PROD, Others	7,120
24	Globo - Comunicaçao e Participaçoes S.A.	BR	TV, PROD	5,892
25	Mediaset	IT	TV, PROD, DIS	5,631
26	France Télévisions	FR	TV	5,542
27	NHK	JP	TV, RAD	5,505
28	Activision Blizzard (6)	US	VG	4,755
29	Grupo Televisa	MX	TV, RAD, CIN, others	4,495
30	Tokyo Broadcasting System	JP	TV, PROD, DIS	4,212
31	Discovery Communications Inc.	US	TV	4,168
32	Electronic Arts	US	VG	4,143
33	RAI	IT	TV, RAD, PROD, DIS	4,051
34	Nippon Television Network	JP	TV	3,582
35	ProSiebenSat.1 Media AG	DE	TV, RAD, PROD, VoD	3,568
36	TF1	FR	TV, PROD, DIS	3,391
37	ITV PLC	GB	TV	3,309
38	Netflix	US	VoD, retail	3,204
39	Naspers	ZA	TV	3,132
40	HSN Inc.	US	TV	3,069
41	Sirius XM Radio	US	RAD	3,015
42	CC Media Holding Inc.	US	RAD	2,986
48	TV Asahi Corporation	JP	TV, MUS, VID	2,894
43	ZDF	DE	TV	2,580
44	Warner Music Group	US	REC	2,311
45	Cinemark Inc.	US	EXH	2,280
46	Univision Communications Inc (est.)	US	TV, RAD, REC	2,200
47	Scripps Networks	US	TV	2,072
49	Google Inc. (estimates of YouTube revenues) (10)	US	Open platform	2,000
50	Modern Times Group MTG AB	SE	TV, RAD	1,956

EUR million　1ドル＝106.73円　1ユーロ＝121.87円）

Rank	Company	Country	2020
1	Comcast (1)	US	59,572.7
2	The Walt Disney Company	US	58,380.8
3	AT&T (1)	US	51,700.2
4	Apple Inc. (2)	US	48,006.1
5	Sony	JP	35,199.7
6	ViacomCBS (3)	US	22,137.1
7	Netflix	US	21,884.1
8	Microsoft (4)	US	20,030.2
9	Tencent (5)	CN	19,823.1
10	Google Inc. (6)	US	17,335.0
11	Charter Communications (1)	US	16,749.2
12	Vivendi	FR	16,090.0
13	Nintendo	JP	14,216.9
14	Dish DBS Corporation	US	11,010.3
15	Fox Corporation (7)	US	10,819.7
16	Discovery Inc.	US	9,342.5
17	Amazon Prime Video (8)	US	7,211.9
18	Activision Blizzard	US	7,079.3
19	Sirius XM Radio	US	7,039.0
20	NetEase (9)	CN	6,934.6
21	ARD	DE	6,527.4
22	RTL Group	LU	6,017.0
23	NHK	JP	5,822.8
24	BBC	GB	5,674.4
25	Sinclair Broadcasting Group (10)	US	5,203.1
26	Electronic Arts	US	4,823.5
27	Altice (1) (11)	NL	4,441.3
28	Fuji Media Holdings Inc.	JP	4,202.6
29	ProSiebenSat.1 Media	DE	4,047.0
30	Warner Music Group	US	3,984.7
31	Grupo Televisa	MX	3,970.8
32	Alibaba (11)	CN	3,960.3
33	iQIYI	CN	3,772.5
34	Nippon Television Network	JP	3,163.1
35	ITV	GB	3,125.8
36	France Télévisions	FR	3,047.5
37	Lions Gate Entertainment Corp.	US	2,802.9
38	Vodafone (1)	GB	2,741.9
39	Gruppo Mediaset	IT	2,638.8
40	Tokyo Broadcasting System	JP	2,632.4
41	Bouygues (1)	FR	2,625.1
42	iHeart Media Inc. (12)	US	2,581.2
48	Liberty Global (1)	US	2,580.0
43	RAI	IT	2,508.7
44	AMC Networks	US	2,464.5
45	Rogers Communications (1)	CA	n.a.
46	ZDF	DE	2,233.1
47	Univision Communications Inc.	US	2,225.4
49	MultiChoice Group	ZA	2,186.7
50	TV Asahi Corporation	JP	2,138.4

17

内山隆@青学

メディア関連売上高　ベース

世界５０メディア企業

時価総額とは見える景色が異なる。

【売上高計算に含むもの】放送、視聴覚オンデマンドサービス、映画・テレビ制作、配給、展示会、ホームビデオ、録音音楽、ビデオゲーム、視聴覚製品の小売、テーマパークなどの事業。

【含まないもの】視聴覚以外のセグメント（出版物、家電製品、ケーブルネットワーク、施設など）は含まず。

アジア、オーストラリア、中東の一部の大企業はデータなし。

2011年版　注

(1) Turnover as at 30 June of year + 1.
(2) Maltby Capital Ltd, a company owned by funds managed by Terra Firma, acquired EMI PLC on
(3) On 28/01/2011, Comcast Corporation closed its transaction with General Electric Company to
(4) Microsoft divisions were restructurated during the fiscal year 2013-2014. The "Devices and
(5) Includes mainly the revenues of iTunes Store. Change of definition from 2011.
(6) Bankruptcy in 2010. The company was acquired in April 2011 by Dish DBS Corporation.
(7) Data for 2010 are for 4 quarters calculated as at 31/09.
(8) On 25/07/2013 Activision Blizzard announced the purchase of 429 million shares from owner
(9) On 23/09/2011, Liberty Media Corporation completed a split-off of its wholly owned subsidiary,
(10) Estimates by e-Marketers for 2011-2013 ; OBS estimates for 2009-2010.

Source: European Audiovisual Observatory　© European Audiovisual Observatory
Yearbook Online Premium Service 2014

2020年版　注

(1) Excludes telecoms activities.
(2) Includes mainly the revenues of iTunes Store. Change of definition from 2011.
(3) 2015-2017: proforma combination of CBS Corp and Viacom revenues.
(4) Gaming and advertising activities.
(5) Gaming revenues.
(6) YouTube revenues.
(7) Incorporated after the acquisition of Twentieth Fox by The Walt Disney Company.
(8) Estimate.
(9) Gaming revenues.
(10) Acquisition of several Sports networks from The Walt Disney Company in 2019.
(11) Combined revenues of Altice USA and Altice Europe.
(12) Digital media & Entertainment revenues.
(13) HM division revenues.

Source: European Audiovisual Observatory　© European Audiovisual Observatory
Yearbook 2021

18

内山隆@青学

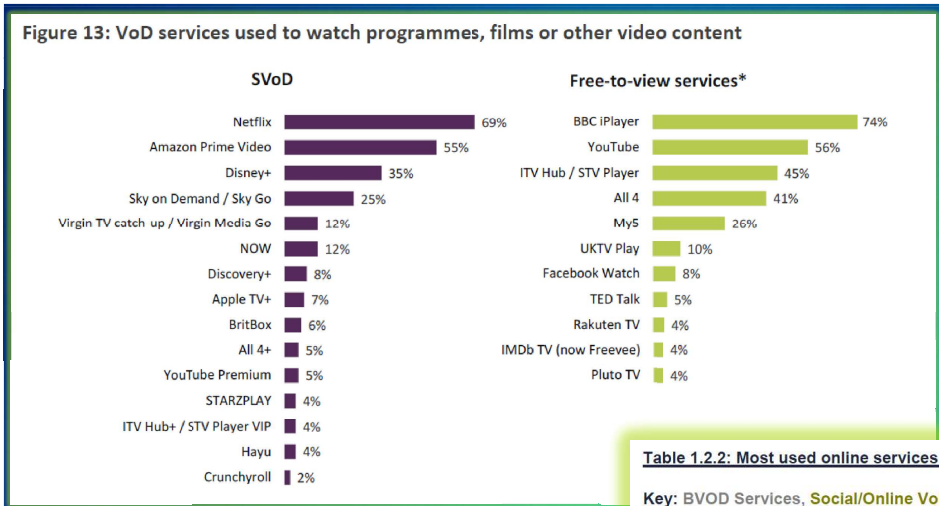

公共放送が配信市場を引っ張り、外資と競争する。

【出所】ofcom(2022), *Media nations: UK 2022*, p19.
https://www.ofcom.org.uk/__data/assets/pdf_file/0016/242701/media-nations-report-2022.pdf

Table 1.2.2: Most used online services for watching video each month – Q1 2019

Key: BVOD Services, Social/Online VoD services, SVOD services

Rank	UK	USA	Germany	France	Spain	Denmark
1	BBC iPlayer	YouTube	YouTube	YouTube	YouTube	YouTube
2	YouTube	Netflix	ZDF Mediathek	MyTF1	Netflix	Netflix
3	Netflix	Amazon Prime	Amazon Prime	Netflix	Facebook	DRTV/dr.dk.tv
4	ITV Hub	Hulu	Netflix	6play	Amazon Prime	Viaplay
5	All4	Facebook	ARD Mediathek	Facebook	Instagram	TV2 Play

Source: Ampere Consumer
Note: Facebook and Instagram uptake refers purely to consumers that use them to watch video

【出所】Ofcom(2019), *The UK VoD market*, Ampere Analysis Ltd, p7,.
https://www.ofcom.org.uk/__data/assets/pdf_file/0026/149075/ampere-analysis-current-status-future-development.pdf

5.1 理想と現実　ーどのようにロードマップを引くか？

19

内山隆@青学

- 議論のどこかに「ハイプ・サイクル」論のような過剰な《期待感と恐怖》が含まれていないか？　（期待；配信推進論者、　恐怖；NHKと競合しうる媒体）
- 仮に現行の200億円キャップや使途制約を外したとしても、NHKはどこまで増やす／増やせるのか？（∵収支相償原則。またNHK予算はゼロサムなので、ここを増やせば、どこかを減らすことになる）。
- 2020年代の放送業界は、縮小傾向としても、まだまだ電波リニア放送が主業務。放送業界も人手不足がかなり深刻。NHK、民放、他、いずれも本業と無関連多角化をやる余裕は乏しい。
- 年号または数値付きのロードマップで、議論したほうがよいのでは？（この種の議論、それぞれの人が想定している時期と程度が、割にズレている）。特に“普及率16%”までは、「産業育成」の意識があってもよいのでは？。

過度な(期待と恐怖)にならないように

20

- 過度が期待が、将来の芽を摘む　（ガートナー社「ハイプ・サイクルの概念）

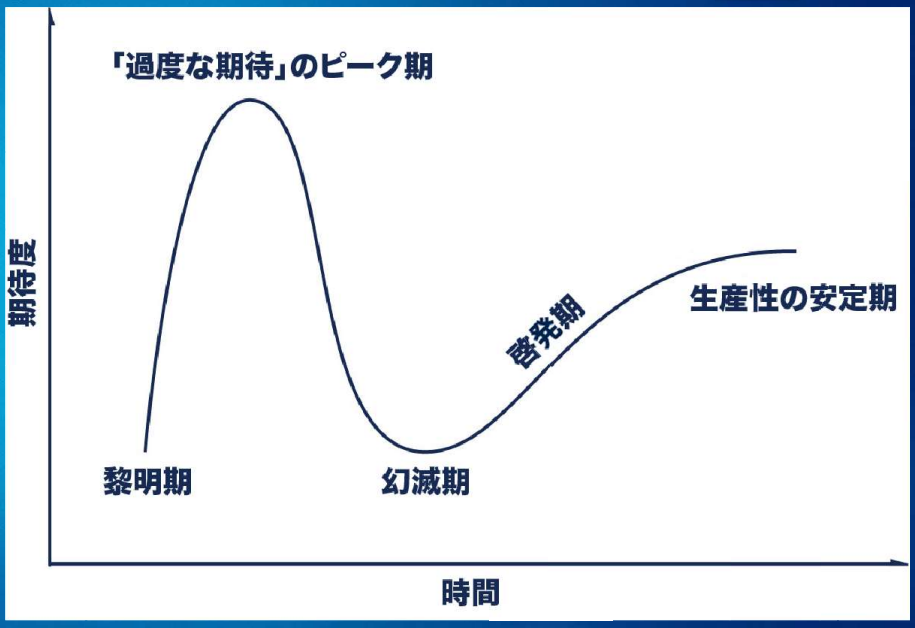

https://www.gartner.co.jp/ja/research/methodologies/gartner-hype-cycle

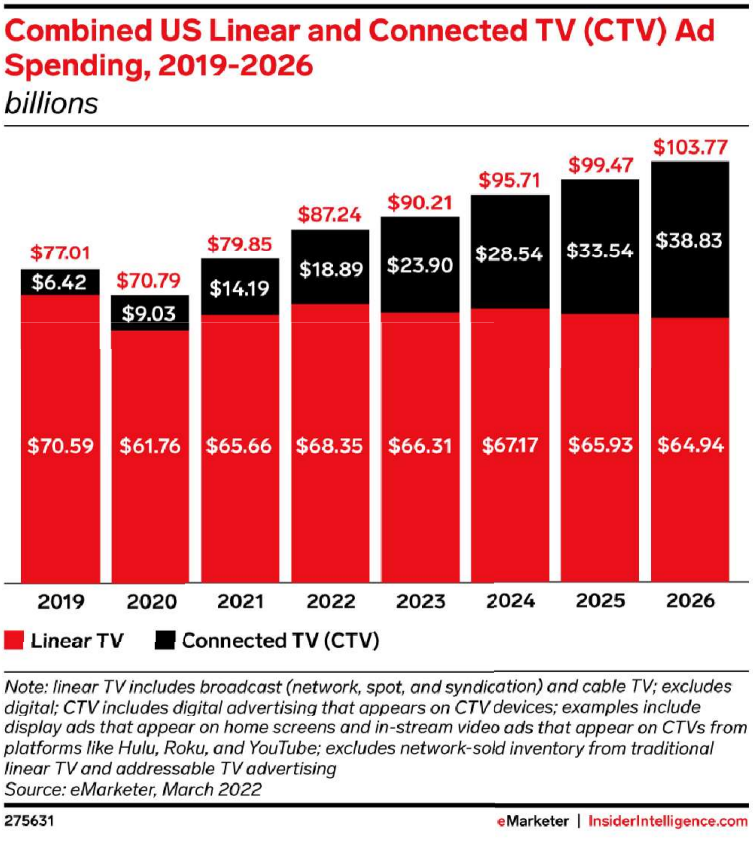

21

eMarketer
"CTV is fueling the US TV ad industry"
Article by Sara Lebow | Jun 14, 2022

https://www.emarketer.com/content/ctv-fueling-us-tv-ad-industry

2020年代にリニア放送が無くなるわけではない。

様々なデータが指摘する【視聴者のネットシフト】
に対して
【民間事業者のシフト】が遅れる。
（売上がついてこない）

BVOD revenues – Still a small part of advertising revenues for broadcasters

22

公共放送の強い欧州の場合

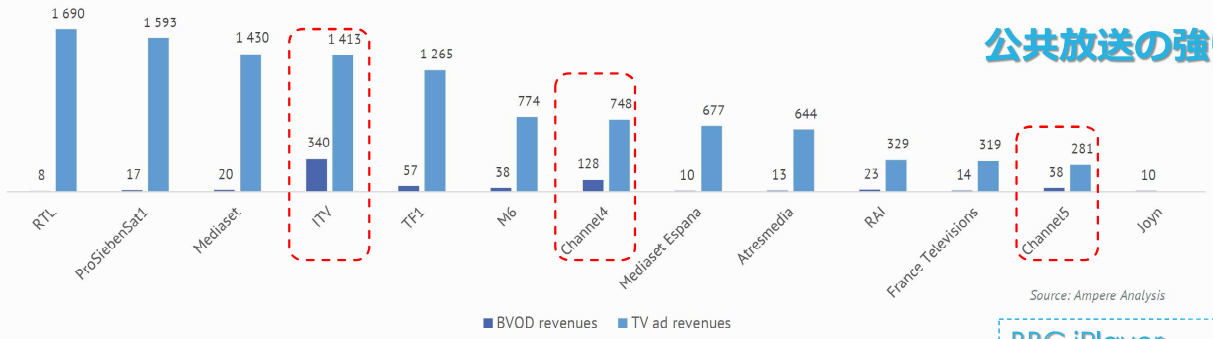

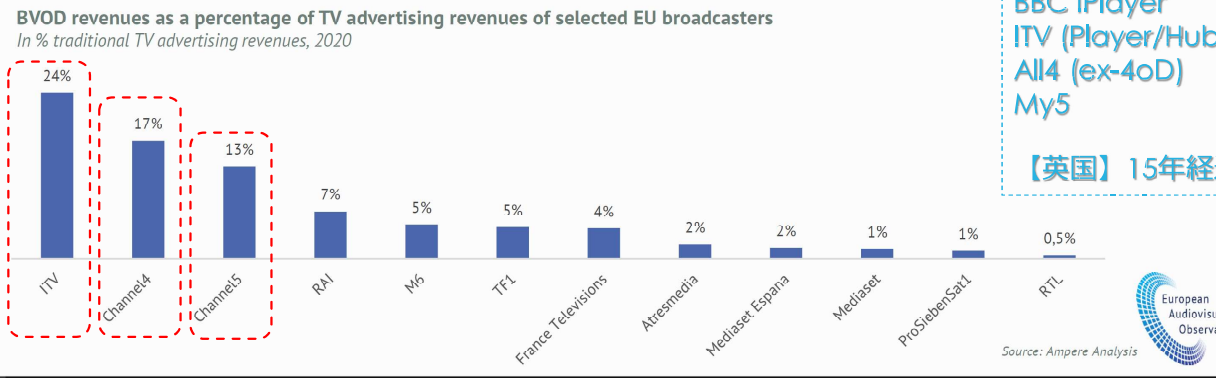

BBC iPlayer since 2007
ITV (Player/Hub) since 2008
All4 (ex-4oD) since 2006
My5 since 2009

【英国】15年経過してのデータ

European Audiovisual Observatory

【商業放送の強い米国】SVoDからAVoD/FASTへ。
ならば【日本】ネット映像配信も二元体制が必要か？

23

	SVoD	AVoD (Freemium)	FAST	vMVPD
Comcast	Peacock(premium)	Peacock(basic)	XUMO	
NBC Universal			VUDO	
Viacom	CBS ALL ACCESS →Paramount+(Premium) SHOWTIME	Paramount+(Essential)	Pluto TV	
FOX	(on Amazon)		Tubi	
Disney	Disney+, ESPN+ Hulu (no ads)	Hulu		(Hulu & Live TV)
Warner	HBO Max		VUDOに部分出資	
Roku		Roku		
Netflix	Netflix	MSとの協業による広告導入の検討		
Amazon	Prime Video	Freevee →IMDb TV		
YouTube		YouTube		YouTube TV

5.2 理想と現実　一国の裁量とNHKの裁量、権限の移譲、規制緩和

24

内山隆@青学

現行制度

25

NHK『インターネット活用業務実施基準』（放送法第20条第9項、総務大臣の認可事項）

- 受信料収入2.5%(導入期)、200億円(２号受信料財源業務）、１億円（３号受信料財源業務）のキャップ。
- 使える使途を制限（含、共通費の按分規定）。
- CM禁止
- ほぼ新規のコンテンツ活動はできず、伝送路整備が主（⇔　補完業務）

「２号受信料財源業務」規定

伝統的な取材活動、
番組制作活動

完プロ（パケ）した番組

番組の電波リニア放送

既放送番組
創作用素材、取材情報

理解増進情報
配信用に作られた情報
（周知・広報、解説・補足）

ネット配信（常時同時配信と見逃し＊、
それらのwebサイト、アプリ、
放送番組の再編集、等）

２００億円のキャップ

＊NODは別枠

内山隆@青学

何を規制緩和する？

26

【オプション】全面緩和　これをやれば、BBC Three(2016-2022＊)のようなことも可能。

＊（この期間、電波リニア放送からネット専門チャンネルに転換、BBC全体のコスト削減に貢献すると同時に、低予算＆短尺番組、17歳から34歳を集中ターゲットにした運用が行われた。2022年２月１日に電波リニア放送に復帰。）

ただし様々な電波リニア放送に課せられている義務（あまねく、他）の適用をどうするのか？

【オプション】部分緩和　使途規定の（部分的）緩和？
２００億円キャップの緩和？

【オプション】現状ママ

Q;　そもそも２００億円のキャップで、NHKはどんな息苦しさを感じているのだろうか？？？

内山隆@青学

5.3 理想と現実　ー公民の連携と競争

27

内山隆@青学

- 求める社会像に対して、「市場の失敗」領域はどこか？　**「放送エリア内でのエリア外事業者との競争」、「放送エリア外への発信能力の強化・向上」の観点から。**
- エリア的には、民放基幹局以上のエリア、というよりは、ローカルだろうか？
- サービスそのものの補完よりは、技術やリソースの共有？

地域情報のエリア外発信（報道系）

28

内山隆@青学

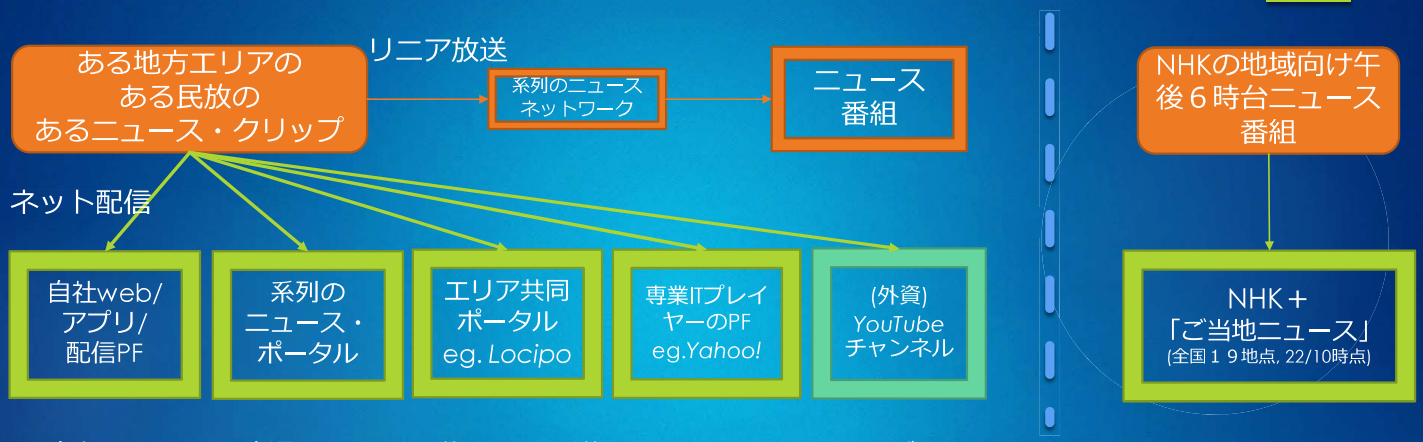

論点　これらの流通チャネルに載らない／載せられないコンテンツがあるか？
ネット・サイト側からみて、コンテンツ不足なサイトは？

クリップの展開方法は多いが、ローカル・ニュース“番組”の同時配信・見逃しの方法は限られている。
生放送ものの選択肢が乏しい。地方が地元向けに緊急ライブ配信するとなると、YouTubeライブ一択？
（例外　Locipo, 自社配信PFを持つ局）

独立U局は一段、選択肢が狭まる。
局の放送基準とネット・サイトのプラポリが合致しなかった事例はあるか？

ただし、これらへの視聴者需要は未知。

「あまねく／多様」か？、「レッセフェール」か？

地域情報のエリア外発信（収録系）

29

内山隆@青学

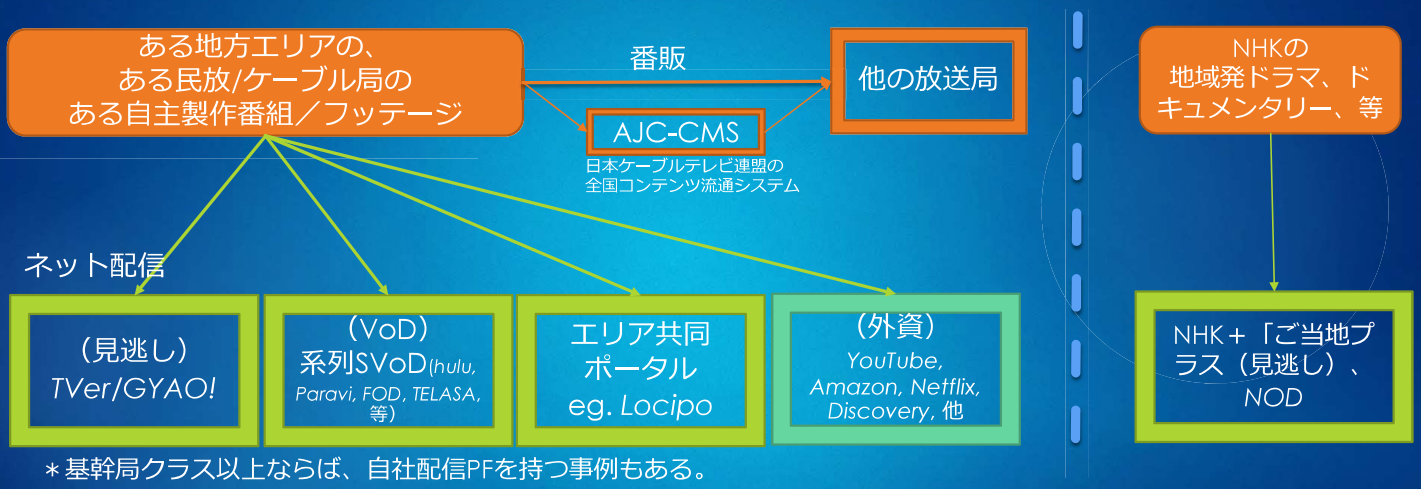

＊基幹局クラス以上ならば、自社配信PFを持つ事例もある。

論点　これらの配給チャネルに載らない／載せられないコンテンツがあるか？
ネット・サイト側からみて、コンテンツ不足なサイトは？

公民連携の可能性

30

内山隆@青学

「あまねく／多様」推進か？　レッセフェールか？

- （極論）「あまねく／多様」方針を貫くならば、民間／レッセフェールの穴、市場の失敗領域をNHKが埋めることは是。しかしそれは需要の乏しい領域で社会的資源配分上はマイナス。
- （極論）「レッセフェール」方針ならば、「連携」よりは、競争促進すべき。この場合は零細事業者の市場退出が起きるし、競争相手になる者からの「NHK肥大化論」は無効。またサービス提供の穴も各所に生まれるだろう。

うちやまの私見「市場の変化と歩を合わせざるを得ない民間よりも、NHKは“一定程度”しかし“十分に”先行すべきポジショニング。」

- それは「量的」というよりは、「質的」なところかもしれない。
- NHKを民間レベルに引き下げるベクトルではない。
- 民族系のネット映像配信市場の全体拡大に寄与するような、公民共通リソース開発、業界標準なブロックチェーン流通体制、DAO空間の規範づくり、とか。

ネット配信のための日本語環境の**技術的**整備

31

内山隆@青学

- 既に指摘されている「文字起こし／字幕」領域。

ネットと放送では、根本的な設計思想の違いがある。

- 放送「字幕制作者が完成させたデータを、チェッカー（校正者）が最終確認」
- ネット　機械的な文字起こし まかせ（十分に誤変換あり）。

【参考】小森智康(2020)、「生放送番組における自動字幕制作の最新動向」、『NHK技研R&D 2020年 夏号』、No.182, https://www.nhk.or.jp/strl/publica/rd/182/3.html

「公民共通リソース開発」
コンテンツ適正化技術の開発

32

内山隆@青学

- EU DSAで導入されたコンテンツ適正化(Content Moderation)義務。
- テキサス州でも同等の議論が進行中（ただし抵抗も強いので経過観察は必要）。
- 日本の放送業界が、日本語、日本文化、日本の放送基準に基づく「コンテンツ適正化」に対応できるように、また将来的な省力化が図れるように、

  手動な体制ではなくAIアルゴリズムの開発。

  GAFAは欧州にて既に対応を迫られている。
- あくまで既存の「放送基準」の自動化、AI化。「放送基準」の内容そのものではない。
- 「日本の業界標準」システムが生まれると、放送局が、一般の人の投稿をより拾いやすくなる。

EUでのメディア関連法制の体系

33

放送法的なAVMSD
(Audio-Visual Media Service Directive, 2018)

AV Media Service、VoD PF、BVoD
eg. 伝統的な放送事業、Netflix, Amazon Prime, Disney +, YouTube TV, etc.

編集・編成責任を有するか否か？

著作権法的な
DSM指令
(Digital Single Market, 2019)

VSP/OCSSP/VLOP
AVMSD(Video-Sharing Platform)
DSM(Online Content-Sharing Service Provider)
DSA(Very Large Online Platform)
eg. YouTube, etc.

競争法的なDMA＆DSA
(Digital Market /Service Act.)

B to B to C

34

「垂直的取引における（多重）限界性が起きないように、独占レイヤーへの注視」が経済学的な立場だが、現実的に完全な回避は不可能なので（∵極度に差別化された財、費用逓減性）、極論に陥らないようなバランスが必要。

- NHK to B to C (3号受信料活用業務)
- NHK to B to C (3号有料業務)

ＮＨＫと取引関係になる他社PFとの公正取引問題（接続問題）。その力関係や、様々な付帯契約条件次第で、常にNHKが交渉上の強者とは限らない。

- B to NHK to C

希少コンテンツの権利争奪競争、製作取引問題、など。

一方で出口のない（ex.数字は取れないけれど役に立つ価値財的な）製作会社（のコンテンツ）に対して救済にはなる。

内山隆@青学

内山隆@青学

（次回）質問

NHKさまへの質問

- 現行制度（200億円キャップ、１億円キャップ、費目；使途制約）のどのあたりに息苦しさがあるのか？

  eg; 浸透が進まない同時配信のプロモーション費用？

  実は“持ち出し状態？”

  ネット海外番販での取引費用の上昇？

- **「本来業務」化によって描く「夢」は？**

民放連さまへの質問

- ローカルの自主制作比率の高い平日夕方の情報／ニュース等、ネット展開に関しての今後の展望は？（仮に中短期的にはクリップのVoD配信で十分としても、同時配信等の展開は、超長期的観点においては必要か不要か？）

「公共放送に関するWEBアンケート調査」の結果

株式会社野村総合研究所
コンサルティング事業本部
ICTメディアコンサルティング部

2022年10月17日

Share the Next Values!

資料構成

01 調査概要・設計

02 調査結果

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

調査概要

■ 調査目的

- 国民のメディア利用状況の把握
- 国民の情報空間上の課題認識の把握
- 国民がデジタル時代の公共メディアに期待する役割の把握

※本資料における「公共メディア」とは、NHKの放送およびインターネットサービスを念頭においた表現である

■ 調査概要

- 定量調査
  - 調査方法：インターネットアンケート調査
  - 調査期間： 2022年7月25日～2022年7月28日
  - 対象者：全国15～79歳の男女2,000名
    - 母集団は、インターネットアンケート調査会社のモニター登録者
    - 性別（男女）×年代（15~29歳、30~39歳、40~49歳、50~59歳、60~79歳）の10区分で人口構成比に割付

  ※手法上、インターネット非利用者は含まれない点に留意

  ※公共メディアやデジタル時代特有の課題について、文言のみで説明を行ったため、回答者のリテラシーによって各設問への理解に差異が存在する可能性があることに留意
- 定性調査
  - 調査方法：オンライングループインタビュー
  - 調査期間：2022年8月20日14時00分～15時30分（90分）
  - 対象者：上記アンケート回答者のうち、グループインタビューに同意いただけた方 5名1グループ
    - 性年代およびテレビ利用の多寡を分散させて聴取を実施（下記参照）

		年代		
		30代以下	40,50代	60代以上
テレビ利用状況	テレビ利用が多い※	男性1名（30代）	男性1名（40代）	女性1名（60代）
	テレビ利用が少ない	女性1名（30代）	女性1名（50代）	

※テレビ利用が多い：平日も休日も1時間以上のテレビ視聴を行っている

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI

調査設計｜調査のフロー

まずデジタル時代の公共メディアに期待される役割についての仮説を構築し、有識者にご意見をいただいた上でアンケート・グループインタビュー調査を行った

調査のフロー

役割仮説の構築			仮説の検証		
初期仮説構築	総務省・NRIの議論	有識者ヒアリング①	アンケート	グループインタビュー	有識者ヒアリング②
「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」での整理結果等から役割の仮説を構築	構築した仮説をブラッシュアップ	初期仮説・仮説検証方法に関してご相談	検証仮説それぞれへの期待度を定量化	アンケートの補完として、具体的な期待の内容や背景を確認	得られた結果の解釈を有識者の方々と議論

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI

調査設計｜初期仮説の内容

公共メディアの役割仮説は17項目設定した

役割のカテゴリ（第1回公共放送WG資料より）		#	役割
豊かで、かつ、良い放送番組の提供	①生命・身体の維持	1	生命・身体の維持のための情報を提供すること(災害や健康に関する情報等)
	②社会の多様性・自律を助ける	2	幅広い年齢層の教育・学習に役立つ情報を提供すること
		3	高齢者や障害者など社会の助けを必要とする人々のための情報を提供すること
		4	世の中には様々な人々や考え方があることを共有し相互の理解を促すような、国内外の社会・文化の多様性を伝える情報を提供すること
	③国民的な娯楽	5	国民皆が一丸となって楽しめるスポーツ中継・娯楽番組を提供すること
	④民主主義の維持	6	国際社会に対する理解を促進する情報を提供すること
		7	なるべく多くの視点から、偏りなく公平・公正な情報を提供すること
		8	社会生活における判断のよりどころとなるような正確で信頼できる情報を提供すること
		9	取材や報道を通じて、権力を持つ組織(政府・企業など)や人(政治家・経営者など)を監視すること
	⑤地域社会の維持	10	地域社会の維持のための情報を提供すること(地域独自の行事や事件の報道等)
		11	地域社会や地域文化を全国に紹介すること
	⑥文化の保存・育成・普及	12	日本人が共有すべき日本の伝統・文化に関する情報を提供すること
		13	映像記録の蓄積・保管により、日本の歴史や文化を次世代に継承すること
あまねく日本全国において受信できるよう措置		14	いつでも、どこでもテレビ・ラジオ・スマートフォンなどあらゆる手段を通じてコンテンツを視聴できるような環境を整備すること
放送及び受信の進歩発達のための調査研究		15	映像配信技術等の研究開発などを通じて、日本のコンテンツ業界の技術水準の向上に貢献し、先導すること
		16	質の高いコンテンツ制作や人材育成などを通じて、日本のコンテンツ産業の発展に貢献し、先導すること
国際放送		17	世界に向けて日本の政治・経済・文化についてのコンテンツを配信し、日本に対する正確な理解を促進すること

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI

※性別、年齢、居住地域、1日のテレビ接触時間、未婚／既婚、子供のライフステージ、世帯構成、職業、世帯年収、受信契約有無、社会／個人志向は基礎項目として聴取

調査設計｜アンケート・グループインタビューでの聴取項目

アンケート・グループインタビューともに以下のような項目について聴取を行った

#	項目概要	主な聴取目的	アンケートの主な設問	グループインタビューの主な設問
1	利用率	• 国民のメディア利用状況の把握（NHKとその他メディアの利用状況比較）	• メディアの利用頻度	• NHKを利用する理由
2	信頼度		• メディアのジャンル別信頼度	• NHKを信頼する理由
3	情報空間上の課題認識	• デジタル時代に生じる情報空間上の課題への問題意識の把握 • 上記課題についての、回答者の認識の統一（デジタル時代の公共メディアの役割を回答いただく際の前提となるため）	• 情報空間上の課題仮説への問題意識	• –（アンケートで提示した課題について改めて説明を実施）
4	公共メディアに期待する役割	• デジタル時代に公共メディアに期待される役割の把握	• 役割仮説のNHKへの期待度	• 特に期待する役割とその理由 • あまり期待しない役割とその理由
5	公共メディアに期待する機能	• デジタル時代に公共メディアのインターネットサービスに期待される役割の把握	• インターネットサービスごとの必要度（自分にとって／社会にとって）	• NHKのインターネットサービス展開への期待有無とその理由

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI

資料構成

01 本調査研究の背景と設計方法

02 調査結果

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI

アンケート調査結果｜1. 利用率｜各メディアの利用頻度

NHKのテレビを月1回以上利用している人は全体の約62％で、民放、動画共有サービスに次ぐ利用率。NHKのインターネットサービスの利用率は約14％

Q5. あなたは普段、以下のメディアをどの程度利用していますか。各メディアそれぞれについてお答えください。（SA）

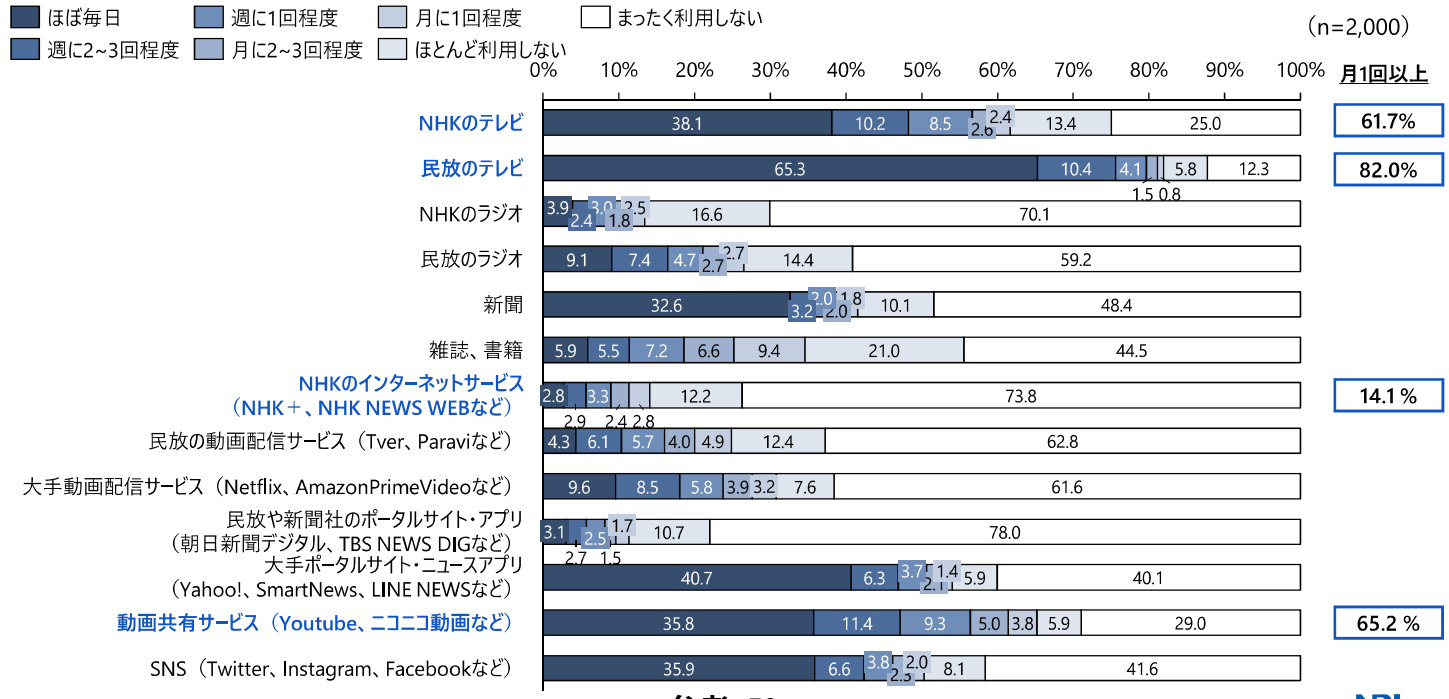

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI

アンケート調査結果｜2. 信頼度｜各メディアにおけるジャンル別信頼度

NHKのテレビの信頼度は、いずれのジャンルでも全体の50%超、利用者の80%超で、大手ポータルサイト・ニュースアプリ、動画共有サービス、SNSと比較して高い

Q7, 9, 11. あなたは以下のメディア・情報源が発信する各ジャンルの情報・コンテンツを信頼していますか。それぞれ１つお答えください。（SA）

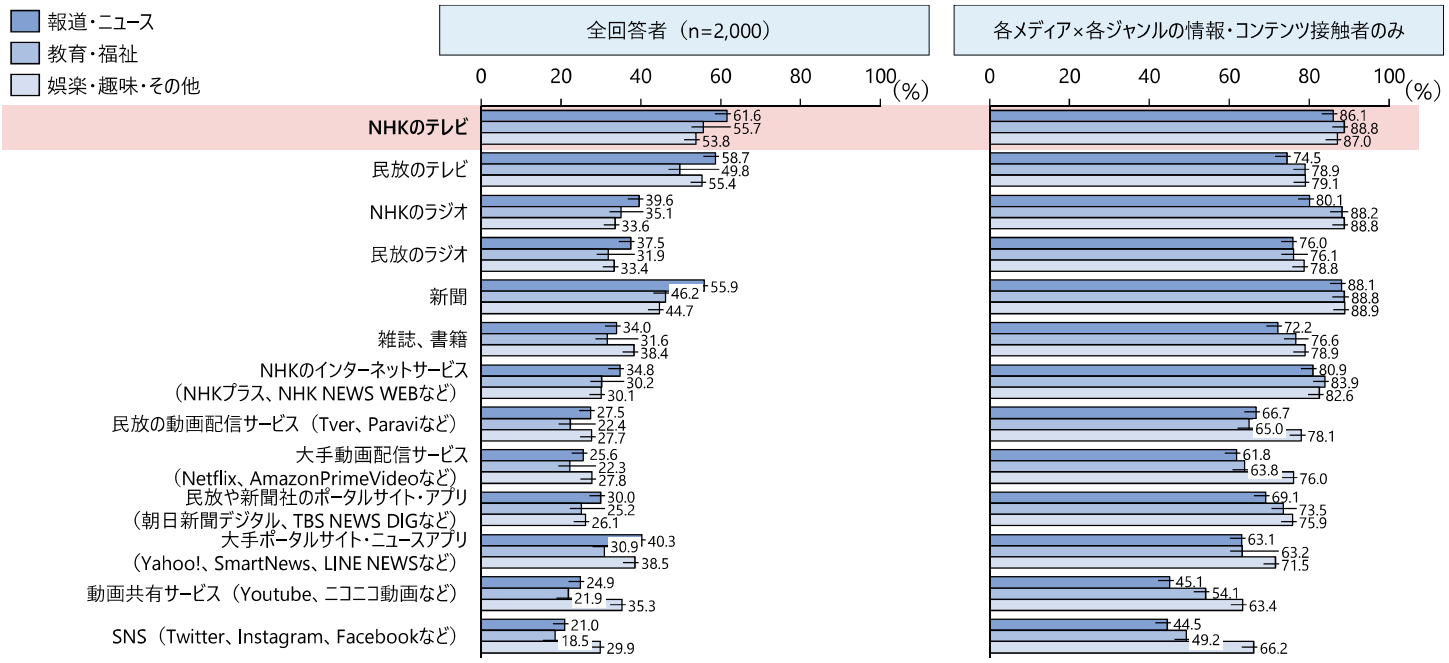

注）各設問における選択肢「信頼している」「どちらかというと信頼している」を信頼している人として計算。
各メディア×各ジャンルの情報・コンテンツ接触者のn数はメディア・ジャンル毎に異なる。

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

アンケート調査結果｜3. 情報空間上の課題認識｜情報の質・発信・入手に関する課題

情報の質・発信・入手に関する課題について聴取したところ、どの課題も60%以上が問題視。中でも、「不正確・信頼性の低い情報」に対しては80%超が問題と認識

Q12. インターネットの利用が広まった現代において、情報の質・発信の仕方・入手の仕方について様々な課題が発生しているという意見があります。
あなたは、以下について社会全体としてどの程度問題だと思いますか。それぞれ１つお答えください。（SA）

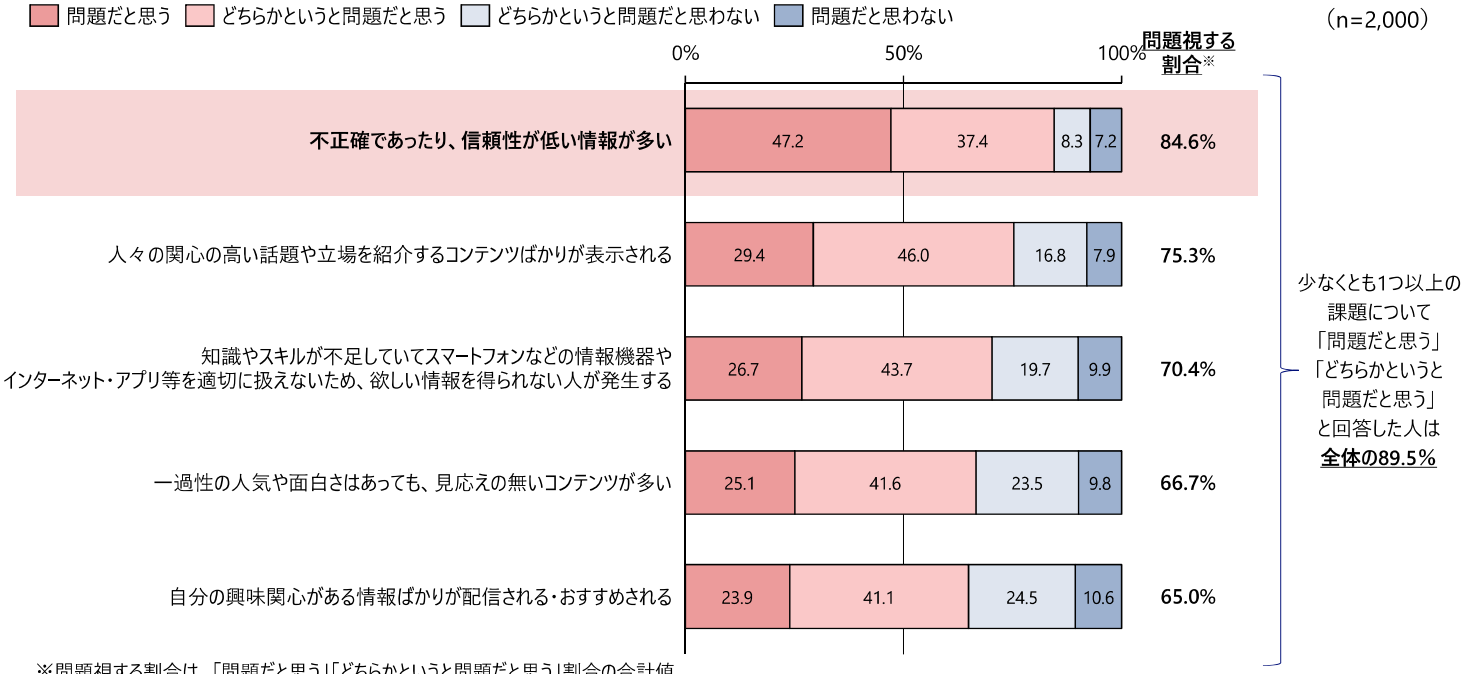

※問題視する割合は、「問題だと思う」「どちらかというと問題だと思う」割合の合計値。

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

アンケート調査結果｜3. 情報空間上の課題認識｜コンテンツ業界に関する課題

日本のコンテンツ業界に関する課題について聴取したところ、どの課題についても70%以上が問題と認識

Q13. インターネットの利用が広まった現代において、人々の視聴習慣が変化したり、インターネット事業者が増加・拡大したりすることにより、日本のコンテンツ業界に以下のような課題が生じる可能性があるという意見があります。
あなたは、以下のような課題が生じた場合どの程度問題だと思いますか。それぞれ１つお答えください。（SA）

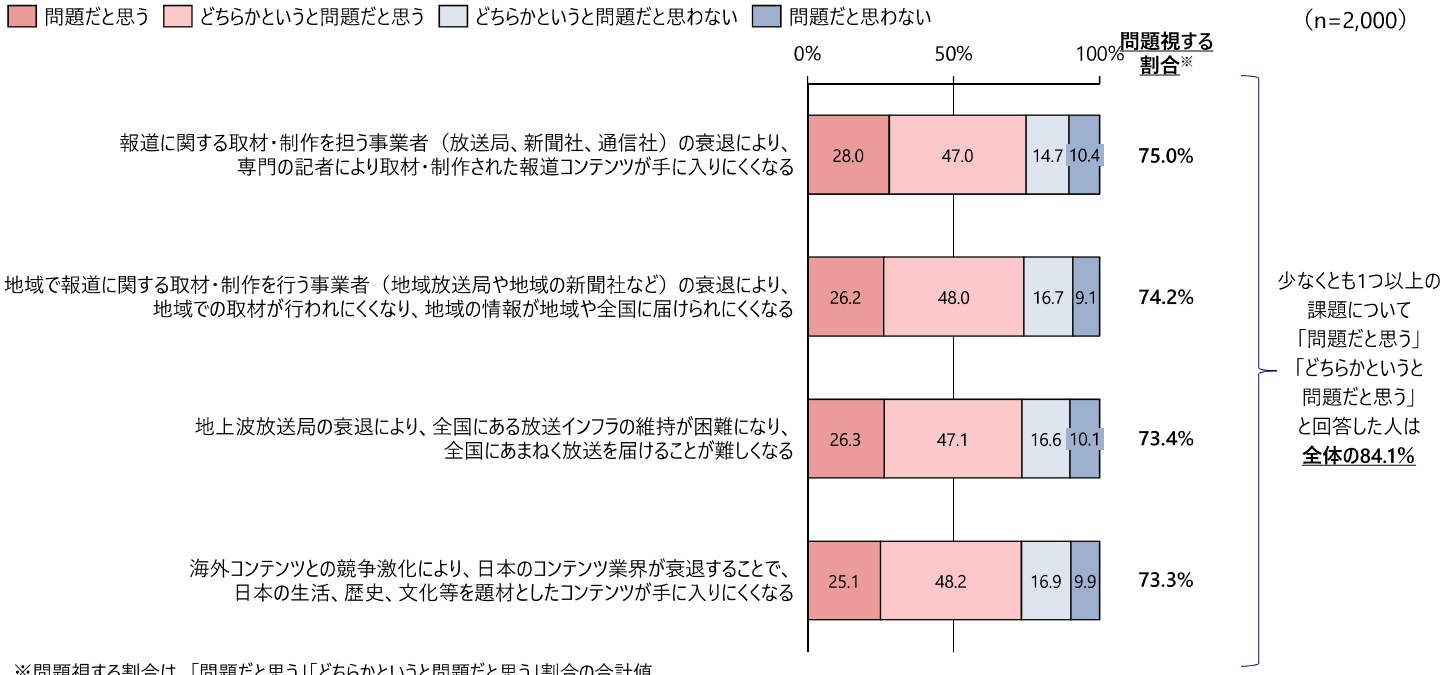

※問題視する割合は、「問題だと思う」「どちらかというと問題だと思う」割合の合計値。

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

アンケート調査結果｜4. 公共メディアに期待する役割｜各役割に対する期待度

どの役割も過半数が期待しており、いずれか1つでも役割を期待している人の割合は約81%。生命・身体維持のための情報、正確で信頼できる情報、公平公正な情報の提供が特に高い

Q14. 前の設問でお示ししたようなインターネットの普及に伴う様々な課題を踏まえ、あなたがこれからのNHKに期待する役割を伺います。営利を目的としない公共メディアとして、NHKは以下のような役割を果たしていくことが考えられますが、あなたは以下の役割それぞれについてNHKが担うことをどの程度期待しますか。それぞれ1つお選びください。（SA）

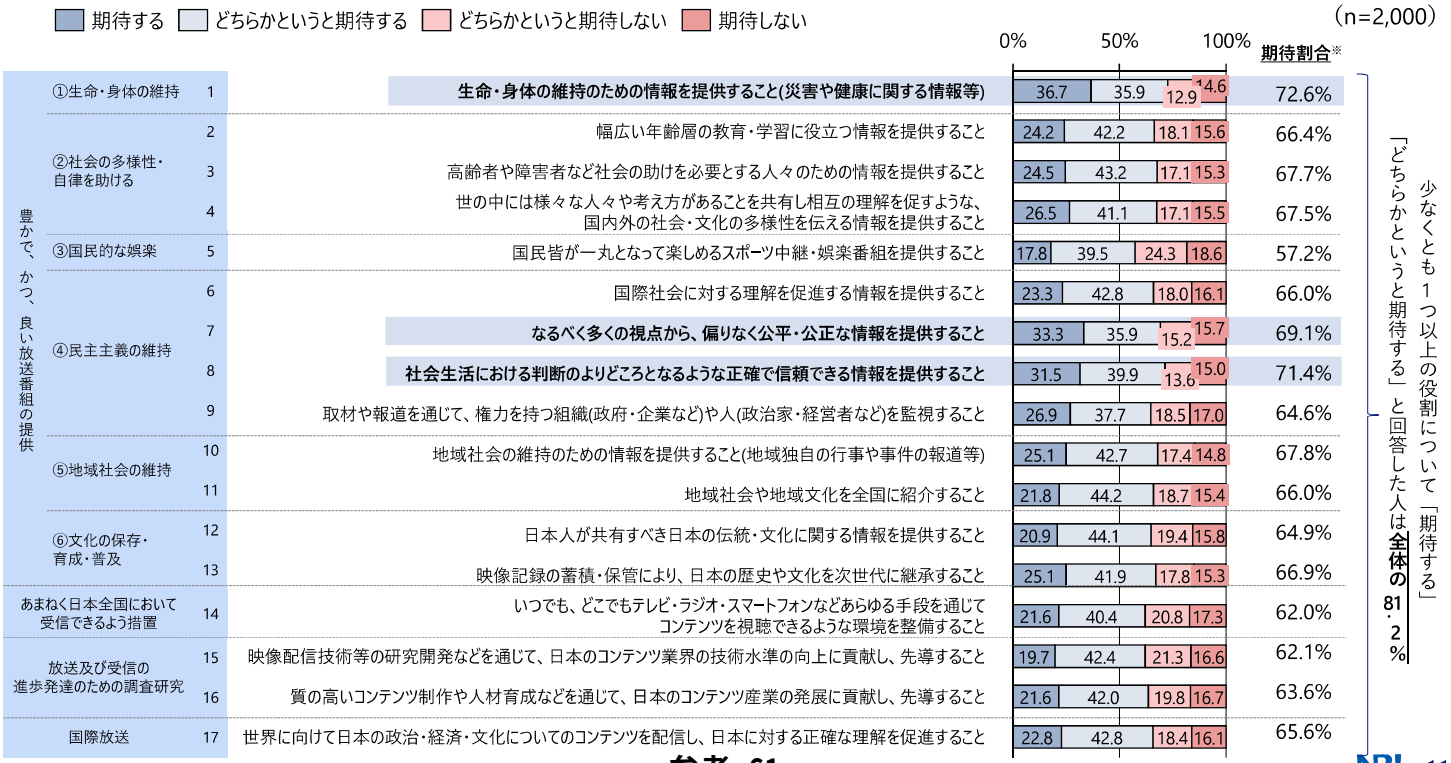

※期待割合は、「期待する」「どちらかというと期待する」割合の合計値

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

アンケート調査結果｜4. 公共メディアに期待する役割｜情報空間上の課題認識×公共メディアへの期待

デジタル時代に生じる情報空間上の課題を問題だと思う人ほど、公共メディアへの期待は高い

Q12,13の課題の数別 ・ Q14の17個の役割仮説に対する期待割合※の平均値

情報の質・発信・入手に関する課題

- 不正確であったり、信頼性が低い情報が多い
- 人々の関心の高い話題や立場を紹介するコンテンツばかりが表示される
- 一過性の人気や面白さはあっても、見応えの無いコンテンツが多い
- 自分の興味関心がある情報ばかりが配信される・おすすめされる
- 知識やスキルが不足していてスマートフォンなどの情報機器やインターネット・アプリ等を適切に扱えないため、欲しい情報を得られない人が発生する

コンテンツ業界の課題

- 報道に関する取材・制作を担う事業者(放送局、新聞社、通信社)の衰退により、専門の記者により取材・制作された報道コンテンツが手に入りにくくなる
- 地上波放送局の衰退により、全国にある放送インフラの維持が困難になり、全国にあまねく放送を届けることが難しくなる
- 地域で報道に関する取材・制作を行う事業者(地域放送局や地域の新聞社など)の衰退により、地域での取材が行われにくくなり、地域の情報が地域や全国に届けられにくくなる
- 海外コンテンツとの競争激化により、日本のコンテンツ業界が衰退することで、日本の生活、歴史、文化等を題材としたコンテンツが手に入りにくくなる

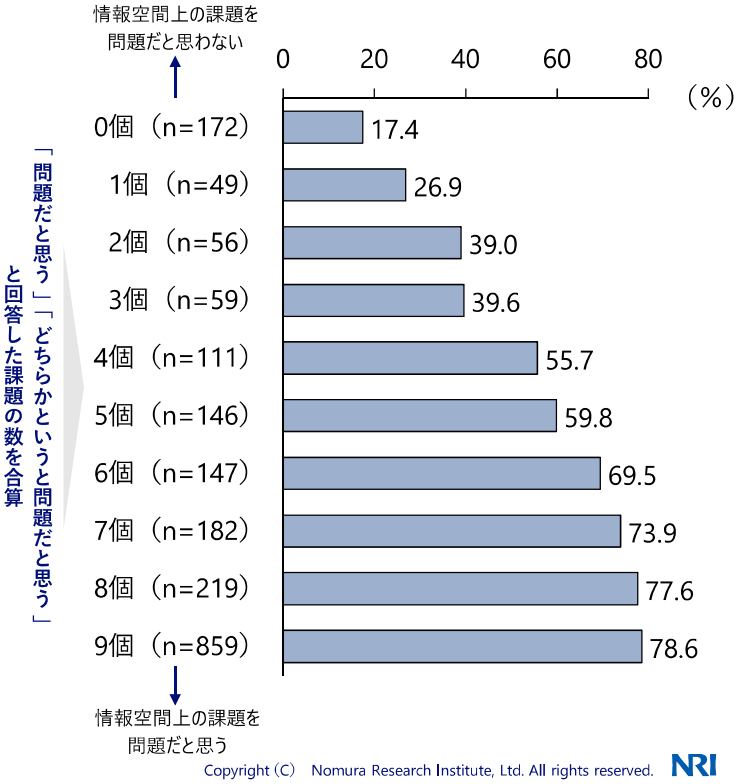

※期待割合は、「期待する」「どちらかというと期待する」割合の合計値

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

アンケート調査結果｜4. 公共メディアに期待する役割｜受信契約×公共メディアへの期待

受信契約がある方の概ね7割超がNHKの各役割に期待している

受信契約有無別・Q14の17個の役割仮説に対する期待割合※の平均値

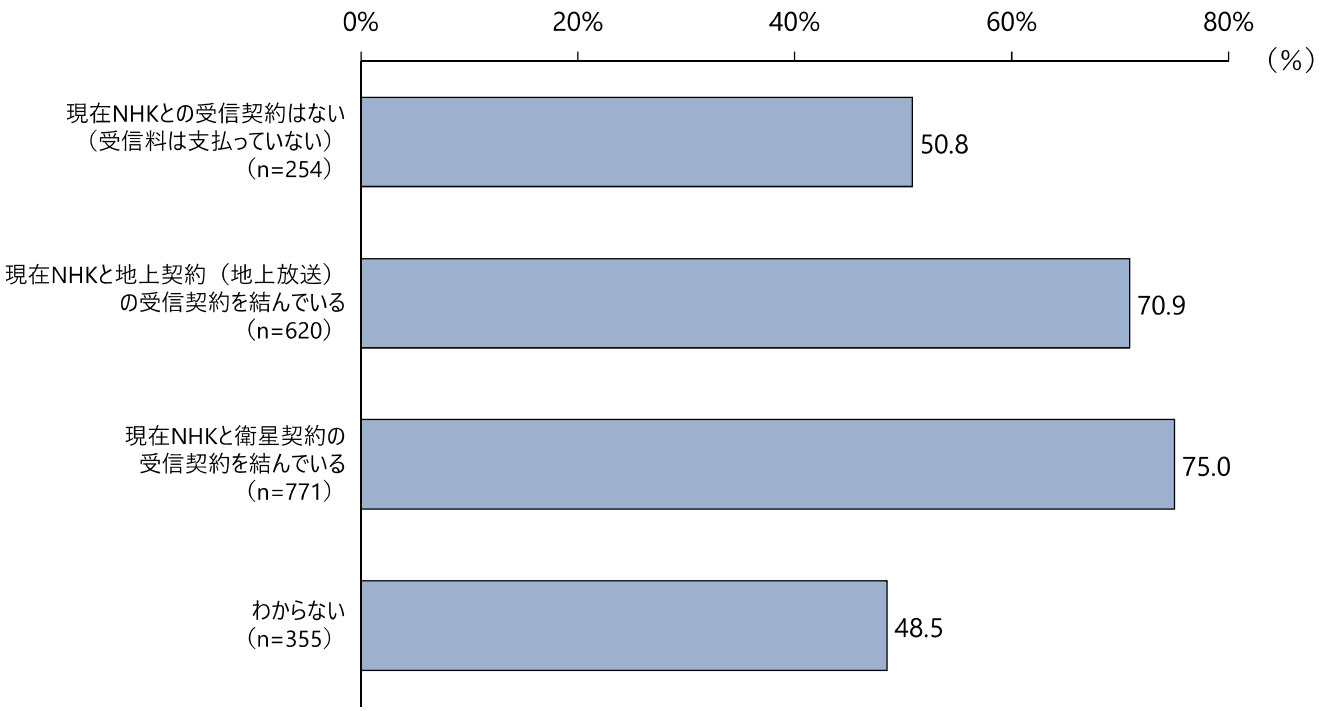

※期待割合は、「期待する」「どちらかというと期待する」割合の合計値

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

全年代を通し、生命・身体維持のための情報、正確で信頼できる情報が期待されている。加えて、若年層はアーカイブを、高年齢層は高齢者・障害者などのための情報を相対的に期待

年代別・Q14の各項目の期待割合※

：各年代の上位1-3位項目　：各年代の上位4-5位の項目

役割のカテゴリ（第1回公共放送WG資料より）		#	役割	20代以下（n=363）	30代（n=284）	40代（n=370）	50代（n=337）	60-70代（n=646）
豊かで、かつ、良い放送番組の提供	① 生命・身体の維持	1	生命・身体の維持のための情報を提供すること（災害や健康に関する情報等）	63.6%	67.6%	70.8%	71.5%	81.3%
	② 社会の多様性・自律を助ける	2	幅広い年齢層の教育・学習に役立つ情報を提供すること	59.8%	61.3%	64.3%	66.8%	73.4%
		3	高齢者や障害者など社会の助けを必要とする人々のための情報を提供すること	59.8%	60.9%	63.8%	69.1%	76.5%
		4	世の中には様々な人々や考え方があることを共有し相互の理解を促すような、国内外の社会・文化の多様性を伝える情報を提供すること	60.3%	61.3%	66.2%	66.8%	75.4%
	③ 国民的な娯楽	5	国民皆が一丸となって楽しめるスポーツ中継・娯楽番組を提供すること	55.6%	53.9%	58.6%	56.4%	59.1%
	④ 民主主義の維持	6	国際社会に対する理解を促進する情報を提供すること	58.4%	60.2%	63.2%	67.4%	73.7%
		7	なるべく多くの視点から、偏りなく公平・公正な情報を提供すること	60.1%	64.8%	67.0%	69.1%	77.2%
		8	社会生活における判断のよりどころとなるような正確で信頼できる情報を提供すること	66.1%	66.5%	69.7%	71.5%	77.4%
		9	取材や報道を通じて、権力を持つ組織（政府・企業など）や人（政治家・経営者など）を監視すること	60.3%	60.2%	59.7%	65.3%	71.2%
	⑤ 地域社会の維持	10	地域社会の維持のための情報を提供すること（地域独自の行事や事件の報道等）	60.1%	62.7%	66.5%	68.0%	75.1%
		11	地域社会や地域文化を全国に紹介すること	57.3%	60.6%	65.4%	66.5%	73.4%
	⑥ 文化の保存・育成・普及	12	日本人が共有すべき日本の伝統・文化に関する情報を提供すること	60.3%	57.0%	64.3%	64.7%	71.4%
		13	映像記録の蓄積・保管により、日本の歴史や文化を次世代に継承すること	60.9%	61.6%	64.6%	67.4%	73.7%
あまねく日本全国において受信できるよう措置		14	いつでも、どこでもテレビ・ラジオ・スマートフォンなどあらゆる手段を通じてコンテンツを視聴できるような環境を整備すること	59.0%	53.9%	58.4%	64.7%	68.0%
放送及び受信の進歩発達のための調査研究		15	映像配信技術等の研究開発などを通じて、日本のコンテンツ業界の技術水準の向上に貢献し、先導すること	57.0%	56.0%	60.3%	61.4%	69.0%
		16	質の高いコンテンツ制作や人材育成などを通じて、日本のコンテンツ産業の発展に貢献し、先導すること	59.0%	58.8%	62.2%	65.0%	68.3%
国際放送		17	世界に向けて日本の政治・経済・文化についてのコンテンツを配信し、日本に対する正確な理解を促進すること	60.1%	61.3%	64.1%	65.6%	71.5%

※期待割合は、「期待する」「どちらかというと期待する」割合の合計値

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

各役割について、以下のような意見が挙げられた（1/2）

カテゴリ		#	役割	評価・期待　青字：ポジティブな評価・期待、　赤字：ネガティブな評価・期待
豊かで、かつ良い放送番組の提供	①生命・身体の維持	1	生命・身体の維持のための情報を提供すること（災害や健康に関する情報等）	• 最も大事な役割の1つとして期待する。今までNHKが国民から期待されてきたことをぶれさせることなく続けて欲しいという思いがある。（30代 男性）
	②社会の多様性・自律を助ける	2	幅広い年齢層の教育・学習に役立つ情報を提供すること	• 学習に役立つ情報が放送されていたら嬉しいと感じるが、自分で参考書等を買って勉強する方が多くの情報を得られることが多いと思う。（30代 女性）
		3	高齢者や障害者など社会の助けを必要とする人々のための情報を提供すること	• これは地域の自治体でできることだと思う。（60代 女性）
		4	世の中には様々な人々や考え方があることを共有し相互の理解を促すような、国内外の社会・文化の多様性を伝える情報を提供すること	• 自然や動物の姿や、障害がある方の生活など、普段生活しているだけでは手に入らない情報や知識を視聴者に教えてほしいので特に期待する。（30代 女性） • 特に期待する。世界には色々な考え方があることを伝えることで、日本人が一回り豊かになればいいと思う。（50代 女性）
	③国民的な娯楽	5	国民皆が一丸となって楽しめるスポーツ中継・娯楽番組を提供すること	• 朝ドラは家事をした後に見てほっとできる時間で癒やしになるため、今後もNHKの役割として期待する。（60代 女性） • NHKの娯楽番組を個人的には楽しみにしていないため、NHKの役割として期待していない。（50代 女性） • スポーツ中継はよく見ており、役割としてあってもよいが、他の役割の方が優先されてしまう印象を持つ。（40代 男性）
	④民主主義の維持	6	国際社会に対する理解を促進する情報を提供すること	• 国際社会を理解するためにNHKの力が必要だと思うので特に期待する。（50代 女性）
		7	なるべく多くの視点から、偏りなく公平・公正な情報を提供すること	• 民放ではなく、NHKだからこその役割として期待している。（50代 女性）
		8	社会生活における判断のよりどころとなるような正確で信頼できる情報を提供すること	• –

※グループインタビューでの発言は抜粋した上で、表現を一部修正して掲載

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

各役割について、以下のような意見が挙げられた（2/2）

カテゴリ		#	役割	評価・期待　青字：ポジティブな評価・期待、　赤字：ネガティブな評価・期待
豊かで、かつ良い放送番組の提供	④民主主義の維持	9	取材や報道を通じて、権力を持つ組織（政府・企業など）や人（政治家・経営者など）を監視すること	• 国民一人一人が監視するのは難しいので、NHKのような機関が厳しく監視して放送して欲しいという意味で特に期待する。（50代 女性）
	⑤地域社会の維持	10	地域社会の維持のための情報を提供すること（地域独自の行事や事件の報道等）	• 重要ではないわけではないが、NHKでなくてもある程度役割を担えるものかと思う。（50代 女性）
		11	地域社会や地域文化を全国に紹介すること	
	⑥文化の保存・育成・普及	12	日本人が共有すべき日本の伝統・文化に関する情報を提供すること	• 周りの大人から口頭で伝えられたり、周りの人から学習したりして共有するものだと感じる。（30代 女性）
		13	映像記録の蓄積・保管により、日本の歴史や文化を次世代に継承すること	• NHKは既にこの役割については、かなり取り組んでいると思っている。（30代 男性）
あまねく日本全国において受信できるよう措置		14	いつでも、どこでもテレビ・ラジオ・スマートフォンなどあらゆる手段を通じてコンテンツを視聴できるような環境を整備すること	• 地震や災害が起こった時は出先でも情報が見られるのはありがたいが、普段どこでも見たいかと言われるとそうではない。（30代 女性）
放送及び受信の進歩発達のための調査研究		15	映像配信技術等の研究開発などを通じて、日本のコンテンツ業界の技術水準の向上に貢献し、先導すること	• –
		16	質の高いコンテンツ制作や人材育成などを通じて、日本のコンテンツ産業の発展に貢献し、先導すること	• –
国際放送		17	世界に向けて日本の政治・経済・文化についてのコンテンツを配信し、日本に対する正確な理解を促進すること	• 国際社会の中で日本としてのアピールを行うためにNHKの力が必要だと思うので特に期待する。（50代 女性）

※グループインタビューでの発言は抜粋した上で、表現を一部修正して掲載

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

公共メディアの役割を実現する手段として、例示した全てのインターネット上での提供機能・サービスについて、半数以上の人が、自分自身・社会全体双方で必要と考えている

Q16. NHKがインターネット時代においてもその役割を果たすために、NHKが以下のような機能・サービスを提供することは必要だと思いますか。あなたご自身として必要だと思うか、社会全体として必要だと思うか、それぞれ1つずつお答えください。（SA）

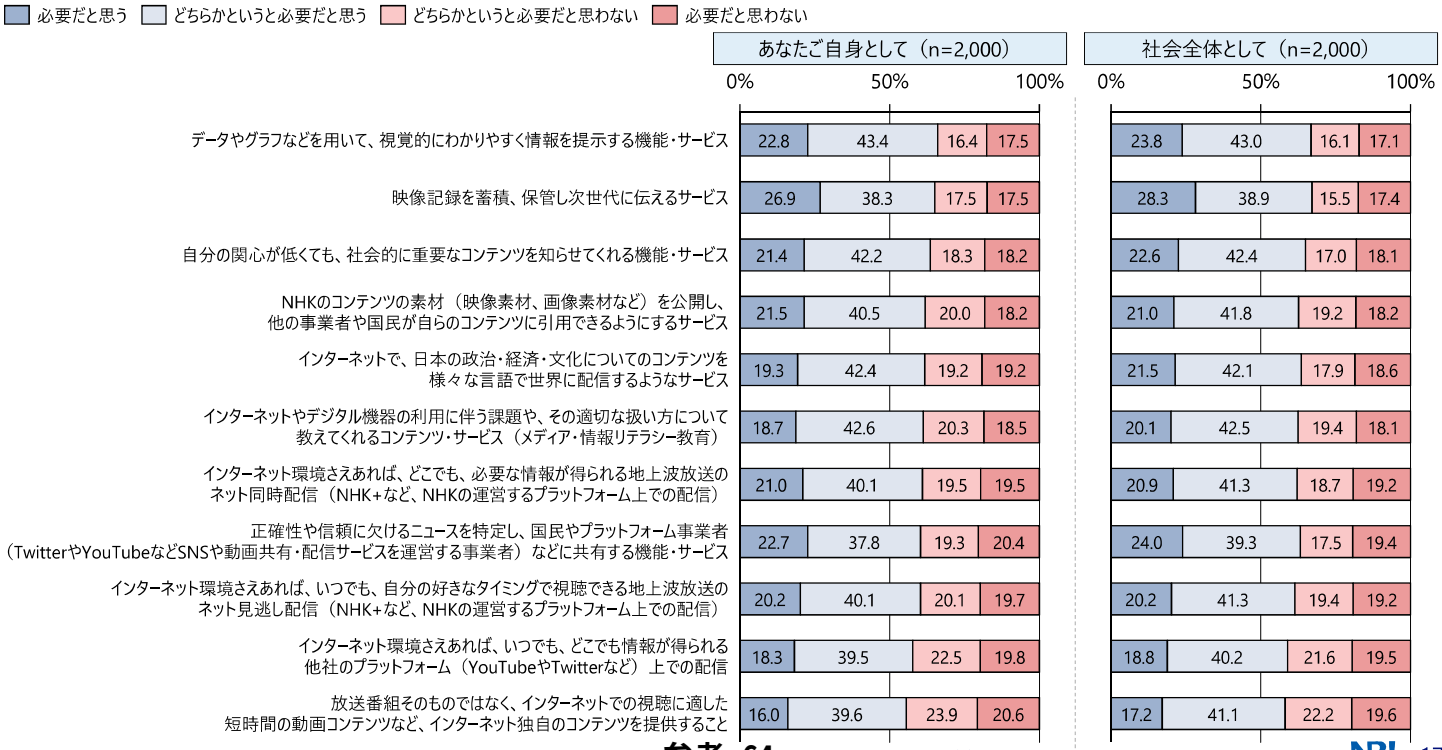

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

NHKのインターネットサービスへの期待は、自分自身の利用意向によって変わるが、利用意向が無い人でも、テレビ非保有者がNHKコンテンツを利用できる環境が必要と考えている

NHKのインターネットサービス展開を期待する人の意見

- 特に期待するものとしては「映像記録を蓄積、保管し次世代に伝えるサービス」に期待したい。また、現状NHK+はNHKの受信料を払っている人向けにコンテンツを提供しているが、テレビ等を持っていない人向けにも、個別に利用料を支払ってNHKのコンテンツを見られるような環境を作ってほしい（40代 男性）
- 「映像記録を蓄積、保管し次世代に伝えるサービス」への期待はある。起こったニュースや事件の映像を好きな時に見られたりするサービスがあったら良い。また、ネット上でニュースを放送するだけでなく、視聴者の意見を見られる形や、一般人を集めて討論するようなサービスは良いのではないか。NHKのインターネットでしか見られないような特別な番組、テレビではやっていないようなネット限定の番組があると珍しくて見るかもしれない（30代 女性）

NHKのインターネットサービス展開を期待しない人の意見

- 日々のニュース等を後で見返したりすることは日常的にはない。そういった状況でデジタルコンテンツを先進的に発展させる役割がNHKにあるかというと疑問がある。一方でより時代が進み、テレビが使われなくなる時代になれば、コンテンツを他のデバイスで見られるようにすることは必要になると思う（30代 男性）
- 全く期待しないわけではないが、インターネット上で、というよりもテレビでのニュースを安定的にしっかり放送していってほしいという気持ちがある（50代 女性）
- 世代的にインターネットを自由に操れる世代ではなく、苦手なのでテレビで十分だと考えている。一方で、将来的にはインターネットの時代になると感じており、その中で現在の若者の「とにかく自分の好きなものばかり集中して見る」状況は課題だと思う（60代 女性）

※グループインタビューでの発言は抜粋した上で、表現を一部修正して掲載

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

調査結果全体のサマリは以下の通り

調査項目		調査結果サマリ
1	利用率	□ NHKのテレビは民放と共に国民の過半に利用されている。 □ また、NHKのインターネットサービスは利用率は約14%
2	信頼度	□ 放送は新聞と並び、国内で最も信頼されているメディアであり、現状、インターネット専業メディアの中には同程度信頼されているメディアが存在しない状況である
3	情報空間上の課題認識	□ 不正確・信頼性の低い情報など、提示した全てのデジタル時代に生じる情報空間上の課題について、国民の60％以上が問題視
4	公共メディアに期待する役割	□ デジタル時代においても、「豊かで、かつ、良い放送番組の提供」「あまねく日本全国において受信できるよう措置」「放送及び受信の進歩発達のための調査研究」「国際放送」のいずれも、国民の過半に期待されている □ 特に生活や社会の根幹を支える情報提供への期待は年代問わず大きい □ それらに加えて、若年層はアーカイブの役割を、高年齢層は高齢者や障害者のための情報提供を、相対的に期待している
5	公共メディアに期待する機能	□ 特定の機能・サービスにとどまらず幅広い取り組みに期待されている □ 特に、インフォグラフィックス、アーカイブ、レコメンドなど、必要な情報をわかりやすく流通・蓄積させるサービスへの期待が高い □ また、公共メディアの役割を実現する手段として、インターネット上での提供機能・サービスについて、半数以上の人が、自分自身・社会全体双方で必要と考えている

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

Share the Next Values!

第１回会合における質問事項に対する回答

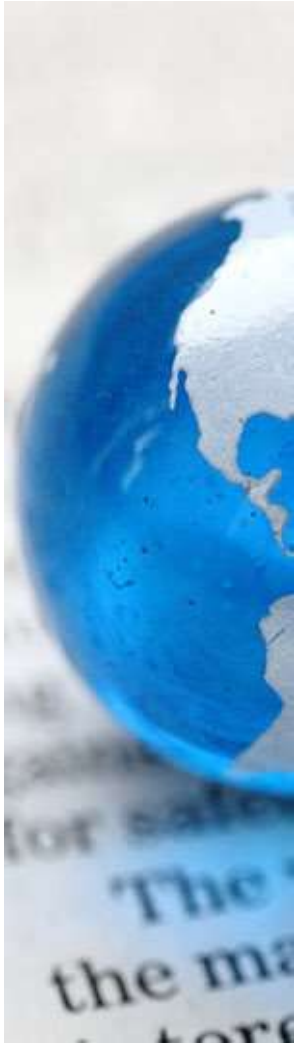

株式会社 野村総合研究所

株式会社 野村総合研究所
コンサルティング事業本部

Share the Next Values!

第１回会合における質問事項に対する回答｜都市部と地方部でのメディア視聴行動の差

前提として、地方の方が高齢者が多く、都市部の方が労働世代が多い。メディアの利用実態の都市部vs.地方部の違いについては、年齢別構成比の違いが交絡因子として効いてくる

都市部・地方部の構成比

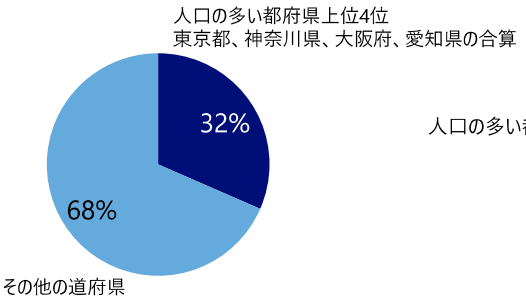

エリア×年代の構成比（人口推計は10代未満を除いた割合）

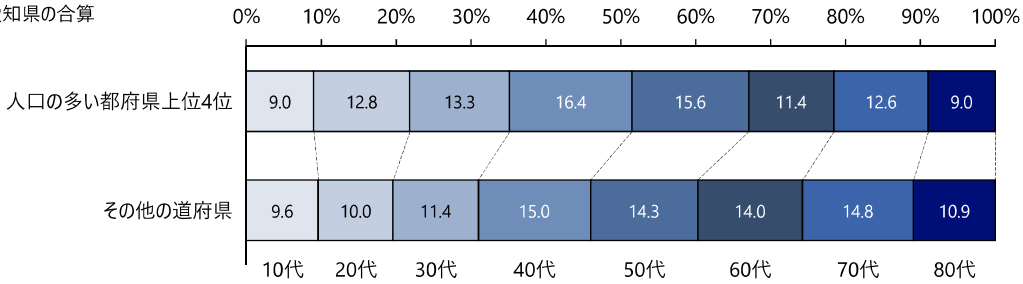

出所）総務省統計局 人口推計 第10表（2021年10月1日現在人口）

参考）NRI生活者1万人アンケート調査での分布（全国15～79歳男女、層化二段無作為抽出法にてサンプル抽出）

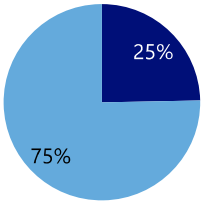

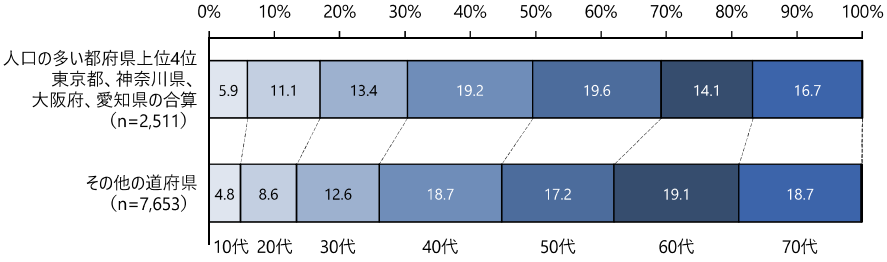

出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（2021年）

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

第１回会合における質問事項に対する回答｜都市部と地方部でのメディア視聴行動の差

テレビの利用時間は、地方部ほど長く、ネット利用時間は自宅・外出先共に都市部ほど長くなっている

メディア利用時間（平日）と居住地域の規模による差

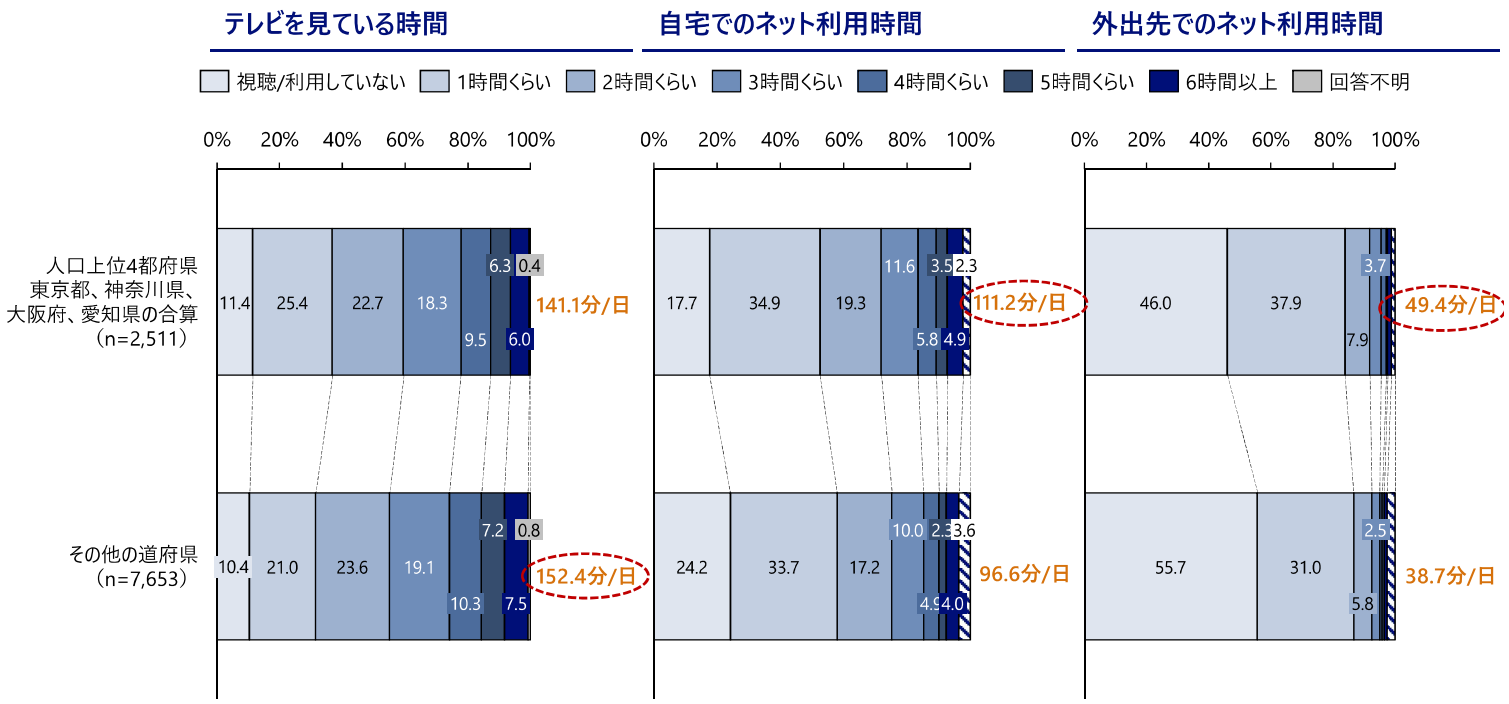

注）ネット利用時間とは、趣味・娯楽・教養のためにインターネットを利用している時間のことで、仕事での利用を除いた時間を聴取している。
出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（2021年）

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

第１回会合における質問事項に対する回答｜都市部と地方部でのメディア視聴行動の差

ネット利用時間は、全年代において自宅・外出先を問わず都市部が地方部よりも長い傾向。テレビ視聴時間に関しては、年代別では都市部と地方部の差は顕著ではない。

メディア利用時間（平日）と居住地域の規模による差｜年代別・平均視聴/利用時間（分）

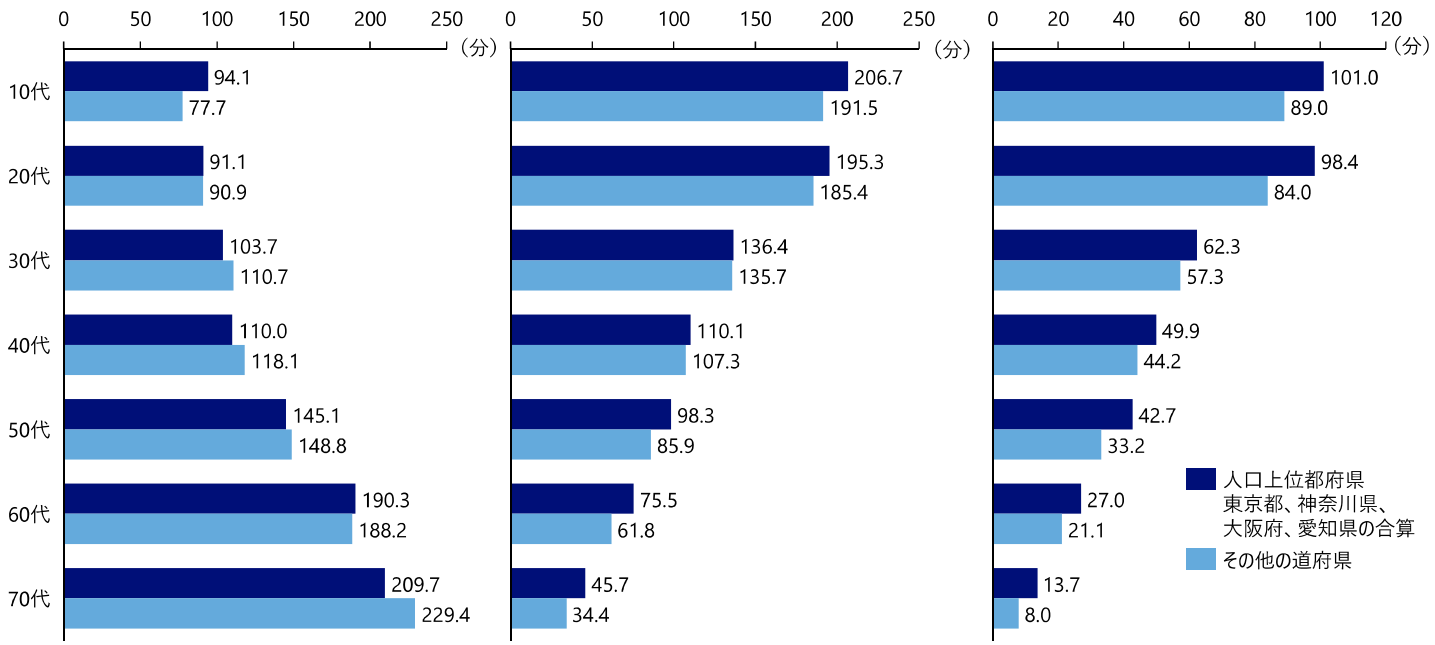

注）ネット利用時間とは、趣味・娯楽・教養のためにインターネットを利用している時間のことで、仕事での利用を除いた時間を聴取している。
出所）NRI「生活者1万人アンケート調査」（2021年）

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

第１回会合における質問事項に対する回答｜都市部と地方部でのメディア視聴行動の差

都市部と地方部でのメディア視聴行動の差について、1万人アンケートにおける結果のサマリは下記の通り

いただいていたご質問事項

■ 都市部と地方部でメディア視聴行動に有意な差があるのか

NRI生活者1万人アンケート調査における結果

■ 都市部と地方部では、メディア視聴行動に差は存在する
都市部の方がネット利用時間が長く、地方部の方がテレビ利用時間が長い（p.2）

■ 高齢者の割合が地方部では高いという人口構成比の影響（p.1）に加えて、
年代別で見た際、全年代においてネット利用時間は都市部の方が長い傾向が表れている（p.3）

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

第１回会合における質問事項に対する回答｜オリパラ報道時のメディア視聴行動について

月次データでは、テレビ視聴時間は2021年オリパラ開催時にスパイクが見られる

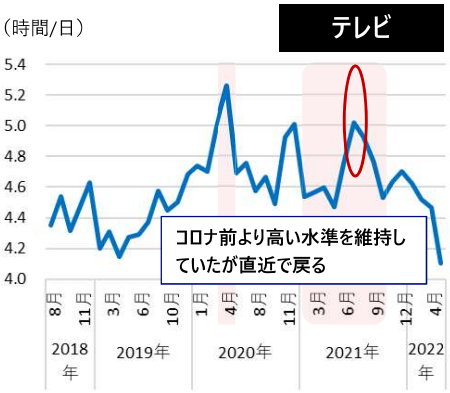

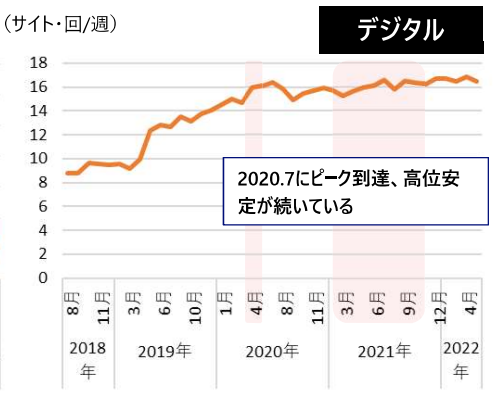

注）
各メディアの利用状況は以下で定義。
- テレビ：1日あたりの視聴時間（NHK含む）
- Web：主要広告Web媒体の週あたり接触数
- 電車：関東主要路線の週1回以上利用割合
- 雑誌：定期的に閲読している雑誌の数
- 新聞：全国紙のいずれかを精読している割合

：緊急事態宣言

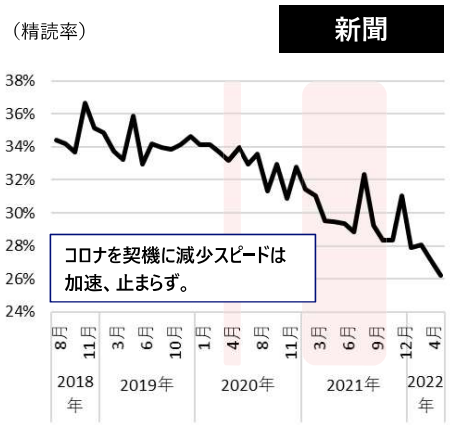

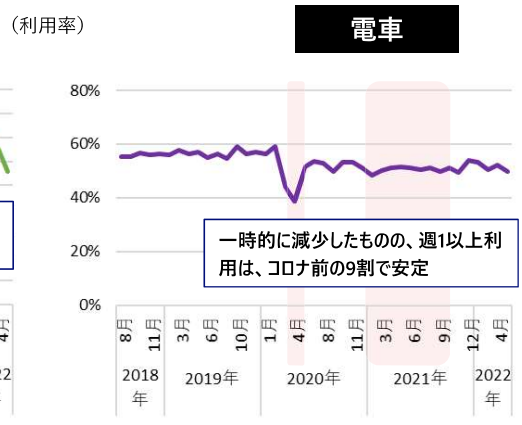

出所）NRIインサイトシグナル調査（関東男女20-60代）

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

オリパラ報道時のメディア視聴行動についてNRI保有のデータから見た傾向

いただいていたご質問事項

- オリパラ報道は、通常時と比べて、リアルタイムでネット／放送で見た人の割合はどうだったか

NRI生活者1万人アンケート調査⇒シングルソースパネルにおける結果

- 生活者1万人アンケート調査では、特定期間の視聴時間等のデータを聴取していない（一般的な行動のみ）
- シングルソースパネルの月次データでは、電子番組表ベースで実際の番組視聴実態を把握。
  テレビ視聴「時間」は2021年オリパラ報道時にスパイクを見せている（p.5）

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI

参考資料

１万人調査の質問項目と時系列データについて

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI

NRI「生活者1万人アンケート調査」の実施概要

◆NRI「生活者１万人アンケート調査」（1997年,2000年,2003年,2006年,2009年,2012年,2015年,2018年,2021年）
- 調査対象：全国の満15～79歳の男女個人（2009年調査までは満15～69歳としていた）
- サンプル抽出方法：層化二段無作為抽出法
- 調査方法：訪問留置法
- 有効回答数：
  10,052人（97年）, 10,021人（00年）, 10,060人（03年）, 10,071人（06年）, 10,252人（09年）, 10,348人（12年）
  10,316人（15年）, 10,065人（18年）, 10,164人（21年）

※2021年調査は、2021年8月に調査を実施した。
本資料では、2009年以前の調査結果と時系列で比較する際には、2012年以降の調査データを15～69歳（2012年：8,821人、2015年:8,718人、2018年：8,431人、2021年：8,297人）としている。

■ 資料を読む際の注意点
- 結果数値（%）は、各設問の回答者数を分母として算出した各回答の比率である。なお、特に明示していない場合は原則、各調査年の回収サンプル数が基数であるが、別途表記があるものは、無回答を回収サンプル数から除いた値を基数としている。
- 結果数値（%）は四捨五入の関係で、内訳の合計が計に一致しないことがある。
- 質問によっては一部の調査年の結果数値しか、グラフ上で表示していない場合がある。
- 複数回答の設問で、結果数値が低いなどの理由により、すべての選択肢を表示していない場合がある。

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI

質問項目

調査の全体像（主な質問項目）

分　野	質問項目
生活価値観	日常生活における考え方（個人意識、社会貢献意識など）
	組織・機関、職業に対する信頼度
	生きがいのウエイト（家族、地域、仕事、趣味）
コミュニケーション	人との付き合い（配偶者、親、子、隣近所など）
	親子関係、夫婦関係、地域関係に対する意識
居住	持ち家の形態
	持ち家志向
	今後の住まいに対する意向
	理想の暮らし方
就労スタイル	就労状況、勤務先の業種・従業員規模など
	仕事内容、仕事上の立場
	勤務先への信頼感
	就労意識
消費価値観	消費に対する意識（価格、品質、利便性、メーカー志向等）
	今後積極的にお金を使いたい分野
	消費の際の情報活用をめぐる考え方

分　野	質問項目
消費実態	世帯、個人で保有している商品、購入したい商品
	利用しているサービス
	利用しているチャネルと頻度
	商品に関する情報源（テレビ、インターネットなど）
	自動車の保有台数
	ポイント制度の利用状況
余暇・レジャー	今後増やしたい時間
	趣味・スポーツ
	海外旅行・海外出張・海外生活の経験
	インターネットの利用状況（頻度、利用サービスなど）
生活全般、生活設計	景気、収入等の見通し、今後の生活設計上の収入の前提
	直面している不安や悩み（健康、雇用、治安、社会制度など）
	保有している金融商品、投資に対する考え方など
	生活満足度
	幸福度
	世間一般からみた自分の生活レベル（上、中、下）

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI

質問項目

日本人の平均像の推移（NRI「生活者１万人アンケート調査」結果の時系列変化）

財産・金融（%）	97年	00年	03年	06年	09年	12年	15年	18年	21年
平均世帯年収（万円）	713	654	614	596	595	583	645	668	678
平均個人年収（万円）	288	257	249	236	253	239	272	285	300
平均世帯貯蓄額（万円）	859	853	818	827	896	926	1014	1015	1033
持ち家率	77.1	78.0	77.4	77.3	78.7	79.1	81.2	81.7	80.8
自動車保有率	86.3	88.6	89.2	90.0	89.6	88.4	90.0	90.2	89.9
不動産相続率（既+見込み）	43.0	46.4	54.8	55.0	52.2	53.9	56.4	57.0	56.6

インターネット接触（%）	97年	00年	03年	06年	09年	12年	15年	18年	21年
インターネット利用率	3.6	27.3	53.1	64.2	83.3	90.0	93.7	96.6	97.4
電子メールの送受信	-	19.5	44.5	52.6	79.3	82.7	85.6	90.2	90.7
インターネットショッピング	-	4.8	13.8	23.3	30.4	38.0	48.5	58.2	67.5
ネットバンキング	-	-	-	-	-	14.5	19.0	24.3	39.7
株式オンライントレード	-	-	-	-	-	4.8	7.2	9.2	12.4
位置情報を活用した地図利用	-	-	-	-	-	13.3	21.4	34.3	40.6

直面している不安（%）	97年	00年	03年	06年	09年	12年	15年	18年	21年
自分の健康	51.1	50.4	52.0	55.4	52.4	51.4	49.4	53.0	53.1
雇用、失業	9.9	16.8	20.5	16.5	22.6	19.2	14.2	13.7	14.6
社会保障制度の破たん	-	26.8	28.7	26.6	24.3	22.7	21.4	21.1	18.6
増税、社会保険料増加	39.5	25.5	30.3	33.0	28.8	28.8	27.7	29.0	26.5
治安悪化、犯罪増加	19.3	28.0	27.7	25.8	17.9	12.1	15.2	11.9	11.5
自然災害	22.0	15.4	22.7	33.4	28.2	38.2	33.5	42.6	37.0

商品保有率（%）	97年	00年	03年	06年	09年	12年	15年	18年	21年
パソコン	26.2	43.4	62.7	70.2	77.0	80.7	80.5	80.6	80.4
ファックス	24.5	38.9	48.2	57.1	59.0	57.0	53.8	47.4	39.3
携帯電話（含PHS、スマートフォン）	21.8	45.8	71.3	82.9	89.7	80.2	86.1	92.0	96.2
カメラ	85.3	79.7	74.2	61.6	-	-	-	-	-
デジタルカメラ（コンパクト、一眼）	3.1	11.0	36.3	56.4	67.9	70.9	67.3	62.6	54.7
DVD機器	0.7	2.5	27.2	58.3	61.7	60.6	59.0	55.1	52.2
ブルーレイレコーダー	-	-	-	-	8.1	39.7	48.8	53.9	56.0
食器洗浄機	9.2	12.9	16.1	22.2	26.5	29.4	34.2	35.7	37.6

趣味・余暇（%）	97年	00年	03年	06年	09年	12年	15年	18年	21年
園芸、庭いじり	24.0	28.0	27.5	24.0	20.5	20.3	14.8	13.7	15.0
読書	19.0	20.9	22.8	22.5	21.9	19.5	19.6	20.2	19.6
カラオケ	17.0	11.8	13.8	14.2	11.5	12.1	11.9	12.0	7.7
グルメ、食べ歩き	15.0	13.7	19.4	20.8	20.4	21.2	24.1	29.1	24.9
ドライブ	18.6	21.0	20.3	21.5	19.6	17.5	17.2	18.3	20.4
国内旅行	12.7	13.7	17.0	17.7	14.9	17.2	17.4	19.8	15.3
海外旅行経験(1年間)	18.8	23.9	23.2	23.9	22.3	22.6	17.4	18.5	7.6
ペットを飼っている割合	-	-	44.8	46.8	44.8	42.4	40.9	38.1	37.3

生活（%）	97年	00年	03年	06年	09年	12年	15年	18年	21年
生活程度（中の中）	53.8	53.1	53.1	49.7	52.1	52.4	53.6	54.6	56.1
現在の生活に満足	71.7	71.1	70.6	72.0	68.5	73.1	75.8	76.3	78.3
生きがいは「家族」	20.0	25.3	23.8	22.9	24.2	26.0	23.5	22.2	25.6
「景気」はよくなる	7.8	13.7	8.4	18.4	11.6	5.7	11.6	12.2	9.0
「家庭収入」はよくなる	8.9	9.0	6.1	9.8	6.5	6.9	10.0	10.7	7.4
今以上の収入を前提	24.4	22.5	18.6	20.6	16.4	14.4	15.8	18.6	14.2
転職経験	46.9	42.5	52.6	52.9	54.7	54.7	56.1	56.4	59.5
離婚率（離別状態比率）	2.2	2.7	3.7	4.5	4.6	5.3	5.5	5.7	5.7

チャネル利用（回／月）	97年	00年	03年	06年	09年	12年	15年	18年	21年
コンビニエンスストア	6.0	6.5	6.7	7.6	8.2	8.4	9.0	9.7	8.9
食品スーパー	-	9.6	10.1	9.9	9.7	9.0	9.5	9.3	9.0
百貨店・デパート	1.6	1.1	1.1	1.0	0.8	0.7	0.7	0.6	0.5
薬局・ドラッグストア	1.4	1.8	2.0	2.3	2.4	2.4	2.8	3.2	3.4
雑誌・カタログ通販	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3	0.2

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

【参考】月次推移のソース：シングルソースパネルの概要

メディアの接触、商品の購入実態・意向などをすべて同一の調査対象者に調査するシングルソースデータにより、消費者の価値観・行動変化を時系列で分析できる。

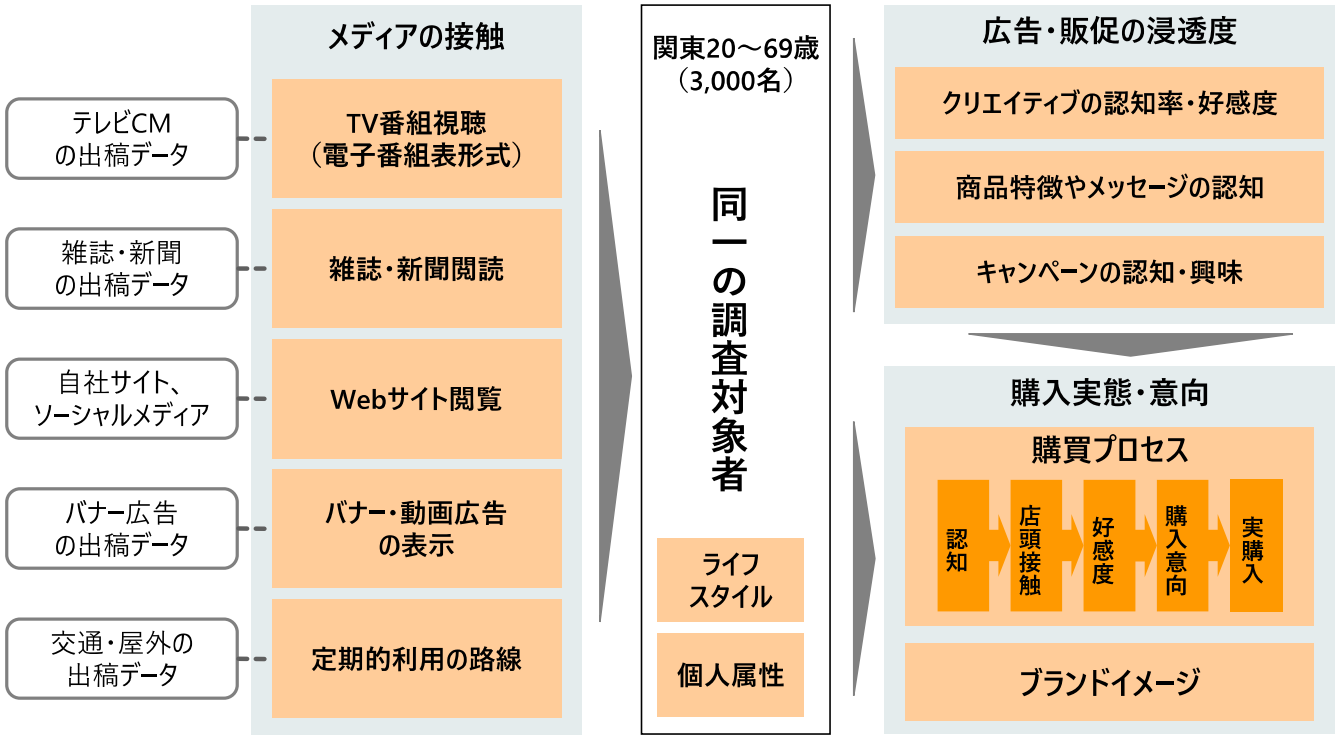

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

Share the Next Values!

公共放送ワーキンググループ
（第３回）
説明資料

NHK

はじめに～昨夜のワールドカップサッカー

NHK

ＮＨＫがネットも含め、ナショナルイベントを放送・配信することについて５割弱が評価
そのうち、公共放送としての意義・ふさわしさへの評価が９割強を占める

例えば欧州では、FIFAワールドカップのようなナショナル(国民的)イベントのナショナルチームの試合等については、制度化して公共メディアに放送・インターネットで無料提供させています。

Q.あなたはNHKがテレビ放送／インターネットサービスを通じて、FIFAワールドカップカタール2022のようなナショナルイベントの試合や関連番組の放送／配信や関連情報の特集を行うことについて、どのようにお考えですか。(いくつでも)【必須】

評価している人／反対・批判している人の比率(複数設問から算出)

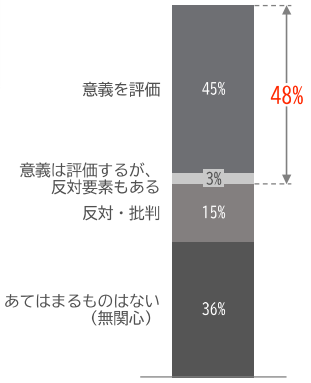

意義を評価(ポジティブ設問抜粋)

公共放送としての意義・ふさわしさへの評価(赤枠)が、ポジティブ意見の92.5%を占める

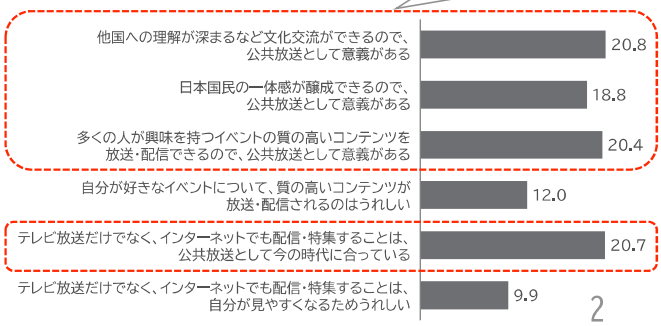

2

出所）NHK調査（関東一都六県在住の生活者を対象としたインターネット調査、2022年11月12～14日調査）

（全体：N=3,311）

目次

NHK

はじめに

１．ＮＨＫ改革について

①現在のＮＨＫ経営計画の概要、“三位一体改革”の取り組み

②修正経営計画について

③修正経営計画についてのネット調査から～今後を見据えて

２．ＮＨＫのインターネット活用業務について

①ＮＨＫのインターネットサービスの利用実態と評価

②インターネット特有の課題（広がる情報空間）について

③インターネット空間を意識した公共放送の取り組み

３．今後の議論にあたって～情報空間全体への貢献

①情報空間全体におけるＮＨＫ：ひとりＮＨＫの話ではない

②寄与できること、すべきことは何か：放送と同じ価値・異なる態様

③規律の在り方について～欧州の事例も踏まえて

NHK

１．ＮＨＫ改革について

①現在のＮＨＫ経営計画の概要、“三位一体改革”の取り組み

現在のＮＨＫ経営計画（2021-2023年度）の概要

NHK

- 「NHK経営計画2021-2023年度」では、**経営資源をNHKならではの多様で質の高いコンテンツの取材・制作に集中**させ、正確、公平公正で豊かな放送・サービスをいつでもどこでも最適な媒体を通じてお届けし続ける、**「新しいNHKらしさの追求」**を掲げている。
- 5つの重点項目と徹底した構造改革が両輪で、“公約”として、**還元原資の確保による値下げ**と、**衛星1波の削減**をお示しした。

5つの重点項目

1. **安全・安心を支える**　「命と暮らしを守る」報道を強化し、より強靭なネットワークを構築
2. **新時代へのチャレンジ**　最新の技術を活用し、高品質なコンテンツを合理的なコストで提供
3. **あまねく伝える**　確かな情報・サービスを一人ひとりに届け、分断化・多層化した社会をつなぐ
4. **社会への貢献**　地域の情報発信強化や日本の放送・メディア業界の発展に貢献
5. **人事制度改革**　組織の機能を最大限発揮するための“人財”改革を推進

ＮＨＫの“三位一体改革”の取り組み

NHK

・スリムで強靭な「新しいNHK」への変革をめざす現経営計画は順調な進捗

【業務】 経営資源をNHKならではの多様で質の高いコンテンツの取材・制作に集中
⇒全体を圧縮しつつ、シフトを実現
2020年度⇒2023年度で550億円削減・計画通り実施見通し、コンテンツ経費の比率は増加

【受信料】「巡回訪問営業」から「訪問によらない営業」に業務モデルを転換
⇒計画以上のコスト削減・収入増を実現
2020年度⇒2022年度で営業経費155億円減、営業経費率9.3%（初の10%割れ）
2021年度決算で受信料収入は計画額より87億増収

【ガバナンス】 中間持株会社設置を待たずに、業務効率化の断行
⇒関連団体数は最終的に22に（過去65団体）
業務委託費を10%削減、子会社役員30人削減（147→117人：2020年度比25%）

二つの大きな公約を達成できる見通し

・還元の原資を確保、2023年度に値下げ（2023年10月実施予定）
・衛星波を1波削減（2023年度末実施予定）

ＮＨＫの“三位一体改革”の取り組み

NHK

・“公約”達成：改革を実現し、還元のための原資700億円を確保、衛星1波の削減
・インフレのなか、少しでも値下げをして欲しいとの視聴者・国民の要望
・経営委員会において、地上料金を含む値下げの意見

・今後の構造改革を拡大し、6000億円を下回る、
　　より“スリムで強靭な”事業規模とするとともに、剰余金の大幅な活用に踏み込むことで、

・地上料金、衛星料金のそれぞれ１割値下げを実現
・経済的に厳しい学生への免除を拡大

経営全体へのインパクト：一時的に収支は赤字となるが、2027年度には収支均衡を想定
➡これらを反映させた、**経営計画の修正を実施**　**今後も不断の努力を続けていく**

（意見募集：2022年10月12日～11月10日　ご意見を受けてさらに検討を行い、最終議決に進む予定）

＊同時期に実施した調査によれば、一定の評価をいただいている

受信料値下げ水準への評価

NHK

- 提示されている受信料値下げ水準について、一定の評価（支払いありでは7割超）
- 値下げの原資を用意することができる見込みとなったことについて、一定の評価

現経営計画期間中の2023年度を含む、中長期の収支見通しを踏まえ、受信料の値下げ等（受信料体系の見直し）を実施します。
■還元（値下げ等）の方法 ※いずれも、2023年10月から実施します。
・地上契約および衛星契約を以下のように値下げします。
・学生への免除を拡大します。
■還元（値下げ等）の規模
・値下げに際して充当する還元の原資…総額1,500億円を想定

種別	支払方法	月額（値下げ後）	月額（値下げ前）
地上契約	口座・クレジット	1,100円	1,235円
	継続振込等		1,275円
衛星契約	口座・クレジット	1,950円	2,170円
	継続振込等		2,220円

「NHK経営計画（2021-2023年度）の修正（案）」で述べられている通り、NHKは、NHK経営計画（2021-2023年度）で策定した以下の改革を進めてきたことで、受信料を値下げするための原資を用意することができる見込みです。
1）経営資源をNHKならではの多様で質の高いコンテンツの取材・制作に集中させ、他のコストを削減
2）受信料の契約活動を「巡回訪問営業」から「訪問によらない営業」に転換させ、コストを抑えて受信料収入を増額

Q.この受信料値下げについては、もともと示していた衛星契約の1割値下げだけでなく、地上契約の値下げ、学生への免除など、さらに踏み込んだ過去最大規模の還元を行う方針になっています。あなたは、このNHKの受信料値下げの考え方について、評価しますか。（ひとつだけ）【必須】

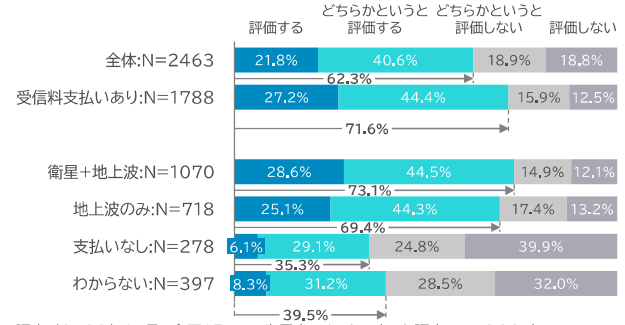

Q.あなたはこのようなNHKの取り組みを評価しますか。（ひとつだけ）【必須】

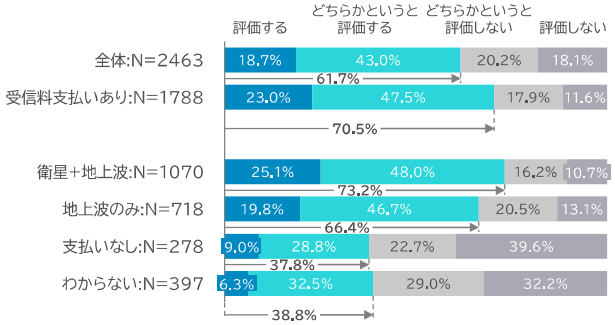

出所：ＮＨＫ調査（2022年10月　全国15－79歳男女、インターネット調査、N＝2463）

1．ＮＨＫ改革について

②修正経営計画について

修正経営計画（案）

NHK

- 加速する環境変化を踏まえ、**“安全・安心”の追求**（信頼できる基本的な情報の提供）、**“あまねく”の追求**（世代や場所にかかわらず価値を提供）の二つを進めていく（意見募集を受け、さらに検討を行い、最終議決に進む予定）

現経営計画で想定した環境変化の加速

新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢等の影響により、放送を取り巻く環境変化が加速し、新たに課題が発生し深刻化しています。

環境変化は大きく“加速”

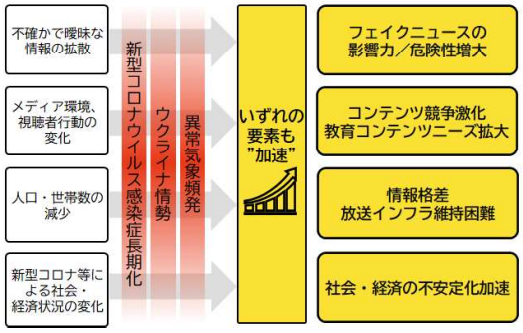

強化する重点項目

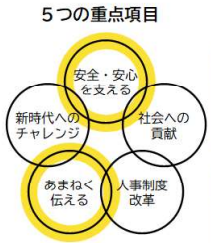

強化する内容

”安全・安心”の追求
災害のみならず、安全保障、感染症、地域課題など、暮らしの安全を支える「信頼できる情報」の発信を強化します。

”あまねく”の追求
地域インフラへの投資を強化し、放送通信融合の時代に、世代や場所にかかわらず「放送の価値」を届け続けます。

＋

徹底した構造改革

これまでの方針の進化・深化
営業改革の完遂により安定収入を確保し、放送通信融合時代にふさわしい業務フローへの転換を図ります。

（参考）ＮＨＫに対する期待（策定前の調査から）

NHK

“安全・安心”の追求（信頼できる基本的な情報の提供）、**“あまねく”の追求**（世代や場所にかかわらず価値を提供）への期待が示されている

■ 新たなNHKの役割・意義の重要性

Q. メディアの課題を考えた上で、以下は、今後NHKに求められる役割として重要だと思いますか。それぞれについて最もあてはまるものをお知らせください。（それぞれひとつずつ）【必須】

N=2,722

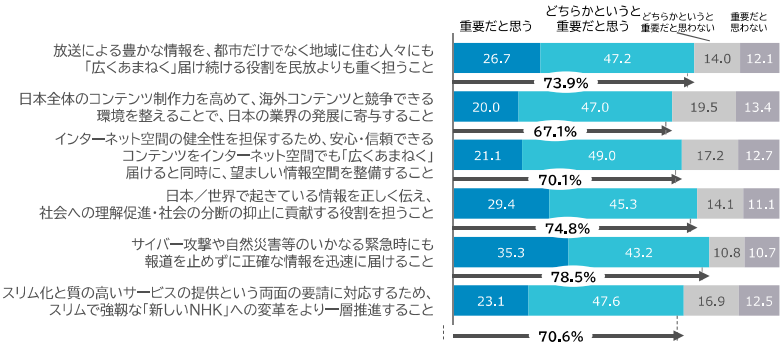

■ 不確かで曖昧な情報の拡散についての意識

インターネット上では、フェイクニュース、（中略）不確かで曖昧な情報が増えているとの指摘があります

Q.あなたは、このことを問題だと思いますか。（ひとつだけ）【必須】

全体: N=2,722

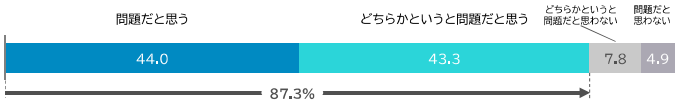

海外では放送事業者の価値が再認識され、インターネット上のコンテンツも放送事業者が制作したものが多いことから、放送事業者に対して、インターネットにおいても社会にとって必要とされる基本的な情報を提供する役割を担わせる制度を作ったり、求めたりする動きがあります

Q.あなたは、このような意見に対してどのように思いますか。（ひとつだけ）【必須】

全体: N=2,722

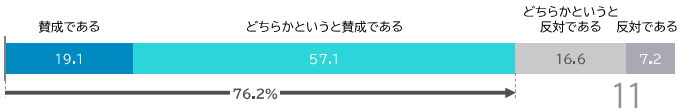

出典: NHK調査（2022年9月　全国15－79歳男女、インターネット調査、N＝2722）

（関連）“安全・安心”の追求へ向けて

NHK

- 災害時の報道は、テレビ・ラジオ・インターネットを使い分けて実施することが評価されている
  津波の浸水想定地区にある親局のＡＭラジオ放送についても、ＦＭでの補完を行いたい

これまでに実施した津波対策

- 東日本大震災（2011年）以降、津波の浸水想定地区にある中継局のAMラジオ放送を補完する「FM補完局」の整備を実施
- 親局のAMラジオ放送を補完する「主たるFM補完局」制度がNHKには認められていないため、下図の赤枠3局（岡山・山口・徳島）の対策は未実施

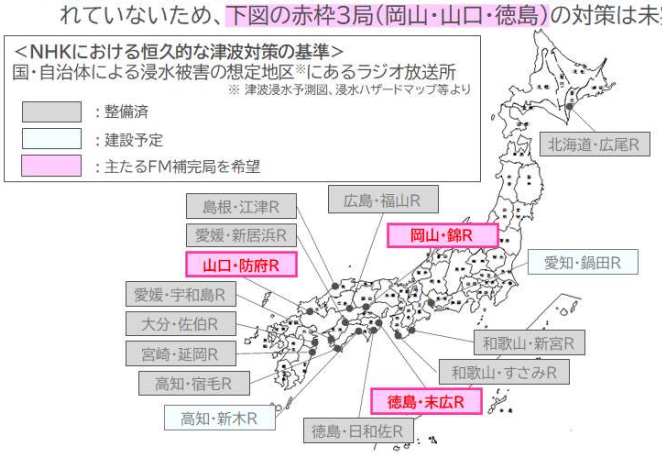

メディア	出力 (kW)	周波数 (kHz)	影響世帯	対象地震	海抜高 (m)	海岸距離 (km)	浸水深 (m)
R1	5	945	83,966	南海トラフ	1.3	0.4	3~4

（参考）災害時における各メディアの評価

NHK

災害時の事例：熊本地震におけるメディア利用と評価
－災害時に利用したメディア別の評価－

- 「最新の情報」では、NHK（テレビ・ラジオ）の評価が高い。
- 「災害の全体像」は、新聞が最も高い。
- 「被災者を元気づける情報」は、ラジオ（民放・コミュニティラジオ）、ソーシャルメディアの評価が高い。

利用メディア別の評価（地震発生後1週間～10日間程度）（母数：熊本県在住の各メディアの利用者）

メディア	母数	最新の情報がわかる	正確な情報が得られる	わかりやすい	災害の全体像がわかる	被災者への配慮がなされている	被災者を元気づけるような情報を伝えている	地震に関する多様な情報がまとまっている	現場の状況がよくわかる
テレビ（NHK）	694	72.6%	53.9%	43.6%	48.7%	20.6%	19.6%	34.6%	40.2%
テレビ（民放）	639	68.2%	38.7%	36.2%	42.3%	14.7%	23.3%	26.9%	38.8%
新聞	262	28.2%	58.4%	43.9%	58.4%	30.5%	30.9%	53.8%	37.8%
インターネットのポータルサイト・アプリ	252	66.3%	21.0%	26.6%	25.0%	6.0%	9.9%	28.2%	13.5%
家族・友人からのメールやLINEなどのメッセージ	206	31.6%	18.0%	20.9%	5.3%	9.7%	27.7%	6.3%	23.8%
ラジオ（NHK）	186	71.5%	40.9%	30.6%	23.7%	15.1%	22.6%	21.0%	18.8%
家族・友人から聞いて	172	43.0%	20.3%	30.2%	6.4%	11.6%	22.7%	2.9%	27.9%
ラジオ（民放・コミュニティラジオ）	146	68.5%	31.5%	26.7%	17.1%	22.6%	39.0%	22.6%	17.1%
ソーシャルメディアの情報	118	47.5%	5.1%	16.1%	11.9%	8.5%	32.2%	16.9%	31.4%
スマートフォン・タブレット端末向けのニュースアプリ	91	61.5%	15.4%	26.4%	13.2%	6.6%	11.0%	20.9%	12.1%

凡例：各情報の中で評価の高いメディア上位3つを赤字

出所）NHK 調査　2016年6月

10

災害時の事例：熊本地震におけるメディア利用と評価
－災害時におけるNHKの取り組みへの評価②　－

- NHKがメディアを使い分けて地震情報を提供したことに対して、3県の居住者いずれも9割以上が評価している。

■ 設問文「NHKは今回の熊本地震において、各メディアの特性を踏まえ、メディアを使い分けて地震の情報を伝えています。このことについて、どのようにお考えですか。（ひとつだけ）」

NHKの対応への評価（メディアの使い分け）（母数：全員）

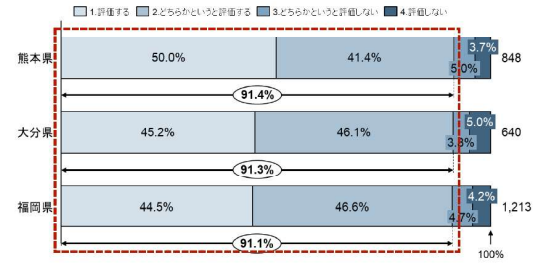

出所）NHK 調査　2016年6月

13 12

出所：デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第２回）

NHK

１．ＮＨＫ改革について

③修正経営計画についてのネット調査から～今後を見据えて

修正経営計画についてのネット調査から（1.安全・安心）

NHK

- 「不確かで曖昧な情報の拡散が増えていること」に対して9割弱が問題と感じており、「**放送事業者に対して**、インターネットにおいても社会にとって必要とされる基本的な情報を提供する役割を担わせる制度を作ること」に対して、7割超が賛成と回答。**問題意識はネットヘビー層の方が高い**

インターネットやスマートフォンの急速な普及により、いつでもどこでも多くの情報を取得できるようになり、人々の利便性は高まりました。
一方、インターネット上では、新型コロナウイルスワクチンに関するデマやフェイクニュース、極端な説を強調する記事、対立を煽る投稿、世界での紛争を偏った視点で伝えるネット記事等、**不確かで曖昧な情報が増えている**等との指摘があります。

以前は、受信料収入を経営の基盤とするNHKと、広告収入又は有料放送による料金収入を経営の基盤とする民放の二元体制の下、各放送事業者がそれぞれの特性を活かすことで、社会にとって必要とされる基本的な情報を提供してきたと言われています。
海外ではそのような放送事業者の価値が再認識され、インターネット上のコンテンツも放送事業者が制作したものが多いことから、**放送事業者に対して、インターネットにおいても社会にとって必要とされる基本的な情報を提供する役割を担わせる制度を作ったり、求めたりする動き**があります。

Q.あなたは、このことを問題だと思いますか。（ひとつだけ）【必須】

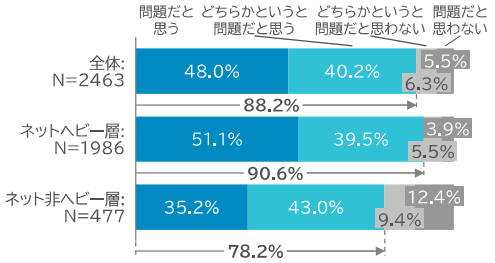

Q.あなたは、このような意見に対してどのように思いますか。（ひとつだけ）【必須】

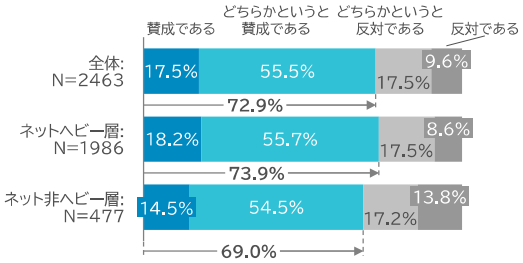

※ネットヘビー層：ポータルサイト・アプリ、ニュースキュレーションアプリ、専門サイト・アプリ、レビューサイトやブログ、SNS、動画共有サービス、無料・有料の動画配信サービス、NHK・民放・新聞社のサイト・アプリのいずれかを毎日利用していると回答した人
出所：ＮＨＫ調査（2022年10月　全国15－79歳男女、インターネット調査、N＝2463）

修正経営計画についてのネット調査から（1.安全・安心）

NHK

- 動画配信サービスの普及により「若者に社会にとって必要な情報が届けられなくなること」「日本の文化・社会等を題材とした日本らしいコンテンツがなくなること」「日本の国際社会の中でのプレゼンスが低下すること」に対して、7割弱が問題視**その問題意識はネットヘビー層の方が高い**

近年、NetflixやAmazon Prime Video等のインターネット動画配信サービスが普及してきていますが、放送事業者がその環境変化に対応しきれておらず、若者層を中心にテレビを視聴する人が減っていると言われています。
そのことにより、若者層を中心に、政治や選挙情報、社会全体で共有し考えるべき課題等の**社会にとって必要とされる基本的な情報が共有されにくくなる**可能性が指摘されています。

NetflixやAmazon Prime Video等の海外の動画配信サービスが今後さらに普及してくることによって、今後、日本のメディアの経営が厳しくなり、立ち行かなくなる（つぶれる）ところも出てくる可能性があります。
海外の事業者が、なるべく多くの世界の視聴者に見てもらうことのみを優先してコンテンツを制作するあまり、一見日本風ではあるものの、日本人視点で見ると違和感のあるコンテンツのみが広まり、**日本の文化・社会等を題材とした日本らしいコンテンツがなくなる**可能性が指摘されています。

NetflixやAmazon Prime Video等の海外の動画配信サービスが今後さらに普及してくることによって、今後、日本のメディアの経営が厳しくなり、立ち行かなくなる（つぶれる）ところも出てくる可能性があります。
それにより、国際社会に対して、正確な日本の文化・伝統や社会情勢を発信するメディアが減り、**日本の国際社会の中でのプレゼンス（存在感や影響力）が低下する**可能性が指摘されています。

Q.あなたは、このことを問題だと思いますか。（ひとつだけ）【必須】

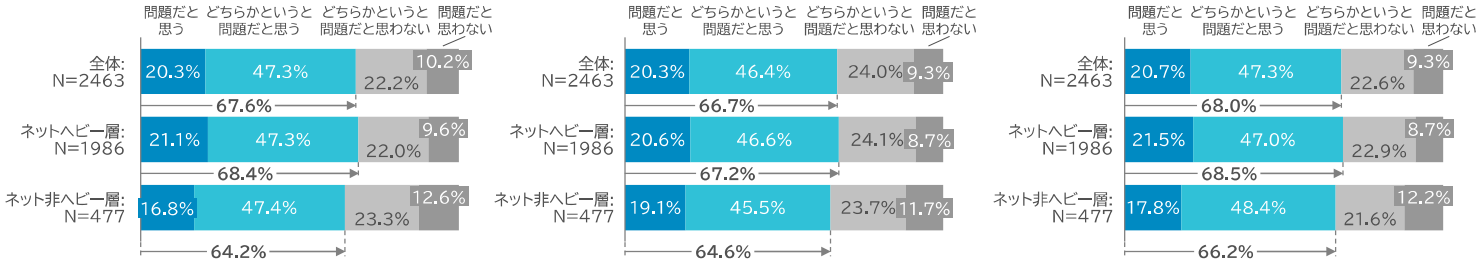

※ネットヘビー層：ポータルサイト・アプリ、ニュースキュレーションアプリ、専門サイト・アプリ、レビューサイトやブログ、SNS、動画共有サービス、無料・有料の動画配信サービス、NHK・民放・新聞社のサイト・アプリのいずれかを毎日利用していると回答した人
出所：ＮＨＫ調査（2022年10月　全国15－79歳男女、インターネット調査、N＝2463）

修正経営計画についてのネット調査から（1.安全・安心）

NHK

- 「1.安全・安心を支える」に記載された施策は、約7割がNHKにとって重要と回答
- **ネットヘビー層、受信料支払層の方が、重要と考える割合が高い**

「1.安全・安心を支える」 災害のみならず、安全保障、感染症、地域課題など、暮らしの安全を支える「信頼できる情報」の発信を強化します。
■国際情勢や地域環境の変化を踏まえ、信頼できる情報の担い手として、健全な情報空間の維持に貢献します。
・フェイクニュースが蔓延する時代に対応し、事実を見極めるための情報の取材・制作機能を強化します。
・取材に裏打ちされた信頼性の高い報道を維持するため、ジャーナリズム人材の育成に注力します。
・専門プロジェクトを設けるなど、災害、科学、安全保障といった社会が要請する分野の強化に取り組みます。
■信頼されるメディアとしてコンテンツ強化に取り組むとともに、国内で流通するコンテンツの信頼性向上にも貢献します。
・学習形態の多様化に応じた教育コンテンツの充実など、質の高いコンテンツに経営資源を集中します。
・放送通信融合の時代における日本のコンテンツ産業の信頼性向上に、業界と協力しつつ取り組みます。

Q.あなたは、「1. 安全・安心を支える」に記載されたこれらの施策が、公共メディアであるNHKにとってどの程度重要だとお考えですか。（ひとつだけ）

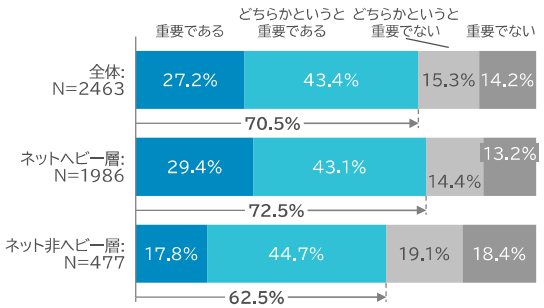

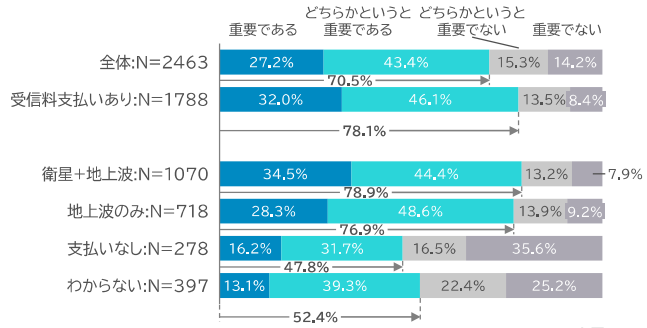

※ネットヘビー層：ポータルサイト・アプリ、ニュースキュレーションアプリ、専門サイト・アプリ、レビューサイトやブログ、SNS、動画共有サービス、無料・有料の動画配信サービス、NHK・民放・新聞社のサイト・アプリのいずれかを毎日利用していると回答した人
出所：ＮＨＫ調査（2022年10月　全国15－79歳男女、インターネット調査、N＝2463）

修正経営計画についてのネット調査から（3.あまねく伝える）

NHK

- 人口・世帯数の減少により「地域の人々に社会にとって必要な情報が届けられなくなること」「地域の情報の担い手が減少すること」に対して、約75％が問題と感じている。**その問題意識はネットヘビー層の方が高い**

現在、日本の人口減少が加速しており、2050年には全国の居住地域の約半数で50%以上の人口が減ることが予測されています。
また、大雨、地震等の自然災害がさらに増加していくことにより、放送設備の事故が増えていく可能性も高まっています。
このような状況の中、放送事業者が日本全国各地の人々に向けて放送ネットワークを維持することが困難になり、NHKと民放の二元体制の下で提供されてきた社会にとって必要とされる基本的な情報※が、**地域に住む人々に届けられにくくなる可能性**が指摘されています。
※全国向けの情報だけでなく、地域社会の課題・自治体や選挙の情報・生活情報等

今後、人口減少がさらに進むことにより、地方の放送局の経営が厳しくなり、立ち行かなくなる（つぶれる）ところも出てくる可能性があります。
それにより、記者による取材が全国各地で行われなくなり、地域社会の課題・自治体や選挙の情報・生活情報等の**地域に住む人々が必要な情報を得られなくなったり**、地域の活性化につながる観光・産業の情報や、地域社会の課題等の**地域情報が全国各地に届けられにくくなる可能性**が指摘されています。

Q.あなたは、このことを問題だと思いますか。（ひとつだけ）【必須】

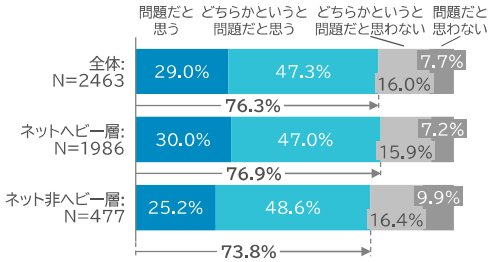

Q.あなたは、このことを問題だと思いますか。（ひとつだけ）【必須】

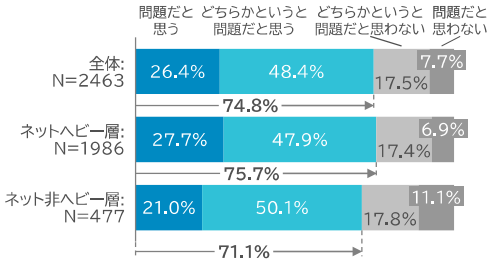

※ネットヘビー層：ポータルサイト・アプリ、ニュースキュレーションアプリ、専門サイト・アプリ、レビューサイトやブログ、SNS、動画共有サービス、無料・有料の動画配信サービス、NHK・民放・新聞社のサイト・アプリのいずれかを毎日利用していると回答した人
出所：ＮＨＫ調査（2022年10月　全国15－79歳男女、インターネット調査、N＝2463）

修正経営計画についてのネット調査から（3.あまねく伝える）

NHK

- 「日本のメディアへのサイバー攻撃や大規模災害等により、社会にとって必要とされる基本的な情報の提供が止まってしまうこと」について、8割超の人が問題と感じている。**その問題意識はネットヘビー層の方が高い**

想定以上の新型コロナウイルス感染症の長期化や戦争・異常気象等、日本を含めた世界情勢はより不安定になってきており、
日本のメディアへの**サイバー攻撃や大規模災害等により、社会にとって必要とされる基本的な情報の提供が止まってしまう可能性**が指摘されています。

Q.あなたは、このことを問題だと思いますか。（ひとつだけ）【必須】

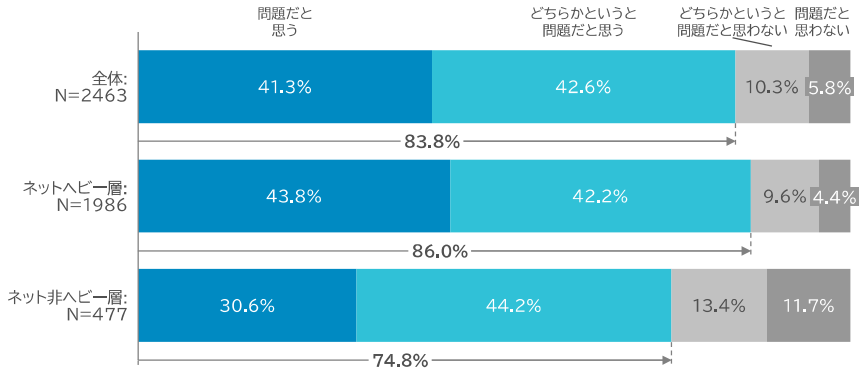

※ネットヘビー層：ポータルサイト・アプリ、ニュースキュレーションアプリ、専門サイト・アプリ、レビューサイトやブログ、SNS、動画共有サービス、無料・有料の動画配信サービス、NHK・民放・新聞社のサイト・アプリのいずれかを毎日利用していると回答した人

出所：ＮＨＫ調査（2022年10月　全国15－79歳男女、インターネット調査、N＝2463）

修正経営計画についてのネット調査から（3.あまねく伝える）

NHK

- 「3.あまねく伝える」に記載された施策は、6割超がNHKにとって重要と回答
- **ネットヘビー層、受信料支払層の方が、重要と考える割合が高い**

「3. あまねく伝える」 地域インフラへの投資を強化し、放送通信融合の時代に、世代や場所にかかわらず「放送の価値」を届け続けます。
■二元体制の持続可能性を高め、あらゆる地域へ放送の価値を届け続けます。
・民間放送事業者等との協力強化により、効率的で強靭な放送ネットワークを維持します。
■レジリエンス、リスクマネジメント、持続可能性を考慮した投資を行うと同時に、生産性の向上にも取り組むことで、いかなる状況下でも情報を届け切ります。
・適正なリスク算定を行い不測の事態に備えると同時に、地域を重点に、加速するSDGs時代を踏まえた投資を強化します（災害対応のためのFM補完置局を含む）。
・経営資源をコンテンツに集中させ、生産性向上につながる制作工程改革を加速させます。

Q.あなたは、「3. あまねく伝える」に記載されたこれらの施策が、公共メディアであるNHKにとってどの程度重要だとお考えですか。（ひとつだけ）

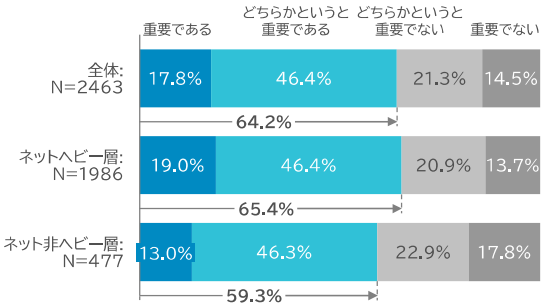

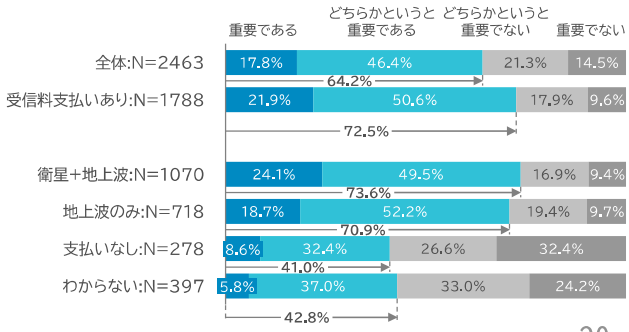

※ネットヘビー層：ポータルサイト・アプリ、ニュースキュレーションアプリ、専門サイト・アプリ、レビューサイトやブログ、SNS、動画共有サービス、無料・有料の動画配信サービス、NHK・民放・新聞社のサイト・アプリのいずれかを毎日利用していると回答した人

出所：ＮＨＫ調査（2022年10月　全国15－79歳男女、インターネット調査、N＝2463）

NHKの公共的役割への評価（期待度、実現度）

NHK

- ＮＨＫの各公共的役割（放送法が求める事項から導出：後出47頁参照）に対し、いずれの項目も6割程度が期待されており、**ネットヘビー層の方が期待が高い**

NHKへの期待度

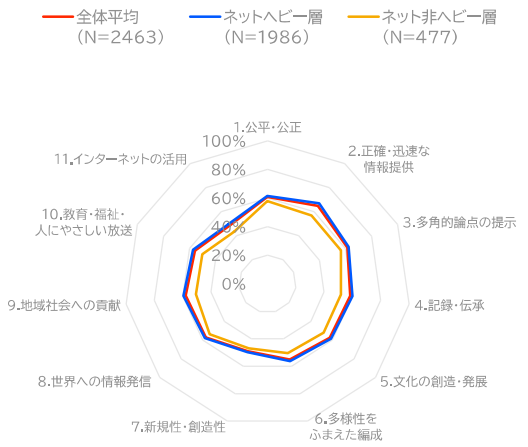

NHKの実現度評価

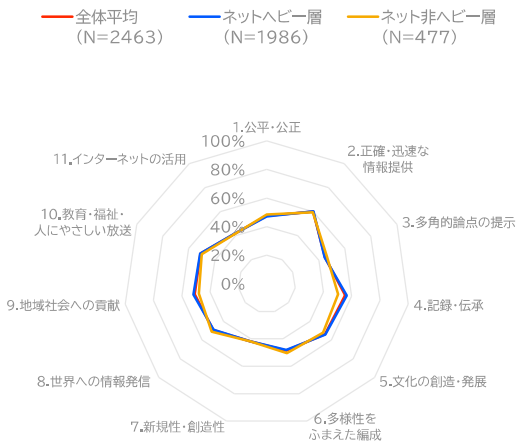

※ネットヘビー層：ポータルサイト・アプリ、ニュースキュレーションアプリ、専門サイト・アプリ、レビューサイトやブログ、SNS、動画共有サービス、無料・有料の動画配信サービス、NHK・民放・新聞社のサイト・アプリのいずれかを毎日利用していると回答した人
出所：ＮＨＫ調査（2022年10月　全国15－79歳男女、インターネット調査、N＝2463）

NHKの公共的役割への評価～修正経営計画の方針を踏まえて

NHK

- 修正経営計画の方針1，3を重要視している層は、ＮＨＫの各公共的役割に対し、いずれの項目も6割以上が期待している
- 全体としての**NHKの価値を踏まえつつ、修正経営計画の重点事項を評価**していると言えるのではないか

NHKへの期待度

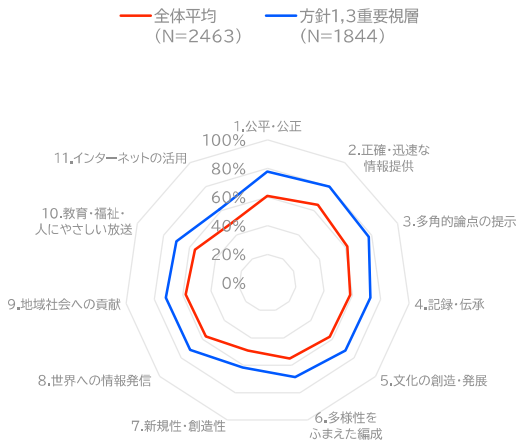

NHKの実現度評価

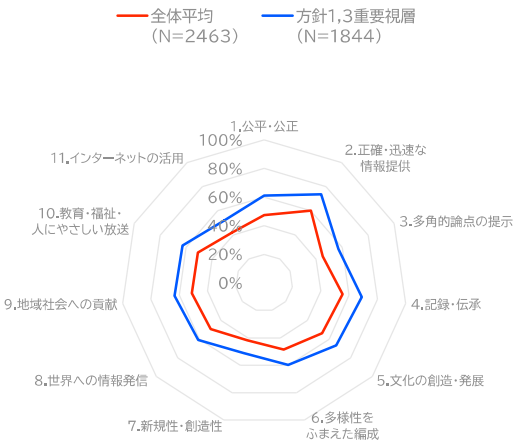

※方針1,3評価層：方針1または方針3について、「重要である」「どちらかというと重要である」と回答した層
※期待度は各項目に対して「期待している」「どちらかというと期待している」、実現度は各項目に対してNHKが「実現している」「どちらかというと実現している」と回答した人の割合
出所：ＮＨＫ調査（2022年10月　全国15－79歳男女、インターネット調査、N＝2463）

2．ＮＨＫのインターネット活用業務について

①ＮＨＫのインターネットサービスの利用実態と評価

ＮＨＫの利用実態（ＮＨＫオンラインの利用状況・質的評価）

NHK

- 1週間の訪問数は、2015年以降順調に増加し、**2021年度は3,300万UB超・2022年度も同水準で推移**
- 「正確な情報を迅速に伝えている」「丁寧に取材・制作されている」などの**公共放送としての価値評価に加え、「いつでもどこで見られる」の評価**が高い

NHKオンラインの訪問数（アプリを含むUB＝ユニークブラウザ数）

出所：デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第2回）

NHKインターネットサービスの質的評価

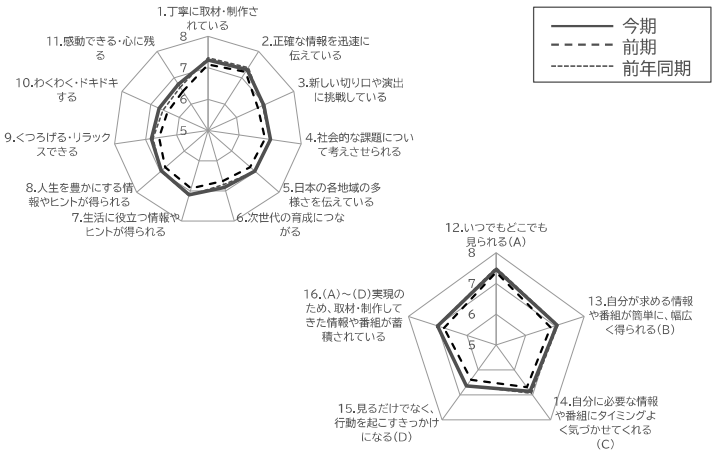

※インターネットサービスの質的評価は、各項目を10点満点で評価

出所：２０２２年９月トータルリーチ調査（全国２０－７０代、インターネット調査）

ＮＨＫのインターネットサービス概要

NHK

- ＮＨＫプラス、ＮＨＫニュース・動画アプリ、ＮＨＫワールドＪＡＰＡＮ、らじる★らじる等を受信料財源業務、ＮＨＫオンデマンドを有料業務として実施している

出所：公共放送ワーキンググループ（第1回）「公共放送の現状について」

最新のアクセス数等

NHKプラス
登録完了者数は約320.9万件
（2022年10月末時点）
訪問ユーザー数(UB数※)は週平均121.4万
※一定期間内にサイトを訪問した重複のないユーザー数

らじる★らじる
訪問者数 106.6万
※2022年度第2四半期の週次平均

NHKワールドJAPANオンライン
訪問者数 107.4万
※2022年度第2四半期の週次平均

地域放送局サイトへのアクセス
訪問者数 約330万
※2022年10月の週次平均

（参考）ＮＨＫの利用実態（インターネットサービスの利用率）

NHK

- ＮＨＫのテレビを月1回以上利用している人は全体の約６２％であり民放・動画共有サービスに次ぐ利用率
- ＮＨＫのインターネットサービスの利用率は約１４％

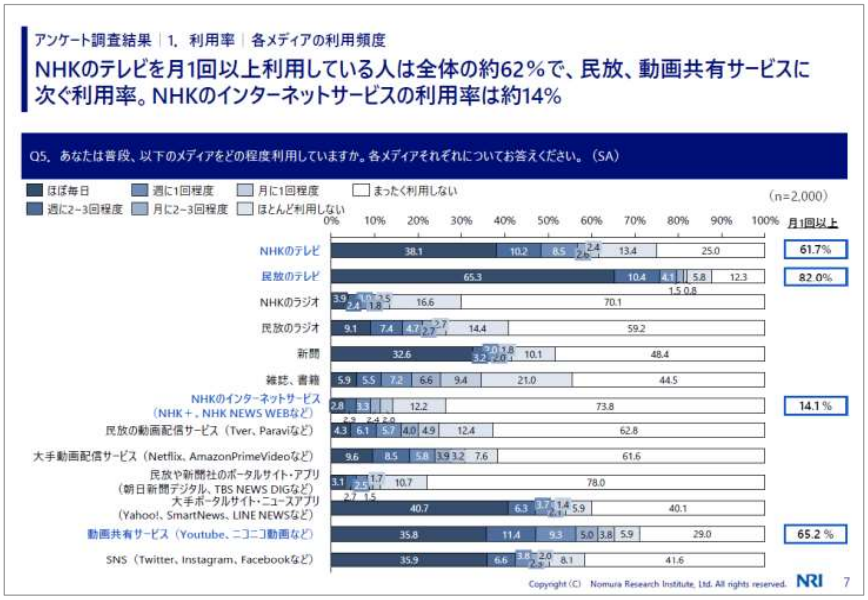

出所：公共放送ワーキンググループ（第2回）「公共放送」に関するWEBアンケート調査結果

ＮＨＫの放送・インターネットサービスへの信頼度

NHK

- ＮＨＫの放送やインターネットサービスへの信頼度は、いずれも８割超

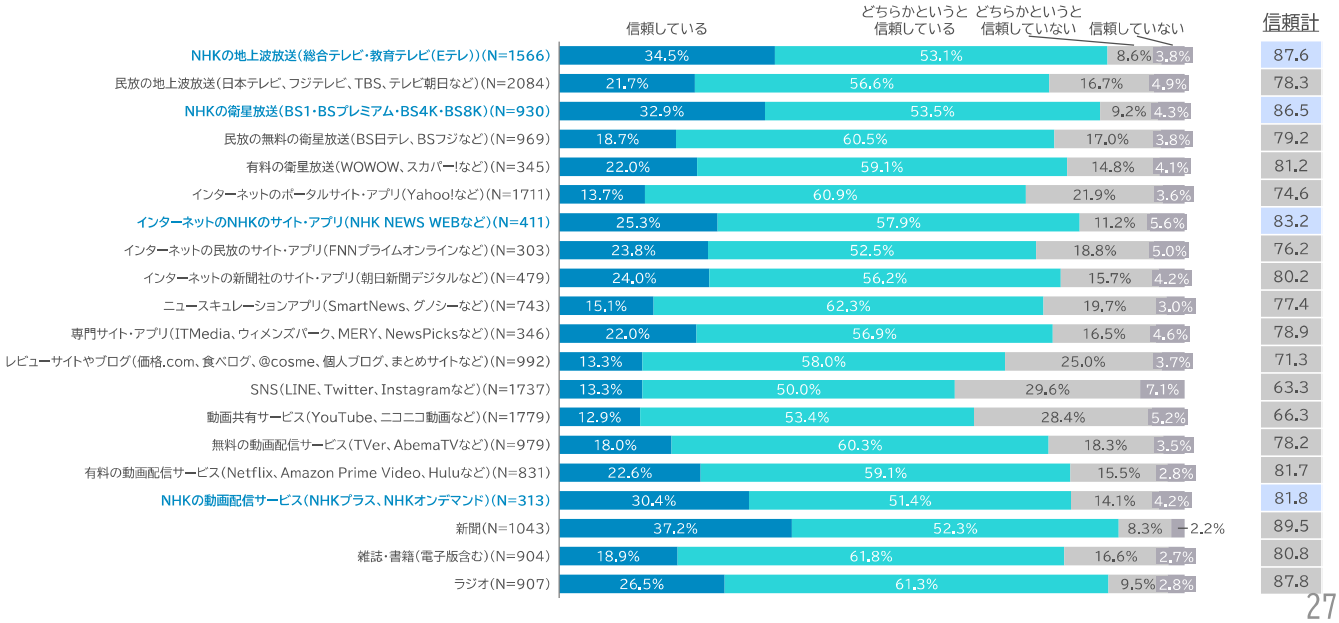

27

出所：ＮＨＫ調査（2022年10月　全国15－79歳男女、インターネット調査、N＝2463）

災害時のＮＨＫのインターネット対応の評価

NHK

- ＮＨＫがインターネットで幅広く地震情報を提供したことに対して、３県の居住者いずれも９割程度が評価している

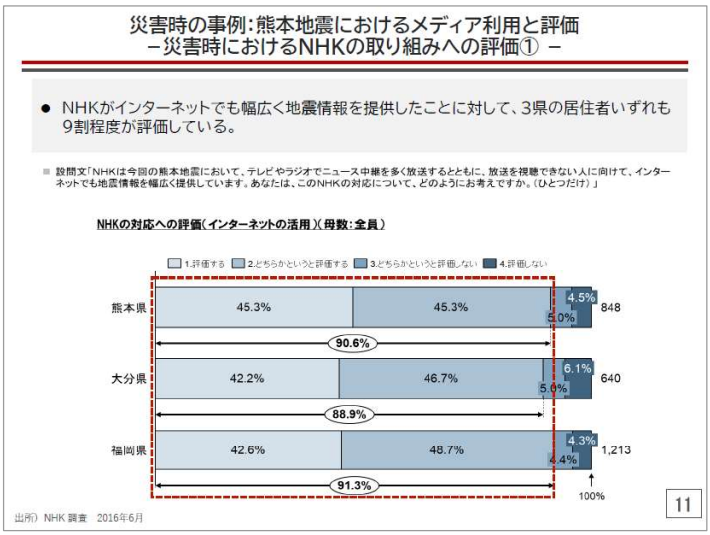

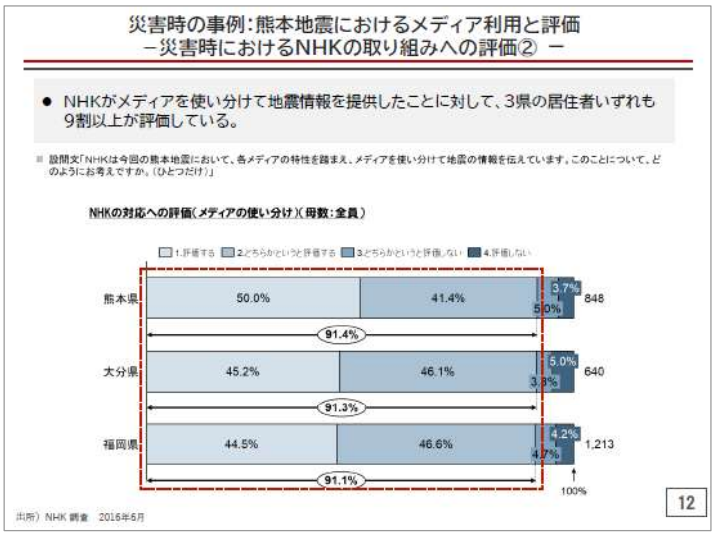

28

出所：ＮＨＫ調査　２０１６年６月（デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第2回））

（参考）インターネット活用業務の制度的位置付け

NHK

- ＮＨＫプラスやＮＨＫオンデマンド等のインターネット活用業務は「任意業務」として実施
- ＮＨＫが定める実施基準を受信料制度の趣旨に照らして総務大臣が認可する仕組みで、必須業務である放送を補完するものとして位置づけられている

出所：公共放送ワーキンググループ（第1回）「公共放送の現状について」

NHK

２．ＮＨＫのインターネット活用業務について

②インターネット特有の課題（広がる情報空間）について

インターネット特有の課題に対する認知・問題意識

NHK

- フェイクニュースやプライバシーの漏洩といった課題に対する認知・課題認識をしている人は少なくない

Q.インターネットによる情報取得が広く行われるようになり、利便性が高まる一方で、現代社会にはさまざまな問題が起きていると言われています。それらを表す以下の言葉の意味するものをあなたは知っていましたか。また、ご自身で問題だと感じていますか。

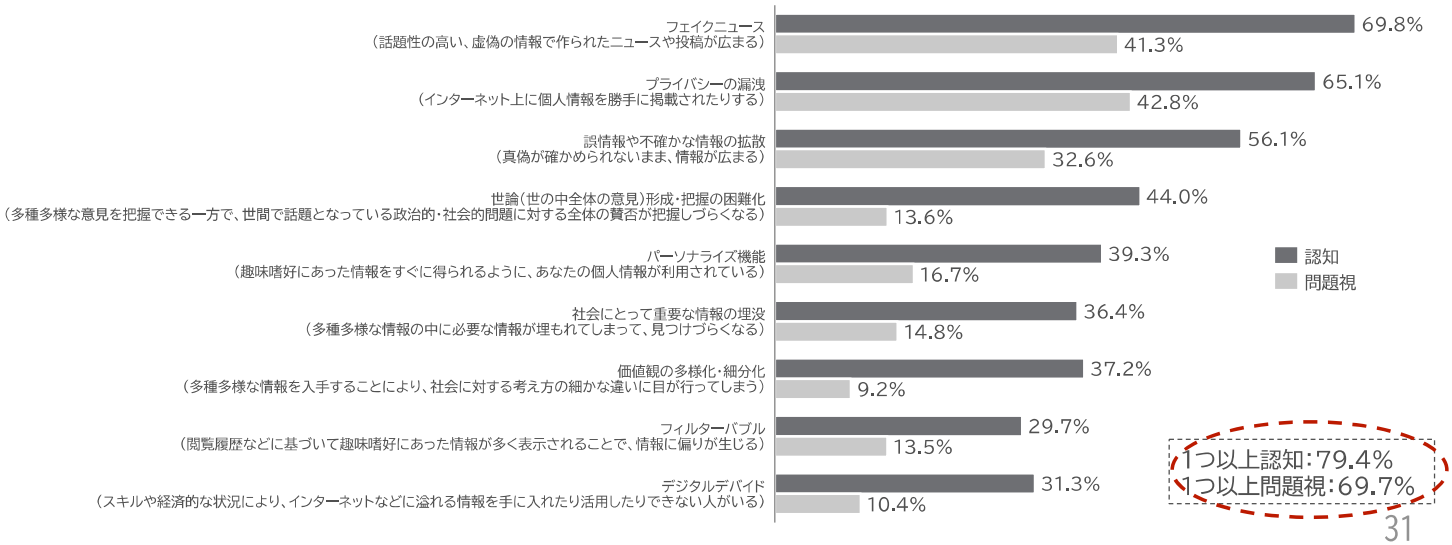

31

出所：ＮＨＫ調査（2022年10月　全国15－79歳男女、インターネット調査、N＝2463）

インターネット特有の課題：フィルターバブルにおける課題認識

NHK

- パーソナライズ機能によるフィルターバブルについて知っている人は半数弱
- 嗜好にあった情報を取得する効率が下がったとしても多様な意見や情報に触れる機会を持てるようになる方が良いという人は７割弱

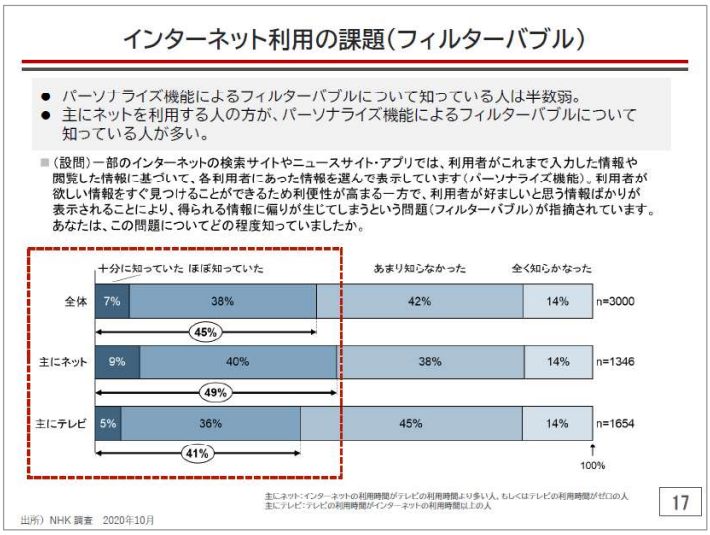

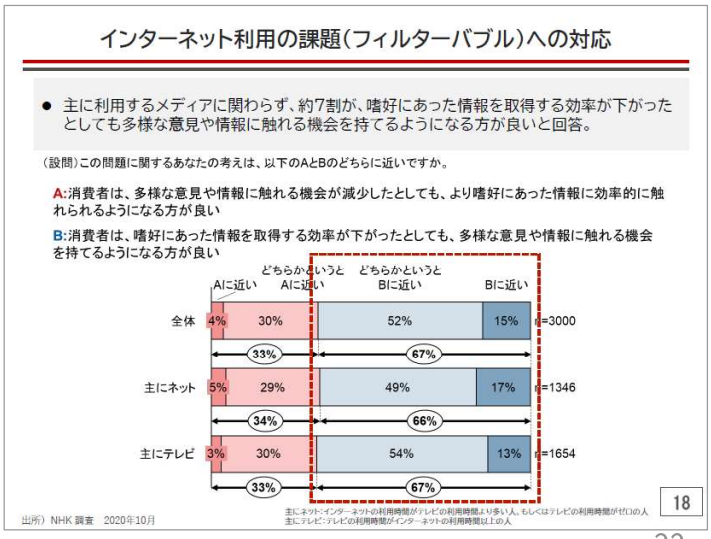

32

出所：デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第2回）

インターネット特有の課題：社会の基本的情報の不足への懸念

NHK

- 主に利用するメディアに関わらず、７割超が、不確かな情報の拡散やお互いの“つながり”の希薄化が進むなかで、社会にとって必要とされる基本的な情報が十分に提供されていない懸念を感じている

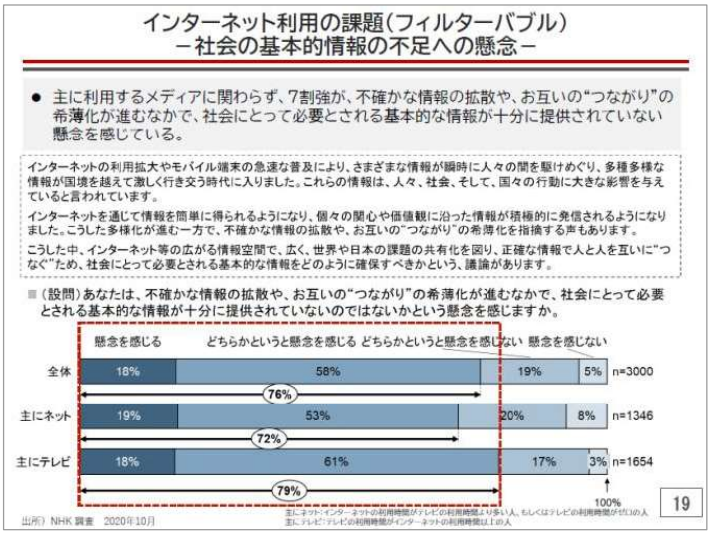

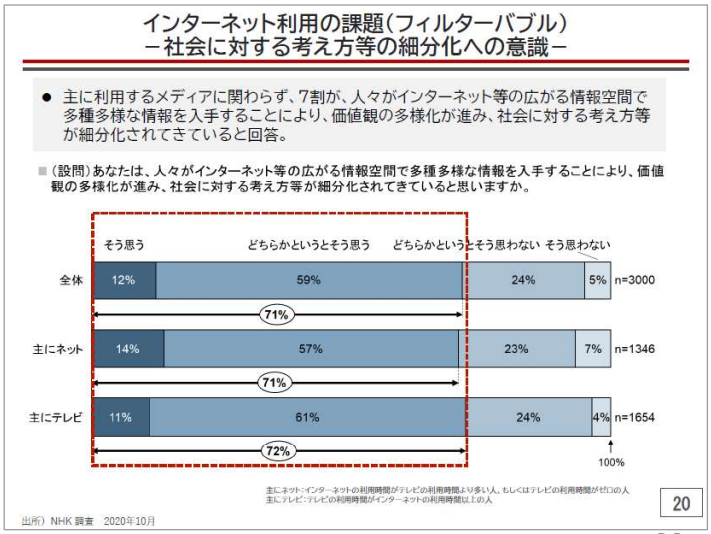

33

出所：デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第2回）

インターネット特有の課題への期待：世間にとって必要とされる情報への意識

NHK

- 主に利用するメディアに関わらず、８割弱が、世間にとって必要とされる政治的・社会的問題がどのようなものか知りたいと回答

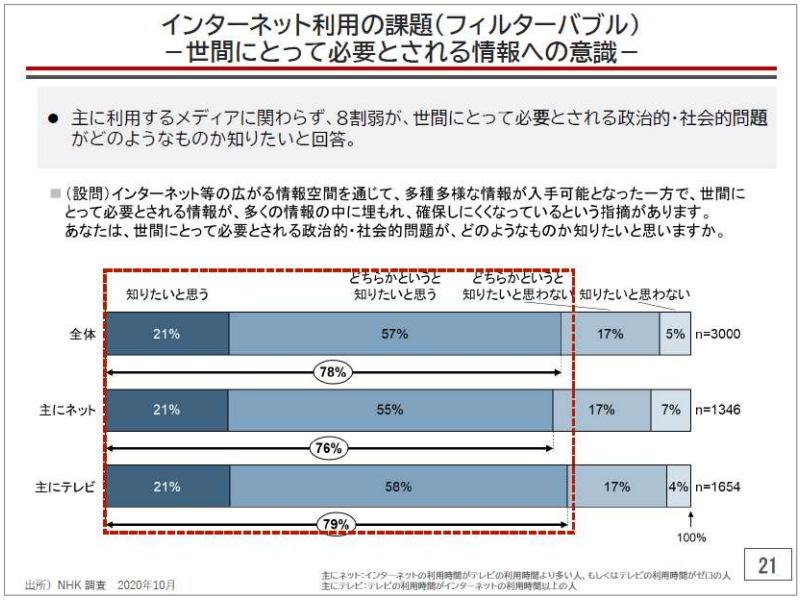

34

出所：デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第2回）

インターネット特有の課題：フェイクニュース等に関する問題

NHK

- ９割以上の人が、普段のメディア利用を通じて、インターネット特有の課題について、体験・課題認識をしている
- 一方で、**伝統メディアに接触している層は、実際に誤情報等に対処ができている傾向**がある

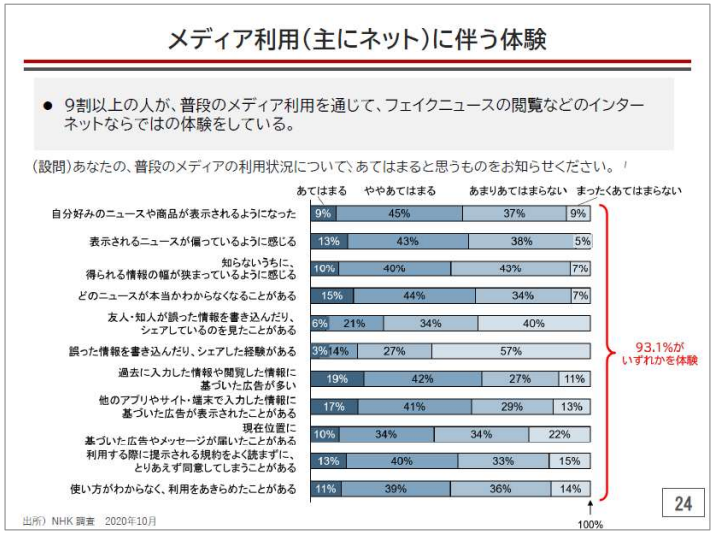

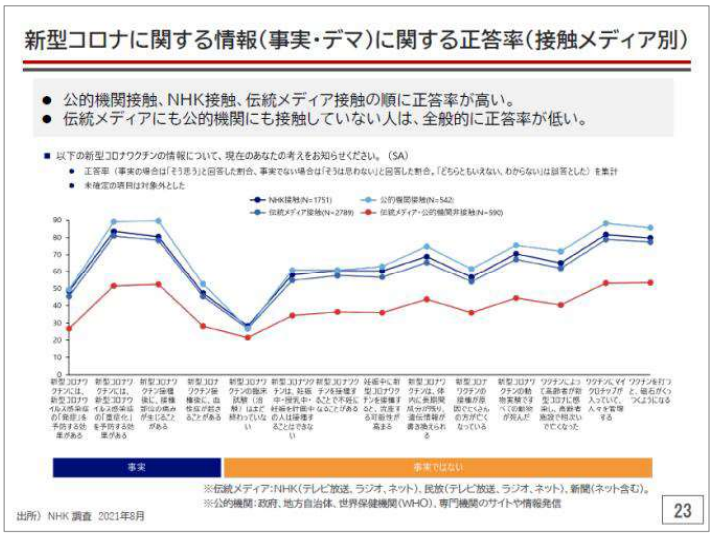

出所：デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第2回）

NHK

２．ＮＨＫのインターネット活用業務について

③インターネット空間を意識した公共放送の取り組み

インターネット空間を意識したＮＨＫの取り組み

NHK

- ＯＳＩＮＴ（オープンソース調査）等、手段としてのインターネット活用を進めるほか、アテンションエコノミーに対応した取材・制作を行っている
- **実際に課題に直面するのはインターネット利用層**であり、その層に合う形の発信も行っている

出所：デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第2回）

インターネット空間上における世界の公共放送の取り組み

NHK

- 世界の公共放送は、**培った知見、放送の“効用”をインターネットに展開**し、貢献への期待、高い評価を獲得

2022年日本賞ファイナリストから紹介

『ultra:bit』
（ウルトラビット：デンマーク公共放送）

コーディング（プログラミング）教育にネットの双方向性を活用。
放送とも組み合わせつつ、教育放送の効用の高度化を図る

デンマークの学校に配布されたマイクロコンピュータを使い、子どもたちはテレビ番組、オンライン教材やSNSコンテンツなどを通してコーディングを学ぶもの。

（効果）
調査対象の教師（300名）の96%が、生徒がこのプロジェクト後、さらに学びたいという意欲を示したと報告
調査対象の教師の90%が、このプロジェクト後、コーディングが容易になったと報告

インターネット空間上における世界の公共放送の取り組み

NHK

- 世界の公共放送は、**培った知見、放送の“効用”をインターネットに展開**し、貢献への期待、高い評価を獲得

2022年日本賞ファイナリストから紹介

『@IAmSophieScholl』
（“私はゾフィー・ショル”：ドイツ公共放送）

ドキュメンタリーを、若者に届くSNS上で表現。
放送の“同報性”という効用を実現

参加者がSNSへの投稿を通じて、過去の出来事をまるでリアルタイムで起きているかのように体験できる作品。

舞台となるのは、1942年、反ナチス活動家ゾフィー・ショルの人生最後の10カ月。ミュンヘンでの学生生活や、彼女の反戦運動やナチス批判など、逮捕されるまでの当時の出来事が、実際のSNSに投稿された。

NHK

３．今後の議論にあたって～情報空間全体への貢献

①情報空間全体におけるＮＨＫ：ひとりＮＨＫの話ではない

情報空間全体をどう考えるか

NHK

- 現在の情報空間においては、「規制を受けないメディア」と「規制を受けるメディア」を分けることで言論空間全体として適正な状態が保たれるという“部分規制論”の考えが主張されている。
- 新聞と放送が競い合うことで、相互の信頼性を高め、情報の多元性に寄与していくことと認識している。

- インターネットを含むこれからの情報空間において、インターネット特有の課題も含めて対応していく際にも、このような考え方を踏まえ、デジタルプラットフォーム事業者も含め、あくまで情報空間全体での在り方を考えていくことが求められるのではないか
- **実際に、伝統メディアに対しては、情報空間全体への寄与と高い信頼が存在**している

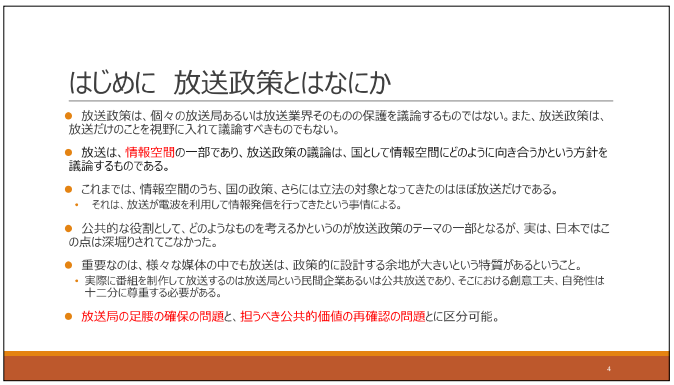

はじめに　放送政策とはなにか

- 放送政策は、個々の放送局あるいは放送業界そのものの保護を議論するものではない。また、放送政策は、放送だけのことを視野に入れて議論すべきものでもない。
- 放送は、情報空間の一部であり、放送政策の議論は、国として情報空間にどのように向き合うかという方針を議論するものである。
- これまでは、情報空間のうち、国の政策、さらには立法の対象となってきたのはほぼ放送だけである。
  - それは、放送が電波を利用して情報発信を行ってきたという事情による。
- 公共的な役割として、どのようなものを考えるかというのが放送政策のテーマの一部となるが、実は、日本ではこの点は深堀りされてこなかった。
- 重要なのは、様々な媒体の中でも放送は、政策的に設計する余地が大きいという特質があるということ。
  - 実際に番組を制作して放送するのは放送局という民間企業あるいは公共放送であり、そこにおける創意工夫、自発性は十二分に尊重する必要がある。
- 放送局の足腰の確保の問題と、担うべき公共的価値の再確認の問題とに区分可能。

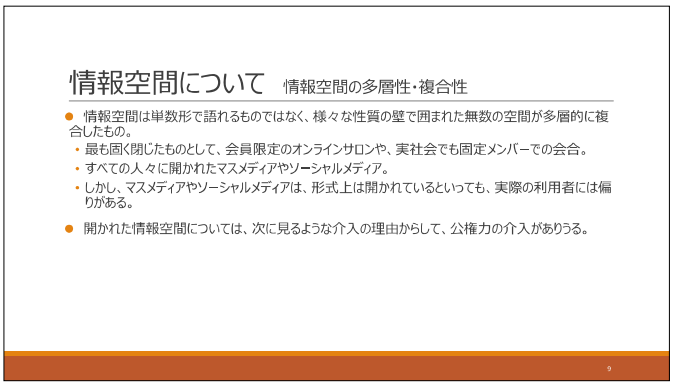

情報空間について　情報空間の多層性・複合性

- 情報空間は単数形で語れるものではなく、様々な性質の壁で囲まれた無数の空間が多層的に複合したもの。
  - 最も固く閉じたものとして、会員限定のオンラインサロンや、実社会でも固定メンバーでの会合。
  - すべての人々に開かれたマスメディアやソーシャルメディア。
  - しかし、マスメディアやソーシャルメディアは、形式上は開かれているといっても、実際の利用者には偏りがある。
- 開かれた情報空間については、次に見るような介入の理由からして、公権力の介入がありうる。

出所：デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第2回）曽我部構成員資料

➡放送制度、ＮＨＫのインターネット活用業務の在り方も、そのなかで考えるべき問題

情報空間全体の視点～伝統メディア全体への期待

NHK

- 伝統メディアは、インターネットにおける品質確保に貢献することを期待されている

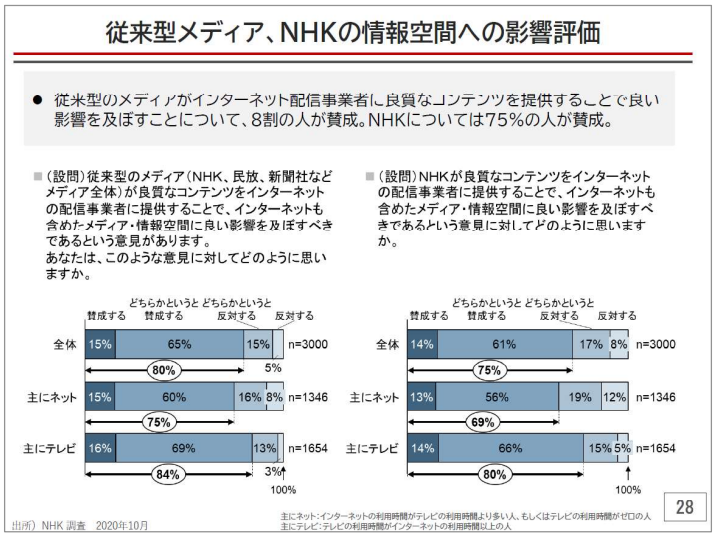

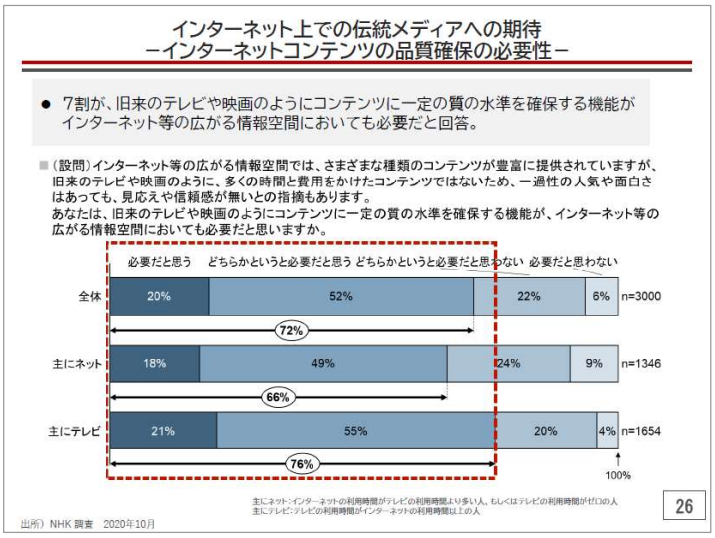

出所：デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第2回）

伝統メディアの利用実態

NHK

- 伝統メディアは、世の中のニュースを知るために習慣的に利用されている（ネット経由含む）

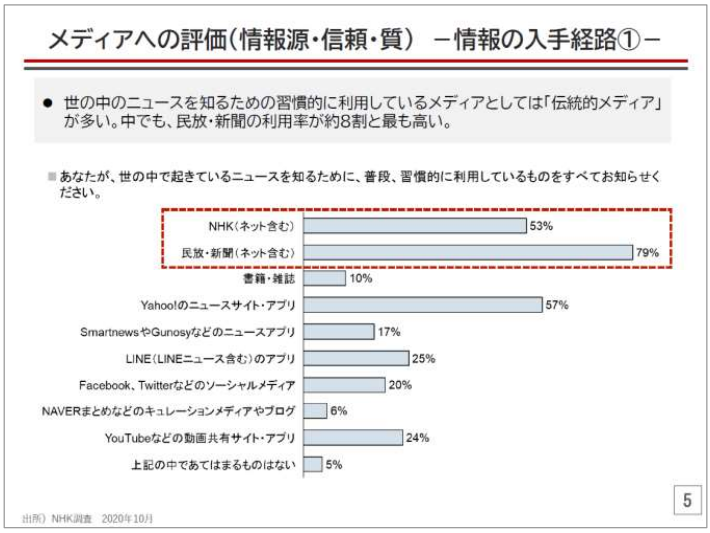

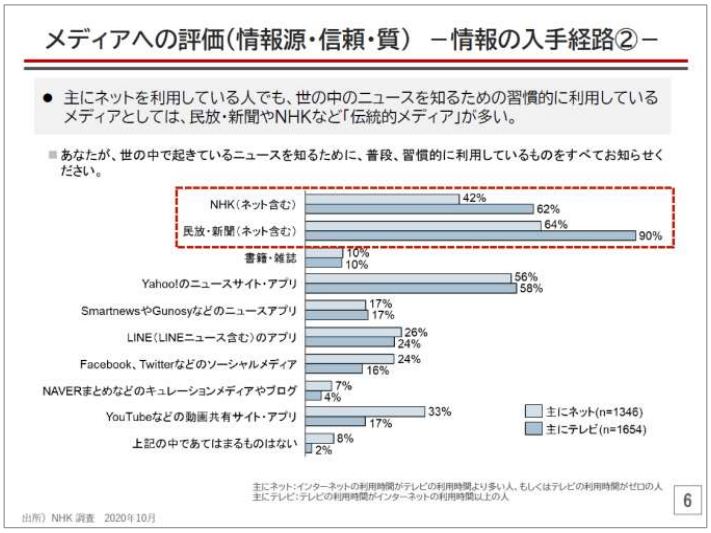

出所：デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第2回）

情報空間全体の視点～伝統メディアの幅広い信頼度

NHK

- ＮＨＫのテレビの信頼度は、いずれのジャンルでも全体の５割超、利用者の８割超
- 民放のテレビの信頼度は、全体の約５割、利用者の約８割
- 新聞の信頼度は、全体の約５割、利用者の8割超
- それぞれ、**ネット経由の接触者も信頼度は高い**

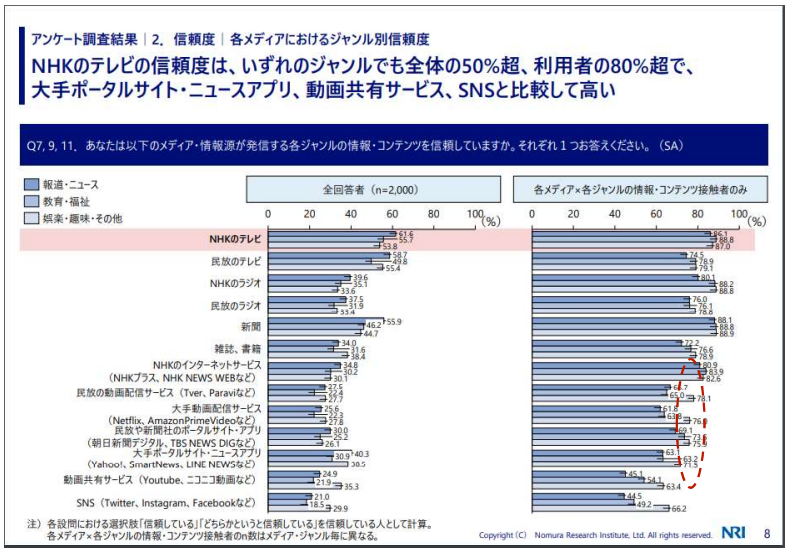

出所：公共放送ワーキンググループ（第2回）「公共放送」に関するWEBアンケート調査結果（強調はＮＨＫ追加）

（参考）情報空間全体の視点

NHK

- 本ワーキンググループにおいても、知る権利の充足などに必要となる情報空間の環境整備に対しては、公共放送を含む放送制度の議論だけでなく、民放や新聞等も含めた多元的な主体まで広げる必要性が指摘されている

（大谷構成員）
自分が知りたいかどうかにかかわらず、知っておいたほうがよい情報に触れることのできる情報源や視聴スタイルというのが放送にはあり、それこそが放送の公共的な価値。
ネット配信について、公共放送と民放の位置づけが、視聴者の時間を奪い合う競争関係と捉えるのではなく、**情報空間を支える社会インフラとして相互補完関係にあるものと捉える必要**がある。

（曽我部構成員）
情報空間の環境整備に関する論点は、本来は新聞業界の支援なども含めて幅広いものが考えられる。
直近では、伝統的かつ例外的に情報空間の環境整備のための国の政策が展開されてきた放送制度の改革が重要な意味をもち、とりわけ、純然たる放送制度の所産である公共放送に関する議論はその中核を占める。

（三友座長）
これからの議論を業界の問題として矮小化してはいけない。
重要なのは、時代の変化の中にあって、メディアから情報を受ける国民にとって、より多様で、そして普段の生活のみならず災害時の非常時等、様々な意味で役に立つプログラムが提供されることである。
国民の受益の中身がよりリッチになるように必要なことは何か、議論を尽くすべき。

出所：公共放送ワーキンググループ（第1回）議事要旨よりＮＨＫまとめ

放送が果たしていくべき役割

NHK

- デジタル時代において、放送を取り巻く環境は、インターネット動画配信サービスの伸長等による若者を中心とした「テレビ離れ」など、大きく変化し、情報空間はインターネットを含めて放送以外にも広がっている。
- 他方、インターネット空間では、人々の関心や注目の獲得ばかりが経済的な価値を持つアテンションエコノミーが形成され、フィルターバブルやエコーチェンバー、フェイクニュースといった問題も顕在化する中で、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る自由」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった放送の価値は、情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルス（情報的健康）の確保の点で、むしろこのデジタル時代においてこそ、その役割に対する期待が増していると言える。

出所：デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ

公共放送の位置づけ

放送の公共性の中核的な担い手として想定され、実際にもその役割を果たしてきたのは公共放送ではないか。

- 放送の公共性の中核的な担い手としての公共放送
  - 「放送法は、旧法下において社団法人日本放送協会のみが行っていた放送事業について、公共放送事業者と民間放送事業者とが、各々その長所を発揮するとともに、互いに他を啓もし、各々その欠点を補い、放送により国民が十分福祉を享受することができるように図るべく、二本立て体制を採ることとした」（受信料判決）
  - 二元体制がとられているが、放送の公共性の中核的な担い手は公共放送であるNHKである。ヨーロッパ諸国などでは、民放の公共性も強調され、法制度上も一定の規律を受けているが、日本では民放に対する規律は少ない。
    - 「市民としての利益」と「消費者としての利益」との区別の必要性と、放送の公共性の核心は前者への寄与にある（次ページ参照）。

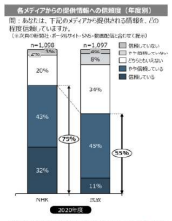

（次世代NHKに関する専門小委員会「次世代NHKに関する論点取りまとめ」（2020年）29頁）
（https://www.nhk.or.jp/info/pr/kento/assets/pdf/sub_committee_hosoku.pdf）

（参考）市民の利益と消費者の利益との区別（英国の議論）

citizens' interestsは社会全体にもたらされる利益、consumers' interestsは個々人にとっての利益と定義できる。

	各interestsの定義	Ofcomの認識
consumers' interests（消費者の利益）	（個人や企業としての）自分自身にとって良いこと 一般的に消費者は、価格を下げ、選択肢を増やし、品質を改善することを望んでいる より良い選択をするために、もしくは詐欺等の不公正な行為から保護されるために、必要な情報やツールを求めている	Ofcomの主要業務の一つに、consumers' interestsの促進も含まれている 消費者の利益は通常、競争市場を促進することによってもたらされる 一方、有害な行為から消費者を保護し、消費者が十分な情報に基づいた選択をするために必要な情報を確実に得るためには、市場介入もの要である
citizens' interests（市民の利益）	すべての市民が平等で、同じ権利と責任を持つこと、人々が社会に参加するために必要なサービス、コンテンツ、スキルにアクセスでき、適切に保護されること 市民は、投票権や国会議員候補者探索から日田に意見を述べる権利を行使する 陪審員を務めたり、制限速度を守ったと、責任を果たす	Ofcomの主要業務の一つに、citizens' interestsの促進も含まれている 社会が必要としているが、市場だけでは実現できないものが存在するなかで、市場介入もの必要である たとえば、高速なブロードバンド・アクセスを遠隔地含めた英国全土に普及させるには、市場が提供するよりもものを提供させる必要がある
留意点	ただし、citizens' interestsおよびconsumers' interestsは、曖昧な時がある 通信サービスを利用して社会に参加するためには、消費者としてこれらのサービスにアクセスする必要がある。 携帯電話といった消費財は、意見障がい者がテキストメッセージを用いてコミュニケーションを取れるようになる等、障がい者の安全性の向上、ソーシャルネットワーキングの促進、社会参加の実現等に活用できる。	

次世代NHKに関する専門小委員会「検討に関する補足資料」27頁（https://www.nhk.or.jp/info/pr/kento/assets/pdf/sub_committee_hosoku.pdf）

出所：公共放送ワーキンググループ（第2回）「デジタル時代における公共放送の役割と受信料制度の在り方」（曽我部構成員資料）

放送の二元体制とは何か

NHK

- NHKでは放送法に基づく指標を設定し、視聴者・国民からの期待・評価を定点的に観測している

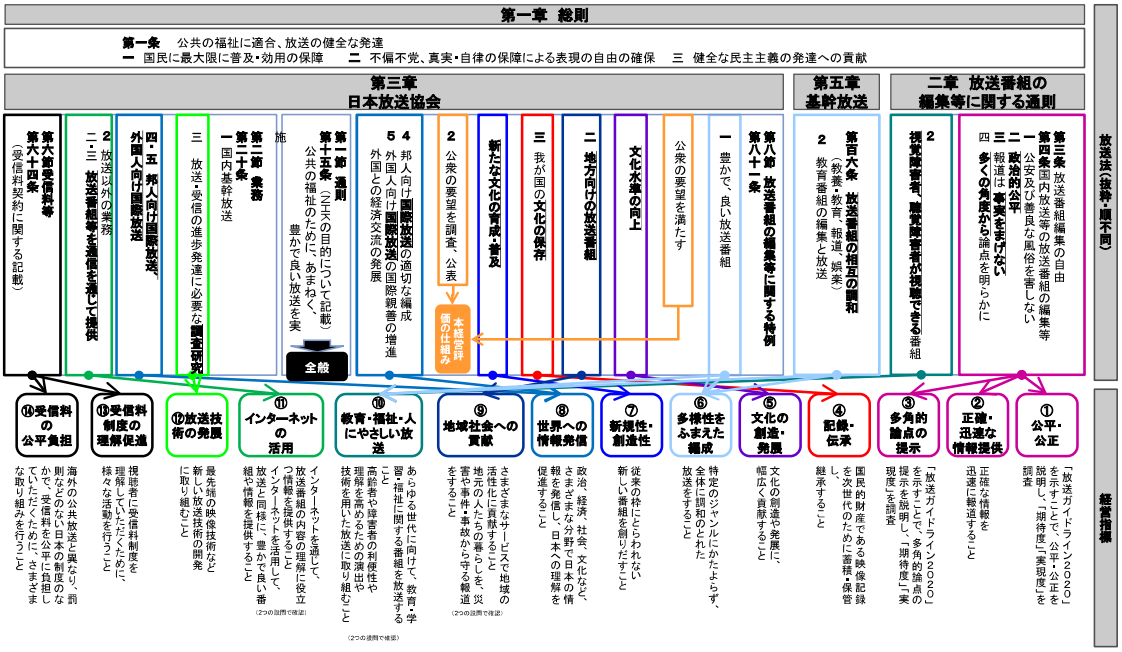

放送における二元体制の評価

NHK

- 「4. 記録伝承」「5. 文化の創造・発展」「6. 多様性」「10. 教育・福祉」等でＮＨＫに対する期待が民放よりも高い
- 公共放送と民放の二元体制は、このような差異を相互補完し、切磋琢磨していると言えるのではないか

期待度

赤丸：NHKが民放に比べて5pt以上高い項目

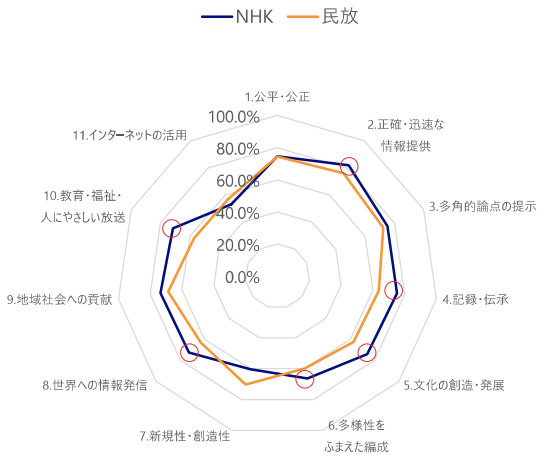

実現度

赤丸：NHKが民放に比べて5pt以上高い項目

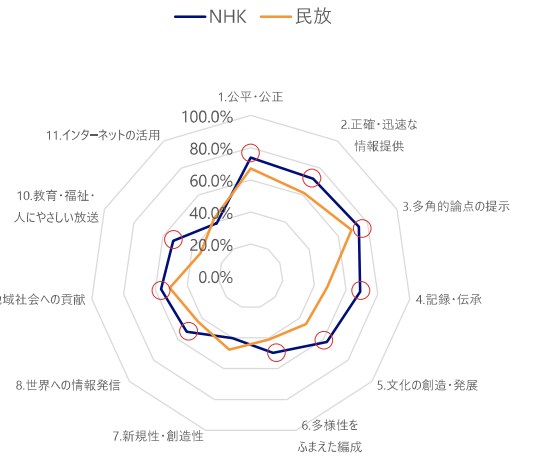

※期待度は各項目に対して「期待している」「どちらかというと期待している」、実現度は各項目に対してNHKが「実現している」「どちらかというと実現している」と回答した人の割合
出所）NHK世論調査（2022年7月、層化二段階抽出法で抽出した全国16歳以上の男女3600名への郵送調査、有効回答数1816）
＊「民放」については、回答者がもっともよく見る民放を想定して回答。

（参考）新聞読者におけるＮＨＫの評価

NHK

- 新聞読者はＮＨＫへの期待や評価が高く、相乗効果により情報空間に貢献することを期待していると言えるのではないか
- 同時に、この関係は、情報空間における多元性確保時の前提と言えるのではないか

NHKへの期待度

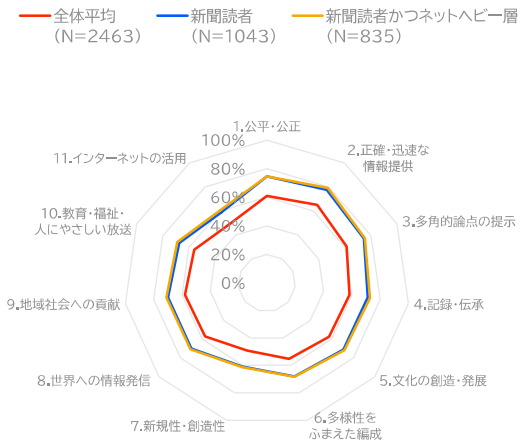

NHKの実現度評価

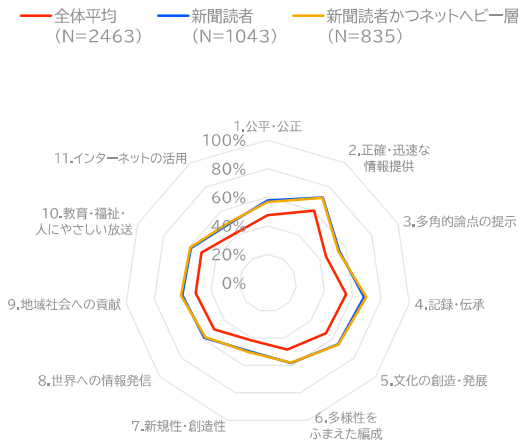

期待度は各項目に対して「期待している」「どちらかというと期待している」、実現度は各項目に対してNHKが「実現している」「どちらかというと実現している」と回答した人の割合
新聞読者：新聞を月に1度以上読んでいると回答した人
ネットヘビー層：ポータルサイト・アプリ、ニュースキュレーションアプリ、専門サイト・アプリ、レビューサイトやブログ、SNS、動画共有サービス、無料・有料の動画配信サービス、NHK・民放・新聞社のサイト・アプリのいずれかを毎日利用していると回答した人

出所：ＮＨＫ調査（2022年10月　全国15－79歳男女、インターネット調査、N＝2463）

ネットで情報収集する人におけるＮＨＫへの期待

NHK

- ＮＨＫの各公共的役割に対し、６～８割が期待をしている
- **インターネットサービスを活用して情報収集する人は、全体平均と比べてややＮＨＫへの期待や評価が高い**

NHKへの期待度

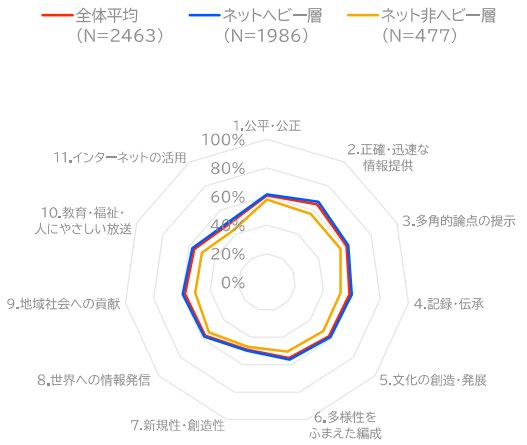

NHKの実現度評価

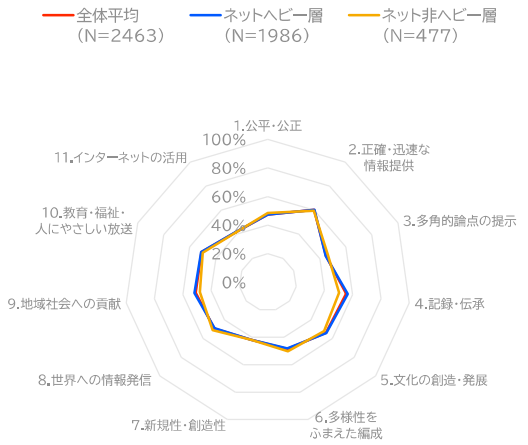

期待度は各項目に対して「期待している」「どちらかというと期待している」、実現度は各項目に対してNHKが「実現している」「どちらかというと実現している」と回答した人の割合
ネットヘビー層：ポータルサイト・アプリ、ニュースキュレーションアプリ、専門サイト・アプリ、レビューサイトやブログ、SNS、動画共有サービス、無料・有料の動画配信サービス、NHK・民放・新聞社のサイト・アプリのいずれかを毎日利用していると回答した人

出所：ＮＨＫ調査（2022年10月　全国15－79歳男女、インターネット調査、N＝2463）

情報空間全体の視点～メディア環境の変化に対する幅広い課題認識

NHK

- **全体でもネットヘビー層でも**、動画配信サービスの普及により「若者に社会にとって必要な情報が届けられなくなること」「日本の文化・社会等を題材とした日本らしいコンテンツがなくなること」「日本の国際社会の中でのプレゼンスが低下すること」に対して７割弱が問題視（**➡修正経営計画方針の前提への賛意**）

近年、NetflixやAmazon Prime Video等のインターネット動画配信サービスが普及してきていますが、放送事業者がその環境変化に対応しきれておらず、若者層を中心にテレビを視聴する人が減っていると言われています。
そのことにより、若者層を中心に、政治や選挙情報、社会全体で共有し考えるべき課題等の**社会にとって必要とされる基本的な情報が共有されにくくなる**可能性が指摘されています。

NetflixやAmazon Prime Video等の海外の動画配信サービスが今後さらに普及してくることによって、今後、日本のメディアの経営が厳しくなり、立ち行かなくなる（つぶれる）ところも出てくる可能性があります。
海外の事業者が、なるべく多くの世界の視聴者に見てもらうことのみを優先してコンテンツを制作するあまり、一見日本風ではあるものの、日本人視点で見ると違和感のあるコンテンツのみが広まり、**日本の文化・社会等を題材とした日本らしいコンテンツがなくなる**可能性が指摘されています。

NetflixやAmazon Prime Video等の海外の動画配信サービスが今後さらに普及してくることによって、今後、日本のメディアの経営が厳しくなり、立ち行かなくなる（つぶれる）ところも出てくる可能性があります。
それにより、国際社会に対して、正確な日本の文化・伝統や社会情勢を発信するメディアが減り、**日本の国際社会の中でのプレゼンス（存在感や影響力）が低下する**可能性が指摘されています。

Q.あなたは、このことを問題だと思いますか。（ひとつだけ）【必須】

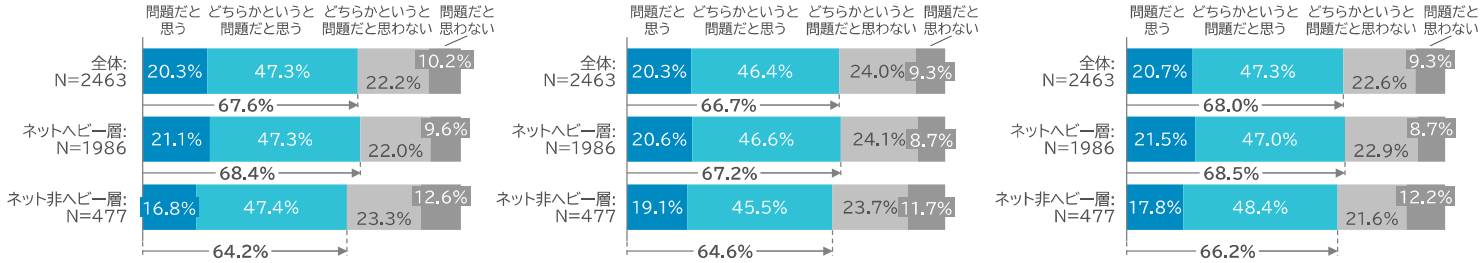

※ネットヘビー層：ポータルサイト・アプリ、ニュースキュレーションアプリ、専門サイト・アプリ、レビューサイトやブログ、SNS、動画共有サービス、無料・有料の動画配信サービス、NHK・民放・新聞社のサイト・アプリのいずれかを毎日利用していると回答した人
出所：ＮＨＫ調査（2022年10月　全国15－79歳男女、インターネット調査、N＝2463）

NHK

３．今後の議論にあたって～情報空間全体への貢献

②寄与できること、すべきことは何か：放送と同じ価値・異なる態様

放送と同じ価値・異なる態様：教育コンテンツへの期待

NHK

- 教育格差解決のために、家庭環境に関わらず受けられる教育や学習支援サービスが必要という考えに「賛成」の人は全体の８割超であり、６割弱の方は、ＮＨＫがネットを活用したサービスで支援することを期待

置かれた環境によって受けることができる教育に不平等が生まれてしまう教育格差が、新型コロナウイルスをきっかけに拡大したと指摘されています。
特に子どもでは問題が深刻で、コロナにより学級閉鎖やオンライン授業が行われましたが、裕福な家庭では子どもを塾に通わせたり、自身で教えたりして対処をした一方、裕福でない家庭ではその余裕がなく、学級閉鎖で授業が受けられない子どもの学力が低下し、教育格差が広がったと考えられています。
この教育格差を解決するためには、**家庭環境に関わらずに手軽に受けられる学校以外の教育や学習支援サービスが必要**だという意見があります。

教育格差を解決するために、NHKはこれまで教育テレビ（Eテレ）で学習番組を提供する等して対処を行っています。しかし、近年必修化されたプログラミング等についてこれまでのような放送による提供だけでは
習得が難しいため、海外の公共放送局では
以下のような一定の双方向性を備えたサイト等を
通じ、最低限の環境でも学習ができるように支援
するサービスを提供しています。
そこでNHKにも、海外の放送局と同様に
インターネットを通じて学習できるサービスを提供すべきだという意見があります。

Q.あなたはどのように思いますか。（ひとつだけ）【必須】

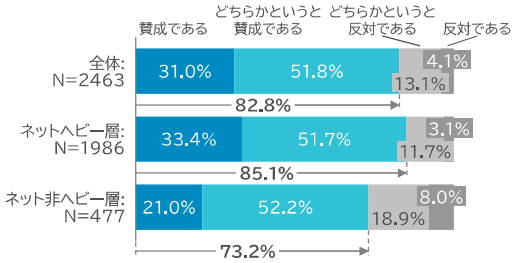

Q.あなたは、このようなサービスを、NHKが提供することは、社会にとって必要だと思いますか。（ひとつだけ）【必須】

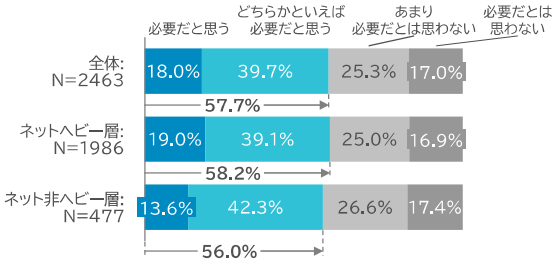

※ネットヘビー層：ポータルサイト・アプリ、ニュースキュレーションアプリ、専門サイト・アプリ、レビューサイトやブログ、SNS、動画共有サービス、無料・有料の動画配信サービス、NHK・民放・新聞社のサイト・アプリのいずれかを毎日利用していると回答した人
出所：ＮＨＫ調査（2022年10月　全国15－79歳男女、インターネット調査、N＝2463）

放送と同じ価値・異なる態様：フェイク・分断への対応

NHK

- フェイク（分断）アラート（第一期社会実証③）
  インターネット特有の“分断”等の課題について、放送の効用（基本的な情報の共有（同報性）、多元性）で対応することを企図しているもの
  ➡インターネット特有の課題について、行動変容を促す効果が確認された

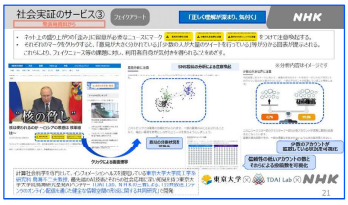

・分断のネットワーク図を見た層は、より慎重に各種情報に対処するようになった（時間をおいて効果・効用を分析）

・分断状況そのものを共有し、情報空間全体に寄与しようとする傾向も観察された（利用者の7割弱）

（参考）フェイク（分断）アラート：行動変容の効果分析

NHK

- フェイクアラート利用有無による行動変容の差を明らかにするサービスの実証調査を実施
  - グループを二つに分けて調査（フェイクアラート無しの通常のニュースサイト利用、フェイクアラート有りのニュースサイト利用）。1週間後に再度調査を行い、効果が継続しているか分析
- ネットワーク図を見た層は、より慎重に各種情報に対処するようになった
  - フェイクアラートサービス利用者は、サービス利用直後に「情報・コンテンツの真偽を確認するようにする」と回答した人が増え、さらに1週間後も継続
  - 一方、フェイクアラート無しのサービス利用者は、サービス利用直後に「情報・コンテンツの真偽を確認するようにする」と回答した人が増えたが、1週間後には元の水準に戻った
- 分断状況そのものを共有し、情報空間全体に寄与しようとする傾向も観察された

Q.あなたが、ふだんメディアを利用をする際に気を付けたいと思っていることについて、あてはまると思うものをお知らせください。
情報・コンテンツの真偽を確認するようにする

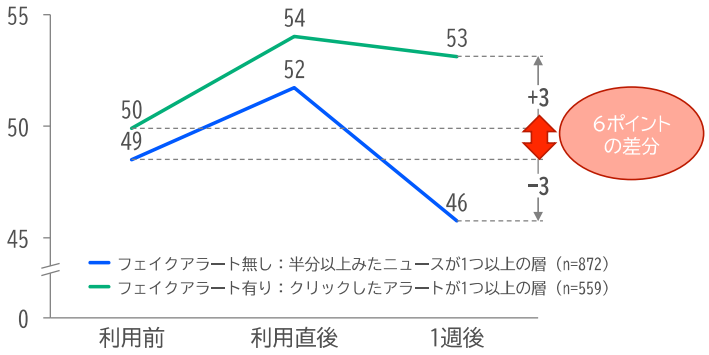

Q.共有機能について、どのように評価しますか。
以下の中からあてはまるものをすべてお知らせください。（いくつでも）【必須】
（母数：ネットワーク図を見た人の中で、共有機能を利用して、ニュースを共有したいと回答した人388人（見た人の中の58%））

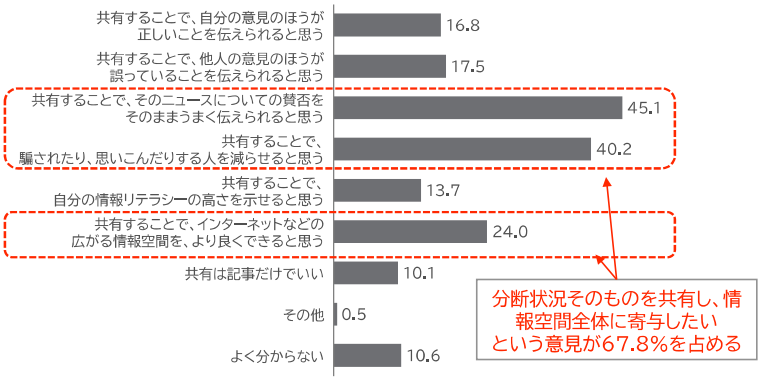

出所）NHK（ネット）調査 【サービス利用調査】調査日：2022年11月4日（金）～2022年11月6日（日） サンプル数：4000（2000×2）全国 15-79歳 ブロック別の人口動態割付
【追跡調査】調査日：2022年11月11日（金）～2022年11月14日（月） サンプル数：3499（1757、1742）サービス利用調査回答者全員に配信し、期間内に回答が得られた方

放送と同じ価値・異なる態様：フェイク（分断）アラート

NHK

（参考）社会貢献・業界貢献、オープンイノベーション

- フェイク（分断）アラート（第一期社会実証③）

  その分析アルゴリズムについては、論文の形で公開（学会誌投稿中）

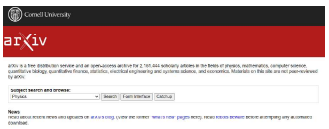

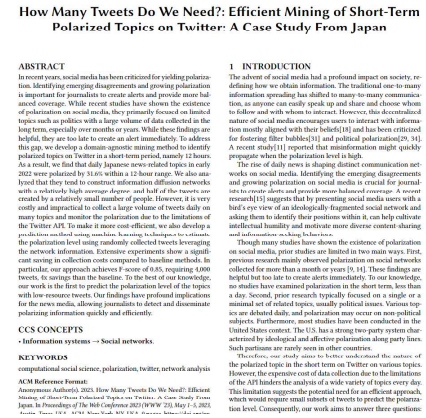

How Many Tweets Do We Need?: Efficient Mining of Short-Term Polarized Topics on Twitter: A Case Study From Japan

ABSTRACT

In recent years, social media has been criticized for yielding polarization. Identifying emerging disagreements and growing polarization is important for journalists to create alerts and provide more balanced coverage. While recent studies have shown the existence of polarization on social media, they primarily focused on limited topics such as politics with a large volume of data collected in the long term, especially over months or years. While these findings are helpful, they are too late to create an alert immediately. To address this gap, we develop a domain-agnostic mining method to identify polarized topics on Twitter in a short-term period, namely 12 hours. As a result, we find that daily Japanese news-related topics in early 2022 were polarized by 31.6% within a 12-hour range. We also analysed that they tend to construct information diffusion networks with a relatively high average degree, and half of the tweets are created by a relatively small number of people. However, it is very costly and impractical to collect a large volume of tweets daily on many topics and monitor the polarization due to the limitations of the Twitter API. To make it more cost-efficient, we also develop a prediction method using machine learning techniques to estimate the polarization level using randomly collected tweets leveraging the network information. Extensive experiments show a significant saving in collection costs compared to baseline methods. In particular, our approach achieves F-score of 0.85, requiring 4,000 tweets, 6x savings than the baseline. To the best of our knowledge, our work is the first to predict the polarization level of the topics with low-resource tweets. Our findings have profound implications for the news media, allowing journalists to detect and disseminate polarizing information quickly and efficiently.

CCS CONCEPTS

• Information systems → Social networks.

KEYWORDS

computational social science, polarization, twitter, network analysis

ACM Reference Format:

Anonymous Author(s). 2023. How Many Tweets Do We Need?: Efficient Mining of Short-Term Polarized Topics on Twitter: A Case Study From Japan. In *Proceedings of The Web Conference 2023 (WWW '23)*, May 1–5, 2023, Austin, Texas USA, ACM, New York, NY, USA, 8 pages. https://doi.org/

1 INTRODUCTION

The advent of social media had a profound impact on society, redefining how we obtain information. The traditional one-to-many information spreading has shifted to many-to-many communication, as anyone can easily speak up and share and choose whom to follow and with whom to interact. However, this decentralized nature of social media encourages users to interact with information mostly aligned with their beliefs[18] and has been criticized for fostering filter bubbles[31] and political polarization[29, 34]. A recent study[11] reported that misinformation might quickly propagate when the polarization level is high.

The rise of daily news is shaping distinct communication networks on social media. Identifying the emerging disagreements and growing polarization on social media is crucial for journalists to create alerts and provide more balanced coverage. A recent research[15] suggests that by presenting social media users with a bird's-eye view of an ideologically-fragmented social network and asking them to identify their positions within it, can help cultivate intellectual humility and motivate more diverse content-sharing and information-seeking behaviors.

Though many studies have shown the existence of polarization on social media, prior studies are limited in two main ways. First, previous research mainly observed polarization on social networks collected for more than a month or years [9, 14]. These findings are helpful but too late to create alerts immediately. To our knowledge, no studies have examined polarization in the short term, less than a day. Second, prior research typically focused on a single or a minimal set of related topics, usually political issues. Various topics are debated daily, and polarization may occur on non-political subjects. Furthermore, most studies have been conducted in the United States context. The U.S. has a strong two-party system characterized by ideological and affective polarization along party lines. Such partisans are rarely seen in other countries.

Therefore, our study aims to better understand the nature of the polarized topic in the short term on Twitter on various topics. However, the expensive cost of data collection due to the limitations of the API hinders the analysis of a wide variety of topics every day. This limitation suggests the potential need for an efficient approach, which would require small subsets of tweets to predict the polarization level. Consequently, our work aims to answer three questions:

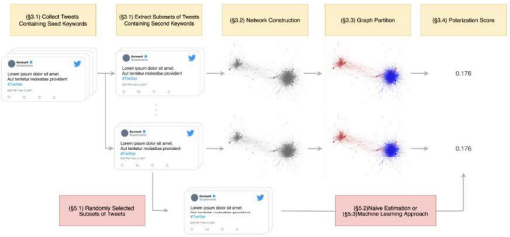

Figure 1: Overview of our polarized topic detection.

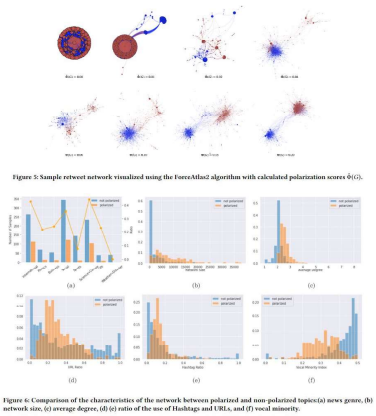

Figure 5: Sample retweet network visualized using the ForceAtlas2 algorithm with calculated polarization scores $\Phi(G)$.

Figure 6: Comparison of the characteristics of the network between polarized and non-polarized topics:(a) news genre, (b) network size, (c) average degree, (d) (e) ratio of the use of Hashtags and URLs, and (f) vocal minority.

- 同技術は特許出願中（なお、放送局・新聞社からの要望があれば提供想定）

放送と同じ価値・異なる態様：一望・連続再生～ネット版“総合編成”

NHK

- **一望・連続再生（第一期社会実証⑥）**
  インターネット特有の“分断”等の課題について、放送の効用
  （基本的な情報の共有（同報性）、多元性）で対応することを企図しているもの
  ➡放送での“総合編成”と同様の効用がネットにもたされることを確認

放送した番組のエピソードやニュース記事を視聴・閲覧・検索など → 視聴・閲覧している番組や記事の抽出 → 多角的視点を加味してコンテンツを動的に編成 → とりあえずつけておくだけで、知りたい話題だけでなく、自動的に多様なジャンルの番組、最新・重要ニュースなども併せて連続的に視聴できる

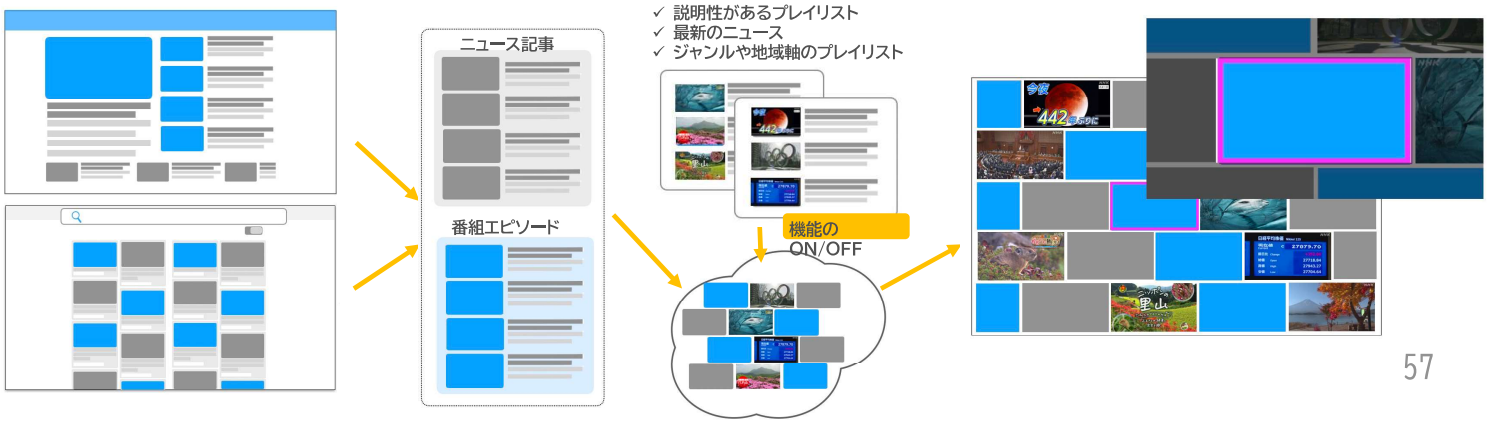

放送と同じ価値・異なる態様：「社会実証」から～非テレビ層

NHK

- 令和３年８月２７日、総務省より、放送番組等のインターネット配信の意義やサービスニーズ検証のため、テレビを保有していない方々を対象とした社会実証実施の要請
- ＮＨＫの新たな在り方に繋げることを目指し、情報空間におけるＮＨＫの意義や存在価値の確認を実施

NHKプラスのサービス概要とネット配信社会実証

47

◆ NHKプラスはインターネットでNHKの地上波放送番組（総合テレビ・教育テレビの放送番組）を視聴できる動画配信サービス。
◆ NHKプラスは**利用者に対価を求めることなく実施される**が、受信契約を確認できない者に対しては、同時配信の画面上に受信契約を確認するための情報提供を求めるメッセージを表示し、見逃し番組配信を利用不可とすることとしている。
◆ 2021年9月末時点で、NHKプラスのID登録完了数は約175万件となっている。

放送同時配信

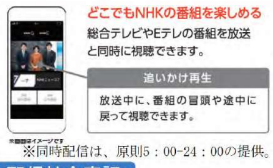

どこでもNHKの番組を楽しめる
総合テレビやEテレの番組を放送と同時に視聴できます。

※同時配信は、原則5：00-24：00の提供。

見逃し番組配信

いつでもNHKの番組を楽しめる
総合テレビやEテレの番組を放送終了後から7日間視聴できます。

（NHKプラス リーフレットより作成）

ネット配信社会実証

- ＮＨＫが提供する同時配信サービス・見逃し配信サービス（ＮＨＫプラス）については、現在、受信契約者のみが視聴可能（テレビを保有していないネットのみの利用者は視聴不可）。
  - 令和３年８月27日、ＮＨＫに対し、放送番組等のインターネット配信の意義やサービスニーズを検証するため、テレビを保有していない者を対象として、放送番組等の配信を行う社会実証の実施について要請。
  - 社会実証の詳細は、現在、ＮＨＫにおいて検討中であり、令和４年４月以降に開始予定。

出所：デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第1回）

ＮＨＫが社会実証で目指すこと

総務省「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」（第2回）日本放送協会資料より

NHK

総務省の要請を受け、情報空間におけるＮＨＫの意義、役割の確認のため、社会実証を実施した。

社会実証の経緯

- 令和３年８月27日、総務省からＮＨＫに、放送番組等のインターネット配信の意義やサービスニーズを検証するため、テレビを保有していない方々を対象として、放送番組等の配信を行う社会実証実施の要請があった。
- ＮＨＫはかねてより、総務省検討会などの場でインターネット時代の公共放送の意義や役割等が課題であることを提起してきており、要請もふまえて実施することとした。

社会実証で目指すこと

情報空間におけるＮＨＫの意義、存在価値の確認

- ＮＨＫは公共放送として、「表現の自由のもと、正確で公平・公正な情報や豊かで良質な番組を幅広く提供し、健全な民主主義と文化の向上に寄与する」ことを掲げ、業務にあたってきた。
- しかし、インターネットやスマートフォンの普及などで、ＮＨＫを取り巻くメディア環境や視聴者行動が大きく変化しており、情報空間においてのＮＨＫが果たす意義や存在価値を確認する必要が出てきている。
- このため、今回の社会実証で、ＮＨＫが情報空間に提供するサービスについて、テレビ未所有者などの利用の可能性や、サービスの意義を確認し、結果を踏まえて、ＮＨＫの新たなあり方につなげることを目指す。

社会実証のポイント

- 多元性、多様性、地域性、フェイクニュース対策等への貢献を確認
- 報道、教育、教養、娯楽の各分野での意義も確認
- 社会実証の状況を提示して、一定規模の世論調査も実施

4

出所：デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第10回）インターネットでの社会実証（第一期）結果報告

放送と同じ価値・異なる態様：「社会実証」から～非テレビ層

NHK

- 社会実証の対象者から、情報空間におけるＮＨＫの意義や存在価値に対し７割程度の有用性を確認した
- また、テレビ層についても同様の結果となった

社会実証の評価

NHK

３つの機能、それを実装したサービス（機能）への評価は高く、一定の評価ができるのではないか。

情報空間の課題	３つの機能	問われている役割	個別機能への評価		解決する社会課題（対象）	数値
フェイクニュース レコメンデーション SNS上の根拠なき意見	正しく理解が深まり、気付く	・情報を正しく・偏りなく理解することを支援する機能が、社会に必要かどうか ・多様性が共有され、分断の改善に役立つ機能が、社会に必要かどうか	フェイクアラート	アラートマーク	フェイクニュース（自身）	72.0%
			フェイクアラート	意見の分断状況を可視化	社会的分断（自身）	74.9%
			地域ニュース	地図上で各地の違いや多様性を可視化	違いや多様性の理解（社会）	79.7%
レコメンデーション SNS上の根拠なき意見	知識が広がり、つながる	・多角的視点での提供機能が社会に必要かどうか ・偏ったレコメンドを避けるなどの機能が社会に必要かどうか	NEWS WEB	関連ニュースを多角的な視点で提示	信頼できる情報・幅広い情報を見つける（社会）	77.3%
			NEWS WEB	関連番組を幅広く・分野を超えて提供	偏ったレコメンド（社会）	75.6%
			一覧・連続再生	連続再生で他のニュースを提示	偏ることなく知識をつなげたり、社会の全体像を把握（社会）	66.1%
アクセス問題 メディアリテラシー	簡単に、必要な情報が見つかる	・簡単に、必要な情報を見つけられる機能が、社会に必要かどうか ・知識や視野を広げ、社会の全体像を掴むのに役立つ機能が、社会に必要かどうか	災害マップ	災害情報のマップ化・累積化	防災・減災（社会）	81.2%
			一覧・連続再生	適切な編集方針でニュースの一望が可能	知識や視野を広げる（社会）	64.1%
			地域文化	位置情報から動画等で地域文化を発見	各地域の文化を発見（社会）	68.8%

44

“テレビ層”の社会実証への評価

NHK

- 今回の社会実証の対象は「テレビを全くほとんど見ない方々」であるが、残りの「テレビを見る方々」（「テレビ層」）が、本社会実証の各サービスをＮＨＫが提供することが社会とって必要かどうか確認を行った。
- その結果、テレビ層の**75.8%**が、７つの社会実証サービスのいずれかについて「社会にとって必要」と回答した。
- また、７つのサービスに、既存インターネットサービスである「NHK NEWS WEB」「NHKプラス」を加えて確認したところ、**77.9%**となった。

社会にとっての必要性（%）　いずれかのサービスに対して「必要だと思う」「どちらかというと必要だと思う」と回答した人の割合

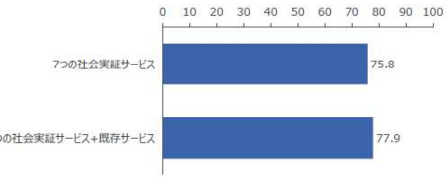

Q.あなたは、上記のようなサービスを、ＮＨＫが提供することは、社会にとって必要だと思いますか。（単一回答）
出所：［ＮＨＫ調査］2022年5月 ウェブ調査　調査会社パネルからリクルートを行った全国3,043人のうち、テレビ層1,251人が対象

52

59

出所：デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第10回）インターネットでの社会実証（第一期）結果報告

非テレビ層のインターネット特有の課題に対する認知・問題意識

NHK

- ネットに慣れているであろう「非テレビ層」でも、フェイクニュースやプライバシーの漏洩といった課題に対する問題意識を持っている人は少なくない

Q.インターネットによる情報取得が広く行われるようになり、利便性が高まる一方で、現代社会にはさまざまな問題が起きていると言われています。それらを表す以下の言葉の意味するものをあなたは知っていましたか。また、ご自身で問題だと感じていますか。

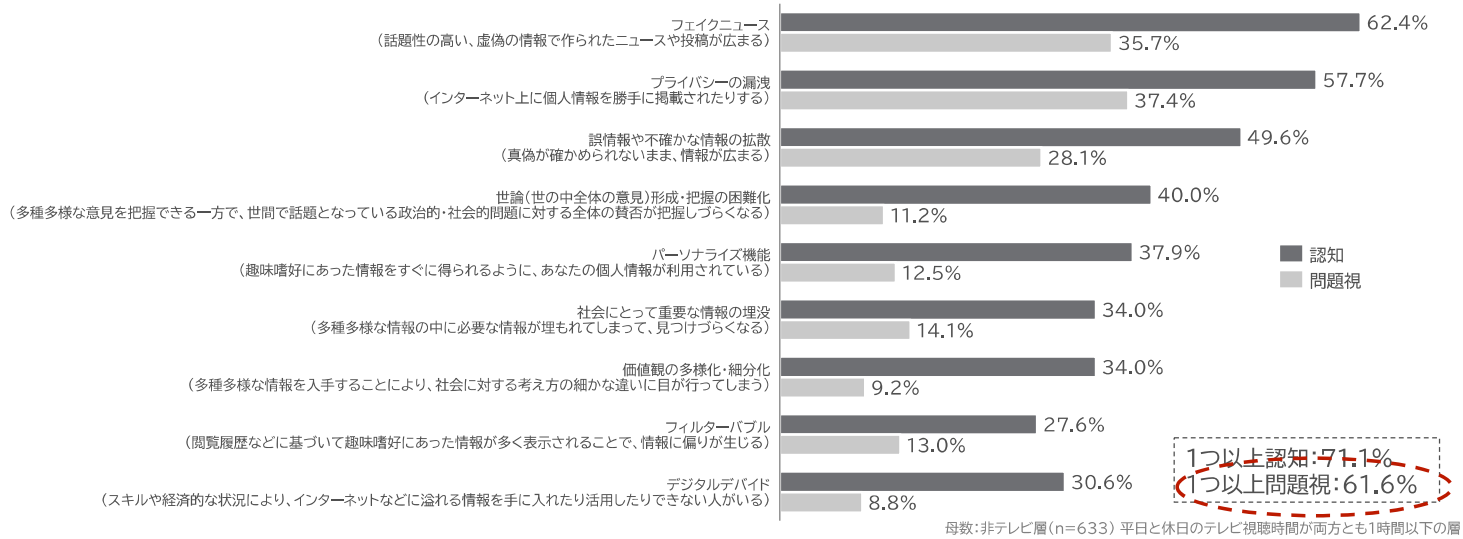

母数：非テレビ層（n=633）平日と休日のテレビ視聴時間が両方とも1時間以下の層

60

出所：ＮＨＫ調査（2022年10月　全国15－79歳男女、インターネット調査、N＝2463）

非テレビ層のＮＨＫへの期待

NHK

- 非テレビ層でも、公共的役割に対し**1つ以上期待している人が約6割**存在

NHKの公共的役割に対して、1つ以上期待していると回答した人（%）

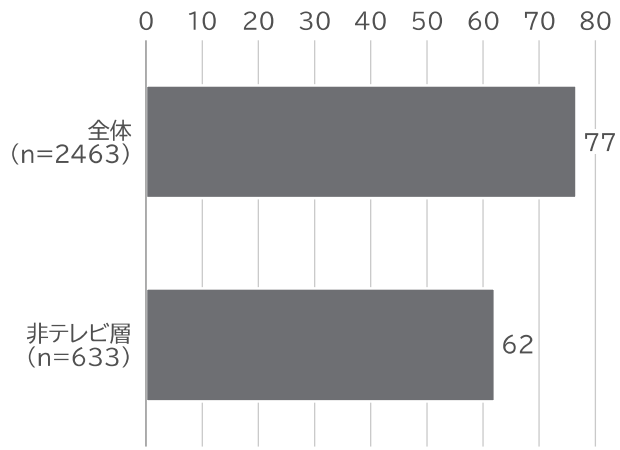

NHKの公共的役割に対して、1つ以上実現していると回答した人（%）

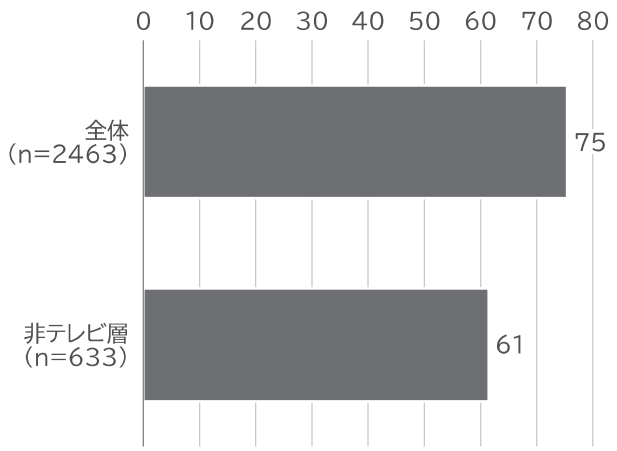

期待は各項目に対して「期待している」「どちらかというと期待している」、実現は各項目に対してNHKが「実現している」「どちらかというと実現している」と回答した人
非テレビ層：平日と休日のテレビ視聴時間が両方とも1時間以下の層
出所：ＮＨＫ調査（2022年10月　全国15－79歳男女、インターネット調査、N＝2463）

（参考）非テレビ層のＮＨＫへの期待

NHK

- 非テレビ層でも、約5割程度の期待を示している項目がある（**役割を1つ以上期待している人は62%**）
- 評価軸は全体と同じ傾向であることが分かる

NHKへの期待度

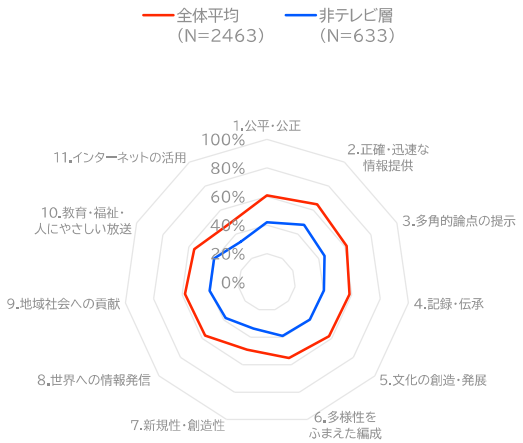

NHKの実現度評価

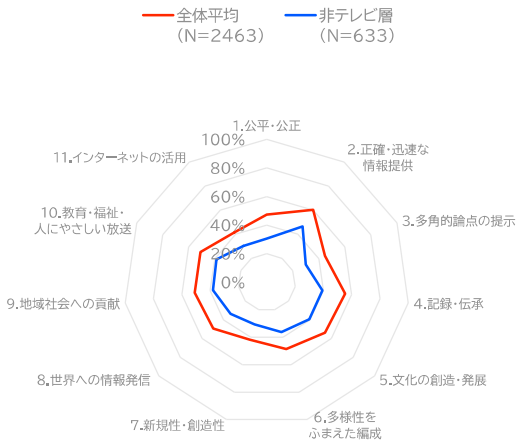

期待度は各項目に対して「期待している」「どちらかというと期待している」、実現度は各項目に対してNHKが「実現している」「どちらかというと実現している」と回答した人の割合
非テレビ層：平日と休日のテレビ視聴時間が両方とも1時間以下の層
出所：ＮＨＫ調査（2022年10月　全国15－79歳男女、インターネット調査、N＝2463）

非テレビ層（特にテレビ非保有者）からの声

NHK

- テレビ非保有者と想定される方より、ＮＨＫプラスを登録/利用したいがテレビを持っていないため受信契約ができない旨の問い合わせ、ＳＮＳでの書き込み等が少なくない状況であり、テレビ非保有者のご要望が観察できる

コールセンターに寄せられた声(一部)：
（視聴者からの声はサービス開始以来、継続して寄せられており、10月には12件の要望、問い合わせを確認している）

・テレビを持ちたくないだけなのに、どうしてNHKプラスを見られないのか

・払ってもいいと思っているのに、どうして見られないのか

・テレビがないまま受信契約ができないのはなぜか

SNSで語られている声(一部)：
（開始以降、月数件レベルでコンスタントに言及されている）

・NHKプラスが見たいから受信料を払いたいと言っても、契約させてもらないようになっている

・テレビを持っていない家はNHKプラスに登録するなってこと？

・テレビがあることにすれば、NHKプラスに申し込めるのだろうか

- ＮＨＫのインターネット活用業務は、放送を補完するものであり、支払者との公平性からも、許容は不可能。（放送法において禁止されている（20条11項：**放送の受信設備**を対象とする受信契約制度の趣旨に反しないこと））

（参考）受信料支払者の意識

NHK

- 受信料支払者の42%が「他の人が受信料を支払わないのであれば、自分もできれば支払いたくない」と思っている。
- **“不公平感”**について、強い意識が存在している。**（＝ネットのみ利用層のフリーライドを許容できる限界）**
- **ネットサービスの期待に貢献したい思いと、負担の公平性確保の両立が“息苦しさ”の一部**

Q.あなたはNHKの受信料について、どのようにお考えですか。
他の人が受信料を支払わないのであれば、自分もできれば支払いたくない
（「そう思う」と回答した人の割合：%）

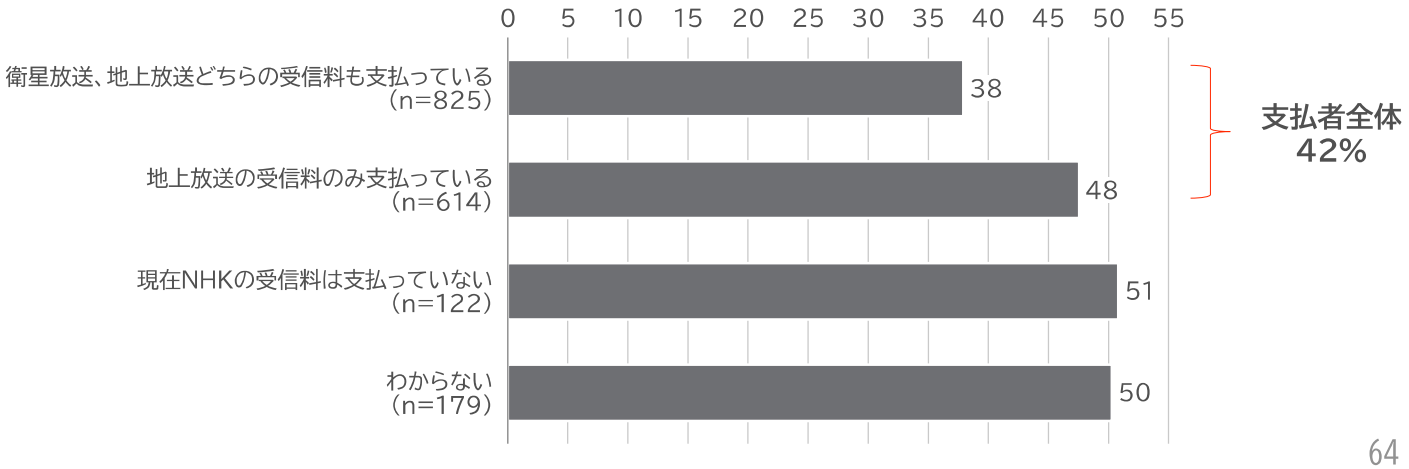

出所）NHK世論調査（2022年7月、層化二段階抽出法で抽出した全国16歳以上の男女3600名への郵送調査、有効回答数1816）

社会環境の変化を踏まえたＮＨＫの取り組みへの期待

NHK

- ＮＨＫが「社会環境の変化を踏まえ、重点項目１、３の内容を強化し、取り組んでいくこと」に対して、ネットヘビー層の６割が評価すると回答　➡　優先していくべき事項

感染症の拡大やウクライナ情勢など新たな課題を踏まえ、「5つの重点項目」のうち、「1. 安全・安心を支える」、「3. あまねく伝える」の内容を強化します。
1.「“安全・安心を支える”」
災害のみならず、安全保障、感染症、地域課題など、暮らしの安全を支える「信頼できる情報」の発信を強化します。
■国際情勢や地域環境の変化を踏まえ、信頼できる情報の担い手として、健全な情報空間の維持に貢献します。
・フェイクニュースが蔓延する時代に対応し、事実を見極めるための情報の取材・制作機能を強化します。
・取材に裏打ちされた信頼性の高い報道を維持するため、ジャーナリズム人材の育成に注力します。
・専門プロジェクトを設けるなど、災害、科学、安全保障といった社会が要請する分野の強化に取り組みます。
■信頼されるメディアとしてコンテンツ強化に取り組むとともに、国内で流通するコンテンツの信頼性向上にも貢献します。
・学習形態の多様化に応じた教育コンテンツの充実など、質の高いコンテンツに経営資源を集中します。
・放送通信融合の時代における日本のコンテンツ産業の信頼性向上に、業界と協力しつつ取り組みます。
3.「“あまねく伝える”」
地域インフラへの投資を強化し、放送通信融合の時代に、世代や場所にかかわらず「放送の価値」を届け続けます。
■二元体制の持続可能性を高め、あらゆる地域へ放送の価値を届け続けます。
・民間放送事業者等との協力強化により、効率的で強靭な放送ネットワークを維持します。
■レジリエンス、リスクマネジメント、持続可能性を考慮した投資を行うと同時に、生産性の向上にも取り組むことで、いかなる状況下でも情報を届け切ります。
・適正なリスク算定を行い不測の事態に備えると同時に、地域を重点に、加速するSDGs時代を踏まえた投資を強化します（災害対応のためのFM補完置局を含む）。
・経営資源をコンテンツに集中させ、生産性向上につながる制作工程改革を加速させます。

Q.あなたは、NHKが社会環境の変化を踏まえ、以上のような重点項目と具体施策の追加を行い、今後取り組んでいくことを評価しますか。（ひとつだけ）【必須】

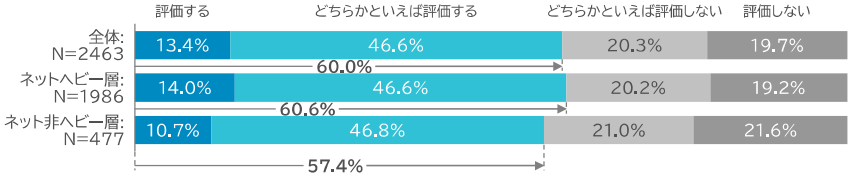

※ネットヘビー層：ポータルサイト・アプリ、ニュースキュレーションアプリ、専門サイト・アプリ、レビューサイトやブログ、SNS、動画共有サービス、無料・有料の動画配信サービス、NHK・民放・新聞社のサイト・アプリのいずれかを毎日利用していると回答した人
出所：ＮＨＫ調査（2022年10月　全国15－79歳男女、インターネット調査、N＝2463）

（参考）方針１・３を評価するネットヘビー層

NHK

- 修正経営計画の方針1・3を評価しているネットヘビー層は、ＮＨＫの各公共的役割に対し、いずれの項目も6割以上が期待をしている

NHKへの期待度

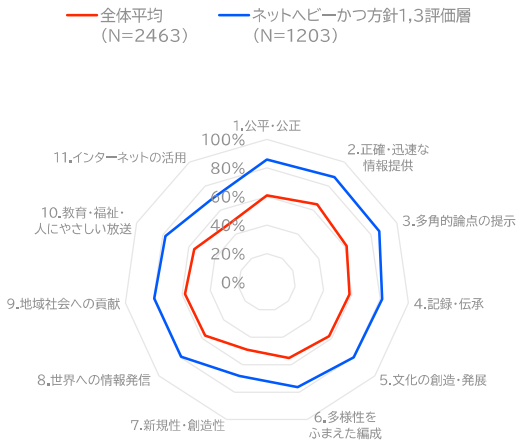

NHKの実現度評価

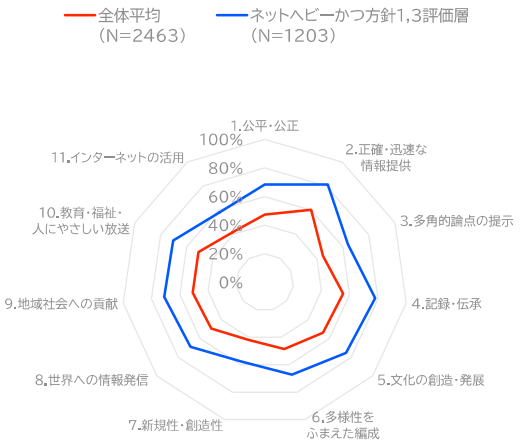

※ネットヘビー層：ポータルサイト・アプリ、ニュースキュレーションアプリ、専門サイト・アプリ、レビューサイトやブログ、SNS、動画共有サービス、無料・有料の動画配信サービス、NHK・民放・新聞社のサイト・アプリのいずれかを毎日利用していると回答した人
※方針1,3評価層：NHKが「社会環境の変化を踏まえ、重点項目1、3の内容を強化し、取り組んでいくこと」に対して「評価する」「どちらかというと評価する」と回答した人
出所：ＮＨＫ調査（2022年10月　全国15－79歳男女、インターネット調査、N＝2463）

寄与できること、すべきことは何か

NHK

情報空間の参照点への期待

テレビ層・非テレビ層を問わず、拡大する情報空間に対する課題認識は幅広い

信頼できる多元性への期待

新聞、民放、NHKという伝統メディアに対する期待、信頼は、ネットヘビー層でも大きい

- 伝統メディア、公共放送が対応してきたものであり、非テレビ層に向けてのサービスには一定の期待・評価が確認されている（社会実証）
- 新聞、民放、ＮＨＫという伝統メディアに対する期待、信頼は、ネットヘビー層でも大きく、これを維持して情報空間の課題に対処していくことが、視聴者・国民に大前提として求められていると考えられる

- ＮＨＫには「情報空間の参照点の提供」（とくに修正経営計画で示した“安全・安心”“あまねく伝える”を優先して社会全体に貢献）、そして同時に、「多元性の確保への貢献」が求められているのではないか

NHK

３．今後の議論にあたって～情報空間全体への貢献

③規律の在り方について～欧州の事例も踏まえて

前提：望ましい情報空間の実現とメディアの構造変化

NHK

- メディアの偏在化・水平化の構造の変化に伴い、メディア全体で望ましい情報空間の維持に努める必要があるのではないか

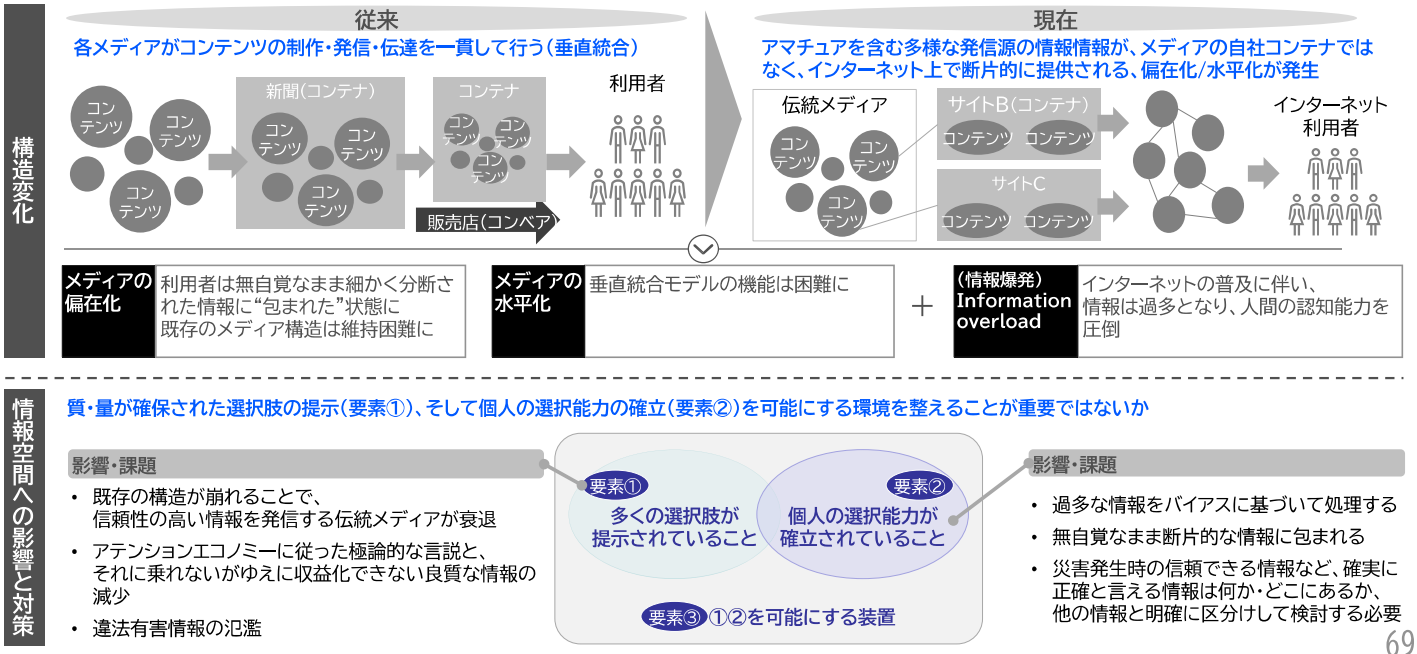

出所：公共放送ワーキンググループ（第2回）「デジタル時代における公共放送の役割と受信料制度の在り方」（曽我部構成員資料）等から

69

公共放送のインターネット利用の在り方・規律について

NHK

- 情報空間の変容を踏まえた、公共放送の役割、在り方（そして規律）については、様々な論点がある

- 放送に準じた放送同時配信等
  - インターネットを含めて情報空間が放送以外にも広がる中、国民の「知る自由」を保障し、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった社会基盤としての役割を果たすことで、健全な民主主義の発達に貢献し、情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルスを確保する観点から、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る自由」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった**放送の価値をインターネット空間にも浸透させていくことが重要**となっており、今後本格化していく放送に準じた公共的な取組を行う放送同時配信等の取組がキーとなる。
  - 第１に、論点の２について、同時配信の本来業務化でございます。ジャーナリズムに裏づけられた公共的な動画配信が日本で遅れた結果、健全なデジタル社会に必要な情報空間に若い世代を含む人々が参加できなかったり、偽情報が流布されたり、その場が海外サービスに左右されたりするといった事態が危惧される状態だと私は思っております。本来業務化によりＮＨＫに先導的な役割を果たさせることで、**民間放送も含めて公共的な情報が適切にネットに供給され、健全な世論が形成されることを、デジタル社会の基本政策として確保することが必要**であると私は思っております。（宍戸構成員）

- 放送の視聴習慣が失われる中での公共放送の提供
  - 生命・身体・健康の維持のための情報や、個人の自律的な生き方を考えるための情報、社会や経済、政治など公共にかかわる情報など、**国民全体が共有すべき基本的情報**を、信頼性をもって、かつアテンション・エコノミーの虜にならない形で提供できるのが公共放送の強みですが、テレビ保有率が低下傾向にあり、放送の視聴習慣が失われつつあるなか、**公共放送のもたらす便益を放送を見ない層にもどのような形で提供していくかは、情報空間の環境整備に関する議論のなかでも重要な論点**となります。（曽我部構成員）

出所：デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ、公共放送ワーキンググループ（第1回）

70

公共放送のインターネット利用の在り方・規律について

NHK

- 情報空間のエコシステム（市場規律を含む）全体の中で果たし得る役割を踏まえ、規律を検討すべきとされる

c. 業務範囲の規律のための仕組み

放送とは異なり、インターネット上の業務は多様なため、より具体的な規律が求められる。
メディアの多元性（≒「情報空間全体における二元体制の維持）の観点からいかなる仕組みが構築されるべきか。

- インターネット上の業務の多様性
  - 放送番組の同時配信／見逃し配信、ウェブサイト、SNS、アプリなど。
    - 2022年春の社会実証（第一期）では、幅広いサービスがテストされた。
    - 「インターネット」では限定にならない。
  - 業務範囲は民主的プロセスで決定されるべきという観点からは、原則は法律で規定すべきだが、具体的なサービスの可否は別途、NHKの設置目的及び公正競争の観点から客観的に判断する仕組みが必要。
    - 現状は、任意業務として、認可基準のもとで総務大臣の認可制。実際には金額が重要な歯止めになっているが、この点をどう評価すべきか。
    - なお、外部PF提供の際の規律も議論すべきか。
- 「情報空間全体における二元体制の維持」
  - 親会「取りまとめ」で繰り返し登場。趣旨が明らかではないが、要はメディアの多元性を、民放事業者に焦点を当てて語ったものと思料。
  - メディアの多元性の観点からは、新聞なども視野に入れる必要がある。
  - NHKの設置及びネットへの進出は、「情報空間の「健全化」のためであり、メディアの多元性から提供される価値を毀損してはならない。

11

出所：公共放送ワーキンググループ（第2回）「デジタル時代における公共放送の役割と受信料制度の在り方」（曽我部構成員資料）

公共放送のインターネット利用の在り方・規律について

NHK

- 公共放送に期待される役割の前提には「独立性」等が要請されており、これを意識した規律づけが必要ではないか

公共放送の位置づけ　放送に期待される役割

放送制度、さらには公共放送の設営という形で国家が情報空間に介入する理由として、国民が広く共有すべき「基本的情報」の提供確保であるが、その具体的な項目としては主に下記のようなものが考えられるのではないか。

生命・身体の維持	一般の需要が高いため、放送制度がなくても情報空間に十分に提供されるとも思われるが、不正確な情報が広まるとかえって健康被害が生じる。
社会の多様性を提示し、個人の自律を助ける情報	教育情報は典型的に当てはまる。 たとえば、ドラマのようなものであっても、伝統的な男尊女卑社会の中で自律を目指す主人公の女性を描くドラマとか、性的マイノリティの葛藤を描く作品などは、当事者をエンパワーし、非当事者に社会の多様性を知らせることによって、民主主義の前提となる多様な社会や、個人の自律に寄与することになる。 もっとも、このカテゴリーの情報については幅が非常に広いため、どのようなものが過少提供になるのか、どこまで公権力の力を借りて情報空間に発信すべきなのか、いずれも判断が難しい面もある。
「国民」の維持	国民国家としての日本という観点からすれば、国民統合のため、国民全体で共有するべき「物語」が存在することが必要だという意見もあり得る。 （地域文化を含む）伝統文化のほか、ＮＨＫ番組でいえば、紅白、大河ドラマ、朝ドラ等々はこうした観点からも理解可能か。 他方で、もちろん、国民統合のための物語を公権力の手を借りて供給することの危険性を指摘する声もあるだろう。 やや異なるものとして、政治的な国民統合という観点もありうる。
民主主義の維持	典型的には（全国的、地域的な）報道番組であり、知られざる社会問題を広く知らせるドキュメンタリー等でもある。 民主主義社会において、国民が主権者としての役割を果たすことが可能になるような情報が提供される必要がある。
その他	産業政策的な観点から介入することはありうるが、これは憲法的な観点からは規範的に要請されるものではなく、表現の自由の不当な制約とならない範囲で許される

6

出所：公共放送ワーキンググループ（第2回）
「デジタル時代における公共放送の役割と受信料制度の在り方」
（曽我部構成員資料）

欧州放送連合（EBU）のとりまとめた
公共サービスメディアのガバナンス原則
に従い、求められる規律の要素について
まとめた

情報空間の参照点の提供

多元性の確保への貢献

独立性　専門的制作能力　多様性　創造性　アクセス　・・・

多元性確保（市場影響への配慮）

透明性、説明責任　持続可能性

出所：EBU, Governance Principles for Public Service Media, 2021

根本：民主主義的な意味での「知る権利」への貢献

NHK

- 民主主義の観点では、消費者的な意味での知る権利とは異なり、知りたいことだけを知れば足りるということではなく、多様な意見を知るということが求められ、情報空間全体への貢献について、視聴者・国民はそのような期待をＮＨＫに対して示している

インターネットコンテンツの品質確保に向けたNHKの取り組みへの期待

- 主にテレビを利用する人では約8割、主にネットを利用する人でも約7割が、NHKに対しインターネット等の広がる情報空間への取り組みを期待している。

■（設問）あなたは、インターネット等の広がる情報空間において、NHKが以下の各項目を実現することをどの程度期待しますか。

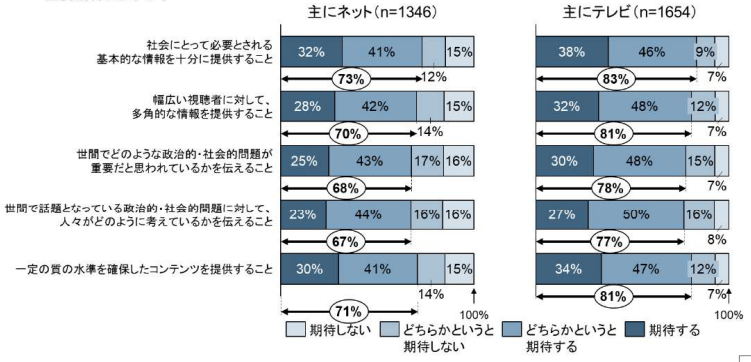

主にネット：インターネットの利用時間がテレビの利用時間より多い人、もしくはテレビの利用時間がゼロの人
主にテレビ：テレビの利用時間がインターネットの利用時間以上の人

出所）NHK 調査　2020年10月

27

出所：デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第2回）

規律に関する論点の模式図

NHK

- 業務範囲については、欧州の事例を踏まえると、以下のような論点となるのではないか

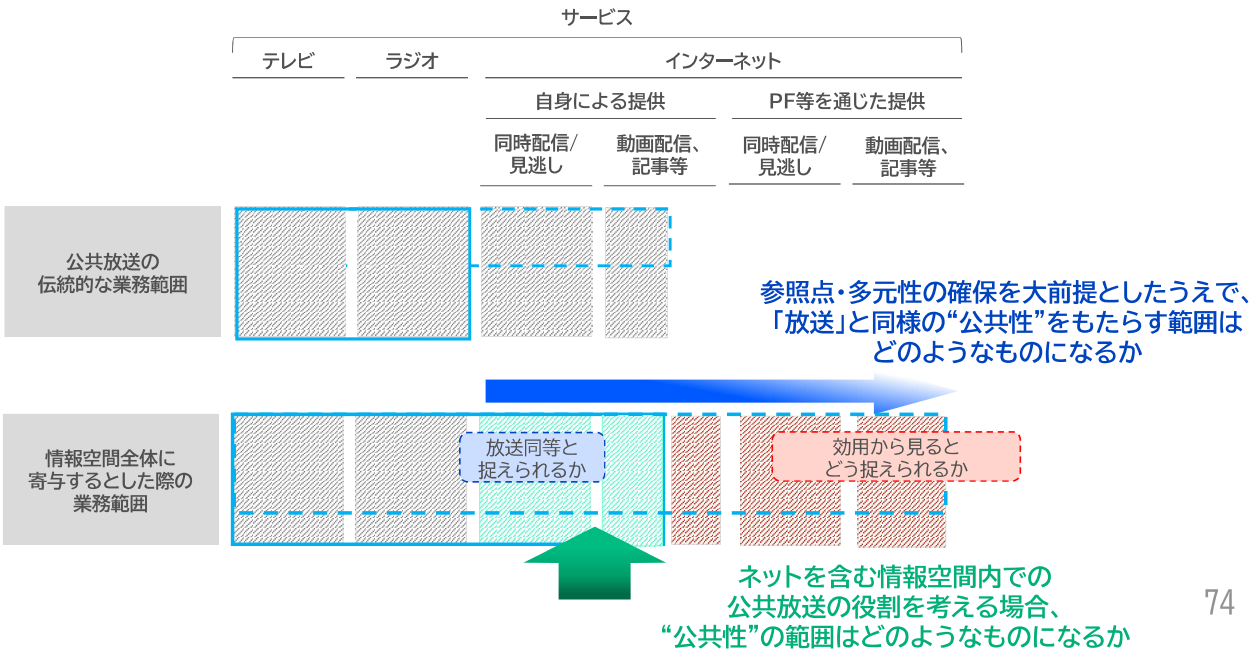

欧州の事例から（参照点・多元性を確保した判断）

NHK

- イギリスでは、当局による競争評価を含めた厳格な「公共性テスト」を実施し、適否を判断
- ドイツでは、提供形態・内容を事前に詳細に規定

	イギリス	ドイツ
新しいサービスを提供する際に必要な手続き	• **ＰＩＴ（Public Interest Test、公共性テスト）の実施** ＢＢＣが公共サービスに関する重要な変更を行う場合、変更提案を行う前にＰＩＴが行われる（協定書(2017）第8条）。 ※ＢＢＣが提案する変更を重要だと判断しなかった場合も、Ofcom（情報通信庁）が重要だと判断した場合は、Ofcomの要請に従いＰＩＴを実施する。 • **ＰＩＴを踏まえたOfcomの承認** ＰＩＴの結果に対し、ＰＩＴの3つの構成要素を満たしているか等がOfcom目線で分析される（ＢＣＡ（BBC Competition Assessment））。 - 検討すべきポイントが限定される場合には簡易評価を実施 - ＢＢＣはOfcomの最終決定の遵守義務を負う	• **３段階テストの実施** 新たなテレメディアの提供、提供するコンテンツの本質的な変更がある場合、各公共放送局は各監督機関に対して３段階テストに照らし問題がないことを証明する(メディア州間協定第33条)。 • **各公共放送局評議会による承認** ３段階テストの結果を踏まえ、各公共放送局の監督機関である評議会が新たなテレメディアの提供、本質的な変更を認可する。 - 審議結果・決定理由は専門家意見を含め公表される • **テレメディアコンセプトの更新** 各公共放送局は具体的な内容や主要なターゲット、提供期間などを詳細に規定したテレメディアコンセプトを作成、明示、更新しなければならない。
公共性テストの分析項目 	• **ＰＩＴでの分析項目** - 変更提案は、ＢＢＣのミッションの達成と、５つの公共目的のうち1つ以上の公共目的の促進に貢献すること - 変更提案は、市場の公正かつ効果的な競争に悪影響を及ぼさない妥当な措置が図られていること - 変更提案における公共価値は、提案により生じる市場競争への悪影響のリスクに比べ、有意義であること	• **３段階テストの分析項目** - 当該コンテンツが社会の民主的、社会的、文化的ニーズに合致していること - 当該コンテンツが質的な観点からジャーナリズム上の競争に寄与していること　※市場への影響も分析 - 当該コンテンツに必要な財政支出

まとめ

各国共に情報空間の変化と共にインターネットサービスの提供を強化する必要性が生じてきている。イギリスではインターネットサービスの提供内容・条件は具体的に規定されていないが、 **サービスの提供に際しては提供方法や媒体等について、公共性テストやOfcomによる審査が行われる。**一方、**ドイツはテレメディアの提供内容・条件を具体的に規定**しているが、**全国民に公共サービスを届ける使命が重んじられているほか、放送の自由の原則（コンテンツの選択・内容・制作を自ら決定する権限が放送局にある）がテレメディアにも適用される**ため、各公共放送局におけるテレメディアの**形態や媒体等の自由が許容されている。**また、いずれも新しいサービスを開始・変更する場合には**公共性が市場影響等を上回るか審査**される。

欧州の事例から（情報空間全体に貢献する際の“公共性”）

NHK

- イギリスでは、情報の提供・教育・娯楽という伝統的定義は変えず、注力する「公共目的」を明記
- ドイツでは、提供形態・内容を詳細に記述している（娯楽定義等）

	イギリス	ドイツ
インターネットサービスの定義	• 特許状（2017）第7条にて、**ＢＢＣが公共目的を達成するために実施する公共サービスの構成要素の一**つと規定	• メディア州間協定第27条にて、**インターネットサービス（テレメディア）は放送と並ぶ公共放送の任務と規定** • 公共放送のテレメディアには以下が求められる(メディア州間協定第30条) - 放送前/後のオンデマンド番組・独立した視聴覚コンテンツ - 購入した欧州の長編映画/TVシリーズ/委託でない制作物は放映後30日以内、国内主要イベント/第1・第2リーグ(サッカー)試合は放映後7日以内のオンデマンド配信 - 有益な歴史や文化の記録（アーカイブ）
インターネットサービスを規定する公共放送のミッション・公共目的	• **ＢＢＣのミッション**（特許状（2017）第5条） **情報の提供・教育・娯楽**に供する、不偏不党、高品質、かつ独自のコンテンツ及びサービスを通じて全ての視聴者に奉仕し、公共の利益に基づいて行動すること • **ＢＢＣの公共目的**（特許状（2017）第6条） ① 人々が、自身の周囲の世界を理解し関わっていくために有用な、**不偏不党のニュースや情報**を提供すること ② 全ての年代の人々の**学習を支援**すること ③ **最も創造的で、最高品質の、独自性あるコンテンツ及びサービス**を提供すること ④ 英国のすべての国・地域の**多様なコミュニティを反映**し、代表し、奉仕するとともに、それらの活動を通じて**英国中のクリエイティブ経済を支援**すること ⑤ **英国に関する事柄と、文化・価値観を世界へと発信**すること	• **公共放送の使命と原則**（メディア州間協定第26条） - 個人及び公共の自由な意見形成に資するものとして活動し、**社会の民主的、社会的及び文化的な需要を満たす**こと - 全ての生活領域における重要な出来事について、**包括的な概観を提供し、社会的な結束を促進する**こと - 提供物は**教養・情報提供・助言及び娯楽に資するもの**とし、**娯楽は公共放送の性格に合致するもの**とする。 （23年1月発効予定のメディア州間協定改正案では**提供してよい娯楽番組の条件を文化/教養/情報/暮らしの助言の4分野に資するものと定める**） - **報道の客観性、不偏不党性、多様性、提供物の調和**を考慮すること - 個人的・公的意見形成に奉仕する放送の**「基本的供給」を担い、存続と発展が財源等の面から保障される**こと • **ＺＤＦのミッション**（ＺＤＦ定款3条1項～3項） - ドイツ国民に世界の出来事と現在のドイツを総合的、客観的に伝え、個人及び世論の自由な形成を促進する - 各州の出来事やドイツの文化的多様性を適切に紹介する - 人間の尊厳、生命、自由、他者の信念と意見、道徳的・宗教的信念、自然と環境への尊重に寄与する - ドイツにおける一体感を促進し、社会全体の統合に貢献する

欧州の事例から（インターネットサービスの限定）

NHK

- イギリスでは、注力する「公共目的」、市場影響を明記した規律
- ドイツでは、動画・音声を含む等の形態まで事前に詳細に規律

	イギリス	ドイツ
インターネットサービスの提供範囲（または制限）	• ＢＢＣの提供するインターネットサービスは下記の条件を満たす必要がある（特許状（2017）第7、9、11条）。 - **ミッション・公共目的に資するコンテンツを提供する**こと - **国内利用者向けのサービスである**こと（以上第7条） - **経済的・社会的・文化的便益がコストを上回る**こと（第9条） - **市場競争への悪影響を回避する**よう努めること（第11条）	• 公共放送の提供する“テレメディア”は下記の条件を満たす必要がある（メディア州間協定第30条）。 - プレス（新聞・雑誌等）との違いを担保するため、**テレメディアコンテンツは動画・音声を含むこと** - テレメディアでの**商業広告・スポンサーは禁止** - その他**メディア州間協定に記載されたネガティブリストのコンテンツ提供が禁止**（料金比較ポータルサイト等17項目）

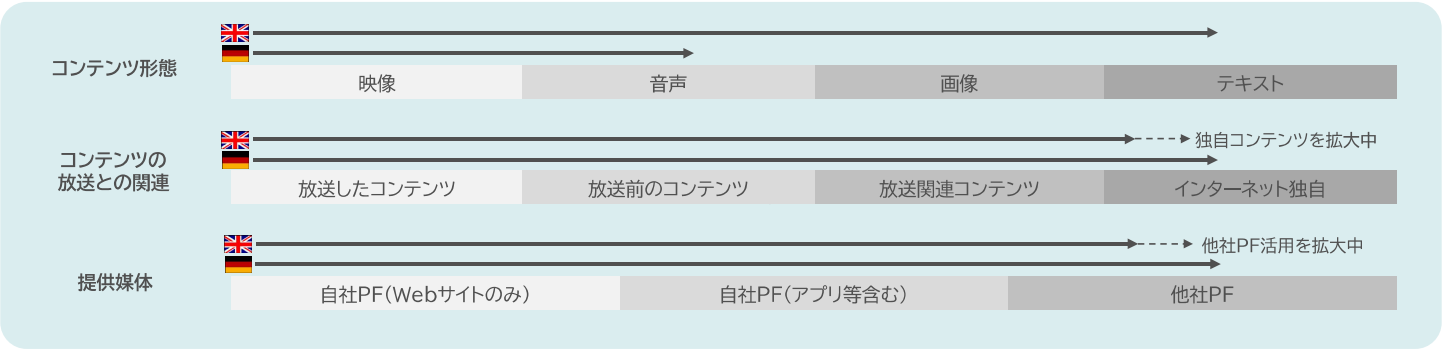

欧州の事例から（イギリス・ドイツ公共放送の概要）

NHK

	イギリス	ドイツ
主な公共放送局	• ＢＢＣ（イギリス放送協会）	• ＡＲＤ（ドイツ公共放送連盟） • ＺＤＦ（第2ドイツテレビ） • ＤＬＲ（ドイツランドラジオ）
公共放送の根拠法/協定	• **特許状（Charter）** • **協定書（Agreement）**	• **メディア州間協定**
公共放送の規制当局	• Ofcom	• 各公共放送局のテレビ評議会・管理評議会
サービスに関する取り決め/規制当局による規定	• Ofcom事業運営フレームワーク • Ofcom事業運営ライセンス	• ＡＲＤ州間協定 ※ＺＤＦ、ＤＬＲも同様
公共放送の主な財源	• **受信許可料（Licence Fee）** - 特許状によって定められる - 英国内で受信許可を持つ世帯・施設に支払義務あり	• **放送負担金（Rundfunkbeitrag）** - 租税一般法典、放送負担金州間協定、放送財源州間協定で定められる - 受信機の有無問わず全ての住居占有者・事業主に支払義務あり
公共放送が、上記財源の範囲で提供するサービス	• **受信許可料を財源として提供できるサービスは「公共サービス」のみである**（協定書（2017）第49条）。 - 「公共サービス」：商業活動や国外向けサービス等は含まれないが、放送・ラジオ・インターネット等の媒体を包括的に含む - ＢＢＣは「公共サービス」として国内放送・ラジオ、iPlayer（同時・見逃し配信）を中心としたインターネットサービスを提供している	• **放送受信機に応じて徴収する制度から住居単位で徴収する制度に変わったことで、インターネットサービス（テレメディア）も放送負担金が前提とするサービスとなった**（第15次州間協定改正による）。 - 主にＡＲＤ、ＺＤＦが国内放送、ラジオ、テレメディアを提供している - テレメディアでは自社PFによる同時・見逃し配信サービスに加え、独自のコンテンツを様々な**外部PFでも提供**している

本日の説明のまとめ

まとめ～情報空間全体への貢献の視点から

NHK

情報空間の参照点への貢献の要請

テレビ層・非テレビ層を問わず、拡大する情報空間に対する課題認識は幅広い
（とくに、修正経営計画で示した“安全・安心”“あまねく伝える”を優先して社会全体に貢献すること）

伝統メディアとともに、公共放送が対応してきたものであり、非テレビ層に向けてのサービスには一定の期待・評価が確認されている（社会実証）

信頼できる多元性確保への貢献の要請

新聞、民放、NHKという伝統メディアに対する期待、信頼は、ネットヘビー層でも大きく、これを維持して情報空間の課題に対処していくことが、視聴者・国民に求められていると考えられる

上記を踏まえた、NHKのインターネット活用業務の範囲・規律・負担の考え方

上記2点を踏まえ、「放送」と同様の“公共性”の効用をもたらす業務範囲、情報空間全体を踏まえた、核となる“公共性”の範囲で、NHKのインターネット活用業務の範囲・規律・負担を考えるのが適切なのではないか

他方、規律については、報道・言論機関であり、そもそもの価値の期待の源であることを踏まえ、「独立性」等を担保したうえで検討すべきであり、公共放送のインターネット活用で先行する欧州の事例を参照することを考えてもよいのではないか

上記を踏まえたご検討が進み、ＮＨＫが視聴者・国民の期待に応えられることを期待

NHK

日本民間放送連盟

総務省「公共放送WG」ご説明資料

2022年11月24日

一般社団法人　日本民間放送連盟

1

はじめに

- フェイクニュースやフィルターバブル、アテンションエコノミーなどの課題が指摘されるなか、情報空間の健全化のために、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報はますます重要になると考えます。
- 民放事業者のインターネット配信は、それぞれの経営判断により収支を勘案しながら競争している事業分野です。民放事業者は「放送」で培ってきた信頼性を堅持しながら、新たな事業領域であるインターネットにおいても、多様で豊かなコンテンツや地域に根差したコンテンツを届けていきます。
- インターネットはグローバル企業を含めた大小さまざまなプレーヤーが切磋琢磨している事業領域です。公共放送のインターネット活用業務の在り方によっては、こうした事業環境に大きな影響を与える可能性があります。

2

論点１　インターネット時代における公共放送の役割（1）

- 第2回会合で曽我部構成員から、▽情報空間の健全化のためにNHKに役割が期待されるとしても、メディアの多元性から提供される価値を毀損してはならない、▽NHKの業務範囲は原則法律で規定すべきだ、▽具体的なサービスの可否を、NHKの設置目的および公正競争の観点から、客観的に判断する仕組みが必要、▽NHKがネットに進出することで、他のメディアの存在が脅かされることになれば、情報空間全体としてプラスにならず本末転倒である――とのご意見がありました。これらは非常に重要な指摘だと受け止めています。
- 情報空間におけるメディアの多元性確保のために、NHKと民間事業者との公正な競争環境が維持されるよう、議論を丁寧に進めていただきたいと考えます。

3

論点１　インターネット時代における公共放送の役割（2）

- NHKの業務・受信料・経営の在り方は相互に密接不可分であり、不断に一体的な改革を進める必要があることは、言うまでもありません。
- 民放連はNHK経営計画修正案に対し、「受信料水準等の見直しが実現することを評価するとともに、引き続き、三位一体改革が推進されることを期待する」旨の意見を表明しました。NHKがインターネット活用業務に変更を加えようとするのであれば、受信料および経営の在り方との関係を整理し、広く視聴者・国民の理解を得ることが欠かせません。

4

論点２　NHKのインターネット活用業務の在り方（1）

- 複数の構成員から、安定した受信料財源に支えられたNHKのインターネット活用業務は、公正競争を阻害しないことが求められる旨のご指摘がありました。
- 林構成員からは、①市場の画定と競争阻害効果の識別を行い、個別具体的に分析すべきだ、②欧州では公正競争の観点から公共放送に関するルールが作られている、などのご指摘もありました。
- 公正競争を阻害しないために、例えば、▽放送番組の「理解増進情報」を拡大解釈しない、▽ネットオリジナルコンテンツの制作・配信はしない、 ▽広告収入を得ない、 ▽予算に厳格な歯止めを設ける、などの取り組みが、最低限必要だと考えます。
- NHKが必須（本来）業務化などを検討しているのであれば、その趣旨や業務内容を具体的に説明していただきたい。そのうえで、関係する民間事業者や視聴者・国民の意見を広く聴取し、丁寧な議論を行っていただきたいと考えます。

5

論点２　NHKのインターネット活用業務の在り方（2）

- 内山構成員、飯塚構成員からは、海外の動画配信プラットフォームの隆盛や、国内事業者との競合について知見が示されました。動画配信事業者・プラットフォームに対するNHKのコンテンツ提供の在り方については、こうした視点も重要と考えます。
- NHKが提供するコンテンツの前後にCMが表示されるサービスが確認されました。これは、「サービスの利用者に、協会が特定の商品やサービスを推奨しているとの誤認や 広告収入を目的に行うサービスにあっては当該広告を協会が行うものとの誤認を生じさせるおそれがあるとき」は提供しない、とする「NHKインターネット活用業務実施基準」に抵触すると考えます。
- NHKが提供するコンテンツに、CMや広告が近接して表示されることは不適切です。

6

論点３　民間放送事業者への協力の在り方

- 民放事業者のインターネット配信は、それぞれの経営判断により収支を勘案しながら競争している事業分野です。したがって、NHKとの協力・協調の可能性は、ケース・バイ・ケースで判断するのが基本です。
- テレビ受信機を持たない層へのリーチの確保は、民放事業者にとっても共通の課題です。NHKには引き続き、インターネット配信に関する技術的知見・情報の共有などを期待します。

7

論点４　インターネット活用業務の財源と受信料制度

- NHKインターネット活用業務の必須（本来）業務化について検討するのであれば、財源および受信料徴収の問題をしっかりと議論し、結論を得ていく必要があります。
- PCやスマートフォンを保有するだけでは受信料を課さないことをもって、テレビ受信機に紐づく従来の受信料制度との整合性や、負担の公平性などの議論を先送りしてはならないと考えます。

8

ローカル局のネット展開

＜ご質問（内山構成員）＞

ローカル社の自主制作比率の高い平日夕方の情報／ニュース等、ネット展開に関しての今後の展望は？（仮に中短期的にはクリップのVoD配信で十分としても、同時配信等の展開は、超長期的観点においては必要か不要か？）

- 民放連事務局が把握しているローカル局のライブ配信の実例としては、▽九州朝日放送が2022年４月から、朝の情報番組「アサデス。」のスマホアプリ向けライブ配信を実施、▽TOKYO MXが2015年から、スマホアプリ/Webサイト「エムキャス」で朝のニュース番組等のライブ配信を実施――があります。
- ローカル局の同時配信等の展開について、現時点で見通すことは難しいと考えます。ローカル局がライブ配信を実施するには、実施費用、著作権処理、運用人員の確保、マネタイズなど、さまざまな課題があると聞いています。先行事例の視聴者への浸透や評価なども踏まえ、今後、各社が判断するものとみています。

9

民放事業者が取れないリスク

＜ご質問（瀧構成員）＞

「NHKは民間よりもリスク投資をしやすい財源を持つ」とのことだが、インターネット対応について、民間が取れないリスクとは何か。

- 「民放事業者はネット配信の投資において、どのような取捨選択をしているのか」といった趣旨と受け止めましたが、ネット配信は民放各社の競争領域であり、個社の戦略に関して、民放連からご説明することは難しいものと考えます。

10

情報空間の課題等

＜ご質問（落合構成員）＞
情報空間の課題をどう捉え、その中で民放・新聞が担える部分はどこか。また、NHKが行っている業務で「困る」ものがあれば教えてほしい。

＜情報空間の課題等＞

- フェイクニュースやフィルターバブル、アテンションエコノミーなどの課題が指摘されるなか、情報空間の健全化のために、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報はますます重要になると考えます。民放事業者はインターネット配信においても、それぞれの経営判断により収支を勘案しながら、「放送」で培ってきた信頼性を堅持し、多様で豊かなコンテンツや地域に根差したコンテンツを届けていきます。

11

NHKインターネット活用業務に対する懸念

＜ご質問（落合構成員）＞
情報空間の課題をどう捉え、その中で民放・新聞が担える部分はどこか。また、NHKが行っている業務で「困る」ものがあれば教えてほしい。

＜NHKのインターネット活用業務に対する懸念＞

- 公正競争を阻害しないために、例えば、▽放送番組の「理解増進情報」を拡大解釈しない、▽ネットオリジナルコンテンツの制作・配信はしない、▽広告収入を得ない、▽予算に厳格な歯止めを設ける、などの取り組みが、最低限必要だと考えます。
- 「理解増進情報」の範囲を拡大解釈すると、民放や新聞などと競合し、公正な競争環境を阻害するおそれが高まると考えます。また、安定的な受信料収入に支えられたNHKが同時配信等を必須業務化することにより、スポーツ中継の配信権料や出演者のギャランティなどの高騰を招くおそれがあると考えます。
- NHKはその独自性、NHKらしさに基づいた分野に注力することで、民間事業者との不要な競争を避け、健全な競争・協調関係を築いていただきたい。

２０２２年１１月２４日

公共放送ワーキンググループに対する意見
（総務省 第３回「公共放送ワーキンググループ」ヒアリング）

一般社団法人日本新聞協会
メディア開発委員会

インターネット上に大量の情報があふれ、フェイクニュース（偽情報）の拡散といった問題が情報空間で顕在化するなか、正確な情報は欠かせず、信頼できる報道へのニーズはより高まっている。新聞・通信社は国内外に広く記者を配置し、社内に何重ものチェック体制を構築し、正確で信頼できる情報の発信に努めている。

公共放送ワーキンググループ（WG）ではインターネット上の情報空間の課題解決に向け、NHK のインターネット業務を拡大すべきだとする議論がなされている。ネット上ですでに存在感を高めている NHK が、巨額の受信料を財源にインターネット業務を際限なく拡大していけば、新聞をはじめ民間メディアとの公正競争が阻害され、言論の多様性やメディアの多元性が損なわれかねない。言論・表現の自由や国民の「知る権利」を棄損し、民主主義の維持・発展に影響を及ぼすことにもつながるのではないか。

今般示された、NHK の経営計画（2021-23 年度）の修正案で、受信料の１割値下げが盛り込まれたが、NHK のこれまでの取り組みをもって、受信料、業務、ガバナンスの「三位一体改革」が終わったとは到底いえない。公正な競争を阻害しないという観点が極めて重要で、NHK 自ら公共放送としてふさわしい業務範囲を絞り込み、それに見合った受信料体系を示すべきで、不断の改革が求められる。

NHK が公共的な役割を今後も果たさなければならない存在に変わりはない。WG においては、「本来業務化ありき」の議論ではなく、NHK の在り方をまず問い直し、公正競争の確保に十分留意した精緻な議論を求めたい。そのことが、情報空間における言論の多様性やメディアの多元性、民主主義の維持・発展につながると考える。

以下、具体的に述べる。

情報空間における多元性の価値について

本年 8 月に公表された「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」は、フェイクニュースやエコーチェンバーなど、ネット上の情報空間のゆがみを是正するには、NHK と民放による「二元体制」がネット空間でも維持されることが重要だと指摘した。しかし、ネット空間には NHK、民放だけでなく、新聞・通信社をはじめ多様な民間のメディア事業者がすでに存在し、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報を発信している。第 2 回 WG で、曽我部真裕構成員は、NHK のネット業務拡大について「偽情報やフィルターバブルなど情報空間の弊害を直接是正する可能性は限定的」だと指摘した。さらに「二元体制の維持はメディアの多元性の観点から新聞なども視野に入れるべきであり、NHK のネッ

ト進出がメディアの多元性によって提供される価値を毀損してはならない」との発言もあり、当委員会も賛同するところだ。

情報空間全体の環境をよりよくするために NHK がネットに先導的に広く進出したとしても、他の報道機関があおりを受けてしまい、結果として改善につながらないならば本末転倒ではないか。正確で信頼できる情報を発信するメディアの多元性こそが、健全な情報空間の基盤になる。インターネットで多元的なジャーナリズムを維持していくため、WG には責任ある議論を求めたい。

公正な競争と求められる規律について

公正な競争を阻害してはならない、という視点は極めて重要だ。NHK の受信料はそもそも公共放送を維持・運営するために独占的に徴収権を与えられている「特殊な負担金」で、年間収入は約 6800 億円（2021 年度）。インターネット業務はあくまで「放送の補完」との位置付けでありながら、予算上限は 200 億円にのぼっている。新聞・通信社は広告収入や課金型モデルなど収支を勘案し、経営努力を積み重ねながら、ネット空間でも取材に裏打ちされた質の高い報道とサービスを早くから提供してきた。200 億円という NHK のネット予算の上限は、すでに、新聞・通信社単独のデジタル事業の予算を大きく上回っている。NHK ネット事業が本来業務に格上げされた場合、予算の歯止めすらなくなる可能性があり、事業が継続できなくなるメディアも出てきかねない。

NHK は放送番組の「理解の増進に資する情報」との名目でネットコンテンツを展開しており、なし崩し的な業務拡大の一因となっている。「NHK NEWS WEB」や「NHK ニュース防災」アプリはコンテンツの内容や訪問者数を見る限りその存在感は大きく、デジタルサービスでの有料会員や広告収入獲得を目指す新聞・通信社と競合している。NHK が配信した記事が検索サービス上で上位に表示されるなど、ウェブ上にニュースを配信する以上、本質的には民間報道機関への影響は避けられないのではないか。ニュースを深掘りして解説するようなインターネットでのオリジナルコンテンツを展開している事例も散見される。民間ならば有料にしなければ採算が合わないものばかりだ。すでに外部のプラットフォームを通じてテキスト記事を配信する事例も多くあるが、今後、さらにプラットフォーム事業者と結びつきを強め、配信を拡大することになれば、民間報道機関のデジタル事業が影響を受けるのは明らかだ。

理解増進情報は NHK 自らが「特定の放送番組に関連付けられた補助的な情報の範囲のもの」と定義しているが、実態はこれを逸脱して拡大している。公正競争という観点だけでなく、受信料制度との整合性の観点からも課題だ。「理解増進情報」の在り方を抜本的に見直すべきだ。

民間報道機関のデジタル事業との関係でいえば、NHK はすでに各種のデジタルサイネージ（電子広告）にも記事を配信している。すでに NHK の子会社を通じた業務との競合により、価格設定などに悪影響が生じたとの指摘もある。

現状、インターネット業務は「放送の補完」であるにもかかわらず、すでに動画やテキストコンテンツ、アプリなどさまざまな形態で広がっている。今後、法的な位置付けを変えて、際限なく拡大することを危惧する。公正競争の観点から客観的に判断する仕組みの構築を求める

意見が複数の有識者から上がっており、その点は同意する。

ＮＨＫ改革の評価について

NHK のネット業務の在り方を議論するにあたって、これまでの改革の取り組みの評価がきわめて重要だ。今般、NHK 経営計画の修正案が示されたが、「三位一体改革」について、改革が終わったとは評価していない。「本来業務化」ありきではなく、まず公共放送の役割についての国民的な議論を尽くす必要がある。本業としての公共にふさわしい放送番組や事業はどのようなもので、そこから公共放送としてふさわしい業務範囲や付随する予算を導き出し、業務範囲に応じた受信料制度をつくり、国民や視聴者が納得する料金水準を定める、というプロセスをたどるべきだと考える。

それこそが、当委員会だけでなく政府・国会が繰り返し求めてきた業務、受信料、ガバナンスを一体的に見直す「三位一体改革」の本旨ではないか。松本剛明総務大臣は NHK が三位一体改革を不断に進めることが重要だとし、改革の中でネット業務の在り方について検討する必要性について指摘した。さらに、「一層効率的な運営を通じ、さらなる値下げの原資が確保できるよう努力することが期待される」と述べたが、これに同意する。

当委員会はこれまで、改革の進ちょくについて指摘や質問を重ねてきたが、十分な説明が果たされていない。本業の放送番組では視聴者ニーズにかかわらず、公共放送としてふさわしいジャンルに集中すべきではないか。収支を勘案する民間では取り組みにくい報道・防災・教育・福祉・伝統芸能などが公共放送にふさわしい分野といえないか。NHK がこれまで、こうした分野で良質な番組を制作してきたことは評価しており、視聴率を意識せざるを得ない民放とは異なる観点から番組制作に集中する必要があるのではないか。近年拡大傾向にある「番宣」についても、放送時間を使ってまでやるべきものか再検討すべきだ。

子会社の業務やガバナンスに関する改革についても課題は山積している。子会社が担うべき業務は NHK 本体同様、民間に担えない業務に限定するべきではないか。会計検査院から指摘された業務の妥当性や内部留保・随意契約の割合についてその後の改善状況の具体的な開示を求めたい。関連団体への業務委託はその業務に従事する出向者の給与を業務委託費として支払う仕組みになっているケースもあり、会計検査院から経費削減に結びついていないと指摘されていた。改正放送法で中間持株会社の設立が認められたが、大事なのはグループ経営がどう変わったかを検証することだ。改革にあたっては、経営委員会にも情報開示の徹底や監視強化の舵取りを求めたい。

情報空間における課題と新聞・通信社の役割について

ネット空間が急拡大するなか、フェイクニュースの横行が民主主義への深刻な脅威になる。新聞・通信社は一次情報に接し、多くのコストをかけて信頼できるニュースを手がけ、情報の質の確保に努めている。メディア環境が激変するなかでも、世の中に流通するニュースの発信源を担い、公共性の高い情報や地域情報などを届け続ける責務がある。

しかし、情報空間が広がり、コンテンツと時間の奪い合いが激しくなるなか、ニュースの担い手の確保も切実な課題だ。第 2 回 WG で野村総研が示した調査では、「報道・取材制作を担

う事業者の衰退で報道コンテンツが手に入りにくくなる」ことに「問題」「どちらかといえば問題」と答えた割合は75%にのぼり、「地域で報道・取材する事業者の衰退で地域情報が届けられにくくなる」ことにも、同様に 74%が問題視している。プラットフォームとの関係も含めた持続可能なジャーナリズムの在り方に関する議論が国際的にも広がっている。

ネットの情報空間においては、NHKだけでなく、ニュースの送り手でもある新聞・通信社、民間放送事業者が、それぞれの役割を果たすことで、民主主義に資する多様な言論が維持されており、NHKの在り方について拙速な議論を行えば、こうしたシステムが毀損されかねない。WGには、そうした観点から、三位一体改革をはじめ「NHKが取り組む業務」についてさらなる議論を求めたい。

以　　上

公共放送ワーキンググループに対する意見ご説明資料

一般社団法人日本新聞協会
メディア開発委員会

１．情報空間で新聞・通信社が果たす役割

２．ＮＨＫとの競合領域

３．まとめ

１．情報空間で新聞・通信社が果たす役割

１．情報空間で新聞・通信社が果たす役割

➢米大統領選挙をめぐる一連の混乱など、インターネット上の偽情報（Disinformation）・フェイクニュースの拡散がもたらす問題は、民主主義社会の脅威となっている。（中略）新型コロナウイルスの感染拡大に伴って誤情報やデマが拡散し、感染者や医療従事者への差別や偏見、誹謗中傷が問題化した。偽情報・フェイクニュース対策は、いまや世界中で喫緊の課題。（中略）新聞・通信社が取り組む最大の偽情報対策は、正確で信頼できる情報の発信と考える。そのために全国各地に取材記者を配置し、社内に何重もの情報チェック体制を構築して、情報の質を担保し発信している。コロナ禍では、ネット上の偽情報を打ち消し、社会の動揺を落ち着かせるための報道も推進した。今後も情報発信者としての責務を果たすことで、健全な民主主義社会の発展に寄与したい。
（新聞協会　「Disinformation 対策フォーラムの中間とりまとめについて」、2021.3.30）

➢アテンション・エコノミーの下では、丹念な取材を基に書かれた事実よりも刺激的な偽情報が利益を生み、　さらに偽情報の増加を招く実情がある。この弊害を防止するためには、コンテンツの価値が正当に評価され、正確で信頼ある情報が流通する必要がある。
（新聞協会　総務省「プラットフォームサービスに関する研究会 第二次とりまとめ（案）」に対する意見 、2022.8.3）

１．情報空間で新聞・通信社が果たす役割

コストをかけ情報の質を担保する仕組みを構築

- ➢記者など「編集部門」の人材は約２万人※1
- ➢総局・支局など通信機構は国内約２１００か所、海外約２３０か所※2。このほか、行政機関等に取材拠点を設置し、日常的な取材活動に当たる
- ➢デスク、校閲など社内に何重ものチェック体制を構築
- ➢編集綱領や記者行動規範などを定め、倫理向上をはかる

※1　22年4月現在は18,497人。https://www.pressnet.or.jp/data/employment/employment02.php
※2　21年7月1日現在。『日本新聞年鑑　2022』より作成

１．情報空間で新聞・通信社が果たす役割

不確かな情報のチェックも役割に

毎日新聞
https://mainichi.jp/ch191047912i/%E3%83%95%E3%82%A1%E3%82%AF%E3%83%88%E3%83%81%E3%82%A7%E3%83%83%E3%82%AF

神戸新聞　https://www.kobe-np.co.jp/news/sougou/202007/0013549466.shtml

高知新聞　https://www.kochinews.co.jp/article/detail/379308

1．情報空間で新聞・通信社が果たす役割

デジタル社会、情報空間の課題を指摘する報道

読売新聞　https://www.yomiuri-osaka.com/lp/kyojitsu/

朝日新聞　https://www.asahi.com/rensai/list.html?id=1568

日本経済新聞　https://www.nikkei.com/theme/?dw=18032300

1．情報空間で新聞・通信社が果たす役割

デジタルならではの取材・表現手法も

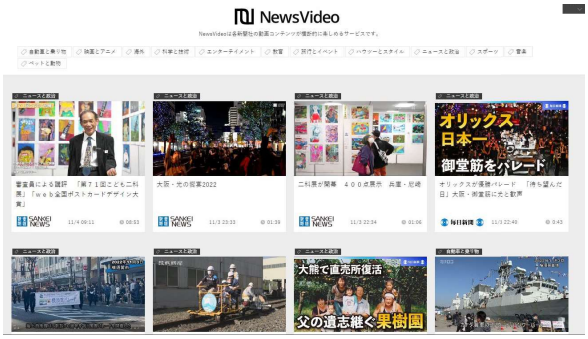

News Video　https://newsvideo.jp/

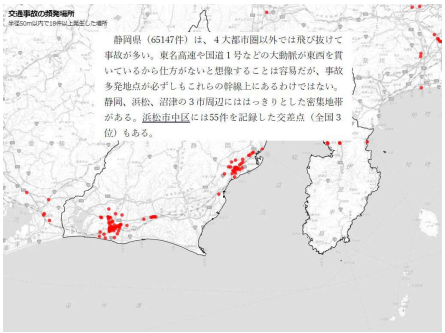

中日新聞
https://static.chunichi.co.jp/chunichi/pages/feature/stats/traffic_accidents_in_your_neighbourhood.html

西日本新聞　https://anatoku.jp/

1．情報空間で新聞・通信社が果たす役割

本格化するデジタルサービス、サブスク型主流へ

朝日新聞 DIGITAL　毎日新聞
讀賣新聞オンライン　日本経済新聞 電子版
東京新聞 TOKYO Web　産経新聞 THE SANKEI NEWS
47NEWS　JIJI.COM
福井新聞 D刊　西日本新聞 me
沖縄タイムスプラス OKINAWA TIMES

新聞・通信社「総合ニュースサービス」の提供状況について

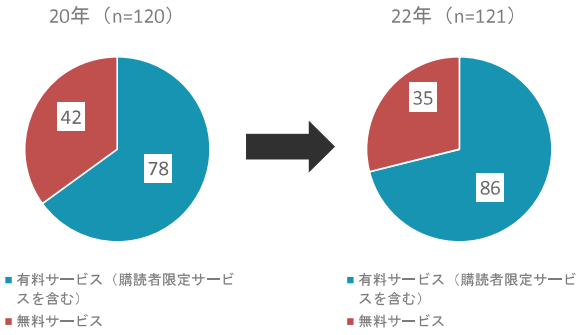

新聞協会「デジタルメディアを活用した新聞・通信社の情報サービス現況調査」より

1．情報空間で新聞・通信社が果たす役割

部門を超え、多彩な取り組みで収益化図る

＜バーティカルメディアの展開事例：朝日新聞社＞

朝日新聞 DIGITAL　withnews　HUFFPOST　4years.　GLOBE+　sippo
telling.　かがみよかがみ　和続食議　なかまぁる　好書好日　ツキノシタイ　みらのび

＜地方紙の事業拡張事例＞

【下野新聞社】

【福井新聞社】

ＪＲ福井駅前ハピリンに設置されているデジタルサイネージ

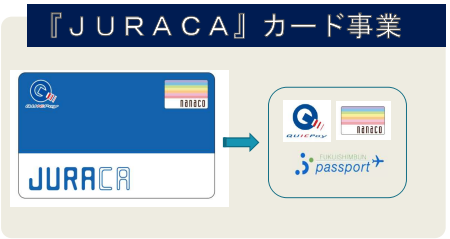

１．情報空間で新聞・通信社が果たす役割

- 国内外の取材網、内部のチェック体制、記者倫理の向上など、情報の質を担保して発信する仕組みを構築。正確で信頼できる情報を発信し、デジタル化した情報空間に寄与

- 不確かな情報のチェックも新たに取り組み、デジタル社会・情報空間の課題を指摘する報道も。デジタル上での情報発信を強化し、デジタルの特性を生かした取材や表現方法を模索。デジタル上の情報空間でも役割を果たせるよう取り組みを強化

- サブスクリプションサービスの強化のほか、多様な事業により収益化を図る。民間企業である以上、社会的役割を果たしつつ、収益を見合いながらの事業展開が大前提

２．ＮＨＫとの競合領域

２．ＮＨＫとの競合領域

デジタル部門での収益化が大きな課題に

＜参考＞

一般紙の売上高※1に占める
デジタル関連事業収入は
２．２９７％
（６４社平均）

※１ 営業収入を指す

新聞協会「2021年度新聞社デジタル事業売上調査」より

新聞社の総売上高※2は
１兆４６９０億円
（８６社）

※２ 営業収入＋営業外収益＋特別利益を指す

新聞協会「2021年度新聞社総売上高推計調査」より

新聞の発行部数と新聞社の総売上高

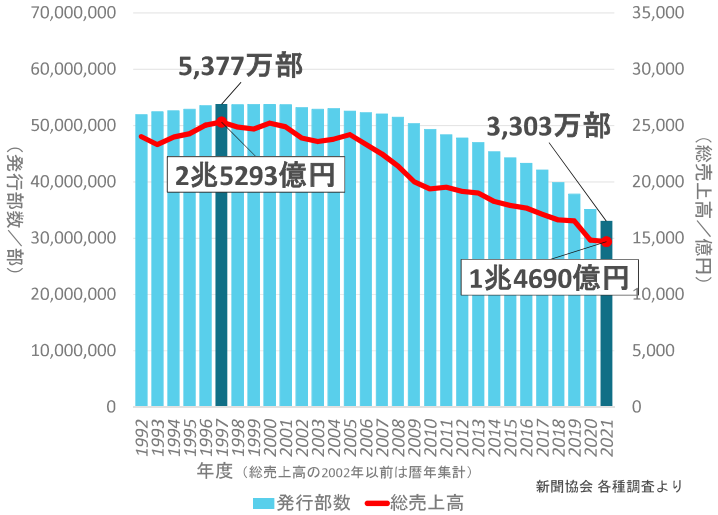

新聞協会 各種調査より

一社団法人 日本新聞協会 13

２．ＮＨＫとの競合領域

厳しい競争環境にあるニュースサービス

図 5-2【経年】最も利用しているテキスト系ニュースサービス（全年代）

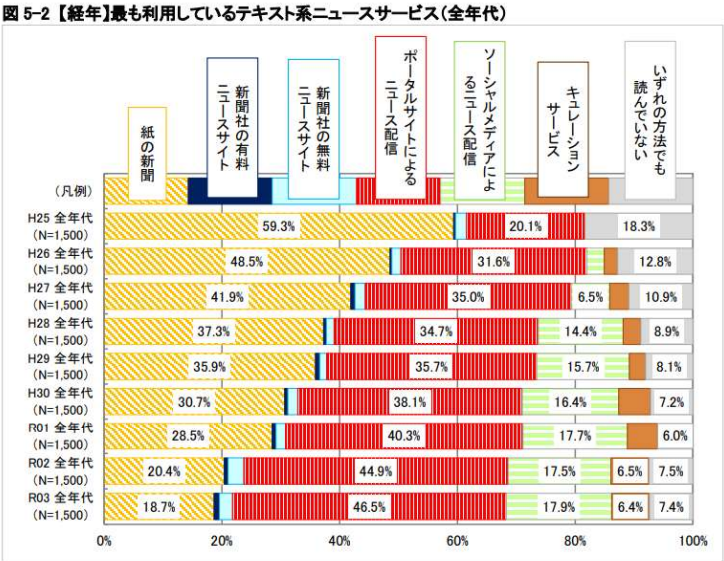

総務省情報通信政策研究所
「令和3年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書」
（令和4年8月）
https://www.soumu.go.jp/main_content/000831290.pdf　74ページより

一社団法人 日本新聞協会 14

２．ＮＨＫとの競合領域

言論の多様性、メディアの多元性を考慮した議論を

c. 業務範囲の規律のための仕組み

放送とは異なり、インターネット上の業務は多様なため、より具体的な規律が求められる。
メディアの多元性（≒「情報空間全体における二元体制の維持）の観点からいかなる仕組みが構築されるべきか。

- インターネット上の業務の多様性
  - 放送番組の同時配信／見逃し配信、ウェブサイト、SNS、アプリなど。
    - 2022年春の社会実証（第一期）では、幅広いサービスがテストされた。
    - 「インターネット」では限定にならない。
  - 業務範囲は民主的プロセスで決定されるべきという観点からは、原則は法律で規定すべきだが、具体的なサービスの可否は別途、NHKの設置目的及び公正競争の観点から客観的に判断する仕組みが必要。
    - 現状は、任意業務として、認可基準のもとで総務大臣の認可制。実際には金額が重要な歯止めになっているが、この点をどう評価すべきか。
    - なお、外部PF提供の際の規律も議論すべきか。
- 「情報空間全体における二元体制の維持」
  - 親会「取りまとめ」で繰り返し登場。趣旨が明らかではないが、要はメディアの多元性を、民放事業者に焦点を当てて語ったものと思料。
  - メディアの多元性の観点からは、新聞なども視野に入れる必要がある。
  - NHKの設置及びネットへの進出は、情報空間の「健全化」のためであり、メディアの多元性から提供される価値を毀損してはならない。

11

曽我部真裕構成員
「公共放送ワーキンググループ」
第2回 配布資料
https://www.soumu.go.jp/main_content/000841133.pdf　11ページより

２．ＮＨＫとの競合領域

競合から考える現状のＮＨＫネット業務の課題

➢現状のNHKのインターネット業務は「放送の補完」でありながら、予算の上限は200億円。新聞・通信社デジタル事業単独の予算を大幅に上回る事業規模で、動画やテキスト、音声など多様なコンテンツを展開。配信先も自社サイト・アプリにとどまらず、プラットフォームにも提供している。受信料を支払っていなくてもコンテンツが見られるという問題もある。

➢配信した記事が検索サービス上で上位に表示されるなど、ウェブ上にニュースを配信する以上、本質的には民間報道機関への影響は避けられない（広告を掲載していないためページの表示速度が速く、民間メディアよりも検索順位で有利ではないかという指摘もある）。

➢とりわけ「理解増進情報」としてのネット展開がなし崩し的な業務拡大につながっている。「特定の放送番組に関連付けられた補助的な情報の範囲のもの」を超えているのでは。公正な競争の確保が極めて重要。

２．ＮＨＫとの競合領域

理解増進情報の名目で、ネット展開が拡大

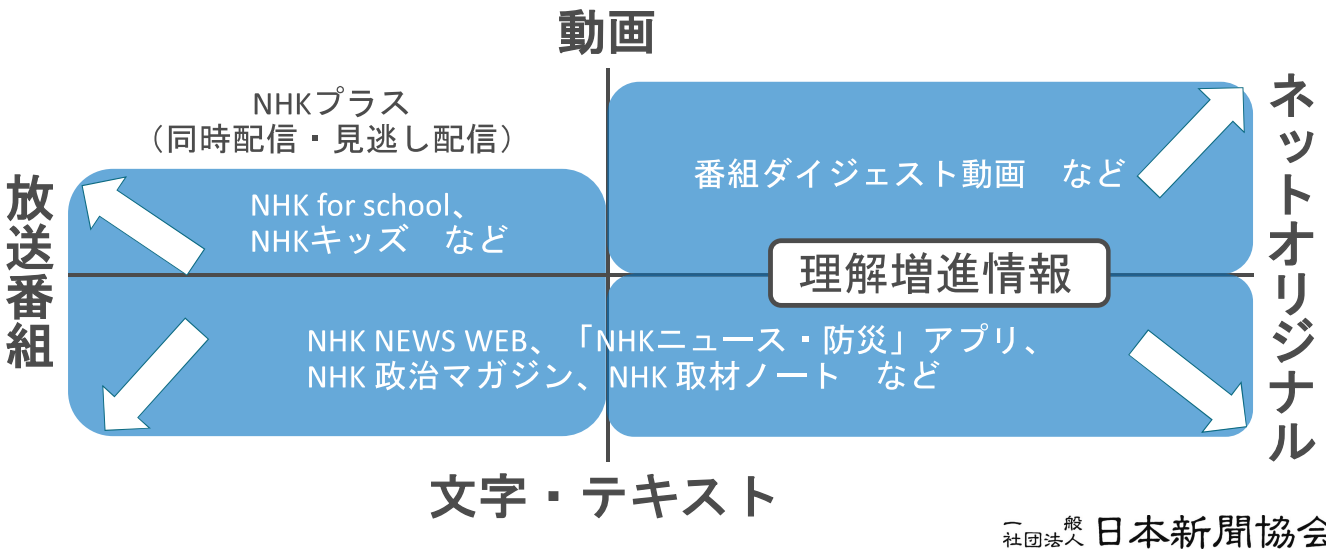

２．ＮＨＫとの競合領域

理解増進情報の抜本的な見直しを

（理解増進情報の提供に係る基本原則）

第５条　理解増進情報は、法の趣旨を踏まえ、特定の放送番組に関連付けられた補助的な情報の範囲のものとし、次の各号のいずれかに該当するものに限る。

一　放送番組を周知・広報するもの

二　放送番組等を再編集したもの

三　放送番組の内容を解説・補足するもの

四　放送番組のために収集した情報であって災害等の予防や被害の軽減に資するもの

五　協会が放送した放送番組（以下「既放送番組」という。）の一部を編集したもの
　または当該放送番組のために収集した資料であって創作用素材として提供するもの

六　その他放送番組の視聴に関して参考となるべき情報

２．ＮＨＫとの競合領域

プラットフォームとの関係も整理が必要

➢LINE NEWSでは1日2回、各8本記事を提供している。「NHK取材ノート」など外部プラットフォームを活用した展開もある。番組取材班がヤフーに協力する形で、ヤフーの特集記事になっているケースもあった。

➢プラットフォームとの契約関係や実施の枠組みは不明だが、プラットフォーム事業者への配信を制限なく拡大すれば、民間事業者のビジネスに影響が出かねない。

２．ＮＨＫとの競合領域

公正な競争環境の確保が不可欠

➢現状、「補完」業務であるにもかかわらず、実態はなし崩し的に拡大。「理解増進情報」「プラットフォームを通じた記事配信」などの運用の見直しが必要。

➢すでになし崩し的な業務が行われており、さらに法的な位置付けを変えた場合、業務が際限なく拡大してしまうことを懸念。事業が継続できなくなるメディアも出てきかねない。メディアの多元性が失われかねず、公正な競争の確保が重要。

➢「本来業務化ありき」の議論には反対。受信料制度との整合性と、公正競争の観点から業務を客観的に判断する仕組みが不可欠。

３．まとめ

３．まとめ

「三位一体改革」の本旨を考える

- 「国民・視聴者の受信料で成り立つ公共放送としての使命を引き続き果たしていくため、三位一体改革を不断に進め、その中で、NHKのインターネット活用業務の在り方も検討していく」「NHKは一層効率的な運営を通じ、さらなる値下げの原資が確保できるよう努力することが期待される」（松本剛明・総務大臣）

- 「三位一体改革の狙いは、NHKをデジタル社会における公共メディアの役割としてふさわしい組織にしていくことだ。NHKがデジタル社会で必要な役割を自ら具体化して実施するためにも、経営委員会のガバナンスを含むNHKのガバナンス改革が必要。ガバナンス改革の進捗について報告を受け、検証する必要がある」（宍戸常寿・公共放送WG構成員）

３．まとめ

「三位一体改革」の各論では

業務

➢収支を勘案する民間企業では取り組みにくい放送番組の制作に注力し、該当しないジャンルについては撤退または縮小することで、大胆に経費を削減するよう求める。子会社の業務範囲もNHK本体業務の枠から逸脱しない範囲にとどまるべきだ

受信料

➢業務範囲の再定義を踏まえてさらなる抜本的な経営合理化策を講じるとともに、こうした原資を活用することで引き続き国民・視聴者に還元する姿勢を示してほしい。

➢中長期的には、より公平で低廉な受信料制度への移行についても検討を深めるべきで、インターネット活用業務との整理も必要だ。

ガバナンス

➢会計検査院が指摘した業務の妥当性や内部留保、随意契約の割合の高さに関して進ちょくを明らかにするとともに、改革の道筋を示すべき。

３．まとめ

情報空間には信頼できる多様な情報が不可欠

【令和3年度】各メディアの信頼度（全年代・年代別・インターネット利用/非利用別）

		テレビ	新聞	インターネット	雑誌
全年代	全年代(N=1,500)	60.3%	62.8%	28.2%	16.5%
年代	10代(N=141)	70.2%	66.0%	31.2%	19.1%
	20代(N=215)	46.0%	49.3%	25.6%	20.0%
	30代(N=247)	55.9%	51.4%	25.5%	16.2%
	40代(N=324)	55.2%	60.8%	30.9%	17.9%
	50代(N=297)	66.3%	69.4%	31.6%	13.8%
	60代(N=276)	69.9%	77.2%	24.3%	13.8%
インターネット	利用(N=1,484)	60.2%	62.8%	28.4%	16.4%
	非利用(N=16)	68.8%	62.5%	6.3%	18.8%

総務省情報通信政策研究所
「令和3年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書 ＜概要＞」
（令和4年8月）
https://www.soumu.go.jp/main_content/000831289.pdf　15ページより

３．まとめ

メディアの多元性を考慮した検討が必要

アンケート調査結果｜3．情報空間上の課題認識｜コンテンツ業界に関する課題

日本のコンテンツ業界に関する課題について聴取したところ、どの課題についても70%以上が問題と認識

Q13．インターネットの利用が広まった現代において、人々の視聴習慣が変化したり、インターネット事業者が増加・拡大したりすることにより、日本のコンテンツ業界に以下のような課題が生じる可能性があるという意見があります。
あなたは、以下のような課題が生じた場合どの程度問題だと思いますか。それぞれ１つお答えください。（SA）

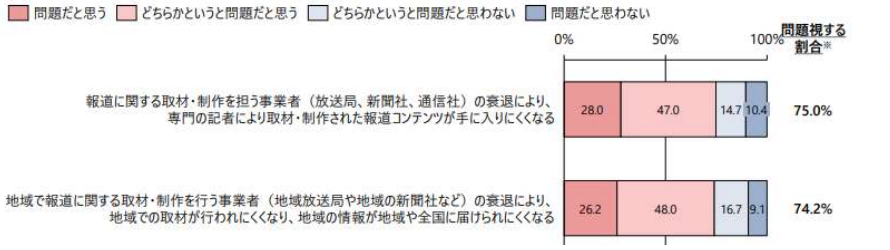

野村総合研究所
「公共放送ワーキンググループ」第2回 配布資料
https://www.soumu.go.jp/main_content/000841135.pdf　10ページより

３．まとめ

- インターネット上の情報空間では、多様なプレイヤーがそれぞれの役割を果たすことで、民主主義に資する多様な言論が維持されている。巨額の受信料を財源にＮＨＫがインターネット業務を際限なく拡大していけば、言論の多様性やメディアの多元性が損なわれかねない。公正な競争環境の確保が重要。

- ＮＨＫが公共的な役割を今後も果たさなければならない存在に変わりはない。「本来業務化ありき」の議論ではなく、ＮＨＫの在り方から問い直した議論が必要ではないか。「三位一体改革」が求めているポイントと重なる。

- ネットの情報空間においては、NHKだけでなく、ニュースの送り手でもある新聞・通信社、民間放送事業者が、それぞれの役割を果たすことで、民主主義に資する多様な言論が維持されてきた。NHKの在り方について拙速な議論を行えば、こうしたシステムが毀損されかねない。WGには、そうした観点から、三位一体改革をはじめ「NHKが取り組む業務」についてさらなる議論を求めたい。

前回会合における質問事項への回答
（日本放送協会）

公 共 放 送 Ｗ Ｇ 事 務 局

令和４年１２月２２日

日本放送協会に対する質問・回答①

1

（大谷構成員）
○　ＮＨＫのインターネット活用業務について、将来的には、多元性の確保などへの配慮を行った上で、本来やるべき業務として位置付けられるべきではないかと考えるが、任意業務か必須業務かという一律の分け方ではなく「公共放送としてのあるべき姿をどのようにデザインされているか」をＮＨＫさんの言葉で語っていただきたい。

（落合構成員）
○　「何が公共放送として求められる役割なのか」をしっかり定義していくことが議論の出発点として重要。英国やドイツでの議論を踏まえた場合に、ＮＨＫとして「日本においてはどのようなものが公的な性質を持った役割と考えているか」について、お伺いしたい。

（答）
第３回会合におけるご説明のとおり、ＮＨＫには「情報空間の参照点の提供」「多元性の確保への貢献」が求められていると考えており（資料３－１　６７ページ）、現在の放送と同様の範囲・効用のあるものについては、提供の態様が異なってもＮＨＫとして役割を果たしていくことが出来るものと考えます。
第１回会合の事務局説明（資料１－３　１８ページ）のとおり、ＮＨＫは幅広い役割を担っていると考えておりますが、その中でも特に強化すべき項目は、修正経営計画（案）で示したとおり、“安全・安心を支える”“あまねく伝える”の２点であると考えております。
いずれにいたしましても、視聴者・国民の皆様のご理解を得ることが大前提であり、本ＷＧにおける議論が深まり、情報空間全体の中で、ＮＨＫが引き続き視聴者・国民の期待に適切に応えられることを期待しております。

日本放送協会に対する質問・回答②

2

（落合構成員）
○　二元体制もしくは新聞なども含めた多元的な言論を考えていく際には、少なくとも競争環境自体を理解することが重要。今のＮＨＫと民放・新聞との間でのネット業務に関する競争環境について、ＮＨＫとして、どのように認識しているか。特に、ネットのオリジナルコンテンツについて、（民放連からは制作・配信しないことが最低限必要との考えが示されているが）これを制作・配信することが、民放や新聞との競争上どのような影響をもたらしうると考えられるか、お伺いしたい。

（答）
（前のご質問への回答のとおり、）基本は現在の放送と同様の範囲・効用のあるものについては提供の態様が異なってもＮＨＫとして役割を果たしていくことが出来るものと考えます。また、「情報空間の参照点の提供」と同時に「多元性の確保への貢献」が期待されており、ＮＨＫが新聞や民間放送事業者と競い合うことで、相互の信頼性を高め、情報の多元性に寄与することができると認識しております。そのため、新聞や民間放送事業者と適切にクオリティで競い合える環境を創り出していくことが重要と考えます。
何をもってオリジナルのコンテンツとするかは一意に定まりにくいものと考えますが、「多元性の確保」がなされることは大前提と考えており、規律の在り方を検討する上では、競争上の悪影響が生じないよう整理を行っていく必要があるものと考えております。
いずれにいたしましても、視聴者・国民の皆様のご理解を得ることが大前提であり、本ＷＧにおける議論が深まり、情報空間全体の中で、ＮＨＫが引き続き視聴者・国民の期待に適切に応えられることを期待しております。

日本放送協会に対する質問・回答③

3

＜会合後の追加質問＞
（事務局）
○（宍戸構成員、林構成員、大谷構成員から、競争環境を把握に資するデータの提供についてご質問・ご意見があったが、）今後のワーキンググループにおいて、公正競争確保の必要性に関する議論などを建設的に進めるため、ＮＨＫの業務に関する情報の提供について、ＮＨＫとしてご協力いただけるか。

（宍戸構成員）
ＮＨＫのネット利用が民間事業者の経営を非常に圧迫化するということは、もちろんそういう因果関係はあり得ると思っておりますし、現実にそういう部分があると思いますが、業界構造やプラットフォーマーの行動とかいろいろな要素がある中で、ＮＨＫの業務拡大、あるいはＮＨＫの存在がどれだけの影響をもたらすと考えることについて、何らかのエビデンス、あるいは、何か調査のようなものが、個社であれ、あるいは、それぞれ業界団体としてであれ、お持ちであれば出していただきたいと思います。
もちろん、それはなかなかないということなのであれば、例えばＮＨＫ自身にどういう情報を調査して出させるかとか、政府がこういった点をこういう形で調査すべきでないかといったような点もいただければと思います。これが１点目でございます。

（林構成員）
放送を含む言論市場と放送に関わる取引市場とに大別した上で、放送に関わる取引市場については、今後は番組調達市場や広告市場といったさまざまな市場ごとに、データに基づいて、具体的なエビデンスベースドの検討が必要だと思っております。

（大谷構成員）
予算規模におけるインパクトが、御説明いただいて分かりやすかったのですけれども、実際に、新聞各社のデジタル事業におけるビューとかユニークブラウザ数といった視聴動向を確認するような情報と、それからＮＨＫが公開されている同様の情報との差をどのように分析されているのか、教えていただければと思います。

（答）
ＮＨＫとしても本ＷＧにおける議論が深まることを期待しており、議論に必要な情報については、可能な限りご協力をさせていただく考えです。

前回会合における質問事項への回答
（（一社）日本民間放送連盟）

公 共 放 送 Ｗ Ｇ 事 務 局

令和４年１２月２２日

一般社団法人日本民間放送連盟に対する質問・回答①

1

（宍戸構成員）
○　業界構造やプラットフォーマーの行動など様々な要素がある中で、ＮＨＫのインターネット活用業務の拡大あるいは存在が、民放との競争関係にどれだけの影響をもたらすと考えられるかについて、何らかのエビデンス・調査が、個社あるいは業界団体としてお持ちならば出していただきたい。また、お持ちでない場合、ＮＨＫ自身あるいは政府に調査の要望などがあれば出していただきたい。

（答）

- 第３回ＷＧで曽我部構成員が書面で寄せた「ＮＨＫのインターネット活用業務が拡大された暁には、ＮＨＫの設置目的や公正競争の観点から歯止めが設けられるにしても、民放や新聞には一定の不利益が生じることは避けられません」とのご意見は、極めて重要な指摘と受け止めています。
- 民放連は現時点で、民放への影響に関するエビデンスや調査結果を持ち合わせていませんので、政府やＮＨＫは必要に応じて、ＮＨＫのインターネットサービスの拡大で民放や新聞に不利益が生じるかどうかを明らかにする調査などを実施していただきたいと思います。
- ＮＨＫからは、ネットサービスの社会実証の結果などが示されていますが、一定の評価や支持が得られたとする調査に加え、例えば、「国民視聴者が、どのようなサービスを、いくらの料金であれば提供を受けたいか」という調査を実施すれば、今後の業務範囲の検討において有効だと考えます。

一般社団法人日本民間放送連盟に対する質問・回答②

2

（落合構成員）
○　インターネット配信におけるＮＨＫと民放との競争環境について、どのように評価しているか。特に、ネットのオリジナルコンテンツについて、民放連様からは「制作・配信しないことが最低限必要」との考えが示されているが、ＮＨＫがネットのオリジナルコンテンツを制作・配信することが、民放との競争上、具体的にどのような問題につながっていくのかについて、お伺いしたい。

（答）

・　「ネットオリジナルコンテンツの制作・配信はしない」との民放連の指摘は、現行の受信料制度に則った原則を述べたものです。放送番組に紐づくはずの理解増進情報を幅広に解釈・運用すれば、オリジナルコンテンツに近いものになってしまいます。現行の受信料制度を維持したままＮＨＫの新たな業務範囲を検討するのであれば、新たな業務範囲においてもオリジナルコンテンツが含まれないことは当然と考えます。

・　第３回会合で民放連は「本WGでは、ＮＨＫがしたいこと、ＮＨＫにさせたいことの議論はあるのですが、財源の受信料制度をどうするかという議論が、まだまだこれからだと思います。財源の問題の議論を抜きにして、この話はできないと思っています」と述べました。

一般社団法人日本民間放送連盟に対する質問・回答③

3

（林構成員）
○　アプリダウンロード数やブラウジング数などで比較する限りでは、ＮＨＫプラスよりもＴＶｅｒのほうがかなり先行しているようにも考えられ、少なくとも現状において競争環境としては、それほど不健全な状況にはなっていないと思うが、ＮＨＫと民放との間でのインターネット配信に関する競争環境について、民放連として、どのように認識しているか。

（答）

・　民放各社は放送番組の見逃し配信に限らず、インターネット事業においてさまざまなサービスを手掛けています。ＴＶｅｒは在京キー局を中心に運営している動画配信サービスですが、ＮＨＫプラスとＴＶｅｒの比較のみでは、ＮＨＫと民放のインターネット配信における競争環境の評価は難しいと考えます。

・　ＮＨＫインターネット活用業務の費用上限は　１０億円、４０億円、受信料収入の２．５％と段階的に増大し、現在は２００億円となっています。この２００億円という金額は、収支を勘案しながらインターネット事業を行う民放事業者にとっては破格の金額です。

（林構成員）
○　民放連様からは「予算に厳格な歯止めを設ける」ことが最低限必要との考えが示されているが、ＮＨＫのインターネット活用業務（ＢtoＣ）の現状予算上限２００億円は、民放のデジタル事業の予算と比べて、どのように評価しているか。

（答）

・　ＮＨＫインターネット活用業務の費用上限は　１０億円、４０億円、受信料収入の２．５％と段階的に増大し、現在は２００億円となっています。２００億円という金額は、収支を勘案しながらインターネット事業を行う民放事業者にとっては破格の金額です。

一般社団法人日本民間放送連盟に対する質問・回答④

4

（林構成員）
○　Ｎｅｔｆｌｉｘの広告付きプランに関し、民放連様から「ＮＨＫが提供するコンテンツにＣＭや広告が近接して表示されることは不適切」との指摘があったが、同プランは、むしろ民放コンテンツへの影響も大きいと考えられるところ、動画配信事業者に対して、ＮＨＫと民放が軌を一にして放送コンテンツへの配慮を求めて動くべきと思うが、こうした考えについてどのように思われるか。

（答）

・　コンテンツの提供先は、あくまでもコンテンツホルダーが自ら決めることが原則です。

・　１１月１８日の民放連会長会見で遠藤会長が述べたとおり、今回のネットフリックスの広告付き視聴プランの開始は、コンテンツ提供の前提条件が変わることについて、民放事業者に対して事前に十分な説明や調整がなく、唐突で残念との受け止めです。ＮＨＫにとってはより深刻な問題と考えており、民放各社もＮＨＫも、それぞれの立場で対応していることと思います。

・　公共放送ＷＧの第２回会合では、内山構成員が「日本の事情に合ったルールで運用していくプラットフォームも自ら持ち、なおかつ国民に両方の選択肢が常に見えている状況をつくることが必要」と指摘されました。また親会の第１４回会合で飯塚構成員は「ＮＨＫと民放の相互補完の関係をさらに強化していくことが必要であり、日本の放送局にとって競合する相手は、海外の大手動画配信プラットフォームだと思う」と指摘されました。この視点は重要だと受け止めています。

一般社団法人日本民間放送連盟に対する質問・回答⑤

5

＜会合後の追加質問＞
（林構成員）
○　ＮＨＫの公表資料「ＮＨＫインターネット活用業務実施基準の変更に対するご意見とＮＨＫの考え方」を読む限り、民放連は、在外邦人向けのインターネット活用業務の拡大に非常に慎重であるように見受けられる。現在は任意業務であるため、一部の番組の配信権が国際について取得できないような状況が生まれているのではないかと考えられるところ、必須業務とすることにより、一定の限定を付した上で、在外邦人の公共放送を視聴しうる便益にも一定の配慮を行うべきと考えについて、どのように思われるか。

（答）

・　民放連は、当該業務を受信料を財源とする「３号受信料財源業務」で行う必然性や趣旨の説明が、意見募集資料においては不十分とする意見を提出しています。

・　これは在外邦人向けの配信による情報提供自体を否定するものではありません。

・　必須業務化については、前回会合でＮＨＫから具体的なご説明はなく、今後の前提が不明確ですので、回答を控えたいと存じます。

一般社団法人日本民間放送連盟に対する質問・回答⑥

＜会合後の追加質問＞
（事務局）
○　（宍戸構成員、林構成員、大谷構成員から、競争環境を把握に資するデータの提供についてご質問・ご意見があったが、）今後のワーキンググループにおいて、公正競争確保の必要性に関する議論などを建設的に進めるため、民放連様や加盟各社様の業務に関する情報の提供について、民放連様としてご協力いただけるか。

（宍戸構成員の実際の発言）
　ＮＨＫのネット利用が民間事業者の経営を非常に圧迫化するということは、もちろんそういう因果関係はあり得ると思っておりますし、現実にそういう部分があると思いますが、業界構造やプラットフォーマーの行動とかいろいろな要素がある中で、ＮＨＫの業務拡大、あるいはＮＨＫの存在がどれだけの影響をもたらすと考えることについて、何らかのエビデンス、あるいは、何か調査のようなものが、個社であれ、あるいは、それぞれ業界団体としてであれ、お持ちであれば出していただきたいと思います。
　もちろん、それはなかなかないということなのであれば、例えばＮＨＫ自身にどういう情報を調査して出させるかとか、政府がこういった点をこういう形で調査すべきでないかといったような点もいただければと思います。これが１点目でございます。

（林構成員の実際の発言）
放送を含む言論市場と放送に関わる取引市場とに大別した上で、放送に関わる取引市場については、今後は番組調達市場や広告市場といったさまざまな市場ごとに、データに基づいて、具体的なエビデンスベースドの検討が必要だと思っております。

（大谷構成員の実際の発言）
　予算規模におけるインパクトが、御説明いただいて分かりやすかったのですけれども、実際に、新聞各社のデジタル事業におけるビューとかユニークブラウザ数といった視聴動向を確認するような情報と、それからＮＨＫが公開されている同様の情報との差をどのように分析されているのか、教えていただければと思います。

（答）
　民放のインターネット事業は、各社の経営判断の下で個別に展開する事業領域であるため、民放連が詳細を把握することは難しく、現時点で、民放連が情報提供することは困難と考えます。

前回会合における質問事項への回答
（（一社）日本新聞協会メディア開発委員会）

公 共 放 送 Ｗ Ｇ 事 務 局

令和４年１２月２２日

一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会に対する質問・回答①　1

（宍戸構成員）
○　現在のインターネット環境の中で、各メディアが自由な経営判断に基づく取材、報道、情報発信を行うことで国民の知る権利が果たされると思われるか。あるいは、ＮＨＫなり放送制度を前提とした上で、どういう協力をしていけば知る権利の充実があり得るとお考えになっているか。情報空間の全体構造との関係での新聞の役割あるいはＮＨＫとの協力の在り方について、お考えがあればお聞かせいただきたい。

（答）
　インターネット環境でも国民の知る権利に応えるため、各メディアが競争しながら報道活動を行っているが、こうした情報発信者の取組のみで情報空間の弊害を直接是正できるとも考えてはいない。情報発信者だけの課題ではなく、メディアリテラシー教育などを含め、情報環境全体の問題だとみている。
　他方、情報空間の歪みの是正を名目にＮＨＫのインターネット業務がさらに拡大すれば、公正な競争が阻害され、こぼれ落ちる民間メディアが出てきかねないと危惧している。
　放送だけでなく新聞・通信社が今まで以上に情報空間の課題解決に向けた取組を強化していくこともちろん重要で、その中でＮＨＫと協力できる事項もあるかもしれない。しかし、ＮＨＫがネット業務に関して具体的な内容や範囲、それに伴う受信料制度なども含めた全体像を現時点で示していない段階ではお答えできない。

一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会に対する質問・回答②

2

（落合構成員）
○　インターネット配信に関するＮＨＫと新聞との競争環境について、どのように評価しているか。特に、ネットのオリジナルコンテンツについて、（民放連様からは「制作・配信しないことが最低限必要」との考えが示されているが、）ＮＨＫがネットのオリジナルコンテンツを制作・配信することが、新聞との競争上、具体的にどのような問題につながっていくのかについて、お伺いしたい。

（答）
新聞・通信社はデジタルサービスで有料会員や広告収入の獲得を目指しており、採算をみながら事業展開しているが、オリジナルコンテンツを含む「理解増進情報」はこうしたサービスと競合している。ニュースを深掘りして解説するようなオリジナルコンテンツを展開している事例も散見され、民間ならば有料にしなければ採算が合わないものが大半だ。ＮＨＫが受信料を原資に採算性を考慮せずに展開すれば、新聞・通信社をはじめとする民間報道機関のデジタル事業は成り立たなくなる恐れがある。公正競争の観点から客観的に判断する仕組みが必要だ。

一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会に対する質問・回答③

3

＜会合後の追加質問＞
（林構成員）
○　新聞協会様から「必須業務化すると予算の歯止めすらなくなる可能性がある」旨の考えが表明されているが、必須業務とするかどうかは公共放送としての役割から導いた上で、公正競争上の懸念に対しては別途、客観的・中立的に独立した検証を行うという考え方が欧州主要諸国の現下の趨勢であるようにも見受けられる。逆に、我が国がこのまま制度を変えずに放置したままだと、インターネットを含めた情報空間全体の中で市民の健全な情報アクセスにおいて日本がますます周回遅れになるという意見もあると思われるが、このような考え方についてどう考えるか。

（答）
市民の健全な情報アクセスに向けて新聞・通信社はさまざまな取組を行っている。その中で特にＮＨＫに絞って、具体的にどのような課題に対応するためにどのような業務を拡大すべきと考えるかは、丁寧な議論が必要であり、必須業務化を前提にした議論であってはならないと考えている。現状でも「理解増進情報」などでネット業務のなし崩し的な拡大がみられるなどの課題がある。ＮＨＫの業務範囲全般について公正競争の観点から客観的に検討する仕組みを構築すべきだ。

一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会に対する質問・回答④

4

＜会合後の追加質問＞
（林構成員）
○　報道・防災・教育・福祉・伝統芸能について、ＮＨＫに加えて民放や新聞も手がけているように、娯楽やエンタメを含めた様々な文化・芸能ジャンルからＮＨＫを排除するのではなく、ＮＨＫと民放・新聞が切磋琢磨することでコンテンツの質の向上を図るべきで、それが情報空間全体にとっても望ましいという考え方もあると思われるが、このような考え方についてどう考えるか。

（答）
　三位一体改革の観点から、ＮＨＫの業務は収支を勘案する民間では取り組みにくいジャンルに集中すべきと提起した。コンテンツの質の向上は重要だが、公共性はあっても民間メディアなら採算が合わない形でコンテンツが配信されれば、健全な競争環境は崩れかねない。その結果、メディアの多元性が失われ、結果として情報空間の荒廃につながると考えている。インターネット時代における公共放送の役割について議論するのであれば、公共放送として取り組むべき業務範囲から検討が必要だ。

一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会に対する質問・回答⑤

5

＜会合後の追加質問＞
（事務局）
○（宍戸構成員、林構成員、大谷構成員から、競争環境を把握に資するデータの提供についてご質問・ご意見があったが、）今後のワーキンググループにおいて、公正競争確保の必要性に関する議論などを建設的に進めるため、新聞協会様や加盟各社様の業務に関する情報の提供について、新聞協会様としてご協力いただけるか。

（宍戸構成員）
　ＮＨＫのネット利用が民間事業者の経営を非常に圧迫化するということは、もちろんそういう因果関係はあり得ると思っておりますし、現実にそういう部分があると思いますが、業界構造やプラットフォーマーの行動とかいろいろな要素がある中で、ＮＨＫの業務拡大、あるいはＮＨＫの存在がどれだけの影響をもたらすと考えることについて、何らかのエビデンス、あるいは、何か調査のようなものが、個社であれ、あるいは、それぞれ業界団体としてであれ、お持ちであれば出していただきたいと思います。
　もちろん、それはなかなかないということなのであれば、例えばＮＨＫ自身にどういう情報を調査して出させるかとか、政府がこういった点をこういう形で調査すべきでないかといったような点もいただければと思います。これが１点目でございます。

（林構成員）
　放送を含む言論市場と放送に関わる取引市場とに大別した上で、放送に関わる取引市場については、今後は番組調達市場や広告市場といったさまざまな市場ごとに、データに基づいて、具体的なエビデンスベースドの検討が必要だと思っております。

（大谷構成員）
　予算規模におけるインパクトが、御説明いただいて分かりやすかったのですけれども、実際に、新聞各社のデジタル事業におけるビューとかユニークブラウザ数といった視聴動向を確認するような情報と、それからＮＨＫが公開されている同様の情報との差をどのように分析されているのか、教えていただければと思います。

（答）
　今後の議論に寄与するため、可能な範囲で協力したい。しかし、個社の判断もあり、情報提供について限界があることは承知おきいただきたい。今後の議論にあたっては、ＮＨＫがネット業務に関して具体的な内容や範囲、それに伴う受信料制度も含めた全体像を示すべきだ。

公共放送 WG　20230315 ヒアリング資料　京都大学大学院法学研究科教授　川濵昇
「公共放送のインターネット業務の拡大と公正競争－情報空間の健全化のための競争評価」

Ⅰ　はじめに－なぜ競争評価が必要か

(1) Manifest Destiny を超えた「業務拡大」→フロンティア
　従来型メディアの視聴からインターネットでの視聴へと移行しつつある。これに伴って、公共放送のインターネット業務の本来業務化やこれに伴う業務拡大は当然のことのようにも見える。従来の放送をインターネット上でも視聴できるという意味でのインターネット化は既に進展している。しかし、インターネットで展開される業態は、これに留まるものではない。また、様々に変化する可能性がある。

(2) 伝統メディアのインターネット業務
　公共放送のインターネット業務の本来業務化・業務拡大を正当化する根拠
　　情報空間の健全化
　　インターネットの進展とともに、変質する情報空間
　　アテンションエコノミー化、DPF による伝統メディアのマージナル化 etc
　　→伝統メディア（放送・新聞 etc）の古典的言論のエコシステムの衰退
　　問題発掘・ファクトチェックするための、調査、相互検証 etc
　伝統メディアも、インターネット空間で橋頭堡を築くための努力をしている
　　→困難極まりない作業、
　　←国によっては、伝統メディアの機能強化のための施策
　伝統メディアの一員としての公共放送のインターネット上での役割

(3)業務拡大の進展と競争評価
　しかし、　従来の放送業務を超えた業務を行う→新たな分野での「国家補助」事業の拡張
　有力な公的企業が、国家補助を受けた経済活動を行うと競争歪曲のおそれがある。
　仮に、歪曲効果があるなら、それが何らかの公共目的に照らして必要なものであるか、目的に照らして釣り合いの取れた効果であるかをチェックする必要がある。
　このような競争歪曲効果は、不可逆的な変化をもたらすため事前にチェックする必要がある。
　公共放送が有力であり、国家補助が、影響を与える市場規模に比して大きい場合は特にその必要性がある。制度や市場環境の違いによって差異はあるし、評価内容も異なる
　→先行例、Ofcom の競争評価（BBC の自己チェックへの審査）
　Ⅱ以下はそれを参考にした。しかし、競争評価は各国の独自性がある。メディア空間のエコシステムが各国によって違う。同じ業務であっても悪影響が生じるセグメントも異なり

得る。ＢＢＣで問題ないから日本も問題はないとは直ちに言えない（逆も言える）。日本語の情報空間、メディアの特性などに注目して検討する必要がある。

(4)競争評価のその他の機能

(a)情報空間の健全性の維持

公正競争の確保だけではなく、伝統メディア空間（エコシステム）の脆弱化の防止

伝統メディアのインターネット内でのカンニバリズムでは無意味

健全化のための国家補助がかえって健全化を害する危険性

(b)国家補助の正当性チェック

公益性審査（競争歪曲効果という反公益性を償う別個の公益性）は、当該国家補助がなぜ必要かという観点からの，補助の適切性審査にもつながる。これは、業務拡大の内容があいまいなまま進展する場合には重要。近時、国家補助規制（競争評価）の機能として重視されている。

Ⅱ　競争評価の対象

(1) 評価の行われる関連市場

インターネット業務への拡大と言っても、具体的に影響を受ける市場単位で検討すべき

ただし、重層的な市場画定　また、クロスネットワーク効果、補完的市場も重要。

(2) どのような市場が考えられるか、

インターネット業務の場合、伝統メディアが行っているインターネット上での業務が競合するセグメントの第１候補。ただし、その範囲を確定する作業が重要。

留意点

・個々の事実関係に依存する。ケースバイケースの作業

・フォワードルッキングな評価のため、過去の需要代替性だけで断定できない。

→適切なサーベイ調査 etc、定性的評価も重要

単純な仮定的独占者基準は利用できない。影響を受ける競争者視点も重要。

・影響を受ける事業者からの情報が端緒として重要

・直接影響を受けるセグメントだけでなく、そのセグメントとクロスネットワーク効果が及ぶセグメントでの悪影響も重要である。→市場画定の問題というより悪影響の評価の問題として見ることもできる。

Ⅲ　競争への影響

(1) 悪影響のレベル

国家補助は原則的に歪曲効果を持つ（レベルプレイングフィールドへの悪影響）

しかし、それを超えた悪影響をもつ場合もある。

「公正で効果的な競争への重大な悪影響」

国家補助によってよりよい取引条件を提示することそれ自体も大きな問題だが、(2)に至ると特に問題が大きい。

(2)「公正で効果的な競争への重大な悪影響」としてのクラディングアウト等

有力な事業者が国家補助によって業務を展開することによって、競争事業者が締め出されることになったり，投資やイノベーションを行うインセンティブが抑制される効果など、競争する力を損なうものと考えられる場合が特に問題となる。

業務の拡張は選択肢の拡大という意味で消費者厚生にかなっているが、それがクラウディングアウト等の効果を持つとかえって消費者の選択肢を減少させる。

多様なメディアによる相互批判、相互検証といった、伝統メディアエコシステムの機能を破壊しかねないという点にも注意。

この場合、公益的目的による正当化は妥当しないものと考えられるのではないか。

∵補助の反公益性が高い

なお、公正競争への悪影響という反公益性を正当化するだけの公益性があるかないかの審査（当事会社に説明責任がある）は、そもそも適切な業務拡張であるか否かの評価としての側面も有していることに注意。→Ⅱ(4)(b)

Ⅳ　競争評価のフレームワーク

(1) 評価のタイミングー事前評価の必要性

不可逆性(ネットワーク効果 etc)、エコシステムを破壊したら戻しようがない

(2) 評価の対象

規制コストや実効性からは、ある程度の規模に絞るのが得策かもしれない。

200 億円という金額が妥当か否かは別にして、これまで付随的業務について金額キャップをつけることで評価なしで済ませてきたのは、その点では賢明かもしれない。

Ofcom はかなり詳細に業務拡張を審査してきた。そこまで必要か？

絞り込みの基準、質的評価（従来の業務と大きく異なる態様のもの)、量的評価（「想定予算規模で絞る」

2023年４月27日

総務省・デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会
「公共放送ワーキンググループ」　御中

一般社団法人　日本民間放送連盟

ＮＨＫインターネット活用業務の検討に対する民放連の見解と質問について

時下ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。
平素より民間放送の活動にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。
下記のとおり、ＮＨＫインターネット活用業務の検討に対する見解と質問を提出いたしますので、ご査収のうえ、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

記

１．民放連の見解

・　公共放送ＷＧの主な検討課題は、①インターネット時代に公共放送が担うべき役割、②ネット活用業務の在り方、③その財源と受信料制度とされています。これまでの議論では、情報空間の健全性を確保するためにＮＨＫはデジタル空間においても放送と同等の公共性を発揮することが望ましいとの認識のもと、ＮＨＫのインターネットサービスの「必須業務化」が焦点となり、当初設定された③の課題を後回しにして、民間事業者との公正競争の検討に着手しました。ＷＧのこうした議論の経過を踏まえて、私たちは３つの根本的な疑問や懸念をあらためて申し述べたいと思います。

【必須業務化と受信料制度・財源との関係について】

・　一つ目は、拡張するデジタル空間において独占的な受信料を財源とする公共メディアは真に必要なのか、です。ＮＨＫによる綿密な調査結果がＷＧで開示され、ネット空間におけるＮＨＫの情報提供への期待などが明らかになっています。ただ、ネット進出を強めることにより、視聴者・国民の負担がどう変わるのかなどは現時点で見通しが立たず、財源をめぐるＷＧでの精緻な議論を待つ必要があります。

【必須業務化と情報空間の健全性確保について】

・　次に、ＮＨＫのネット業務の拡張の背景・理由とされる情報空間の健全性の確保についてです。この問題の重要性に異論はありませんが、重要であるがゆえに、プラットフォーム事業者をはじめ関係事業者や国民各層の代表を集めた大きな枠組みの議論がまずあってしかるべきです。ＮＨＫのネット業務を加速させるための「錦の御旗」として掲げられることに、強い違和感を覚えざるを得ません。

【放送法の下でのインターネット活用業務の適正規模・範囲について】

・　そして最後に、これが最も大きな疑問と懸念ですが、通信と放送の間に伝送路の違いなどに依拠した区分が厳然とある中で、放送法に存立基盤を置く特殊法人ＮＨＫがインターネット活用を拡大するのには限界があるのではないかということです。2013年にＮＨＫのインターネット活用業務の拡大を提言した総務省の「放送政策に関する調査研究会」は、「放送を目的に設立された特

殊法人という性格から無限定の実施は不適切」と述べ、任意業務として実施できる判断基準について、▽公共性が認められる、▽放送の補完の範囲にとどまる（番組との密接関連性、支出規模）、▽市場への影響の程度――の３点を示し、その後の放送政策の基礎となりました。インターネット活用業務の予算規模は10億円で始まり、40億円、受信料収入の2.5%、200億円と拡大した経緯がありますが、「放送」を規律するための放送法のもとで、それと矛盾しない形でインターネット活用業務を広げてきたとも言えます。今般のWGの議論は、この従来の枠組みを一気に超えていこうとしているようにも見えます。

・　以上の問題意識に基づき、下記の質問をまとめました。ＮＨＫがかねて標榜されている「公共メディア」への転換は、ＮＨＫ自身がその意図するところを社会に広く説明し、視聴者・国民、多岐にわたる関係事業者などの理解と協力を得て、初めて進められるものです。議論が円滑に進み、視聴者・国民各層に理解いただくためにも、ぜひ民放連の質問にご回答いただきたいと思います。同じ放送法に立脚し、二元体制の一翼を担う民放事業者としてＮＨＫの在り方には極めて高い関心を持っています。ＮＨＫの将来を決めようとする本WGの議論を正しく理解させていただくためにも、ぜひ前向きにご対応くださるよう重ねてお願いいたします。

・　民放連はその回答を踏まえて、引き続き検討を深めてまいりますので、民放の意見を述べる場を設けていただきたいと考えます。

２.「公共放送WG」に対する質問

【必須業務化と受信料制度・財源との関係について】

①　ＮＨＫの必須業務および任意業務の定義をご教示ください。

②　すでに幅広く展開されているＮＨＫのインターネット活用業務が、任意業務から必須業務に変わることによって、視聴者・国民にとって何が変わるのか、よく分かりません。見解をご教示ください。

③　仮にＮＨＫインターネット活用業務を必須業務化する場合、ＮＨＫが負う義務や規律を具体的にご教示ください。（例：放送に課されているあまねく受信義務、重大事故の報告、安全信頼性基準の適合、放送番組審議会、受信料契約、▽現行のインターネット活用業務に課されている費用上限、インターネット活用業務実施基準の認可、同実施計画の届出、▽業務管理体制（ガバナンス）など。）

④　放送法において、インターネット配信を放送のように規律する考えでしょうか。そうであれば、その根拠をご教示ください。

⑤　インターネット活用業務の必須業務化を志向するのであれば、インターネット視聴と受信料制度・財源との整合性の検討が必要と考えますが、見解をご教示ください。必要とすれば、具体的な検討はいつ開始するお考えでしょうか。

⑥　ＮＨＫから、テレビ受信機を持たないがＮＨＫプラスを視聴したいニーズがあるとの説明があり、「公共放送WG」では、端末（アプリ）認証を行って課金するなどの意見がありました。これについても、受信料制度との整合性の検討が必要と考えますが、見解をご教示ください。

【必須業務化と情報空間の健全性確保について】

⑦　ＮＨＫのインターネット活用業務が、任意業務から必須業務に変わることによって、なぜ情報空間の健全性が高まることになるのか、見解をご教示ください。

⑧　情報空間の健全性確保においては、「特定デジタルプラットフォーム提供者」のユーザへの責務

など、放送法の外側にあるネット配信全般についての検討も必要と考えますが、「公共放送WG」あるいは総務省において、そのような検討を行う考えはあるでしょうか。

⑨　ＮＨＫのインターネット活用業務を必須業務化することは、わが国最大のメディアであるＮＨＫの強大な地位を、インターネットの世界において固定化しかねず、ひいては受信料財源の動画配信事業者を新たに作ることになりかねないと考えますが、その社会的意味や是非を含め、見解をご教示ください。

【放送法の下でのインターネット活用業務の適正規模・範囲について】

⑩　仮にＮＨＫインターネット活用業務を必須業務化する場合、放送法第20条の第１項に限定列挙された、中波放送、超短波放送、テレビジョン放送、衛星基幹放送、放送・受信の進歩発達に必要な調査研究、国際放送等と同列に、インターネット業務を規定するお考えでしょうか。仮にインターネット活用業務を区分し、一部を必須業務、残りを任意業務とする場合は、どのように規定にするお考えでしょうか。

⑪　ＮＨＫは電波の「放送」を行うために、テレビ受信機に紐づく受信料を独占的に徴収することが認められています。現行の受信料制度を継続する前提においては、「放送政策に関する調査研究会」が述べたとおり「放送を目的に設立された特殊法人という性格から無限定の実施は不適切」であり、ＮＨＫのインターネット活用業務は「放送」と同等かつ付随的（小規模）なサービスに限られると考えますが、見解をご教示ください。

⑫　有力な公的企業が国家補助を受けた経済活動を行うと競争歪曲のおそれがあるとの指摘が有識者からありました。公正競争の議論においては、先に具体的なサービスを特定して検討すべきであり、対象業務が抽象的なままでは、抽象的な議論にしかならないことを懸念しますが、見解をご教示ください。

⑬　民放連は2022年11月24日開催の「公共放送WG」第３回会合のヒアリングにおいて、ＮＨＫインターネット活用業務は公正競争を阻害しないために、▽放送番組の「理解増進情報」を拡大解釈しない、▽ネットオリジナルコンテンツの制作・配信はしない、▽広告収入を得ない、▽予算に厳格な歯止めを設ける――などの取り組みが最低限必要と述べました。こうした民放連の考えに対する見解をご教示ください。

以　上

公共放送ワーキンググループ
（第８回）
説明資料

NHK

目次

NHK

ＮＨＫのインターネット活用業務の今後について

１．大前提となる視聴者・国民の期待、本検討会・WGで示されたご期待・ご要望

「情報空間の参照点」への期待
「信頼できる多元性確保」への貢献
“三位一体改革”の継続

２．ＮＨＫのインターネット活用業務に関する基本的な考え方

３．業務範囲・ガバナンス・負担の在り方

①業務範囲の考え方
②ガバナンスの在り方
③負担の在り方
④多元性確保への貢献

NHK

１．大前提となる視聴者・国民の期待、本検討会・WGで示されたご期待・ご要望

3

基本的な考え方（令和４年１１月２４日ご提示）

NHK

「情報空間の参照点」への期待

テレビ層･非テレビ層を問わず、
拡大する情報空間に対する課題認識は幅広い

「信頼できる多元性確保」への期待

新聞、民放、NHKという伝統メディアに対する期待、信頼は、ネットヘビー層でも大きい

- 伝統メディア、公共放送が対応してきたものであり、非テレビ層に向けてのサービスには一定の期待・評価が確認されている（社会実証）
- 新聞、民放、ＮＨＫという伝統メディアに対する期待、信頼は、ネットヘビー層でも大きく、これを維持して情報空間の課題に対処していくことが、視聴者・国民に大前提として求められていると考えられる

- ＮＨＫには「情報空間の参照点の提供」（とくに修正経営計画で示した“安全・安心”“あまねく伝える”を優先して社会全体に貢献）、そして同時に、「多元性の確保への貢献」が求められているのではないか

4

出所：公共放送ワーキンググループ（第3回）ＮＨＫ提出資料

前提：「情報空間の参照点」への期待

NHK

- テレビ層・非テレビ層を問わず、拡大する情報空間に対する課題認識は幅広く、ＮＨＫへの期待も高い
  - フェイクニュースやプライバシーの漏洩といった課題に対する問題意識は、「全体」の７割
    ネットに慣れているであろう「非テレビ層」であっても、６割が同じ問題意識を持っている
  - そのような課題に対応するために、ＮＨＫが報道等の分野を強化し提供していくことに、「全体」の７割、「非テレビ層」の５５％が賛成している

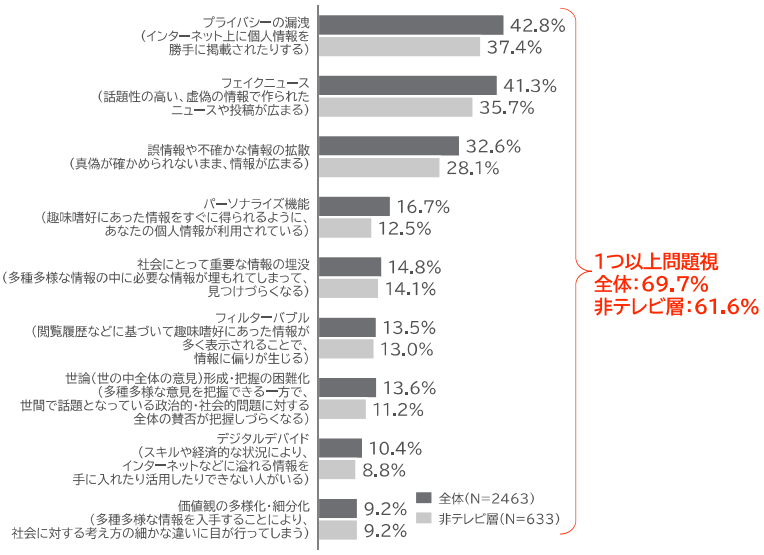

非テレビ層；平日と休日のテレビ視聴時間が両方とも1時間程度以下の層
出所：ＮＨＫ調査（2022年10月　全国15－79歳男女、インターネット調査、N＝2463

「1. 安全・安心を支える」の中の「国際情勢や地域環境の変化を踏まえ、信頼できる情報の担い手として、健全な情報空間の維持に貢献します。」に関連してお伺いします。
インターネット上において、新型コロナウイルスワクチンに関するデマやフェイクニュース、極端な説を強調する記事、対立を煽る投稿、世界での紛争を偏った視点で伝えるネット記事等、不確かで曖昧な情報が増えているなどという課題に対処するために、NHKが、報道分野や、災害・科学・軍事・国際分野等の社会が要請する分野を大幅に強化し、放送やインターネットで提供していくべきだという意見があります。

Q.あなたは、このような意見に対してどのように思いますか。
（ひとつだけ）【必須】

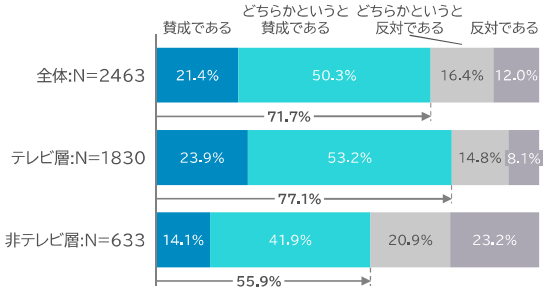

5

前提：「信頼できる多元性確保」への期待

NHK

- 新聞、民放、ＮＨＫという伝統メディアに対する「信頼」は、利用者の７割以上の水準にある
- さらに、伝統メディアが情報空間に良い影響を及ぼすことへの「期待」も、全体の８割、
  主にネットを利用している人でも７５％と高い水準にある

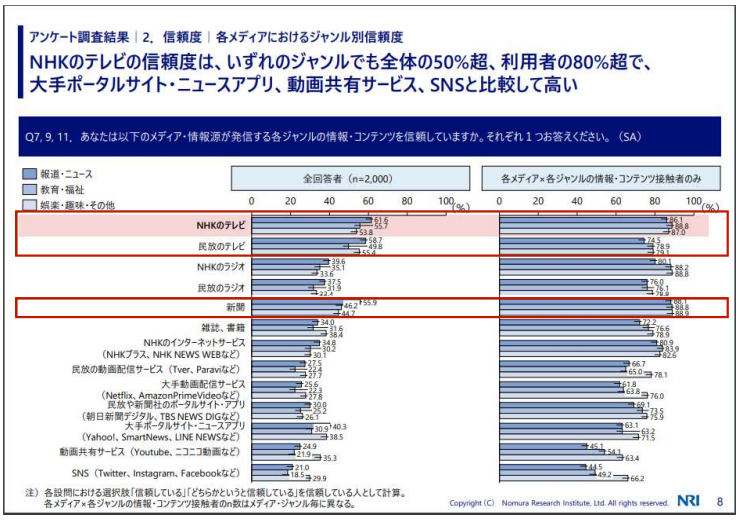

出所：公共放送ワーキンググループ（第2回）「公共放送」に関するWEBアンケート調査結果
（強調はＮＨＫ追加）

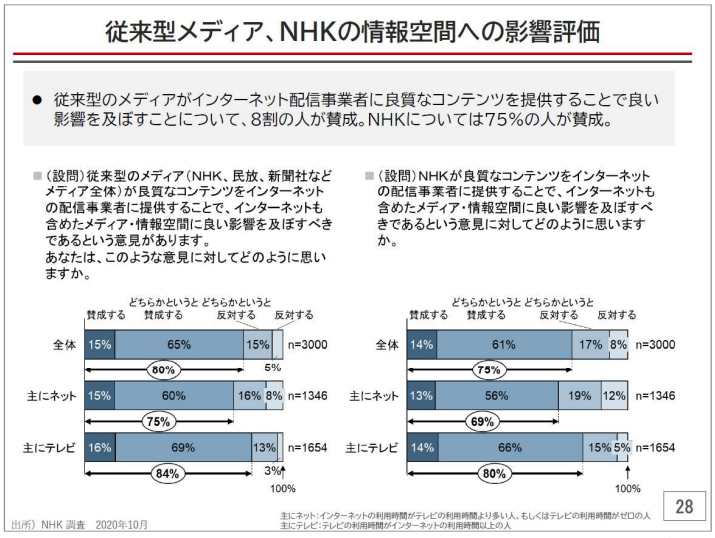

出所：デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第2回）

6

前提：“三位一体改革”の継続

NHK

- 三位一体の改革（業務・受信料・ガバナンスの改革）を通じて、提示されている受信料値下げ水準や、値下げの原資を用意することができる見込みとなったことについて、支払い者の**7割が評価。今後とも、不断の取り組みを継続**

現経営計画期間中の2023年度を含む、中長期の収支見通しを踏まえ、受信料の値下げ等（受信料体系の見直し）を実施します。
■還元（値下げ等）の方法 ※いずれも、2023年10月から実施します。
・地上契約および衛星契約を以下のように値下げします。
・学生への免除を拡大します。
■還元（値下げ等）の規模
・値下げに際して充当する還元の原資…総額1,500億円を想定

種類	支払方法	月額（値下げ後）	月額（値下げ前）
地上契約	口座・クレジット	1,100円	1,225円
	継続振込等		1,275円
衛星契約	口座・クレジット	1,950円	2,170円
	継続振込等		2,220円

「NHK経営計画（2021-2023年度）の修正（案）」で述べられている通り、NHKは、NHK経営計画（2021-2023年度）で策定した以下の改革を進めてきたことで、受信料を値下げするための原資を用意することができる見込みです。
1）経営資源をNHKならではの多様で質の高いコンテンツの取材・制作に集中させ、他のコストを削減
2）受信料の契約活動を「巡回訪問営業」から「訪問によらない営業」に転換させ、コストを抑えて受信料収入を増額

Q.この受信料値下げについては、もともと示していた衛星契約の1割値下げだけでなく、地上契約の値下げ、学生への免除など、さらに踏み込んだ過去最大規模の還元を行う方針になっています。あなたは、このNHKの受信料値下げの考え方について、評価しますか。（ひとつだけ）【必須】

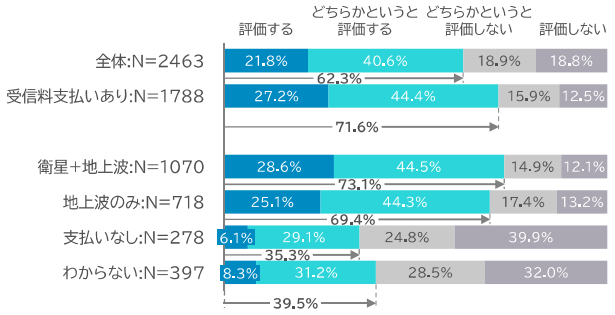

Q.あなたはこのようなNHKの取り組みを評価しますか。（ひとつだけ）【必須】

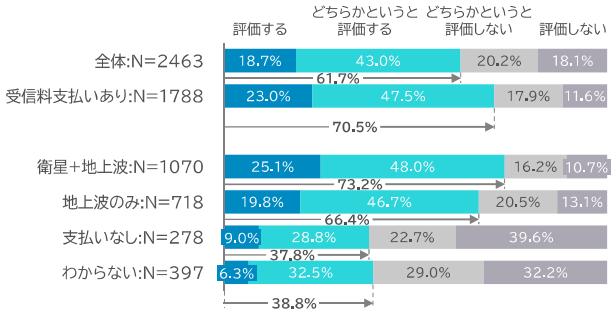

出所：公共放送ワーキンググループ（第3回）ＮＨＫ提出資料より抜粋
（ＮＨＫ調査（2022年10月 全国15－79歳男女、インターネット調査、N＝2463））

NHK

2．ＮＨＫのインターネット活用業務に関する基本的な考え方

インターネット活用業務に関する基本的な考え方

NHK

「情報空間の参照点」の提供

「信頼できる多元性確保」への貢献

上記を通じて、放送法に掲げる「健全な民主主義の発達に資すること」を目指す

NHKと民放の「二元体制」で、相互補完し切磋琢磨することで民主主義の発達に寄与していく

放送法に基づく指標に対する「NHK」への期待度

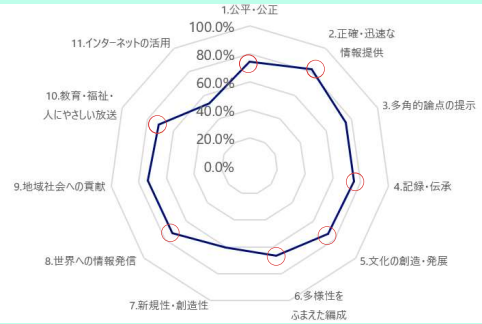

放送法に基づく指標に対する「民放」への期待度

“必須業務化”に際しては、伝統メディア全体への期待・信頼が高いことを踏まえ、NHKに関しては「放送と同様の効用」をもたらす範囲に限って実施していくのが適切と考える

※期待度は各項目に対して「期待している」「どちらかというと期待している」と回答した人の割合、※「民放」については、回答者がもっともよく見る民放を想定して回答、※赤丸：NHKまたは民放がもう一方に比べて5pt以上高い項目、また、同水準の項目
出所：公共放送ワーキンググループ（第3回）ＮＨＫ提出資料より抜粋（NHK世論調査（2022年7月、層化二段階抽出法で抽出した全国16歳以上の男女3600名への郵送調査、有効回答数1816））

NHK

3．業務範囲・ガバナンス・負担の在り方

業務範囲の考え方（模式図）

NHK

- 「放送の同時配信・見逃し」と「報道サイト（「放送」と同一の情報内容の多元提供）」が基本
  上記以外は、「放送と同様の効用が、異なる態様」で実現されるものについて実施（詳細は後述）
- 同様の効用をもたらすという観点から、全体として、公平性確保、多角的論点提示等の規律が必要
  （「放送」同様の、自律型モデルが望ましいと考える）

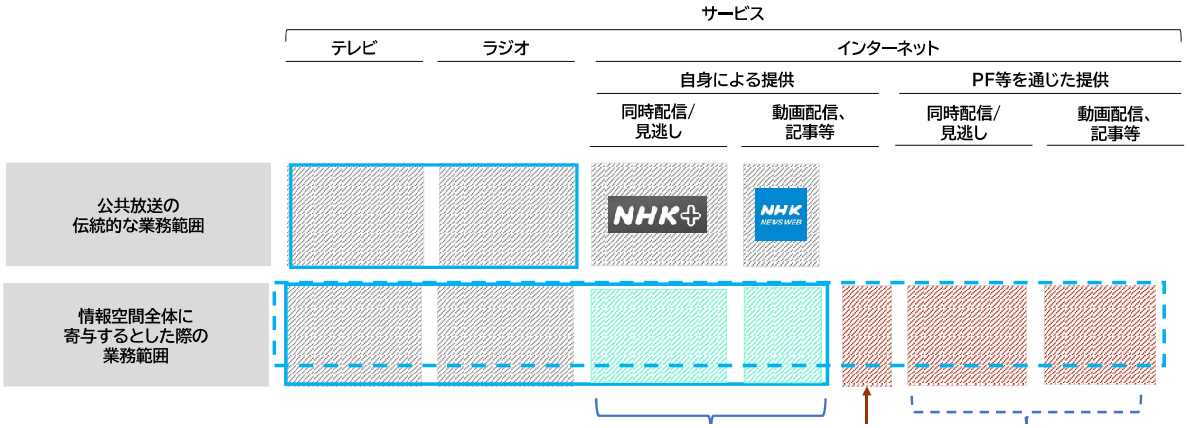

「放送と同様の効用」、「放送」と同一の情報内容の多元提供

参照点・多元性の確保を大前提としたうえで
「放送と同様の効用で異なる態様のもの」を提供

出所：公共放送ワーキンググループ（第3回）NHK提出資料より抜粋

基本：「放送の同時配信・見逃し」「報道サイト（「放送」と同一の情報内容の多元提供）」

NHK

・「放送の同時配信・見逃し」と「報道サイト（「放送」と同一の情報内容の多元提供）」が基本
上記以外は「『放送と同様の効用が異なる態様』で実現されるもの」について実施（後述）

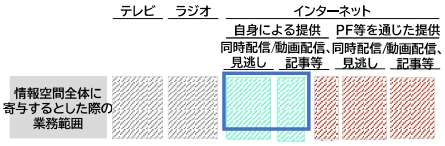

現在のサービス「NHKプラス」「NHK NEWS WEB」

NHK+

- 常時同時配信・見逃し番組配信サービス
- 各地域のコンテンツもスマホなどで視聴可能
- 利用者に対価を求めず、現在は受信契約者本人と、本人と生計を同一にする方のみが視聴可能
- テレビを保有していないインターネットのみの利用者は視聴不可

⇒以下のような価値を提供
- いつでも どこでも公共放送の番組を視聴可能
- 地域理解促進、異なる考え方を発見

NHK NEWS WEB

- 動画配信、記事等
- 社会・気象/災害・科学/文化・スポーツなど、多様な情報を提供
- 様々なデバイス・認証等なしで閲覧可能

⇒以下のような価値を提供
- 公平・公正で信頼できる情報を取得
- 世の中で議論となっている事象・問題を把握

出所：NHK「インターネットでの社会実証（第一期）結果報告」より抜粋

放送と同様の効用で異なる態様のもの：例）一望・連続再生

NHK

- インターネット特有の“分断”等の課題に対して、放送の効用（基本的な情報の共有、多角的論点提示）で対応することを企図し、**放送での「総合編成」と同様の効用を提供する**ための「異なる態様」の一例
- 「NHKが選んだ主要ニュースと多様なジャンルの番組」と「自分が設定した地域ニュースと興味ジャンルの番組」の2つの提示した場合、「思いがけないコンテンツなどに触れられた」と回答した割合は前者の方が高く、全体の65%が評価。
- アテンションエコノミーへの受容性が高い人でも6～7割が評価。

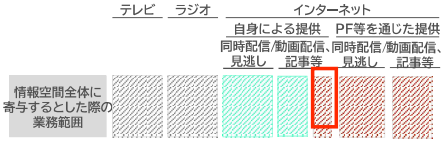

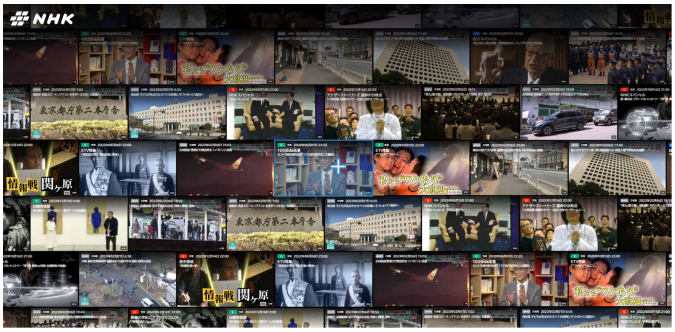

Q. 今回のNHK社会実証サイトで提供した①「総覧視聴・連続再生」機能では、YouTubeのように関連する動画が次々に表示されるのではなく、多角的な視点のきっかけとして色々な分野のコンテンツが表示されました。この機能を利用して、思いがけないコンテンツや普段はあまり目にしないようなコンテンツに触れたことを実感しましたか。

	（NHKが選んだ主要ニュースと番組）	（自分が設定した地域ニュースと興味ジャンルの番組）
非テレビ層全体（N=1123）	64.6%	58.4%
情報取得受動的（N=420）	61.7%	59.5%
レコメンド受容性高（N=709）	69.7%	63.0%
フィルターバブル受容性高（N=541	63.2%	58.0%

（「実感した」+「まあ実感した」の割合）

各属性の定義：
情報取得受動的：検索した結果、知りたかったことがわかればそれで満足する
レコメンド受容性高：動画やニュース等がレコメンドされることは自分の興味に合ったものを効率的に見られるのでありがたい
フィルターバブル受容性高：自分の興味・関心のあるジャンルや好きなコンテンツだけ見ていたい

13

出所：NHK「インターネットでの社会実証（第二期）結果報告」

放送と同様の効用で異なる態様のもの：例）災害マップ

NHK

- 災害報道による防災・減災は公共放送の必須機能。放送では提供する情報の「時間」「範囲」が限定されることで、「避難のスイッチ」がなかなか入らないとの指摘
  ➡居住地近くの報道関連映像を時系列に地図上で可視化することで、迅速な避難につなげるという効用を提供する（「異なる態様」の一例）
- 利用者の「9割」が「これまでよりも避難したいという気持ちになる」と回答

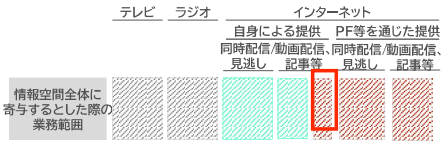

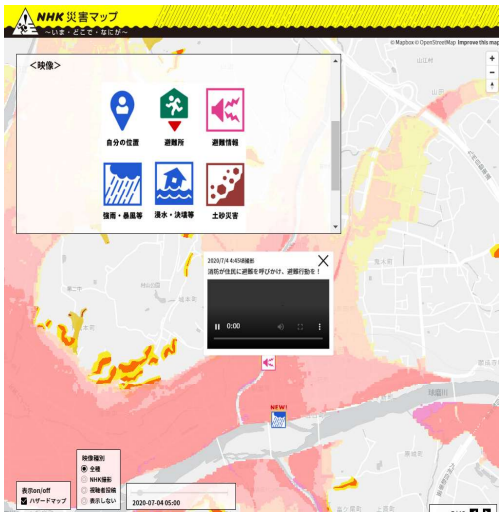

Q.あなたは、今回ご利用いただいた「災害マップ」のように、今後、お住まいの地域についての「過去に起きた災害の情報」を利用することで、実際に災害が起きテレビなどを通じて避難指示が出た際に、これまでよりも避難したいという気持ちになると思いますか。

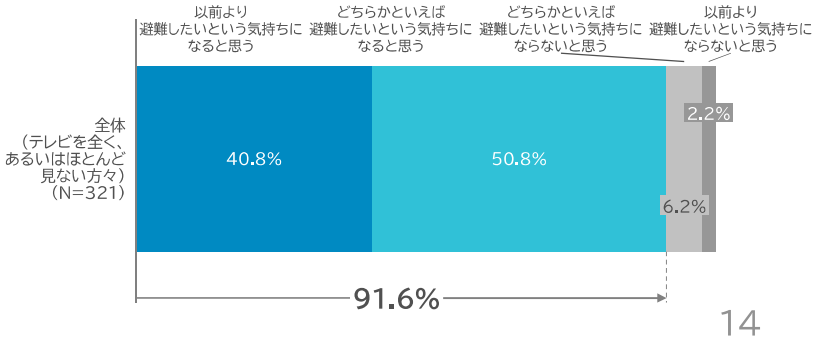

14

出所：NHK「インターネットでの社会実証（第二期）結果報告」

放送と同様の効用で異なる態様のもの：例）教育コンテンツの提供

NHK

- 教育テレビはそもそも、教育の格差是正が大きな機能
- デジタルの浸透による教育格差の拡大が再度指摘
  ➡双方向性の効果が高い分野については、インターネットの特性を生かして「学びの機会」を提供
  - 視聴者・国民の6割弱は、同様のサービスをNHKが提供することが必要と考えている
  - 海外放送局も、教育格差是正のためにインターネットを通じて学習できるサービスを提供

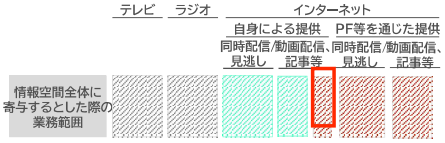

NHKの提供するサービス例
（NHK for School上のプログラミング学習コンテンツ）

BBCの提供するサービス例
（インターネットを通じてプログラミング学習ができる）

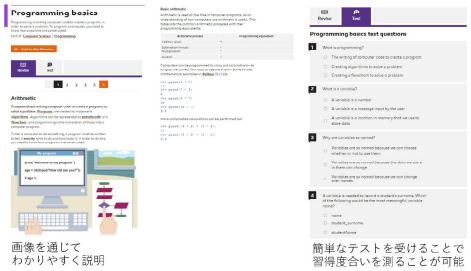

画像を通じて
わかりやすく説明

簡単なテストを受けることで
習得度合いを測ることが可能

左記のようなサービスの必要性

教育格差を解決するために、NHKはこれまで教育テレビ（Eテレ）で学習番組を提供する等して対処を行っています。しかし、近年必修化されたプログラミング等についてこれまでのような放送による提供だけでは習得が難しいため、海外の公共放送局では以下（※左図を提示）のような一定の双方向性を備えたサイト等を通じ、最低限の環境でも学習ができるように支援するサービスを提供しています。そこでNHKにも、海外の放送局と同様に**インターネットを通じて学習できるサービスを提供すべき**だという意見があります。

Q.あなたは、このようなサービスを、NHKが提供することは、社会にとって必要だと思いますか。（ひとつだけ）【必須】

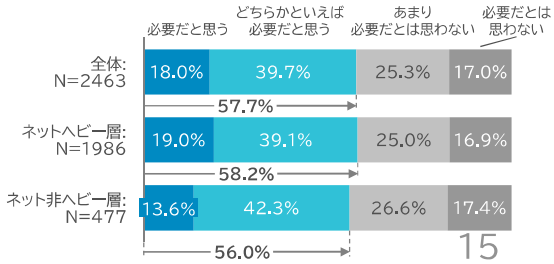

※ネットヘビー層：ポータルサイト・アプリ、ニュースキュレーションアプリ、専門サイト・アプリ、レビューサイトやブログ、SNS、動画共有サービス、無料・有料の動画配信サービス、NHK・民放・新聞社のサイト・アプリのいずれかを毎日利用していると回答した人
出所:NHK調査（2022年10月　全国15－79歳男女、インターネット調査、N＝2463）

放送と同様の効用で異なる態様のもの：例）国際のインターネット発信

NHK

- 「日本の情報を世界に発信し、世界の人々の日本への理解を促進する」という国際放送の効用を、放送だけでなく現地のOTTやSNSを通じて実現する「異なる態様」
  - 「日本の情報を世界に伝えること」を重要視している人におけるNHKの「インターネット活用」への期待度は約6割。さらに、長期的に増加傾向にあり、インターネットの活用を通じた国際発信への期待は徐々に高まっているといえるのではないか

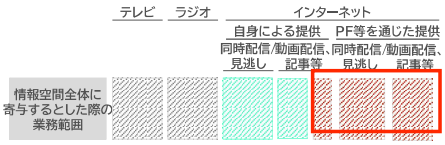

「日本の情報を世界に伝えること」を重要視する人における
NHKの「インターネット活用」への期待度

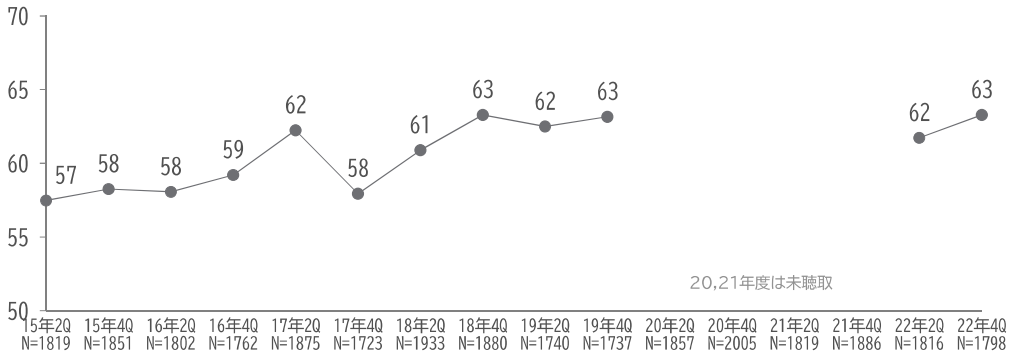

※「日本の情報を世界に伝えること」を重要視する人とは、「日本が、日本の情報を世界に伝えること」を「重要だと思う・どちらかというと重要だと思う」と回答した人。
※インターネットの活用を期待している人とは、NHKが「インターネットを通じて、放送番組の内容の理解に役立つ情報を提供すること」
　または「インターネットを活用して、放送と同様に、豊かで良い番組や情報を提供すること」を「期待している・どちらかというと期待している」人。

出所：NHK世論調査（層化二段階抽出法で抽出した全国16歳以上の男女3600名への調査。
2020年2Qまでは訪問留置、2020年4Qからは郵送調査）

プラットフォーム等を通じた提供をどのように考えるか

NHK

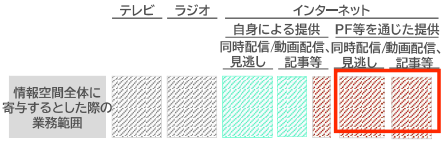

（受信料領域）

- あくまで提供実態で判断されるものであるが、実質的に「自身による提供」であれば、同様の扱いではないか

（その他）

- 「NHKオンデマンド」については、市場競争に配意しつつ、有料アーカイブ事業として継続・強化すべきではないか
  （収支が改善すれば、よりロングテールのアーカイブコンテンツについて提供を強化する等、映像産業の発展、映像文化の保存に寄与していく）

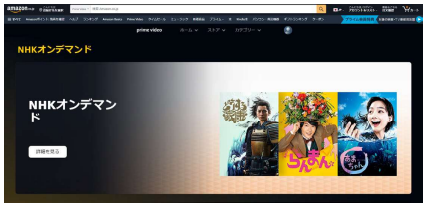

出所：Amazon サイトから引用

- その他の提供形態については、市場流通が確立している場合は、子会社経由等の有料提供が原則ではないか

ガバナンスの在り方

NHK

- インターネット活用業務が必須業務となった場合は、上記のような範囲のサービスについては、放送各波同様、毎年度の予算・事業計画で規模、内容をお示ししていくことになるのではないか
  ＝放送番組審議会等の審議を経て、最終的に経営委員会で議決を得る（その後大臣意見を付され、国会審議）。
  また、適正性については経営委員会の監督、監査委員会の監査を受ける、現在の放送同様のガバナンスを想定

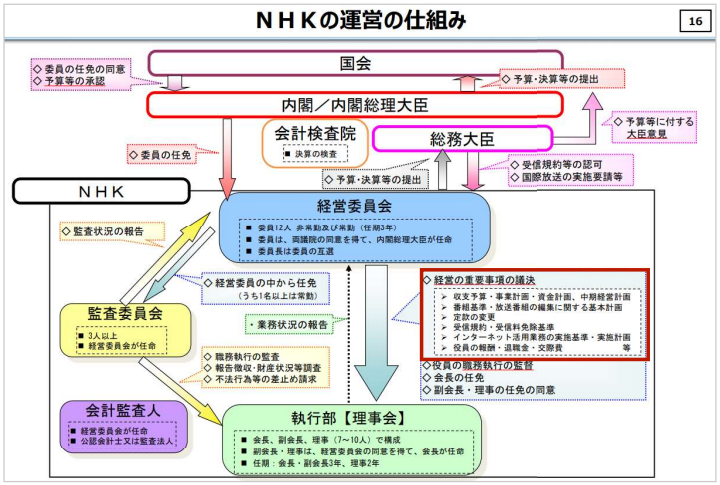

出所:公共放送ワーキンググループ（第1回）「公共放送の現状について（事務局資料）」

【目次】
I. 2023年度予算について
II.一般勘定
- 事業収入
- 事業支出
  - 国内放送費・国内放送番組配信費
    1. 地上放送
    2. 衛星放送
    3. インターネット活用業務
       （必須業務化した場合追加）
    4. 報道取材
    5. 地域放送
    6. 制作共通費等
    7. 放送・サービス維持運営経費
  - 国際放送費・国際放送番組配信費
  - ・・・

III. 有料インターネット活用業務勘定
IV.受託業務等勘定

（イメージ）

出所:NHK「2023年度収支予算と事業計画の説明資料」
（赤字は必須業務化した場合に追加されるイメージ）

ガバナンスの在り方

NHK

- 欧州の公共放送では、新規または既存サービスの大幅変更を行う場合、監督機関が公共価値テストを実施。
  公共性が市場影響等を上回るかを審査の上、適否を判断している（下記はイギリスBBCの事例）
- NHKでも同様に、新規内容で一定の規模にかかるものは、（経営委員会の監督のもと）いわゆる「公共価値テスト」を事前実施ののち、追加することとなるのではないか
  （その際には、NHKで現在設置している「インターネット活用業務審査・評価委員会」の知見が活用できるのではないか）
- また、BBC等で行われているように、数年に一度、全体状況の変化に合わせた競争レビューを行うこともあり得るのではないか

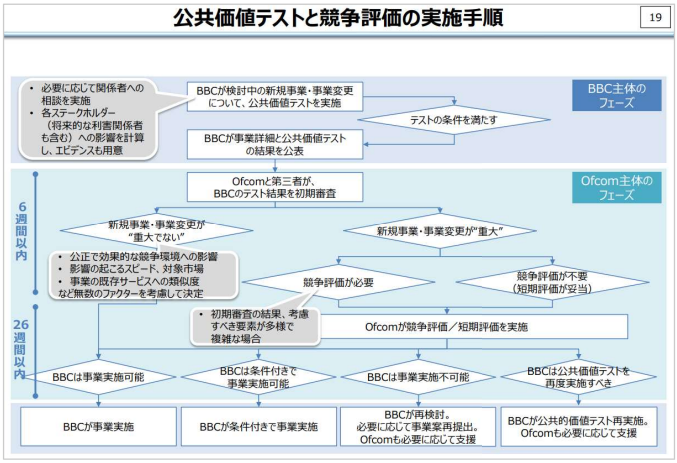

出所:公共放送ワーキンググループ（第4回）事務局資料

19

出所:NHKホームページ　NHKのインターネット活用業務について

負担の在り方

NHK

- 負担の在り方を検討するにあたっては、**「公平性」と「同等性」**が重要となるのではないか
- **フリーライドを抑止**し、**ネットのみの環境の方に機会を提供**する一方、多機能端末であるスマートフォンを保有しただけで、現在のテレビ受信機のように扱うことは<u>選択肢には入らない</u>

（業務範囲の想定）

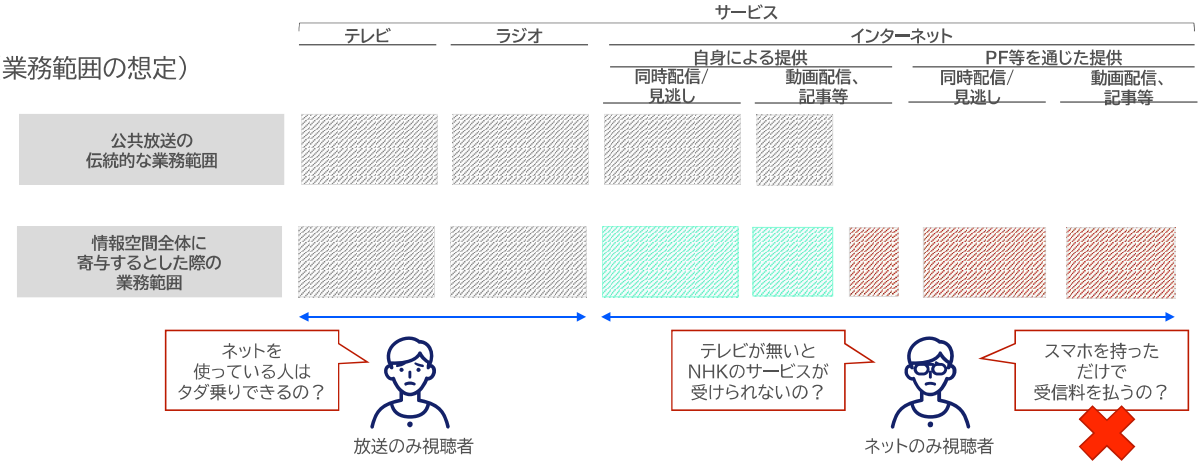

放送の視聴者だけが負担をする
「公平性」の課題

放送の視聴者しか視聴できない
「公平性」の課題
多機能端末であるスマホ保有だけでの負担はない
「同等性」の課題

20

出所:公共放送ワーキンググループ（第3回）NHK提出資料より抜粋

負担の在り方

NHK

- 公平性、公平負担の観点から、同様の効用が得られているのであれば、同様の負担を頂くのが適当ではないか
  - 受信料支払者の4割が「他の人が受信料を支払わないのであれば自分もできれば支払いたくない」と思っており、不公平感が存在している。
  - 一方で、非テレビ層でもテレビを持っていないため受信契約ができないという声も少なくない。

受信料支払者の意識

Q.あなたはNHKの受信料について、どのようにお考えですか。
他の人が受信料を支払わないのであれば、自分もできれば支払いたくない
（「そう思う」と回答した人の割合：%）

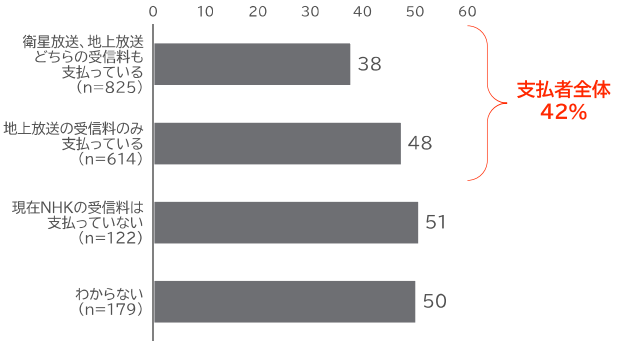

出所：NHK世論調査（2022年7月、層化二段階抽出法で抽出した全国16歳以上の男女3600名への郵送調査、有効回答数1816）

非テレビ層（特にテレビ非保有者）からの声

コールセンターに寄せられた声（一部）：
（視聴者からの声はサービス開始以来、継続して寄せられており、10月には12件の要望、問い合わせを確認している）

- テレビを持ちたくないだけなのに、どうしてNHKプラスを見られないのか
- 払ってもいいと思っているのに、どうして見られないのか
- テレビがないまま受信契約ができないのはなぜか

SNSで語られている声（一部）：
（開始以降、月数件レベルでコンスタントに言及されている）

- NHKプラスが見たいから受信料を払いたいと言っても、契約させてもらないようになっている
- テレビを持っていない家はNHKプラスに登録するなってこと？
- テレビがあることにすれば、NHKプラスに申し込めるのだろうか

出所：公共放送ワーキンググループ（第3回）NHK提出資料より抜粋

負担の在り方

NHK

- 「『公平性』と“受益感”（個人、社会への貢献の実感＝一定の『同等性』の証拠）が同様になるタイミング」から、支払いをお願いすることが望ましいのではないか
  ➡“受益感”が無い“所有即契約”ではなく、“受益感”が公平性を上回る有料契約＝“サブスク”でもない形
  - 詳細は、エンフォースメントの在り方も含め、法的・技術的要件を精確に詰めていく必要

公共放送ワーキングでの構成員からのご意見

- （瀧構成員）必須業務化によってネットから受ける便益がテレビと変わらなくなるので、負担を求めることが公平であり受信料制度の考え方にも整合すると考えている。（中略）ペイウオールの先にあるコンテンツは広く世の中に伝わらないと思っているので、NEWS WEBなどは無料で出しておいた方が良いという結論になるように思う。テレビを持たず、積極的にネット上での配信も見にいかないという人たちに対しても、広く言論空間であったり文化へのスピルオーバーはあるものだったりはするので、その余地の存在を確認しておくことは大事なのかなと思った。
- （落合構成員）「公共放送を受信できる環境にある」とは何かを精査すべきだ。（中略）「受信しうる環境」は、アプリをダウンロードしたときか、利用規約を承諾したときか。（中略）ソフトウェアは、比較的簡単に取り外しができる。その特性上、アプリを入れただけで受信設備を置いたのと同じと言えるか。
- （宍戸構成員）インターネット端末をいわばテレビとして使う何らかの契機をつかまえて受信料相当の負担を求める、というのが筋ではないか。
- （林構成員）公共放送を受信できる環境にあることを受信者の黙示の意思表示として契約関係を生じさせる意思主義的な法的整理がよいと思う。

出所：公共放送ワーキンググループ（第7回）議論よりNHK作成
（議事要旨公開前のため文責NHK）

これまでの構成員等の主な意見

17

【構成員等の主な意見】

- 費用負担のあり方については今後丁寧な議論を尽くすべきであると考えているので、受益者負担という原則に立つならば、受益する者が平等な負担感を持つことが肝要。*（第1回：三友主査）*
- 最高裁判決を踏まえ、受信し得る環境にある者に広く公平に負担を求めていくものが受信料であると認識しているが、ネット配信というのは現状、部分的であり、放送全部を見るものと同等の負担を課すのがよいのかということもある。*（第1回：落合構成員）*
- PCやスマートフォンを保有するだけでは受信料を課さないことをもって、テレビ受信機に紐づく従来の受信料制度との整合性や、負担の公平性などの議論を先送りしてはならない。*（第3回：民放述）*
- インターネット活用業務の必須業務化がなぜ必要なのか、任意業務ではできないが必須業務になるとできるようになることがあるのか、必須業務化に伴い、受信料制度の見直しが必要なのかどうか、よく分からない点が多い。NHKに期待する機能や役割の検討を先行して、NHKの将来像や受信料制度の見通しといった肝心かなめの議論が後回しになっており、視聴者には分かりにくい議論となるのではないかと危惧している。*（第5回：民放述）*

- 受信料制度の在り方に関しては、インターネットに接続する機器を保有しているだけで受信料を払うというような制度をいきなり考えるというのは難しいのではないか。*（第1回：山本主査代理、宍戸構成員、瀧構成員、長田構成員、林構成員）*
- 最近のテレビは違う部分もあるが、少なくとも当初、放送法ができて昭和、平成の中期ぐらいまでは利用用途が放送受信に限られていた一方で、スマートフォンやPCなどは必ずしもネット配信を見るためだけのものでないことが明らかなので、保持者をもって視聴者と捉えてよいかについても難しい問題がある*（第1回：落合構成員）*
- スマホのアプリをインストールするような自らNHKを受信できる環境を整えようとする視聴者については、ある意味積極的に受信に関与しようとするのであるから、このWGで議論自体はしてもよいのではないか。*（第1回：三友主査、林構成員）*
- 現行の受信料制度は放送の対価ではないが受益の観点も加味した制度となっており、この考え方を前提としても、無料にする、アプリをインストールした場合に有料とする、端末所有者に負担させるなど多様な選択肢があり得る。第2の選択肢が、受益の観点を加味するという考え方に親和性が高いと考えられるが、いずれも理論的に決め手はない。*（第2回：曽我部構成員）*

出所：公共放送ワーキンググループ（第7回）
「インターネット活用業務の財源と受信料制度に関する論点」
（事務局説明資料）

（参考）負担の在り方

NHK

- 社会実証において検証したサービス（放送と同様の効用で異なる態様のもの）については、利用することで一定の受益感（金銭的価値）が存在することが確認できている
- また、ネットヘビーユーザーであっても、NHKサービスへの支払意思額は現行の受信料（地上契約）を上回る

社会実証におけるインターネットサービスの金銭的価値評価

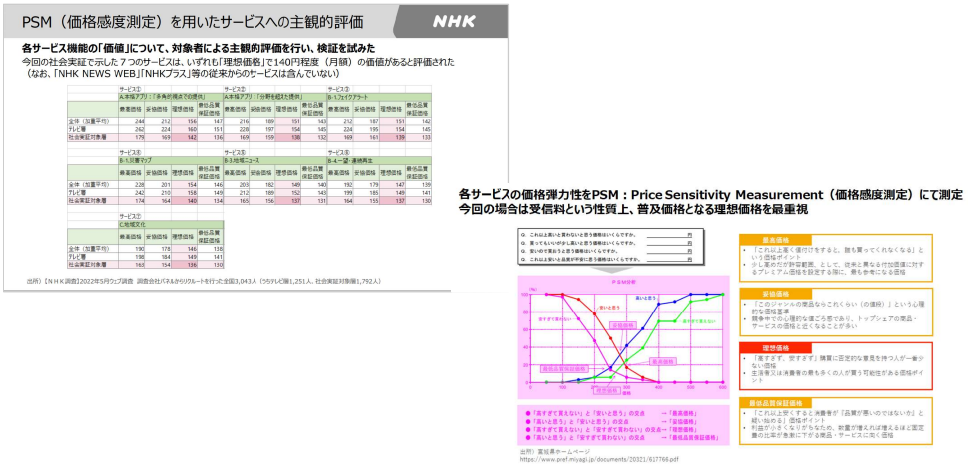

出所：NHK「インターネットでの社会実証（第一期）結果報告」から作成

支払意思額の調査（設問）

これから、公共放送の価値についてお伺いいたします。
現在のようなNHKの受信料がなくなったと仮定してください。
その上で、あなたは現在のNHKの総合テレビ、教育テレビ（Eテレ）、ラジオ番組やインターネットで提供している情報・サービスを視聴するために月々いくらまでなら支払いますか。

この金額は「放送料」としてNHKが提供する様々な番組の制作や、放送に必要な技術開発など公共放送維持のために必要な事業運営に適切に使用されます。お答えになる際は、月々その金額があなたの家計から支払われるため、その分家計に影響があるということをお考えの上お答えください。尚、本質問の回答結果によって、あなたのお宅が支払っているNHK受信料に影響が生じることはありません。

注：ネットヘビーユーザーの1ヶ月あたりの支払意思額は、約1299円となり、現行の地上契約2ヶ月払継続振込等での1275円を上回る
注：ネットヘビーユーザー：平日または休日のインターネット利用時間が3時間以上の人
出所：NHK世論調査（2023年1月、層化二段階抽出法で抽出した全国16歳以上の男女3600名への郵送調査、有効回答数1798）

（情報空間全体の）多元性確保への貢献

NHK

- 新聞、民放、NHKという伝統メディアへの信頼の構図が維持・強化されることは、NHKがインターネット業務を展開することの前提となる。その観点から、協力すべきことは“本来業務”として取り組む

基本的な考え方（令和4年11月24日ご提示）

NHK

「情報空間の参照点」への期待

テレビ層・非テレビ層を問わず、
拡大する情報空間に対する課題認識は幅広い

「信頼できる多元性確保」への期待

新聞、民放、NHKという伝統メディアに対する期待、信頼は、ネットヘビー層でも大きい

- 伝統メディア、公共放送が対応してきたものであり、非テレビ層に向けてのサービスには一定の期待・評価が確認されている（社会実証）
- 新聞、民放、NHKという伝統メディアに対する期待、信頼は、ネットヘビー層でも大きく、これを維持して情報空間の課題に対処していくことが、視聴者・国民に大前提として求められていると考えられる

- NHKには「情報空間の参照点の提供」（とくに修正経営計画で示した“安全・安心”“あまねく伝える”を優先して社会全体に貢献）、そして同時に、「多元性の確保への貢献」が求められているのではないか

4

出所：公共放送ワーキンググループ（第　3回）NHK提出資料

出所：公共放送ワーキンググループ（第3回）NHK提出資料

（情報空間全体の）多元性確保への貢献

NHK

- 国内外で、情報空間全体の多元性確保等に資する、新聞、民放、公共放送という伝統メディアによる協力体制が築かれはじめている。このようなさまざまな取り組みに、積極的に貢献していきたい

（さまざまな事象・事例イメージ）

トラステッド・ニュース・イニシアティブへの参加

trusted news initiative

- 有害な偽情報・誤情報に関する知見や対策方法を共有する国際的なメディアネットワーク
- BBCやワシントン・ポストなど欧米の主要メディアや、大手ITプラットフォーム企業が連携し、2019年に開始
- NHKは2022年から参加している

出典：https://www.bbc.co.uk/beyondfakenews/trusted-news-initiative/about-us/

ニュースコンテンツの“対価”を得る法的枠組み確立へ協力・貢献（オーストラリア等）

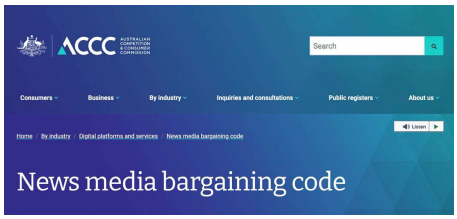

- いわゆる大手ITプラットフォーム企業を対象に、新聞、民放、公共放送などの報道機関への正当な対価の支払いなどを義務付ける規律を策定
- メディア環境の激変の中で、情報空間の課題に伝統メディアが共闘して対応した

出典： https://www.accc.gov.au/by-industry/digital-platforms-and-services/news-media-bargaining-code/news-media-bargaining-code

（参考）オリジネーター・プロファイル技術（最新技術により情報空間の信頼性向上へ）

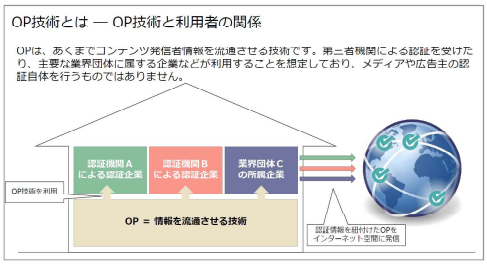

➡情報空間全体の信頼性、透明性を高めていく技術開発については、ぜひ積極的に貢献していきたい

出所：デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第18回）「Originator Profile概要説明資料」

25

（情報空間全体の）多元性確保への貢献

NHK

- NHKが、多元性の確保のために以下のような業務に取り組むことに対して、国民の約6～7割が賛成している
  - 放送ネットワークを、NHKが民放と協力しながら効率的に維持・管理することに約64%が賛成
  - NHKが日本のコンテンツ産業を後押しすることに、約64%が賛成
  - NHKが中心となり、放送とインターネット両方に対応できるようなソフトウェア開発等を進めていくことに約68%が賛成

「3. あまねく伝える」の中の「二元体制の持続可能性を高め、あらゆる地域へ放送の価値を届け続けます。」に関連してお伺いします。
日本の人口減少の加速や、大雨、地震等の自然災害の増加により、放送事業者が日本全国各地の人々に向けて放送ネットワークを維持することが困難になり、NHKと民放の二元体制の下で提供されてきた社会にとって必要とされる基本的な情報※が、地域に住む人々に届けられにくくなるという課題に対して放送事業者が単独で対応していくには限界があり、業界全体で対応していく方が効率的です。そこで、今は各社バラバラに対応していることが多い**放送のネットワーク（鉄塔等）**を、今後NHKが中心となって民放と協力を進めながら、**効率的に維持・管理して行くべき**だという意見があります。
※全国向けの情報だけでなく、地域社会の課題・自治体や選挙の情報・生活情報等

「1. 安全・安心を支える」の中の「国際情勢や地域環境の変化を踏まえ、信頼できる情報の担い手として、健全な情報空間の維持に貢献します。」に関連してお伺いします。
海外の事業者が多くの世界の視聴者に見てもらうことを優先することで、一見日本風ではあるものの、日本人視点で見ると違和感のあるコンテンツのみが広まり、日本の文化・社会等を題材とした日本らしいコンテンツがなくなるという課題に対処するために、NHKが、業界全体の制作力向上支援や日本コンテンツへの投資促進支援等を通じて、**日本のコンテンツ産業を後押し**していくべきだという意見があります。

「1. 安全・安心を支える」の中の「国際情勢や地域環境の変化を踏まえ、信頼できる情報の担い手として、健全な情報空間の維持に貢献します。」に関連してお伺いします。
欧米を中心とした海外の放送局では、放送と同時にインターネットにコンテンツを提供していくことが標準になっています。
日本としても同様に対応していくために、NHKが中心となり**放送とインターネット両方に対応できるようなソフトウェア開発**等を進めて行くべきだという意見があります。

Q.あなたは、このような意見に対してどのように思いますか。（ひとつだけ）【必須】

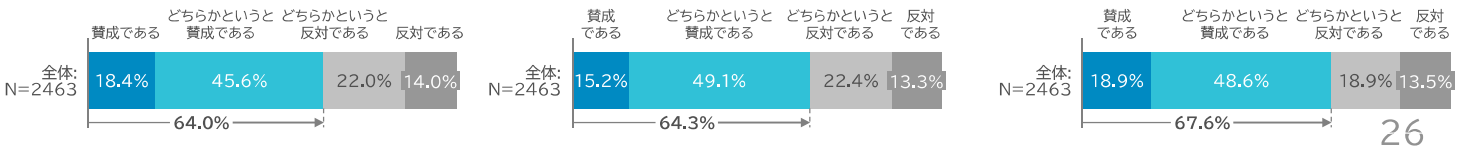

26

出所:NHK調査（2022年10月　全国15－79歳男女、インターネット調査、N＝2463）

NHK

２０２３年5月１９日

総務省「公共放送ワーキンググループ」御中

NHKインターネット活用業務の検討に対する意見

一般社団法人日本新聞協会
メディア開発委員会

総務省「公共放送ワーキンググループ」（以下、WG）はこれまでNHKインターネット活用業務の在り方について検討してきた。当委員会は昨年 11 月 24 日の第 3 回会合に出席し、巨額の受信料を財源にNHKがネット業務を際限なく拡大すれば、新聞をはじめ他メディアとの公正競争が阻害され、言論の多様性やメディアの多元性が損なわれかねないと指摘した。また、NHK の在り方をまず問い直した上で、公正競争の確保に十分留意する精緻な議論を求めた。しかし、その後の貴 WG の検討状況を見る限り、こうした論点を十分に吟味しないままインターネット業務の「本来（必須）業務化」ありきの議論をしているといわざるを得ない。議論の前提として、NHK自らが考えるインターネット業務の具体像を示し、国民や視聴者、関係する事業者の理解を得て進めることが必要であり、早期に実現すべきだ。

当委員会の問題意識を以下に挙げるとともに、別紙に質問事項をまとめた。質問はNHKのインターネット業務に関して議論する上で不可欠なポイントである。WG で議論をしたうえで一点一点、回答をお願いしたい。

【情報空間の健全性確保とネット業務の関係】

貴 WG が課題として掲げた情報空間の健全性は、放送制度・放送政策の枠組みを超えた問題である。NHKがネット業務を本来（必須）業務にすれば、メディアの多元性や言論の多様性に影響するというのは貴 WG でも指摘された問題である。こうした民主主義の根幹にかかわる論点について、放送政策、なかでも公共放送を専門的に議論する貴 WG のみで結論を出すのは妥当ではないのではないか。放送に関連する事業者や専門家だけでなく、より幅広い主体を交えて開かれた議論が行われるべきだ。

NHKのネット業務拡大が情報空間の健全性確保に不可欠だという論理にも、強い違和感がある。これまでの貴 WG の会合で「偽情報やフィルターバブルなど情報空間の弊害を直接是正する可能性は限定的」（曽我部真裕構成員）という重要な指摘があったものの、その後は十分な議論がなされていない。また、NHKだけでなく、民放や新聞なども公共的な役割を担い、信頼できる情報を提供している。そうした視点を改めて確認し、NHKの役割、多様な報道機関との競争環境について議論すべきだ。NHKのネット業務拡大が情報空間全体の改善にどの程度寄与するか、その効果が他の報道機関などに与える悪影響より優先されるのかを示すべきである。NHKがネット業務を拡大したとしても、メディアの多元性を損なうようでは本末転倒といえる。一度棄損されたメディアの多元性や言論空間が元の姿を取り戻すことは難しく、そうした点に留意した議論が行われるべきだ。

【受信料を原資としたネット業務拡大の是非】

フェイクニュース（偽情報）の拡散など情報空間の課題が顕在化しているとの認識に賛同する。しかし、テレビ受像機にひも付く受信料を原資にする NHK がネット上の課題解決に向けて役割を果たすことの是非については、十分に議論されていない。受信料は公共放送を支える制度の根幹であり、国民や視聴者にとっても関心が高い。4 月 27 日の第 7 回会合でようやく検討が始まったが、さらなる深掘りの議論が必要ではないか。

当委員会はかねて、NHK のネット業務について、放送番組に関連づけられた補助的な内容の「理解増進情報」やプラットフォームとの結びつきの拡大などの課題も指摘してきた。ネット業務は放送の補完と規定されていながらなし崩し的に拡大している。そうした問題の検証も不十分ではないだろうか。他の報道機関と比べて圧倒的に強固な体制もある中で、ネット業務の拡大が他の民間メディアとの公正競争に与える悪影響を懸念している。一方で、受信料という限られた財源の中で、ネット業務を際限なく拡大すれば、放送にそのしわ寄せが及ぶ可能性もある。ネットを有効活用できない高齢者などへの影響も検討課題だと考える。

貴 WG では、こうした懸念への議論が十分とは言えない。既存の補完業務では何ができないのか、本来業務化によって何を変えるのかなども、狙いを含めて具体的に示さないのは問題だと考える。

【議論の進め方に対する懸念】

貴 WG は 2 月 24 日の第 5 回会合以降、事務局がまとめた資料「論点と考え方」に基づいてテーマごとに検討している。テーマごとの個別の検討を終えた後、最終的に包括的に検討するとしているが、今夏に取りまとめを予定するなら十分な時間は残されていない。総務省がこれまで求めてきた業務・受信料・ガバナンスの「三位一体改革」の趣旨を踏まえればさまざまなテーマを関連付けた議論が極めて重要であり、このままでは全体として整合性が取れた結論が得られるのか疑問だ。多くの論点で二者択一の議論がなされ、「本来（必須）業務化ありき」で審議が進められているという懸念が拭いきれない。スケジュールのみを優先し、検討を拙速に進めてはならない。

【NHK による説明の必要性】

複数の有識者から指摘があった通り、本来、NHK 自らが考える業務の将来像を説明することが議論の出発点であるべきだ。NHK が目指す「本来（必須）業務化」の範囲はどこまでか。同時配信、見逃し配信、オンデマンド、もしくはテキストも含むのか。料金は、アプリ導入による課金制か、無料か。民間メディアが被る悪影響をどう考慮するのか。NHK の意見表明がいまだになく、貴 WG が、こうした議論を抜きにしたまま、「NHK はネット空間でも公共的な役割を果たすべき」という抽象的な意見のみで「本来（必須）業務化」に突き進んでいるように見えるのは大きな問題だ。NHK に対して、早期に貴 WG の会合で説明することを要請してほしい。その際 NHK は、これまで指摘があった理解増進情報に対する懸念や、構成員で意見が一致した事前の競争ルールの導入などについても考えを述べ、国民や視聴者、関係する事業者の理解を得るべきだ。また貴 WG には、その回答を踏まえて当委員会にも意見を述べる場を設けてほしい。

以　　上

別紙

公共放送 WG に対する質問事項

①NHK のネット業務拡大がどのように情報空間の健全性確保につながるかは明確でなく、メディアの多元性から見ると逆効果になりかねないとの指摘もある。NHK のネット業務拡大と、情報空間の健全性確保の関係についてどう考えるのか。

②NHK はすでに理解増進情報などの名目でネット業務を幅広く展開している。現状のネット業務は情報空間の課題解決にどの程度寄与してきたと考えるのか。

③民主主義を維持するためのメディアの多元性の重要性をどう捉えているのか。NHK のネット業務拡大によって、メディアの多元性にどの程度影響が出ると考えるのか。

④仮に NHK のネット業務を必須業務とする場合、新聞・通信社や民放以外の事業者への影響も考慮する必要はないか。他にどのような企業や組織、団体に影響が出ると考えるか。またこうした事業者からも意見を聞く必要性をどう考えるか。

⑤放送の持つ公共性と、ネット空間の公共性の違いをどのように考えるか。ネット空間の公共性をどのような枠組みで制度化するのか。通信・ネットの領域を放送法の改正で規定することは適切なのか。放送制度の枠を超えた議論が必要になると考えるが、どう対応するか。

⑥「NHK ニュース防災」アプリや「NHK NEWS WEB」「NHK 政治マガジン」など、理解増進情報として展開しているサービスは、受信料を支払わなくても利用できる。受信料制度の整合性などをどう考えるか。ネットのオリジナルコンテンツも多いが、問題はないとみているのか。必須業務化を考える際に検証する必要はないのか。

⑦ネット業務の必須業務化の可否については、NHK がまず具体的な業務構想を示し、その効果、他の事業者や市場への影響について十分議論を重ねた上で検討すべきではないか。これまでの議論の進め方はあるべき姿とは順序が異なっているのではないか。

⑧任意業務から必須業務となった場合、具体的に業務展開はどう変わるのか。あるいは何が可能になるのか。任意業務のままでは、具体的にどのようなデメリットがあり、変更する必要があると考えるのか。国民・視聴者にとっても分かりやすく説明すべきではないか。

⑨受信料という原資だけでなく、受信料を基に築き上げてきた組織体制や設備などもあり、報道分野での NHK は圧倒的な存在感がある。ネットを必須業務にした場合も巨大な組織や人員を活用すれば、収支を勘案してネット業務に取り組む他の報道機関は公正な競争が難しいのではないか。

⑩NHK の業務、受信料、ガバナンスの「三位一体改革」は道半ばだ。ネット業務拡大を議論する前に、まずは、貴 WG でこれまでの NHK による「三位一体改革」の検証をするべきではないか。また、「経営委員会のガバナンスを含む、ＮＨＫのガバナンス改革が必要」との指摘もあったが、どう検討するのか。

以　　上

資料9－1

NHK執行部の対応について

2023年6月7日

日本放送協会

経　緯

2022年10月上旬　一部役員が前会長から衛星放送番組同時配信の了解を得たと説明
12月14日　稟議で「NHKプラスにおける衛星放送番組の配信対応整備」の調達開始を決定
（NHKの稟議・・・措置された予算の中で、5億円を超える契約や調達について、
関係役員等の審査・承認を経て会長が可否を決定する仕組み）

2023年1月25日　稲葉会長就任
4月6日　NHK内で設備の調達を進めていることを覚知
4月7日　12月の稟議書を確認　会長・副会長に報告し、調査を開始
4月18日　副会長が、監査委員に事案を報告
4月24日　理事会で正式な調査と業務停止を指示
5月15日　理事会で調査結果が報告される
・この時点で違法性が疑われる支出がないことを確認
・今後も違法性を疑われないよう内容を是正するとともに目的を明確化すべき
➔会長が報告に基づく対応、再発防止策の検討を指示
5月15日　監査委員会に報告
5月16日　経営委員会に報告
5月17日　理事会で15日に指示した対応の報告をうけ、会長が再開を判断
5月29日　総務省に報告
5月30日　理事会で再発防止の検討体制を報告し、決定
経営委員会にも報告

今回の対応

＜予算事業計画に計上された設備整備＞ （予算書上「放送番組設備整備計画」「研究施設・一般施設整備計画」として計上）
（1） BS番組の周知広報配信
（2） 地上波配信の局内設備障害時のバックアップ

＜稟議で計画された設備整備＞
（1） BS番組の周知広報配信
（2） 衛星波の同時・見逃し配信

＜今回の対応＞
（1） BS番組の周知広報配信 ➔当初計画どおり整備を進める
（2） 衛星波の同時・見逃し配信
・衛星波の同時・見逃し配信のみに必要な設備整備は契約せず中止
・設備整備の目的の変更
➔予算事業計画で想定していた「地上波配信の局内設備障害時のバックアップ」に変更

2

再発防止の検討

○ **体制**
会長直属のアドバイザー：
外部の弁護士とガバナンスに詳しい方

○ **検討内容**
・協会の意思決定のあり方
・稟議規程等、各種規程のあり方
・組織風土、ガバナンスなど

○ **検討期間**
7月末には、一定の方向性を得たい
ただし、直ちに対処すべきものは迅速に実施していく

3

前回会合における質問事項への回答（日本放送協会）

番号	質問者		質問内容	回答内容
1	大谷構成員	質問	「放送と同様の効用」について、インターネット活用業務を必須業務化することによって国民・視聴者に対し、どのような効用があるのかをNHKの言葉で教えていただきたい。災害や教育コンテンツ等が例として挙がっておりイメージしやすいところだとは思うが、加えて、放送かネットかといった伝送路に関わらず、NHKが視聴者の声に耳を傾けることになれば、情報空間全体の批評・批判についてすべて対応することが効用として思い浮かぶところ。	【執行部】 各種世論調査等から、フェイクニュース、社会にとって重要な情報の埋没、意見の分断を強調する情報の拡散等、情報空間全体で認識される問題に対して、ＮＨＫに一定の役割を期待頂いていると承知している。 これに対し、社会において信頼できる基本的情報＝「情報空間の参照点」の提供を行いたいと考えている。情報があふれるなか、視聴者・国民がさまざまな事象・価値観を知り、共有し、判断していく際のひとつの立脚点になればと考える。 「視聴者・国民がＮＨＫに求めているものは何か」という期待・要請の中で今、必須業務を行っているが、これをネット空間でも行っていくということである。
2	大谷構成員	質問	これまではネットが放送の補完をしていたところ、今後は放送がネットの補完をすることも考えられるが、国民・視聴者や競合事業者等、競争の観点から問題意識を持たれている人に対して、どのような説明をすればよいのか。	【執行部】 「情報空間の参照点」の提供と並んで重要な点として、「信頼できる多元性確保」への貢献を掲げさせて頂いた。 資料９頁に書かせて頂いた通り、この役割は、あくまで、新聞・民放ほか、伝統メディアとの多元的な切磋琢磨によって実現できるものと考える。 よって、11頁に示した通り、「放送の同時配信・見逃し」「報道サイト」を基本とし、「放送と同様の効用で態様が異なるもの」を限定的に提供し、全体について、放送同様、公平性確保・多角的論点提示等の規律がかかるものだと考えている。
3	大谷構成員	質問	資料8-1のp11について、サービス領域が横長に拡大する半面、縦方向には圧縮されており、インターネット活用業務の必須業務化によって財源を拡大するというよりは、同じ程度の財源でサービス領域を広げていこうとしているのか、その点NHKの意図を確認したい。	【執行部】 三位一体の改革に基づき、これから大幅な減収が予定されているほか、必須業務となっても、財源が増加していくようなものではないと認識している。 ＮＨＫに最も求められている「正確な情報」「多様な番組」「信頼できる情報空間の参照点」といった内容により純化して、業務を行っていく考えである。ネットにおいても放送においても、質を向上させることで、ＮＨＫの情報空間における価値を高めたい。

1

4	林構成員	意見	資料8-1のp19のガバナンスの在り方については、前提として競争ルールの在り方とネット規律の在り方の話に分けて考える必要があるが、ステートエイドの問題が抜きがたい。競争ルールについては、民放連や新聞協会の懸念はよくわかる。競争ルールの整備や運用について、現状お示しされている協会内部のガバナンスだけで事足りるということには賛同できない。必須業務化するのであれば、執行部を監督する経営委員会の強化はmustだが、それでは足りないと思っているので、費用の上限も含めて実施基準を策定して、総務省に認可制度にかからしめることが必要。 　他方、p11のネット規律についてはガバナンスへの考えとは逆に、公共放送の自覚と責任において、ネット上のコンテンツに放送の規律を当てはめるのではなく、自主・自律にゆだねるべきと考えている。ただし、ガイドラインのバージョンアップは必須。法律上の手当てをすると拡大解釈されるおそれもある。	―
5	林構成員	意見	また、毎年度又は複数年度において市場検証会議のような形で、定点観測としてレビューを行う必要がある。	―
6	落合構成員	質問	競争規律に関わる部分については、NHKから十分な説明があったとは思わない。具体的にどのように進めていくのかという準備ができていないと感じた。どのような組織内の体制を整備し、どのような基準で進めていくことを想定しているか、明確にご説明頂きたい。	【執行部】（【経営委員会】は別途） （（経営委員会の監督のもと）新規または既存サービスの大幅変更を行う際には、予算・事業計画の策定前に第三者の専門委員会が一定の評価を行い、ＮＨＫ自身の意見とあわせて意見募集等をし、最終的な判断を得る、欧州の「公共価値テスト」的なものを行うことが適切だと考えている。現在、執行部には「インターネット活用業務審査・評価委員会」と呼ばれる専門委員会を置き、計画策定の前後に一定の評価を行っている。このような取り組みの蓄積も活用できると考えている。）
7	落合構成員	質問	資料8-2の新聞協会の意見の中にも「NHKの説明が必要」だとして、競争規律の在り方についてと料金体系についてどうするのか書かれていたところ。おそらくアプリダウンロード等の一定の視聴者の積極的行為を契機とする課金制であろうかと思うが、できるかぎり明確に、料金体系についてどう考えているのか明確に説明していただきたい。業務ごとに異なる場合には業務ごとに、無償か有償か、また有償な場合にはどのような課金額の算定を想定されているか。	【執行部】 現時点でお示しさせて頂いたのは、20頁以降にあるように、「放送の同時配信・見逃し」（地上放送を想定）について、負担の公平性・端末等環境の同等性が満たされる際には、同水準の負担をお願いすることになるのではないか、というもの。よって、当然に、多機能端末であるスマートフォンを保有するだけで契約をお願いするようなことは入らない。他方、いわゆる「課金制」と認識できてしまうことは、公共放送の本旨と相容れないものと考えている。
8	落合構成員	質問	また、その際、財源の論点も重要になってくると思う。例えば、以前の会合で、民放への協力に対する資金として広告収入を得ていくことも将来的には考えられるのではないかという発言をしたが、広告収入についてどう考えるのか。さらに、国際放送についても国内放送と同様に考えていくのか。 特に広告収入について質問を詳細にすると、本来的な財源というよりは、民放への協力をするための財源として、広告料を使うことによってプロミネンスとの関係を踏まえたエコシステムの構築のため、という観点からどうお考えかを伺いたい。	【執行部】 論点としてはあり得ると考えるが、広告財源と受信料財源は、放送の二元体制のコアであり、ご指摘のようにエコシステム全体から考えるべきものと思っている。

9	落合構成員	意見	ネット規律については、一定程度NHK側の裁量を認めていくという林構成員のご意見の方向もありうるものの、現実には民業に対する影響を考えないといけない場合が多いと思うので、新たな業務を行う場合の手続全体としては、民業圧迫を考慮した競争観点でのレビューにより、NHKの業務の拡大に対する制約もかからざるをえないため、多くの場面ではNHK側の裁量だけではなく、十分な弊害防止を確認しつつ進めていくことになるのではないかと考えている。	―
10	落合構成員	質問	NHKオンデマンドについては、放送の二次利用サービスとして開始されたという経緯があるが、ネットの普及の中で特に若年層など同時性を重視しない視聴方法も多くなっているところ、オンデマンドの効用をどう考えているか。オンデマンドは地域性だけではなく日本全体の文化の保存の役割も果たすコンテンツ配信なども含まれてていると思う。そのため、オンデマンドについて引き続き任意業務で実施するのか、必須業務とすることを考えているのか、競争状況への認識も踏まえて、回答いただきたい。	【執行部】 ＮＨＫプラスの見逃しサービスも含め、放送の厳密な”同時性”を超えた大きなニーズが「オンデマンド」にあるのは承知している。お尋ねの件は、有料業務である「ＮＨＫオンデマンド」のことだと思われるが、こちらについては、同種業務が市場に数多くあることもあり、市場競争に配意しつつ、現在の形で継続・強化すべきと考えている。収支の改善があれば、関係者の知的貢献への還元等も行えることから、これによって、映像産業の発展、映像文化の保存に寄与したい。 なお、現在も無料で行っている（市場性が低く）公共性の高いアーカイブの公開等は、別途引き続き行いたい。
11	落合構成員	質問	理解増進情報について、なし崩し的な拡大に対し強い懸念が示されているところではあるが、例えばニュース防災アプリなど現在無料で提供されているものについて、放送と同一の情報ととらえられているのか。「放送と同一の情報」と「理解増進情報」との関係をどう考えているのか。	【執行部】 現在、「理解増進情報」とは、「放送番組の理解増進情報」となっている。このため、個別放送番組と結びつくネットコンテンツ等が理解増進のために制作、提供されている形となっている。放送が必須業務であることから、これにネットから誘導を図る効果は存在しており、一定の評価はできるものと思っている。 他方、ここで申し上げた、放送と同一の情報内容を多元提供する「報道サイト」等は、それ自体が公共放送のミッションであることを想定している。よって、サイト、サービス全体で公平性を確保し、多角的論点を提示するもので、個別放送番組の理解を促すコンテンツ群が増えていくようなことにはならないと認識している。
12	落合構成員	質問	理解増進情報については、NHKインターネット活用業務実施基準の下で行われ、強い批判が出ているところではあるが、NHKとしてどのような評価をしているのか。また、放送番組に関連しないようなコンテンツの配信について、需要等を踏まえてどのように考えているのか伺いたい。	【執行部】 インターネット実施基準のもと、インターネット実施計画に基づき適切に実施していると考えている。関連しないコンテンツについては、そもそも配信は認められていないところである。 他方で、ネット全体で見た場合に、もっと純化すべきではないか、という声があることは承知している。 上記の問（11）のように、「理解増進情報」ではなく「必須業務」となることで、公共放送のミッションそのものを体現する、引き締まったものになると考えている。
13	瀧構成員	質問	理解増進情報の定義については、①今流れている放送番組に対する理解を増進するもの、②公共放送の存在に対する理解を増進するもの、③それ以外のものが存在すると考えているが、②について、NHK＋が有料のストリーミングサービスとして捉えられるようになったときに、NHKニュースなどのネット配信コンテンツがPayWallの手前ではなく向こう側にあるものとする、という考えもあり得るところ、どう考えているのか。	【執行部】 今回のプレゼンテーションで示した「報道サイト」等については、ご指摘のような考え方は十分あり得ると思っている（なお、有料料金とは考えていないため、「ペイウォール」ではないと思われる）。 他方で、負担の公平性・端末等環境の同等性が満たされる際には、同水準の負担をお願いすることになるのではないかと考えており、どのようなバランスが適切かは、実態を見て考えることが重要ではないかと思う。しかし、繰り返しになるが、ご指摘の論点は、公共放送の本旨に照らしても、重要だと考えている。

3

14	瀧構成員	質問	資料p25のように、様々な多元性確保に貢献するものについて、正しい情報のための公共財のような役割を果たすことが好ましいと思っているが、それを進めるという場合にNHKは人やお金など具体的に何を提供するのか、具体的な構想についてもう少し言及してほしい。民放や新聞のどのようなサービスと競合するのか、またどのようなところが協調領域になるのかという点を明確化したいという趣旨。	【執行部】 今回お示ししたように、ジャーナリスト、エンジニア等の人的貢献、制度検討等の知的貢献のほか、「編集」に関わらない部分についての協調領域は幅広くあると思われる。
15	内山構成員	質問	現在の190億というネット活用業務の規模について、NHK＋とNODは基本は放送番組の素材の転用すなわち共通費に該当するものが主と思われるが、共通費ではないネット業務の純然たる追加費用はどの程度か。また、この先どれくらいの規模を見込んでいるのか。	【執行部】 情報財の配賦計算は容易ではないが、2023年度予算では、常時同時配信等業務に65億円、その他のニュース発信等に102億円となっている（国際が30.4億）。 今後どのような会計上の計上となるかにもよるが、追加費用が増加していくような認識は持っていない。
16	内山構成員	質問	仮に民放ローカルが、ニュース番組のリアルタイム配信の出口にNHK+を検討した場合、NHKとしては協力が可能か。	【執行部】 提供の仕組み自体はニュートラルなものであり、技術的には可能と考える。二元体制の維持・強化のため、ご協力できることはぜひ行いたいが、広告財源と受信料財源というエコシステム全体から考えるべきテーマだと考えている。
17	内山構成員	質問	ネット業務が必須業務化した場合に、「あまねく義務」はどのような実務としてかかると考えるか。実務者側としてどのようなことが考えられるか教えていただきたい。	【執行部】 重要な論点と考える。ネットは原理的にベストエフォートの技術であることから、その点を踏まえつつ、一定のサービスレベルを確保する取り組みが必要と考える。海外公共放送では、アクセスが大きいことが想定される際、サーバーの増強を行う等の措置をしていることを承知している。
18	内山構成員	質問	ネットを使った国際展開については、どう考えているか。（ユーザー（在外法人と外国人）とB2B（日本のコンテンツとIPホルダーに対して）協力の二面においてどう考えているか。）	【執行部】 インターネットを使った国際展開については、海外での日本理解の促進と在外邦人への情報提供の観点の双方から重要であると考えている。 2015年度から、国際放送、そのネット展開の拡充は実施したが、現在では海外ではOTT、SNSでの提供が浸透している。各地の個別事情を踏まえつつ対応を行い、その際には、外部プロダクションが制作したコンテンツ等についても、しっかり発信をサポートしていきたい。
19	曽我部構成員	意見	NHKから多元性の確保について必須業務として取り組むというステートメントがあったが、現行法ではそのような点は挙げられていないと思うので、するのであれば放送法にNHKの目的として書き込んでしかるべき。	―
20	曽我部構成員	質問	ネット業務を必須業務として取り組むのであれば、より体系的・計画的な取り組みが必要になる。ファクトチェックやオリジネーター・プロファイル技術についても何か事案があってから取り組むという印象であるところ、本来はNHKが戦略を持って施策を考えていくということがあるべき姿。個別への案件への対応ではなく、より体系的に何か取り組むということを考えているか。	【執行部】 現在は、上記の先生のご意見のように、必須業務とはなっておらず、体系的な取り組みまでは至っていない。方向性について、視聴者・国民のご了解をいただければ、ぜひそのように進めて参りたい。

21	曽我部構成員	質問	p11の理解増進情報について、「放送と同様の効用で異なる態様のもの」と事実上対応していると思われるものが理解増進情報と考えられるところ、新しい制度に移行したときに、理解増進情報は廃止となり、「放送の効用で異なる態様のもの」に衣替えすることになると思うが、現状の理解増進情報と同様に歯止めがないという指摘がなされることが考えられる。その場合、p18の一般的なガバナンスの中で歯止めをかけていくということが考えられるが、個別の番組への指摘など経営委員会でガバナンスをかけることは難しいところ、別のガバナンスが必要となるのではないか。	【執行部】（【経営委員会】は別途） （現在でも、個々の波の規模、音声波・国際放送の規模、コンテンツのあり方等については、経営委員会の制度下で審議され、決定されている。範囲についてが問題となるが、これについては、（経営委員会の監督のもと）新規または既存サービスの大幅変更を行う際には、予算・事業計画の策定前に第三者の専門委員会が一定の評価を行い、ＮＨＫ自身の意見とあわせて意見募集等をし、最終的な判断を得る、欧州の「公共価値テスト」的なものを行うことが適切だと考えている。）
22	曽我部構成員	質問	NHKアーカイブについて、社会的に効用の高いものと思われるところ、新しい制度のもとでどのように位置づけられていくと考えているのか。	【執行部】 ＮＨＫアーカイブ・アーカイブ有料提供事業については、同種業務が市場に数多くあることもあり、市場競争に配意しつつ、現在の形で継続・強化すべきと考えている。収支の改善があれば、関係者の知的貢献への還元等も行えることから、これによって、映像産業の発展、映像文化の保存に寄与したい。 なお、現在も無料で行っている（市場性が低く）公共性の高いアーカイブの公開等は、別途引き続き行いたい。
23	長田構成員	質問	今後、ネット業務が必須業務化したときには、NHK＋で地上派のすべての番組を流す方向で考えられているのか。また、BSの番組についてはどう考えているのか。	【執行部】 今回の提示は地上波を念頭においており、なるべくすべての番組を流していきたい。ＢＳについては、これからの課題だと考えているところである。

5

24	宍戸構成員	質問	「放送と同様の効用」とは何かということについては、個別のサービスや案件に基づいた説明があるべきであるところ、その前提としてまずNHKが何を目指して向かっていこうとしているのかが分からない。デジタル化が進み、ネット業務が必須業務化する中で、どのように進めていくのかを示してほしい。また、どのタイミングで示していただけるのか。	【執行部】 全体を説明しようとするために、抽象度が高くなってしまったことをお詫びする。 ＮＨＫとしては、必須業務化を通じ、社会において信頼できる基本的情報＝「情報空間の参照点」の提供を行いたいと考えている。情報があふれるなか、視聴者・国民がさまざまな事象・価値観を知り、共有し、判断していく際のひとつの立脚点になればと考える。 11頁に示した通り、放送同様、公平性確保・多角的論点提示等の規律のもと、「放送の同時配信・見逃し」「報道サイト」を基本とし、「放送と同様の効用で態様の異なるもの」を限定的に提供したい。 法体系が見えないなかで明確なお答えは難しいが、来年度からの中期経営計画に向けて、一定の方向性はお示ししたい（以下、現時点の仮案である）。 必須業務における、基本的な考え方の執行部イメージは、以下の通り。 ＊必須業務化＝ネットのみ接触層に放送と同様の価値・”効用”を提供（放送同様、行わなければならない業務） ・「安全・安心」「あまねく伝える」を重視、社会の基本的な情報を多角的に伝え、公共放送として果たしてきたメディアの役割を果たす ・デジタル情報空間の課題に向き合い、価値判断に資するコンテンツを発信する ・デジタルの特性を生かして展開し、同時に放送サービスの進化にもつなげる ・最も大切なのはコンテンツであり、取材・制作力の強化が第一である
25	宍戸構成員	意見	必須業務については、はるかに重い責任や規律がかかっているところ、従来の規律やガバナンス体制のままで十分かが問われている。従来のガバナンス体制のままでよいというのであれば、どのような改革を考えているのか具体的にお示しいただかなければ、外からの規律が必要ということになってしまう。	―
26	宍戸構成員	質問	また、現在は政府からの強い力が及ばないよう経営委員会制度が採られていると思うが、このWGでの議論の温度感が経営委員会にきちんと伝わった上でご判断いただけているのかが分からない。WGの場で経営委員会からもお話しいただけるのか教えてほしい。	（【経営委員会】別途）

27	山本主査代理	質問	資料ｐ11には放送同様の自律型モデルが望ましいと書かれているが、ネット活用業務を必須業務化し、放送と同様の効用が得られる業務を行うというときに、放送法の規律がネット活用業務にも及ぶのかという議論になる。この点についてはＷＧでもさらに議論する必要があるが、放送法と同様の規律がネット活用業務にもかかるとした場合に、NHKが業務を行う上で支障があるか否かを教えてほしい。	【執行部】 放送は時系列的に提供していくものであり、提供の態様がネットとは異なるほか、通信と放送の必然的な技術的差異もある。そのため、形式的に規律をかけるのではなく、自律的に、実質的に、公平性確保・多角的論点提示等の確保が行えるようにして頂ければと考える。
28	山本主査代理	質問	現行の費用上限は、本来必須業務を行うものを削ってネット活用業務を行うことから設けられているものだが、競争を阻害しないために費用上限を維持することも考えられるところ、仮に必須業務化した場合でも今と同じ程度の費用上限がある場合に、何か支障はあるか。	【執行部】 現在の国際放送や音声波等と同様、一定の費用上限は定まるものと考えており、その意味では、一定の上限はあり得ると考える。ただし、曽我部構成員ご指摘のように、枠組みが変化することで、費用を構成する要素も変化と想定されることから、適合させたうえで判断する必要があると考える。ただし、全体として、現在規模から増加していくような認識は持っていない。
29	山本主査代理	質問	資料p22の負担の在り方について、基本的な考え方が示されているが、エンフォースメントも含め法的・技術的要件を考えていく必要があるとWGに投げられたと思うが、実務上留意していただきたいことがあれば伺いたい。また、BBC等の諸外国の状況を踏まえ、より積極的にこうしたほうがよい思う点等あれば教えてほしい。	【執行部】 まさに先生方専門家にご検討いただきたいところだが、多機能端末、様々なプラットフォーム等が進化しつつ存在することから、現在の放送受信料制度とバランスの取れた内容について（持ったら即契約ということなどではなく、他方で単純な「有料課金」でもないもの）、柔軟かつ実質的な形で、規定いただければと考える。
30	落合構成員	質問	「放送と同様の効用」については、必ずしも電波で情報を受信していた時代の放送の役割と、現代の情報が氾濫する中での放送の役割は異なっていると思うので、そもそも現在の情報空間において、メディア、放送が果たすべき意義を明らかにしつつ、さらに公共放送の役割を論じることが必要ではないか。この点、従前の放送と同じ役割を果たすことだけではなく、情報空間の中でどのように公共放送の役割が求められているのかという点は改めて整理した上で、どのような業務をNHKがインターネット利用業務に関して行うべきと考えるか、ご回答いただきたい。	【執行部】 各種世論調査等から、フェイクニュース、社会にとって重要な情報の埋没、意見の分断を強調する情報の拡散等、情報空間全体で認識される問題に対して、ＮＨＫに一定の役割を期待頂いていると承知している。 これに対し、社会において信頼できる基本的情報＝「情報空間の参照点」の提供を行いたいと考えている。情報があふれるなか、視聴者・国民がさまざまな事象・価値観を知り、共有し、判断していく際のひとつの立脚点になればと考える。 そしてこの際、ＮＨＫへの期待の源は、あくまで、新聞・民放ほか、伝統メディアとの多元的な切磋琢磨、これまで培ってきた民放との二元体制であることから、その軸を大切に、民主主義の発達に寄与していきたいと考えている次第である。
31	宍戸構成員	質問	NHK経営計画で示されることになるであろうNHKが目指すビジョンについては、紙でお示しいただきたい。	【執行部】 問27に現時点の考えを示した。経営計画は、パブリックコメント等も必須となっているものであり、しばしお待ちいただきたい。

7

32	宍戸構成員	質問	仮に共同規制をするにせよ、規制する側と規制される側にそれぞれインターフェースがあり、競争評価をめぐる問題等に対してきっちり評価できるものがNHKの中になければならない。諸課題検の第１次とりまとめでも専門家を置くという話があったところ、現状検討状況はどうなっているのか。また、会長直下で評価組織を置くのではなく、外部に置くことも手だと思う。	【執行部】 （（経営委員会の監督のもと）新規または既存サービスの大幅変更を行う際には、予算・事業計画の策定前に第三者の専門委員会が一定の評価を行い、ＮＨＫ自身の意見とあわせて意見募集等をし、最終的な判断を得る、「公共価値テスト」的なものを行うことが適切だと考えている。現在、執行部には「インターネット活用業務審査・評価委員会」と呼ばれる専門委員会を置き、計画策定の前後に一定の評価を行っている。このような取り組みも参考になると思われる。） 設置する位置は、ご指摘の通りさまざまあり得ると考える。
33	内山構成員	質問	現状、国内で競争している場合ではないという思いが強くあり、NHKには2040年に一番脅威となるコンペティターを誰と考えているのか。	【執行部】 この方、ということを個別に申し上げることは差し控えたい。様々なプレイヤーと切磋琢磨することが大事だと思っている。
34	三友主査	質問	「放送と同様の効用」の定義が分からない。どのようにかかるのか。そもそも、同じ効用をもたらす必要があるのか。	【執行部】 まず、経済学的な用法とも異なる抽象的な表現になったことをお詫びする。 11頁に示した通り、インターネットにおいて、「放送の同時配信・見逃し」「報道サイト」という基本的なサービスをまとまりとして考えていることを指して、「放送と『同様の効用』」を企図したものとした次第である。 各種世論調査等から、フェイクニュース、社会にとって重要な情報の埋没、意見の分断を強調する情報の拡散等、情報空間全体で認識される問題に対して、ＮＨＫに一定の役割を期待頂いていると承知している。 これに対し、社会において信頼できる基本的情報＝「情報空間の参照点」の提供を行いたいと考えている。情報があふれるなか、視聴者・国民がさまざまな事象・価値観を知り、共有し、判断していく際のひとつの立脚点になればと考える。 そしてこの際、ＮＨＫへの期待の源は、あくまで、新聞・民放ほか、伝統メディアとの多元的な切磋琢磨、これまで培ってきた民放との二元体制であることから、その軸を大切に、民主主義の発達に寄与していきたいと考えており、このような放送由来の業務を行いたいとの意図から、「放送と『同様の効用』」という言葉を用いた。「放送と『同様の価値』の提供」を企図したもの等とも言い得ると考えている。

＜会合後の追加質問＞

1	宍戸構成員	質問	質問32の関連。この間、経営委員会自身含めて、NHKのガバナンスに深甚な不安を覚えさせる事態が相次いでいる。特に、衛星放送同時配信費用が基準変更なく当時の執行部の稟議を経て、予算に計上され議決されていた件は、当時の執行部はもちろん、議決した経営委員会及び稟議の問題点を看過した監査委員会にも重大な責任があると考えるが、NHK執行部及び経営委員会の認識如何。	【監査委員会】 今回の事態については監査委員会に稟議書が回覧されておらず、また報告もなかったとはいえ、監査委員会としても重く受け止めている。執行部で稟議の問題点も含め、経営意思決定のあり方などについて再発防止の検討が行われているところなので、その動向を注視し、その内容に対する監査委員会として見解を経営委員会に報告するとともに、監査委員会として必要な対応を考えていく。 【執行部】 （執行部側の経緯については、７日に担当理事がご説明するほか、理事会議事録として公開している） （【経営委員会】は別途）
2	宍戸構成員	質問	予算議決後執行までの段階で、監査委員会が執行部から独立に予算執行の問題点に気づき、それを止める契機はなかったのか。合わせて、本件が5月16日経営委員会に報告されてから同月末までNHKより公表されなかった理由は何か。	【監査委員会（前段のみ）】 今回の事態については監査委員会に稟議書が回覧されておらず、また報告もなかった。オブザーバーで出席している理事会や役員会でもそうした議論には接していなかった。4月18日に常勤監査委員に第一報の説明があり、事態を覚知した。 【執行部（後段のみ）】 （執行部側の経緯については、７日に担当理事がご説明するほか、理事会議事録として公開している）
3	宍戸構成員	質問	このように問題ある予算を議決した一件からも、現在の経営委員会及び監査委員会の体制で、NHKのインターネット活用業務について、競争評価を含む適切な監督、監査は困難と考えるが、その点についてのNHK執行部及び経営委員会の認識及び現在の改善策如何。合わせて、すでに諸課題検第二次とりまとめで提言された、専門家を経営委員会の下に置いて機能強化を図る制度整備についての経営委員会の検討状況、認識如何。	【監査委員会（前段のみ）】 インターネット活用業務の評価主体の如何にかかわらず、評価の体制、プロセスと結果を注視し、必要な意見・見解を経営委員会に報告していく。 【執行部（前段のみ）】 執行部は、経営委員会の監督、監査委員会の監査を受ける側であり、申し上げる立場にはない。 各種審議事項の審議、様々な情報交換、監査委員への適時の報告等に努めているつもりではあったが、このような事態を招き、大変申し訳ないと考えている。 （【経営委員会】は別途）
4	宍戸構成員	質問	仮に必須業務化した場合のインターネット活用業務についてすら実効的な監督、監査を経営委員会ができないのであれば、経営委員会制度は存在理由を失い、その廃止ないし抜本的見直しが必要と考えるが、この点についてのNHK執行部及び経営委員会の認識如何。	【監査委員会】 執行部で経営意思決定のあり方などについて再発防止の検討が行われているところなので、その動向を注視するとともに、その内容に対する見解を監査委員会として経営委員会に報告するなど、対応していく。 【執行部】 （執行部は監督を受ける側であり、お答えは差し控えたい） （【経営委員会】は別途）

9

5	落合構成員	質問	衛星放送同時配信費用の予算計上の件（以下、「本件事案」という。）についてですが、担当事業部門、担当理事、法務部、理事会、経営委員会、監査委員会が以下の各段階で、事実としてどのような関与、行動を行っていたかを伺いたい。 1　本件事案の予算計上に至るまでの検討及び稟議の経緯並びに各機関等の関与内容 2　本件事案の稟議に関する内部規程の策定、規程の必要性の検討 3　本件事案について、各機関が問題を認識した日時及び認識した経緯 3　各会議体において、本件事案発覚後のそれぞれの最初の会議で行った意見交換の内容 4　本件問題事案の調査に関する各機関の関与、指示内容 5　本件問題事案の再発防止策の策定方針策定に関する各機関等の関与、指示内容	【監査委員会】 4月18日に常勤監査委員に第一報の報告があり、事案を覚知した。5月15日の監査委員会で事案の内容などについて説明を受けた。翌日16日の経営委員会で、この事案について監査委員会の議論の中で出された意見を報告した。主な意見は、職務権限があいあまいであり明確化される必要があること、手続きの各段階で責任を持ってチェックする必要があること、設備整備の目的変更は視聴者への説明責任が果たされる形が望ましいこと、重大な意思決定がクローズなところで不透明な形でされているガバナンスや組織風土の問題、など。再発防止策については、第三者の知見も取り入れる方向で執行部で検討が行われているところなので、その動向を注視するとともに、その内容に対する監査委員会として見解を経営委員会に報告するなど、対応していく。 【執行部】 （執行部側の経緯については、７日に担当理事がご説明するほか、理事会議事録として公開している） （【経営委員会】は別途）

日本民間放送連盟

NHKインターネット活用業務の必須業務化に関するNHKの説明について

2023年６月７日

一般社団法人　日本民間放送連盟

1

本日のご説明

- はじめに
  1. 業務範囲の考え方について
  2. 理解増進情報の見直しと費用上限について
  3. ネット業務のガバナンスについて
  4. 負担の在り方について
  5. 多元性確保への貢献について
- 結び

はじめに

■民放連は必須業務の定義や法制度上の整理について、「公共放送WG」に対し、4月27日付で「NHKインターネット活用業務の検討に対する民放連の見解と質問について」（以下、「見解と質問」）を提出しましたが、まだ回答をいただいておりません。

■「公共放送WG」第8回会合（5月26日）では、NHKから「インターネット活用業務に関する基本的考え方」とともに、必須業務化に関する「業務範囲、ガバナンス、負担の在り方」について、初めて説明がありました。

■NHKの説明内容に対しまして、「公共放送WG」の回答と照らし合わせて検討・分析することはできませんが、現時点における民放連の意見を述べることとします。

■「見解と質問」においてお願いしましたとおり、「公共放送WG」の回答をいただいた後に、民放連の意見を述べる場を設けていただきたいと考えます。

1．業務範囲の考え方について（1）

■NHKの説明資料では、必須業務化を想定した業務範囲の考え方が、次のとおり記載されています。

＜基本＞
① 放送の同時配信・見逃し
② 報道サイト（「放送」と同一の情報内容の多元提供）
＜上記以外＞
③ 「放送と同様の効用が、異なる態様」で実現されるものについて実施

（資料8-1、11ページ）

■業務範囲の考え方は、必須業務そのものの定義や、法制度に直結する重要なテーマです。

1．業務範囲の考え方について（2）

■②の報道サイトにおける「放送と同一の情報内容」や、③の「放送と同様の効用」は、判断基準が不明確です。特に③の概念は曖昧であり、現在の理解増進情報と同様に、際限なく拡大する危険性をはらんでいるため不適切です。

■「放送と同様の効用」の定義や概念への疑問は、「公共放送WG」第8回会合において、三友主査および宍戸構成員からも示されました。

■また、業務範囲をNHK自身が判断するとすれば、結果として無限定なものになりかねないことを危惧します。放送の自律を前提としつつ、誰がどのように判断を行うかについて、丁寧な議論が必要だと考えます。

■②や③の判断基準が、コンテンツの内容に依拠することの是非についても議論が必要と考えます。

■ネット業務の実施計画の変更を、事前認可する現行制度は維持すべきと考えます。

1．業務範囲の考え方について（3）

■業務範囲の考え方については、「公共放送WG」第8回会合においてNHK井上副会長から、

✓放送と同様の効用をもたらす範囲に限って実施

✓受信料を値下げし収入規模が減る中で、選択と集中により、「正確な情報の提供」「情報空間における参照点」「多元的な番組の提供」などによりお金をかける

✓NHKの役割を研ぎ澄まし、より純化したものになり、業務範囲の幅が狭まる

✓必須業務化によりNHKは本来のコンテンツ、あるいは報道についてさらに磨きをかけて、放送の効用を増していく――などの説明がありました。

■こうした説明を踏まえれば、NHKは今般、理解増進情報の名の下で膨らんだインターネット活用業務を絞り込み、「ネットには放送と同じものを出す」との姿勢を打ち出したものと、民放連は受け止めています。

2. 理解増進情報の見直しと費用上限について

■「公共放送WG」第8回会合では、必須業務化に伴い、現在の理解増進情報がどのように整理されるかとの視点で、落合構成員、曽我部構成員、瀧構成員から発言がありました。

■また、ネット業務の費用上限の必要性について、内山構成員、山本構成員から発言がありました。

■NHK井上副会長からは、「放送と同様の効用をもたらすという範囲の中には、理解増進情報に含まれるものもある。必須業務になった場合、この定義等を含めてあらためて再整理したい」「ネット業務の費用上限の設定はあり得る」旨の発言がありました。

■この「再整理」とは、縮小の方向だと民放連は受け止めています。インターネット活用業務を絞り込み、「ネットには放送と同じものを出す」との姿勢のもとで、理解増進情報を見直すべきです。

■これを明確にするためにも、ネット業務の費用上限は継続して設定すべきと考えます。

3. ネット業務のガバナンスについて（1）

■インターネット活用業務の必須業務化に伴うガバナンスの在り方や実効性担保については、「公共放送WG」第8回会合において、宍戸構成員、曽我部構成員、林構成員から発言がありました。

■「公共放送WG」の審議の一方で、NHKは5月30日、NHKのインターネット活用業務に係る設備調達で、令和5年度収支予算及び事業計画との関係で明確な説明が行われないまま稟議・契約が進められ、内部手続きが適切ではなかったと考えられる事項があった、との報道発表を行いました。

■これに対し総務省は、違法性が疑われる支出は認められなかったとしながら、再発防止の徹底と、NHKにおける契約手続きその他の意思決定のプロセスについて、ガバナンスの面で再確認を行うことを期待する、とコメントしています。

3. ネット業務のガバナンスについて（2）

■総務大臣に認可されていないBS同時配信の設備調達に着手したことや、その名目の予算が9億円も計上されていたことにより、NHKも認めているとおり、ガバナンス・内部統制上の問題が浮き彫りになりました。これはNHKの信頼を揺るがしかねない、深刻な事態だと考えます。

■今般、インターネット活用業務のガバナンスの問題があらためて指摘されたことから、「公共放送WG」においても「受信料・業務・ガバナンス」の三位一体の議論を、これまで以上にしっかりと行っていただきたいと考えます。

4. 負担の在り方について

■「公共放送WG」第8回会合において、NHKから必須業務化に伴う負担の考え方について、①負担と視聴の「公平性」と、②端末の「同等性」の2つの課題が重要としたうえで、▽同様の効用が得られているのであれば、同様の負担が適当、▽公平性と受益感が同様になるタイミングから、支払いが望ましい――といった説明がありました。

■ネット配信と受信料制度・財源との整合性は、根源的で重要な問題です。任意業務の現状においても、NHKが資料に記載しているとおり「放送の視聴者だけが費用を負担し、ネットを使う人はタダ乗り」とも言える状況です。

■民放連はかねて、NHKの役割・業務の議論を先行して、肝心の受信料制度・財源の議論が後回しになっていると指摘しました。先の「見解と質問」でも「必須業務化と受信料制度・財源との関係」を最初に掲げ、6件の質問を提示しています。

■NHKが必須業務化と受信料制度・財源との関係をどのように考えているのか、ネット経由のみの視聴にどのような負担を求めるのかを、抽象的な言葉ではなく具体的に提案したうえで、議論を行うべきと考えます。

5. 多元性確保への貢献について（1）

■NHKの説明資料（資料8-1、26ページ）では「（情報空間全体の）多元性確保への貢献」と題し、

①放送ネットワークを、NHKが民放と協力しながら効率的に維持・管理すること

②NHKが日本のコンテンツ産業を後押しすること

③NHKが中心となり、放送とインターネット両方に対応できるようなソフトウェア開発等を進めていくこと――の3点の取り組みについて、国民から支持されている旨が記載されています。

■こうした「多元性確保への貢献」の取り組みは、NHKとして、放送事業全体のサステナビリティを維持・確保していく趣旨だと受け止めます。コンテンツ流通のグローバル化に対峙する日本の放送事業者にとって、これは極めて重要なテーマです。

5. 多元性確保への貢献について（2）

■NHKの受信料制度を合憲と判断した2017年12月の最高裁判決によれば、日本の放送制度は、異なる財源に基づくNHKと民間放送の二元体制をとることで、放送が全体として国民の福祉に役立つよう設計されています。

■民放連は、2020年9月の総務省「公共放送の在り方に関する検討分科会」第8回会合において、

✓NHK受信料の使途について、民放も含めた放送文化に裨益するという視点をもっていただきたい

✓条件不利地域へのユニバーサルサービス維持という観点で、ミニサテ等の費用をより多くNHKに負担していただきたい

✓NHKには放送全体の発展につながる取組を一層進めていただき、民放との協力関係を深めていただきたい――などと要望しました。

5. 多元性確保への貢献について（3）

■放送法（2022年６月改正）は、難視聴解消のための放送インフラの共同利用などを念頭に、民放への協力努力義務をNHKに課しています。これにより、民放が難視聴解消などの放送法上の責務を効率的に遂行できるようになり、放送の効用の最大化が期待できると、当時の金子総務大臣が説明しています。

■「公共放送WG」第7回会合（４月27日）では以下の発言がありました。

✓受信料制度はNHKの経営を支えると同時に二元体制を支えるもの、ひいては放送の普及という、最高裁判決もはっきりと憲法上の要請と捉えたそのものを支える仕組み （宍戸構成員）

✓受信料は二元体制を支えるものとの視点は非常に重要 （三友主査）

■本年５月成立の改正放送法により、「放送ネットワークの共同利用」が制度上可能となりました。NHK受信料を放送全体のために使う事業として、早期に具体化できることを期待しています。

結び

■民放連は「見解と質問」において、

①必須業務化と受信料制度・財源との関係については、財源をめぐるWGにおける精緻な議論を待つ必要がある

②必須業務化と情報空間の健全性確保については、プラットフォーム事業者をはじめ関係事業者や国民各層の代表を集めた大きな枠組みの議論がまずあってしかるべきである

③放送法の下でのインターネット活用業務の適正規模・範囲については、今般のWGの議論は、従来の枠組みを一気に超えていこうとしているようにも見える――との問題意識を述べました。

■「公共放送WG」には、今般のNHKの説明内容に対しても、こうした問題意識に照らし、丁寧かつ慎重に議論を重ねていただき、視聴者・国民や民放事業者をはじめとするステークホルダーが納得できるような結論を導いていただきたいと考えます。

２０２３年6月７日

「NHKのインターネット活用業務の今後について」に対する意見
（総務省 第９回「公共放送ワーキンググループ」ヒアリング）

一般社団法人日本新聞協会
メディア開発委員会

当委員会は5月19日付で、総務省「公共放送ワーキンググループ（WG）」に「NHKインターネット活用業務の検討に対する意見」を提出した。その際、NHKのネット業務について議論する際に不可欠な前提として10項目の質問を示した。民放連も質問を提出している。まず、速やかにこうした懸念や疑問に関して討議し、回答するよう改めて求める。また、回答後、WGがとりまとめをする前に当委員会に意見表明する機会を設けていただきたい。

当委員会は19日付の意見で、NHK自らがインターネット活用業務の希望を具体的に示すべきだと指摘していた。貴WGの第8回会合でNHKは必須業務化の範囲などについて初めて考えを表明したが、「放送と同様の効用」や「『放送』と同一の情報内容」など具体性を欠く説明を繰り返した。なぜ必須業務化が必要なのか、必須業務化で何をどう変えるのかという根本的な疑問への回答はなく、視聴者や利用者にとって重要なサービスの具体像、有料・無料エリアの線引きも示さなかった。当委員会が繰り返し指摘してきた理解増進情報の課題についても、懸念を払拭する説明はなく、構成員の質問と返答の内容がかみ合わない場面も目立った。抽象的な議論に基づいて制度設計を進めれば、現状の理解増進情報のように業務範囲が際限なく拡大することになりかねない。新聞をはじめ他メディアとの公正競争が阻害され、言論の多様性やメディアの多元性が損なわれかねない、との懸念は深まった。こうした問題を解消しないまま議論を取りまとめることは、制度設計を事実上、総務省やNHKに委ねることに等しいのではないか。一度棄損されたメディアの多元性や言論空間が元の姿を取り戻すことは難しく、情報空間の健全性確保といった点にも逆行する可能性がある。

競争評価などをNHK内部で済ませる考え方にも異論が相次いだ。ガバナンスの在り方についてさらに検討を深めるべきだ。第8回会合以降、NHKが業務として認められていない衛星放送のネット配信経費を予算に盛り込んでいた問題が判明した。NHKは、内部では4月に発覚し、5月16日の経営委員会に報告したにも関わらず、その後2週間も公表せず、報道があった翌30日に初めて説明した。経営委員会や監査委員会を含めたガバナンスの問題が以前から指摘される中、放送同様NHK内部の監督・監査のみでインターネット活用業務をチェックしていくことが難しいという実態が明らかになった。これまで当委員会が重要性を指摘してきた、業務・受信料・ガバナンスの「三位一体改革」が不十分であることの証左といえる。受信料収入で運営する組織であるにもかかわらず、意思決定の過程やその透明性を軽視しているのではないか。貴WGで議論する領域との関係も密接で、公表しないまま必須業務化の意見を表明したことは適切だったのか。

6月2日に公表された議事録によれば、経営委員会と執行部で経営委員会の役割をめぐり激しい衝突があった。両者の間で責任の所在が整理できていないことも、ガバナンス上の大

きな課題だ。議論の前提条件が揺らぎかねない問題が相次いで発覚したことを踏まえ、貴 WG としてインターネット業務の必須化を論じる前に、過去のインターネット業務予算や三位一体改革の進捗状況を NHK に確認し、検証する必要があると考える。

第 8 回会合での NHK の説明に対する当委員会の考え方や疑問点を以下の通りまとめた。民放連や構成員からも多数の意見・質問が出されているが、回答が示されていない。貴 WG には、NHK から明確な説明を得た上で、この夏にも予定していた取りまとめを見送り、懸念の一つ一つについて丁寧に時間をかけて議論するよう求める。

【１．大前提となる視聴者・国民の期待、本検討会・WG で示されたご期待・ご要望】

基本的な考え方

・視聴者から期待されているという「情報空間の参照点」の趣旨が不明瞭である。なぜ情報空間の健全性確保につながるのか、なぜそのために必須業務化が必要なのか、新聞や民間放送も同様の役割を果たしているのではないかなど、疑問点は多い。また、NHK が情報空間の参照点を果たしていけるかを議論するためには、具体的な業務やサービスの在り方をもとに検討すべきだと考える。

【２．NHK のインターネット活用業務に関する基本的な考え方】

インターネット活用業務に関する基本的な考え方

・なぜ必須業務化が必要なのか、また、今の補完業務ではなにができないのか具体的な説明がなされていない。
・「放送と同様の効用」の定義があいまいで、必須業務化の範囲として適当ではない。現状の「理解増進情報」もあいまいな定義を拡大解釈し、なし崩し的な業務拡大につながってきた。構成員から「歯止めがないと言われている理解増進情報と同じ問題が発生するのではないか」との指摘もあったが、同様の事態が起こりかねない。
・「放送と同様の効用」について議論するのであれば、放送の効用をどのように定義し、どう効用を測るのかを明確にすべきである。

【３．業務範囲・ガバナンス・負担の在り方】

基本：「放送の同時配信・見逃し」「報道サイト（「放送」と同一の情報内容の多元提供）」

・報道サイトが「基本」に含まれていることに疑問と懸念がある。例示されている「NHK NEWS WEB」について、当委員会は理解増進情報の具体的な事例として、メディアの多元性や公正競争の観点から懸念を示してきたが、こうした懸念に対し説明がなされていない。
・「『放送』と同一の情報内容」の定義があいまいで、拡大解釈につながりかねない。現状の「NHK NEWS WEB」は、放送内容を再構成するなどして、コンテンツの内容が放送番組と必ずしも同一とは言えない。また、仮に同一の情報内容であっても、さまざまな機能を加え提供されている。コンテンツが放送と同一の情報内容であれば、無制限でネット展開できるとの考え方には疑問だ。

放送と同様の効用で異なる態様のもの

・「放送と同様の効用」「異なる態様」の定義があいまいで拡大解釈につながりかねない。効用と態様は密接に関連しており、提供する態様が違えば効用も変化することも想定される。同様の効用だと判断できる根拠も不明だ。
・「基本」とされた報道サイトなどの部分と、どのように扱いが異なるのかわからず、評価できない。
・「教育コンテンツ」については、報道機関だけでなく、多数の民間企業がネット上で展開している。そうした領域でのネット展開拡大については、さまざまな民間企業からも意見を聞くべきではないか。

プラットフォーム等を通じた提供をどのように考えるか

・当該部分の資料は説明が著しく欠落している。
・「実質的に『自身による提供』であれば、同様の扱いではないか」との記述について、「実質的に」という文言により拡大解釈が推し進められる恐れが強い。これまでの貴 WG でも構成員からプラットフォームを通じた事業展開について競争政策の観点から慎重な検討を求める意見があり、当委員会としてもプラットフォーム事業者と結びつきを強めることについて懸念を示してきた。既存の 3 号受信料業務との関係も分からない。第 8 回会合でも明確な説明はなく、重要な論点にもかかわらず議論を深めることはできていない。
・「その他の提供形態」については子会社経由等の有料提供を打ち出しているが、原価配賦の操作によりコストの大部分を受信料負担とすることで、市場競争を破壊する恐れがある。

ガバナンスの在り方

・「国家補助」事業の拡大に際しては事前ルールの明確化の必要性が指摘され、構成員の議論でも一致していた部分だ。今回、構成員から多数指摘があったように、経営委員会など NHK 内部による競争評価では、公正競争に対する懸念は払拭されないのではないか。英 BBC の事例を基に「公共価値テスト」の事例などを紹介しているものの、具体像が明確ではない。重要な部分にも関わらずあいまいなままでは議論を深めることも難しい。
・インターネットのニュースに関する市場は、ニュースを発信する事業者だけでなく、流通に携わるプラットフォーム事業者などさまざまなステークホルダーがおり、複雑になっている。必須業務化すると、公正競争への懸念はさらに高まるが、内部のみで競争評価ができるのか疑念がある。
・「公共価値テスト」の対象として新規内容で一定の規模にかかるものが挙げられているが、これまで、「理解増進情報」のように既に実施しているネット業務についても懸念が示されている。仮に公共価値テストのような枠組みを導入するとすれば、こうした懸念があるサービス全てを対象にすべきではないか。
・構成員から必須業務化した場合の費用上限の考え方について指摘を受け、「考え方はあり得る」との回答があった。競争ルールだけでなく、自主的な規律の枠組みの重要性も指摘されていたが、具体的な費用上限も含め、NHK が具体的に説明すべきではないか。

負担の在り方

・スマートフォンを所有すればすぐに受信料支払いの対象になることはないということは理解できるが、「“受益感”が公平性を上回る有料契約＝“サブスク”でもない形」など表現が抽象的で意味を正確に捉えづらい。議論をすることが困難ではないか。
・現状、「フリーライドがある」との認識が示されているが、今後この部分をどう整理していくかが分からない。
・放送の視聴者しか視聴できない「公平性」の課題があるとし、コールセンターに寄せられた声や SNS 上の意見が紹介されているが、「月数件」などとあり、制度改正を進めるほど多くの意見だと言えるのか。

（情報空間全体の）多元性確保への貢献

・情報空間の多元性確保へ貢献するため、他のメディアとの協力に取り組むとの説明は意義深い。ただし、この点は「本来業務」と資料に記載しており、法定の「必須業務」と別の考え方なのか、明確にすべきだ。
・新聞・通信社は正確で信頼できる情報の発信などによって情報空間へ貢献できるよう努めており、多元性確保に資する取り組みは重要になる。他方、具体的にどのような全体像を描き、どのように取り組んでいくのかイメージをつかめなかった。

以　　上

「NHK のインターネット活用業務の今後について」に関する疑問点

①「情報空間の参照点」は新聞社や民間放送も同様の役割を果たしていると考えることもできるが、NHK の特殊な概念なのか。そうだとすれば、その具体像はどのようなサービスや事業展開なのか。

②なぜ必須業務化が必要なのか、また、今の補完業務では何ができないのか。NHK として必須業務化を行いたいのか。NHK がいう「必須業務」と「本来業務」の定義は異なるのか。

③「放送と同様の効用」とは、具体的には何を指すのか。既存の「理解増進情報」との関係はどう整理されるのか。

④後述のように必須業務の範囲について、「放送の同時配信・見逃し」「報道サイト（「放送」と同一の情報内容の多元提供）」「放送と同様の効用で異なる態様のもの」の３層で整理されているが、それぞれ具体的にどのようなサービスイメージや料金体系、規律の在り方を想定しているのか。

⑤「ニュース防災アプリ」など現在展開しているサービスの中で、「報道サイト」に該当するものは何か。「『放送』と同一の情報内容」と「理解増進情報」との関係はどう整理されるのか。

⑥なぜ「異なる態様」で「放送と同様の効用」が実現できるものがあると言えるのか。

⑦「基本」とされた部分と、「放送と同様の効用で異なる態様のもの」では、どのように扱いやルールが異なるのか。とりわけ「報道サイト」との線引きが難しいように感じるが、どのように整理するのか。

⑧既存の外部事業者を通じたコンテンツ提供のルール（3 号受信料業務や、2 号受信料業務で展開するプラットフォームを通じた展開など）とはどのように整理できるのか。「自身による提供」のルールが他と異なるのはなぜか。

⑨「子会社経由等の有料提供」が市場に与える影響をどのように考えるのか。

⑩競合する民間事業者から、どのように意見を聞くのがよいと考えているか。

⑪費用上限の導入を検討するか。仮に導入した場合、どのような形になると想定するか。

⑫新たなサービスではどこまでが無料で、どこからが受信料の対象になるのか。ペイウォールなどを設ける可能性はあるのか。また、ペイウォールを設ける場合、「フリーライド」との関係はどう考えるのか。

⑬「フリーライド」と認識があるにもかかわらず、理解増進情報をはじめネット業務を拡大してきたことをどう説明するのか。

⑭「同様の負担」の「同様」とは、料額の水準も含めたものか。

⑮ネット業務の必須業務化について、メディアの多元性にどの程度影響があると考えているのか。また、その点を踏まえ、多元性確保への貢献に向けどのような取り組みを行いたいと考えているのか。

以　　上

総務省 「公共放送ワーキンググループ」第9回会合（2023.6.7）

「NHKのインターネット活用業務の今後について」に対する意見

一般社団法人日本新聞協会
メディア開発委員会

１．はじめに

２．NHKの説明に対する考え方・疑問点

３．まとめ

１．はじめに

➢5月19日付でWGに「NHKインターネット活用業務の検討に対する意見」を提出し、NHKのネット業務について議論する際に不可欠な前提として10項目の質問を示しています。

➢我々の懸念や疑問に関して速やかに討議し、回答するよう改めて求めます。また、回答後、WGがとりまとめをする前に当委員会に意見表明する機会をいただきたいと考えます。

１．はじめに

➢前回会合で、NHKは必須業務化の範囲について「放送と同様の効用」「『放送』と同一の情報内容」など具体性を欠く説明を繰り返しました。なぜ必須業務化が必要なのか、何をどう変えるのかという根本的な疑問への回答はなく、視聴者にとって重要なサービスの具体像、有料・無料エリアの線引きも示しませんでした。理解増進情報への懸念を払拭する説明はなく、構成員の質問と返答がかみ合わない場面も目立ちました。

➢抽象的な議論に基づいて制度設計を進めれば、業務範囲の際限ない拡大につながりかねません。公正競争が阻害され、言論の多様性やメディアの多元性が損なわれかねない、との懸念は深まっています。

１．はじめに

➢問題を解消しないまま議論を取りまとめることは、制度設計を事実上、総務省やNHKに委ねることに等しいのではないでしょうか。一度棄損されたメディアの多元性や言論空間が元の姿を取り戻すことは難しく、情報空間の健全性確保といった点にも逆行する可能性があります。

➢前回会合では、競争評価などをNHK内部で済ませる考え方にも異論が相次ぎました。ガバナンスの在り方についてさらに検討を深めるべきです。

１．はじめに

➢前回会合以降、衛星放送のネット配信に関する問題が判明しました。内部では4月に発覚し、5月16日の経営委員会に報告したにも関わらず、その後2週間公表しませんでした。経営委員会を含めたガバナンスの問題が指摘される中、内部の監督・監査のみでネット活用業務をチェックすることが難しい実態が明らかになりました。「三位一体改革」が不十分なことの証左で、意思決定の過程や透明性を軽視しているのではないでしょうか。 WGで議論する領域との関係も密接で、公表しないまま前回会合で意見を表明したことは適切だったのでしょうか。

１．はじめに

➢議事録からは経営委と執行部の間で責任の所在が整理できていないという、ガバナンス上の課題も浮き彫りになりました。議論の前提が揺らぎかねない問題が相次いで発覚したことを踏まえ、ネット業務の必須化を論じる前に、過去のインターネット業務予算や三位一体改革の進捗状況を確認し、検証する必要があると考えます。

➢民放連や構成員からも多数の意見・質問が出されていますが、回答が示されていません。NHKから明確な説明を得た上で、この夏にも予定していた取りまとめを見送り、丁寧に時間をかけて議論するよう求めます。

２．NHKの説明に対する考え方や疑問点

１．大前提となる視聴者・国民の期待、本検討会・WGで示されたご期待・ご要望
基本的な考え方

（NHK「公共放送WG第8回（5/26）説明資料」4ページ）

➢ 視聴者から期待されているという「情報空間の参照点」の趣旨が不明瞭です。なぜ情報空間の健全性確保につながるのか、なぜそのために必須業務化が必要なのか、新聞や民間放送も同様の役割を果たしているのではないかなど、疑問点が多くあります。NHKが情報空間の参照点を果たしていけるか議論するために、具体的な業務やサービスの在り方をもとに検討すべきではないでしょうか。

２．NHKの説明に対する考え方や疑問点

２．NHKのインターネット活用業務に関する基本的な考え方
インターネット活用業務に関する基本的な考え方
（NHK「公共放送WG第8回（5/26）説明資料」9ページ）

- なぜ必須業務化が必要なのか、今の補完業務ではなにができないのか具体的な説明がなされていません。
- 「放送と同様の効用」の定義があいまいで、必須業務化の範囲として適当ではありません。なし崩し的な業務拡大につながってきた「理解増進情報」と同様の事態が起こりかねません。
- 「放送と同様の効用」を議論するならば、放送の効用をどのように定義し、どう効用を測るのかを明確にすべきではないでしょうか。

２．NHKの説明に対する考え方や疑問点

３．業務範囲・ガバナンス・負担の在り方
基本：「放送の同時配信・見逃し」
「報道サイト（「放送」と同一の情報内容の多元提供）」
（NHK「公共放送WG第8回（5/26）説明資料」12ページ）

- 報道サイトが「基本」に含まれていることに疑問と懸念があります。例示された「NHK NEWS WEB」に懸念を示してきましたが、説明がなされていません。
- 「『放送』と同一の情報内容」の定義があいまいで、拡大解釈につながりかねません。「NHK NEWS WEB」は、放送内容を再構成するなどして、コンテンツの内容が放送番組と必ずしも同一とは言えません。仮に同一の情報内容だとしても、さまざまな機能を加え提供されています。コンテンツが放送と同一の情報内容であれば、無制限でネット展開できるとの考え方は疑問です。

２．NHKの説明に対する考え方や疑問点

３．業務範囲・ガバナンス・負担の在り方
放送と同様の効用で異なる態様のもの
（NHK「公共放送WG第8回（5/26）説明資料」13～16ページ）

➢「放送と同様の効用」「異なる態様」の定義があいまいで拡大解釈につながりかねません。効用と態様は密接に関連しており、提供する態様が違えば効用も変化することも想定されます。同様の効用だと判断できる根拠も不明です。

➢「基本」とされた報道サイトなどの部分と、どのように扱いが異なるのかわからず、評価できません。

➢「教育コンテンツ」は、多数の民間企業がネット上で展開しています。さまざまな企業からも意見を聞くべきではないでしょうか。

２．NHKの説明に対する考え方や疑問点

３．業務範囲・ガバナンス・負担の在り方
プラットフォーム等を通じた提供をどのように考えるか
（NHK「公共放送WG第8回（5/26）説明資料」17ページ）

➢資料は説明が著しく欠落しています。明確な説明がなく、重要な論点にもかかわらず議論を深めることはできていません。

➢「実質的に『自身による提供』であれば、同様の扱いではないか」は、「実質的に」という文言で拡大解釈が進められる恐れが強いと考えます。プラットフォームを通じた事業展開について競争政策の観点から慎重な検討を求める意見があり、結びつきを強めることへ懸念も示してきました。

➢子会社経由等の有料提供を打ち出していますが、コストの大部分を受信料負担とし市場競争を破壊する恐れがあります。

２．NHKの説明に対する考え方や疑問点

３．業務範囲・ガバナンス・負担の在り方
ガバナンスの在り方

（NHK「公共放送WG第8回（5/26）説明資料」18、19ページ）

➢構成員から多数指摘があったように、経営委員会などNHK内部による競争評価では、公正競争に対する懸念は払拭されません。「公共価値テスト」などを紹介していますが、具体像は明確ではありません。重要な部分にも関わらずあいまいなままでは議論を深めることは難しいと考えます。

➢インターネットニュースに関する市場は、発信する事業者だけでなく、流通に携わるプラットフォーム事業者などさまざまなステークホルダーがおり、複雑になっています。必須業務化すれば、公正競争への懸念はさらに高まりますが、内部のみで競争評価ができるのか疑念があります。

２．NHKの説明に対する考え方や疑問点

３．業務範囲・ガバナンス・負担の在り方
ガバナンスの在り方

（NHK「公共放送WG第8回（5/26）説明資料」18、19ページ）

➢「公共価値テスト」の対象として新規内容で一定の規模にかかるものが挙げられていますが、「理解増進情報」のように既に実施しているネット業務についても懸念が示されています。仮に公共価値テストのような枠組みを導入するとすれば、こうした懸念があるサービスすべてを対象にすべきではないでしょうか。

➢構成員から必須業務化した場合の費用上限の考え方について指摘を受け、「考え方はあり得る」との回答がありました。自主的な規律の枠組みの重要性も指摘さましたが、具体的な費用上限も含め、NHKが具体的に説明すべきではないでしょうか。

２．NHKの説明に対する考え方や疑問点

３．業務範囲・ガバナンス・負担の在り方
負担の在り方
（NHK「公共放送WG第8回（5/26）説明資料」20～23ページ）

- スマートフォンを所有すればすぐに受信料支払いの対象になるわけではないことは理解できますが、「“受益感”が公平性を上回る有料契約＝“サブスク”でもない形」など表現が抽象的で、誰もが意味を正確に捉えて議論をすることが困難です。
- 「フリーライドがある」との認識が示されていますが、今後この部分をどう整理していくかが分かりません。
- 放送の視聴者しか視聴できない「公平性」の課題があるとし、意見が紹介されていますが、制度改正を進めるほど多くの意見と言えるのでしょうか。

２．NHKの説明に対する考え方や疑問点

３．業務範囲・ガバナンス・負担の在り方
（情報空間全体の）多元性確保への貢献
（NHK「公共放送WG第8回（5/26）説明資料」24～26ページ）

- 情報空間の多元性確保へ貢献するため、他のメディアとの協力に取り組むとの説明は意義深く感じています。ただし、この点は「本来業務」と資料に記載しており、法定の「必須業務」と別の考え方なのか、明確にすべきです。
- 新聞・通信社は正確で信頼できる情報の発信などによって情報空間へ貢献できるよう努めており、多元性確保に資する取り組みは重要になります。他方、NHKが具体的にどのような全体像を描き、どのように取り組んでいくのかイメージをつかめませんでした。

３．まとめ

➢NHKの説明に対する１５項目の疑問点を、別途まとめています。NHKから説明を得られるよう、貴WGに求めます。

➢「NHKインターネット活用業務の検討に対する意見」（５月１９日付）や「NHKインターネット活用業務の検討に対する民放連の見解と質問」で示された懸念やた疑問に関して速やかに討議し、回答するよう求めます。

３．まとめ

➢本日お示しした懸念や疑問点を解消しないまま議論を取りまとめることは、制度設計を事実上、総務省やNHKに委ねることにほかならず、WGがこれまで積み重ねてきた議論が無意味になりかねません。

➢メディアの多元性や言論の多様性は民主主義社会の基盤であり、国民・視聴者にとっても不可欠です。国民の「知る権利」や民主主義の維持・発展に十分留意したていねいな議論を求めます。

公共放送ワーキンググループ（第10回）説明資料（これまでのご説明の補足）

NHK

必須業務として想定する業務範囲について

NHK

・現時点で想定する必須業務の基本は、**「放送の同時配信・見逃し」と「報道サイト」**

理解を容易にするため、以下は、現在の基幹サービスである「NHKプラス」「NHK NEWS WEB」をベースに記述

NHK+

- 常時同時配信・見逃し番組配信サービス
- 各地域のコンテンツもスマホなどで視聴可能
- 利用者に対価を求めず、現在は受信契約者本人と、本人と生計を同一にする方のみが視聴可能
- テレビを保有していないインターネットのみの利用者は視聴不可

⇒以下のような価値を提供
- いつでも どこでも公共放送の番組を視聴可能
- 地域理解促進、異なる考え方を発見

報道サイト（同内容のアプリ提供も想定）

- 動画配信、記事等
- 社会・気象/災害・科学/文化・スポーツなど、放送同様の情報を提供
- 様々なデバイス・認証等なしで閲覧可能

⇒放送同様、以下のような価値を提供
- 公平・公正で信頼できる情報を取得
- 世の中で議論となっている事象・問題を把握

NHK NEWS WEB 等を再整理したものを想定
（放送と**同一の情報内容**の多元提供）

2

出所：公共放送ワーキンググループ（第8回）NHK提出資料より

必須業務として想定する業務範囲について

NHK

・その他は、社会実証でお示しした「災害マップ」「一望・連続再生」「フェイクニュース対応」等を限定的に提供することを想定
（新規サービスについては、多元性確保の確認のため、“競争評価”等のプロセスを経て追加する想定）

（理解を容易にするため、社会実証の結果をベースに記述）

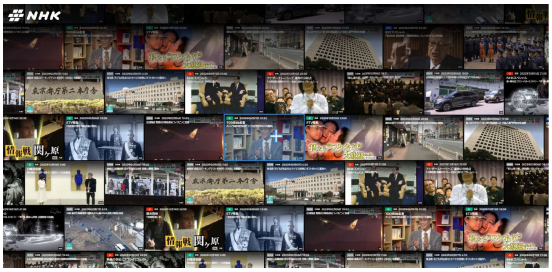

- **一望・連続再生**
  放送の“見せ方”を、ネット時代に合わせ、かつ、公共放送に求められる多様性確保を追求したもの

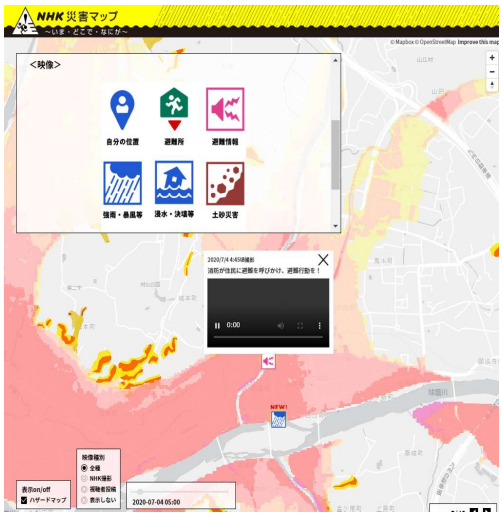

- **災害マップ**
  放送への活用も前提となる、災害報道の高度化
  （放送と目的、価値は同様）

出所：公共放送ワーキンググループ（第8回）NHK提出資料より

現在の「理解増進情報」の今後について

NHK

現在の規律（「NHKインターネット活用業務実施基準」（総務大臣認可））

第２条　この基準における用語は、次の各号の定義に従うものとする。

一　放送番組

放送をする事項の種類、内容、分量および配列

二　理解増進情報

日本放送協会（以下「協会」という。）が放送したまたは放送する放送番組の編集上必要な資料その他の協会が放送したまたは放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（放送番組または当該情報を編集したものを含む。）

三　放送番組等

協会が放送したまたは放送する放送番組および当該放送番組に係る理解増進情報

（理解増進情報の提供に係る基本原則）

第５条　理解増進情報は、法の趣旨を踏まえ、特定の放送番組に関連付けられた補助的な情報の範囲のものとし、次の各号のいずれかに該当するものに限る。

一　放送番組を周知・広報するもの

二　放送番組等を再編集したもの

三　放送番組の内容を解説・補足するもの

四　放送番組のために収集した情報であって災害等の予防や被害の軽減に資するもの

五　協会が放送した放送番組（以下「既放送番組」という。）の一部を編集したものまたは当該放送番組のために収集した資料であって創作用素材として提供するもの

六　その他放送番組の視聴に関して参考となるべき情報

- あくまで個別サービスの内容、提供の実態で判断されるものであるが、インターネット業務が必須となった際には、上記のように規定される現在の放送番組に対する**「理解増進情報」**は必然的に再整理されると考えている。
- インターネット業務が**放送同様のミッション**になる以上、付加的な情報によって、放送への“誘引”効果を高めるようなサービスについては、今の形のまま残ることはないと考えている。

➡放送からだけ情報を得る方も、ネットからだけ情報を得る方も、等しく「NHKの提供する価値」を享受いただくよう努める義務を負うのが、“必須業務化”だと理解している（公平性、同等性）

現在の「理解増進情報」の今後について

NHK

今後の再検討のイメージ

- インターネットの個々のサービスでは、本来ミッションのそのままと受け止められる、放送番組丸ごとの提供や災害報道、放送番組そのものの広報、付加的な情報によって放送への誘導を図る内容等が、必然的に混在してコンテンツを形成している。
- インターネット業務が放送同様のミッションになる以上、付加的な情報によって、放送への“誘引”効果を高めるようなサービスについては、今の形のまま残ることはないと考えており、**放送と同一の情報内容をネットの特性に合わせて提供する**ことに注力することになるため、「**“純化”されていく**」と称しているところ。
（テキスト情報についても、放送と同一の情報内容のもの、ネットの特性に合わせたものを提供することが基本となる。）
- そのため、2頁では、現在の「NHK NEWS WEB」という書き方ではなく、「報道サイト」としている。
（アプリについても、同内容を提供することが基本となる）

（参考）「NHKオンデマンド」ほか、有料業務について

NHK

- 「NHKオンデマンド」については、市場競争に配意しつつ、有料アーカイブ事業として継続・強化すべきと考えている。
（収支差が生じた場合は、よりロングテールのアーカイブコンテンツについて提供を強化する等、映像産業の発展、映像文化の保存に寄与していく）

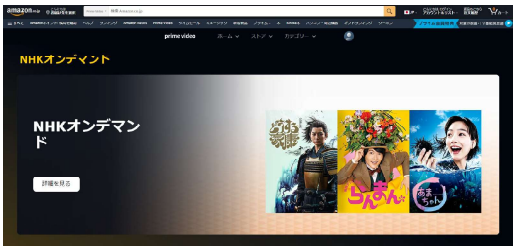

出所：Amazon サイトから引用

- その他の提供形態については、市場流通が確立している場合は、子会社経由等の有料提供が原則と考えている。

出所：公共放送ワーキンググループ（第8回）NHK提出資料より

インターネット業務のガバナンスの在り方について

NHK

“競争評価”プロセス（多元性確保の確認）について

- 3頁に記載したように、今回提示した**「必須業務」範囲想定外の新規サービス**を開始する場合には、市場影響等について、欧州同様の審査のうえ、適否を判断すべきものと考えている（下記はイギリスBBCの事例）。
- この事前審査、パブリックコメント等を経てから、各年度の予算・事業計画に盛り込むことを想定している。

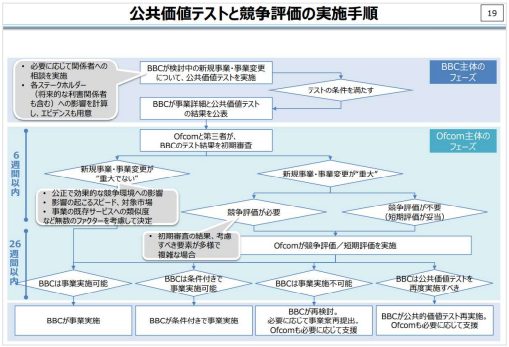

- 主体は、経営委員会の監督のもと、情報空間全体のステークホルダーの状況も理解する専門家からなる委員会を想定（任命、プロセス等を適切に整備することで執行部からの独立性、他の伝統メディアの意見提出機会等を確保する）
  ＊市場調査の手法等については、現在設置している「インターネット活用業務審査・評価委員会」の知見が活用できると考える

- また、英BBC等で行われているように、数年に一度、全体状況の変化に合わせた競争レビューを行うべきとも考えている。 7

NHK

（一社）日本民間放送連盟の質問への回答

公共放送ワーキンググループ
令　和　５　年　６　月

①　ＮＨＫの必須業務および任意業務の定義をご教示ください。

（回答）

・　ＮＨＫの必須業務とは、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 15 条に定められたＮＨＫの目的を達成するために、行うこととされている業務（同法第 20 条第１項）をいい、ＮＨＫの任意業務とは、ＮＨＫの目的を達成するために、行うことができることとされている業務（同条第２項）をいいます。

②　すでに幅広く展開されているＮＨＫのインターネット活用業務が、任意業務から必須業務に変わることによって、視聴者・国民にとって何が変わるのか、よく分かりません。見解をご教示ください。

（回答）

これまでのワーキンググループでは、以下のような議論がなされています。

・　テレビ受信機を持っていないからという理由だけでＮＨＫの放送に接することができないのは厳しいので、必須業務化することで、テレビ受信機を持っていない人たちにも放送と同じものを同時に流してほしい

・　任意業務では、テレビをお持ちでない方に対してはＮＨＫのコンテンツが提供できない状態であるが、必須業務という位置付けになれば、テレビを持っているかどうかに関わらず、ＮＨＫのコンテンツにアクセスできるという意味で、新聞や民間放送と同様に、ＮＨＫもインターネット上で多元性確保の役割を果たすことができる

・　インターネット配信領域での国際競争上の圧力と、市場の導入期であることを鑑みれば、業界リーダーとしてＮＨＫに先行して開拓してもらうことも一種のミッションとして考えられる

・　必須業務化によりテレビを持ってない方に対しＮＨＫが新聞や民放と同じ土俵に立つ、その上で公正な競争環境が確保されれば、多元性確保に資するとの考えに立てるかとの構成員からの質問に対し、日本新聞協会メディア開発委員会から、その考え方は全く同じだと思うが、現状でも補完業務で上限２００億円という、民間からしたら莫大なお金を投じて、無料でニュース防災アプリ等を提供しているわけで、現状でも一定程度同じ土俵で多元性の確保はなされていると思う。これが必須業務になることによって、そんなに予算は増えないという言い方もされているが、そうなると、補完業務と必須業務でどこがどう変わって、同じ土俵の度合いがどこまでさらに高まるのか、多元性の度合いがどこまでさらによくなるのか、はっきりしない旨回答があった

このような議論も踏まえ、引き続き、議論・検討を進めていきます。

③　仮にＮＨＫインターネット活用業務を必須業務化する場合、ＮＨＫが負う義務や規律を具体的にご教示ください。（例：放送に課されているあまねく受信義務、重大事故の報告、安全信頼性基準の適合、放送番組審議会、受信料契約、▽現行のインターネット活用業務に課されている費用上限、インターネット活用業務実施基準の認可、同実施計画の届出、▽業務管理体制（ガバナンス）など。）

④　放送法において、インターネット配信を放送のように規律する考えでしょうか。そうであれば、その根拠をご教示ください。

（回答）

本ワーキンググループでは、「ＮＨＫのインターネット活用業務の在り方」を検討項目の一つとし、その中で、インターネット活用業務に課される規制の在り方についても現在、議論を進めているところです。

これまでのワーキンググループでは、以下のような議論がなされています。

・　インターネット活用業務が必須業務化した場合「あまねく義務」との関係はどうなるのか。実務上どのようなことが考えられるのかとの構成員からの質問に対し、ＮＨＫから、ネットは原理的にベストエフォートの技術であることから、その点を踏まえつつ、一定のサービスレベルを確保する取り組みが必要と考える旨回答があった

・　放送法と同様の規律がインターネット活用業務にもかかるとした場合に、ＮＨＫが業務を行う上で支障があるか否かとの構成員からの質問に対し、ＮＨＫから、放送は時系列的に提供していくものであり、提供の態様がインターネットとは異なるほか、通信と放送の必然的な技術的差異もあるため、形式的に規律をかけるのではなく、自律的に、実質的に、公平性や多角的論点提示等の確保が行えるようにしていただきたい旨回答があった

・　インターネット上のコンテンツに放送の規律を当てはめるのではなく、自主自律に委ねるべき

・　仮に必須業務化した場合に、今と同じ程度の費用上限がある場合に何か支障があるかとの構成員からの質問に対し、ＮＨＫから、一定の費用上限はあり得るが、現在規模から増加していくような認識は持っていない旨回答があった

・　必須業務化するのであれば、執行部を監督する経営委員会の強化はマストだが、それでは足りないと思っているので、費用の上限も含めて実施基準を策定して、総務省の認可制度にかからしめることが必要

・　必須業務については、はるかに重い責任や規律がかかっているところ、従来の規律やガバナンス体制のままで十分かが問われている

・　インターネット活用業務が仮に本来業務化した場合にどういったセーフガード措置が必要かとの構成員からの質問に対し、貴連盟から、インターネット活用業務の実施基準の変更は事前認可にしたほうがいい。今、ＮＨＫはこれからどんどんインターネット活用業務にかける経費を増やしていくコンディションにはないと思うが、やはり一定の目安というのは必須業務になっても必要ではないかとの旨の回答があった。また、日本新聞協会メディア開発委員会から、本来業務化になったとしても、やはりガバナンスは必要。仮に本来業務化にするのであれば、逆に実施基準をしっかり決めてやっていくことは必要と思う旨回答があった

このような議論も踏まえ、本ワーキンググループでどこまで議論し、どのような内容をとりまとめ、総務省にその後の具体的検討を求めていくべきかも含め、引き続き、議論・検討を進めていきます。

⑤　インターネット活用業務の必須業務化を志向するのであれば、インターネット視聴と受信料制度・財源との整合性の検討が必要と考えますが、見解をご教示ください。必要とすれば、具体的な検討はいつ開始するお考えでしょうか。

⑥　ＮＨＫから、テレビ受信機を持たないがＮＨＫプラスを視聴したいニーズがあるとの説明があり、「公共放送ＷＧ」では、端末（アプリ）認証を行って課金するなどの意見がありました。これについても、受信料制度との整合性の検討が必要と考えますが、見解をご教示ください。

（回答）

本ワーキンググループでは、「インターネット活用業務の財源と受信料制度」を検討項目の一つとし、現在、議論を進めているところです。

これまでのワーキンググループでは、以下のような議論がなされています。

・　放送の分野で受信者共同体に入る人たちには受信料制度をとり、テレビを持っていないが同時同報のサービスを利用するという道を開く場合は、フリーライドできないようにして公平性を担保する観点から何らかの負担を求めることは正当化でき、受信料制度と矛盾しないのではないか

・　テレビを持っていないが同時同報のサービスを利用するという道を開く場合に、フリーライドできないようにして公平性を担保する観点から何らかの負担を求めるという考え方について、どう考えるかとの構成員からの質問に対し、貴連盟から、例えばＮＨＫプラスについて、このワーキンググループでの議論でもアプリで視聴の意思を確認してそれを有料化するという意見があったが、それはＮＨＫオンデマンドの有料提供と同じ性格のものなのか。どういうものをイメージされているのかよく分からない旨回答があった

・　テレビを設置しない人のうち、テレビを設置するのと同等の「公共放送を受信できる環境にある者」として、インターネット端末を通じてＮＨＫのコンテンツを受信するために能動的な行動をとった人から負担を求めることが適切ではないか

・　あるいは、放送コンテンツは、直接視聴しなくても、時代を共有することも含めて利便を受けるので、全世帯が幅広く費用を負担することが望ましいのではないか

・　ＮＨＫが必須業務化と受信料制度・財源との関係をどのように考えているのか、ネット経由のみの視聴にどのような負担を求めるのかを、抽象的な言葉ではなく具体的に提案したうえで、議論を行うべき

・　スマートフォンを所有すればすぐに受信料支払いの対象になるわけではないことは理解できるが、「“受益感”が公平性を上回る有料契約＝“サブスク”でもない形」などＮＨＫの資料の表現が抽象的で、誰もが意味を正確に捉えて議論をすることが困難。「フリーライドがある」との認識もＮＨＫの資料に示されているが、今後この部分をどう整理していくかがわからない

このような議論も踏まえ、引き続き、議論・検討を進めていきます。

⑦　ＮＨＫのインターネット活用業務が、任意業務から必須業務に変わることによって、なぜ情報空間の健全性が高まることになるのか、見解をご教示ください。

⑨　ＮＨＫのインターネット活用業務を必須業務化することは、わが国最大のメディアであるＮＨＫの強大な地位を、インターネットの世界において固定化しかねず、ひいては受信料財源の動画配信事業者を新たに作ることになりかねないと考えますが、その社会的意味や是非を含め、見解をご教示ください。

（回答）

これまでのワーキンググループでは、以下のような意見が出ています。

・　インターネット配信領域での国際競争上の圧力と、市場の導入期であることを鑑みれば、業界リーダーとしてＮＨＫに先行して開拓してもらうことも一種のミッションとして考えられる

・　日本では、同時配信の実施が遅れた結果、情報空間に若い世代が参加できなかったり、偽情報が流布されたり、場が海外サービスに左右されたりすることが危惧される。ＮＨＫに先導的な役割を果たさせることで、健全な情報空間を確保することがデジタル社会の基本政策として必要

・　国民全体が共有すべき基本的情報を、信頼性をもって、かつアテンション・エコノミーの虜にならない形で提供できるのが公共放送の強み。テレビ保有率が低下傾向にあり放送の視聴習慣が失われつつある中、公共放送のもたらす便益を放送を見ない層にもどのような形で提供していくかが重要

・　もっとも、情報空間の弊害（偽情報、フィルターバブルなど）を直接是正する可能性は限定的

・　必須業務という位置付けになれば、テレビを持っているかどうかに関わらず、ＮＨＫのコンテンツにアクセスできるという意味で、新聞や民間放送と同様、ＮＨＫもインターネット上で多元性確保の役割を果たすことができる

・　ＮＨＫが視聴者から期待されているという「情報空間の参照点」の趣旨が不明瞭。なぜ情報空間の健全性確保につながるのか、なぜそのために必須業務化が必要なのか、新聞や民間放送も同様の役割を果たしているのではないかなど、疑問点が多くある

なお、松本総務大臣は、国会において、放送は、公共性の高い情報をあまねく伝える、いわば「質の担保された情報」を提供するといった使命があり、我が国では、公共放送と民間放送とが切磋琢磨する二元体制の下で、多元な主体による多様な放送が確保されてきたところ、インターネット上で膨大な情報が行き交う今だからこそ、情報の出し手として存在意義があり、メディアとしての重要性は増してきている旨を答弁しています

こうした点も踏まえ、引き続き、議論・検討を進めていきます。

⑧　情報空間の健全性確保においては、「特定デジタルプラットフォーム提供者」のユーザへの責務など、放送法の外側にあるネット配信全般についての検討も必要と考えますが、「公共放送ＷＧ」あるいは総務省において、そのような検討を行う考えはあるのでしょうか。

（回答）

本ワーキンググループにおいては、第１回会合の事務局資料において示されているとおり、

（１）インターネット時代における公共放送が担うべき役割

（２）ＮＨＫのインターネット活用業務の在り方

（３）インターネット活用業務に関する民間放送事業者のとの協力の在り方

（４）インターネット活用業務の財源と受信料制度

を主な検討項目としています。

この点に関し、これまでのワーキンググループでは、以下のような議論がなされています。

・　情報空間の健全性確保については、本ワーキンググループだけではなく親会の検討会でも検討されているところがあり、ワーキンググループの中だけで、ＮＨＫ以外のメディアも含め、どういう役割なのかという議論まではされていないと思われる。一方で、全体としては、メディア全体としてどういう形で推進していくのかといった議論自体はされている部分があり、互いにレポーティングしあうような会議間の関係性もあるので、一般的な会議体の進め方としてはあり得ると思う。

・　さらに、どういう形で議論を行っていくと議論が深まるのかとの構成員からの質問に対し、貴連盟から、放送事業者だけではなくて関係するプラットフォーム事業者も入れるということであり、その意味では、すでに総務省では「プラットフォームサービスに関する研究会」があり、そこでは基本的にプラットフォーム事業者の自主自律に任せるという結論だったが、その上で、放送の中で情報空間の健全性の話をするのは、話の途中から始まっている感じがする旨回答があった。

⑩　仮にＮＨＫインターネット活用業務を必須業務化する場合、放送法第 20 条の第１項に限定列挙された、中波放送、超短波放送、テレビジョン放送、衛星基幹放送、放送・受信の進歩発達に必要な調査研究、国際放送等と同列に、インターネット業務を規定するお考えでしょうか。仮にインターネット活用業務を区分し、一部を必須業務、残りを任意業務とする場合は、どのように規定にするお考えでしょうか。

（回答）

本ワーキンググループでは、「ＮＨＫのインターネット活用業務の在り方」を検討項目の一つとし、その中で、放送法におけるＮＨＫのインターネット活用業務の位置付けについても現在、議論を進めているところです。

これまでのワーキンググループでは、以下のような議論がなされています。

・　インターネット活用業務は必須業務として考えていくべきであり、その上で課題をクリアしていくべき

・　「インターネット活用業務」は外延が不明確なので、どこまでが必須業務かは別途議論が必要

・　今後、インターネット活用業務が必須業務化したときには、ＮＨＫプラスで地上波のすべての番組を流す方向なのか、また、ＢＳの番組についてはどう考えているのかとの構成員からの質問に対し、ＮＨＫから、地上波を念頭に置いており、なるべくすべての番組を流していきたいが、ＢＳについてはこれからの課題と考えている旨回答があった

・　ＮＨＫの資料にある「放送と同様の効用」はＮＨＫプラスのことを指すのか。また、ＮＨＫ ＮＥＷＳ ＷＥＢの内容のうち、放送と本当に同一の文字化された内容を特定のコンテンツとしてみなして、それ以外のところを理解増進情報として定義して、そこは必須業務に含めないという整理が現時点で可能なのかとの構成員からの質問に対し、ＮＨＫから、ＮＨＫプラスが基本であるが「報道サイト」をまとまりとして考えていきたい、テキストを何でもやろうというわけではなく、テキストも含めた理解増進情報の部分について再整理をしっかり検討していきたい旨回答があった

・　ＮＨＫの資料にある「放送と同一の情報内容」や「放送と同様の効用」は、判断基準が不明確。特に後者の概念は曖昧であり、現在の理解増進情報と同様に、際限なく拡大する危険性をはらんでいるため不適切

・　ＮＨＫは必須業務化の範囲について「放送と同様の効用」「『放送』と同一の情報内容」など具体性を欠く説明を繰り返した。抽象的な議論に基づいて制度設計を進めれば、業務範囲の際限ない拡大につながりかねない

具体的な規定ぶりについては、本ワーキンググループにおける検討結果の取りまとめを踏まえ、総務省において検討されるべき事柄であると考えていますが、本ワーキンググループでどこまで議論し、どのような内容をとりまとめるべきかも含め、引き続き、議論・検討を進めていきます。

⑪　ＮＨＫは電波の「放送」を行うために、テレビ受信機に紐づく受信料を独占的に徴収することが認められています。現行の受信料制度を継続する前提においては、「放送政策に関する調査研究会」が述べたとおり「放送を目的に設立された特殊法人という性格から無限定の実施は不適切」であり、ＮＨＫのインターネット活用業務は「放送」と同等かつ付随的（小規模）なサービスに限られると考えますが、見解をご教示ください。

（回答）

本ワーキンググループでは、「ＮＨＫのインターネット活用業務の在り方」や「インターネット活用業務の財源と受信料制度」を検討項目の一つとし、現在、議論を進めているところです。
これまでのワーキンググループでは、以下のような議論がなされています。

・　公共放送の活動領域を広く認めることによってメディア間の競争が阻害され、全体として情報空間の環境の改善につながらなかったりむしろ悪化してしまったりすることは避けなければならず、全体として何が最適なのかを考慮しつつ、公共放送の活動領域やその規律、費用負担のあり方を、拙速にならない形で検討する必要

・　ＮＨＫが受信料を財源にインターネット活用業務を際限なく拡大すれば、公正な競争が阻害され、言論の多様性やメディアの多元性が損なわれ、国民や社会に不利益を及ぼしかねない

・　必須業務化をしていく場合には、競争評価の仕組みを適切に構築、運用することによって、際限なく拡大するという懸念が払拭できる可能性があるのではないか

・　一部報道によるとテキストニュースを縮小する方針とのことだが、ＮＨＫニュースウェブやテレビマガジン等のテキスト系の報道について、今後どうするつもりなのかとの構成員からの質問に対し、ＮＨＫから、放送でやるべきものをネットでやるということであり、放送でやらないようなものはなるべくネットでやらないということが必須業務化。ＮＨＫの本来業務としての仕事をネットでもやっていきたいということであり、ＮＨＫの役割が純化すると、やるべきものがクリアになってくると考える。どういう業務が本来業務としてふさわしいのか、「放送と同等の効用」にふさわしいのかは、再整理をしっかりしていく必要があると考えている旨回答があった

・　どういう競争評価の枠組みであれば際限なく拡大される可能性がなくなると考えるかとの構成員からの質問に対し、貴連盟から、そもそも理解増進情報はインターネット活用業務の範囲を実体的に広げるために使われてきた言葉。現行法とＮＨＫのインターネット活用業務実施基準でどこまでができることになっているのか、ＮＨＫはどこまでやっているのかというレビューが実はないのではないか。ベン図等で明らかにして、現行制度ではできないが、ＮＨＫとしてやってみたいということを話すのが先ではないかとの旨の回答があった。また、日本新聞協会メディア開発委員会から、業務を際限なく拡大することになりかねない現状があるので、公正競争が阻害され再現性が損なわれかねないという懸念が深まっている中で、そもそも理解増進情報の定義の中に「個別番組に紐付く」というのがあったと思うが、いろんな番組に紐付いているのかどうかわからないようなものも現状でもたくさんあるので、その定義もしっかり整理していくべき旨回答があった

このような議論も踏まえ、引き続き、議論・検討を進めていきます。

⑫　有力な公的企業が国家補助を受けた経済活動を行うと競争歪曲のおそれがあるとの指摘が有識者からありました。公正競争の議論においては、先に具体的なサービスを特定して検討すべきであり、対象業務が抽象的なままでは、抽象的な議論にしかならないことを懸念しますが、見解をご教示ください。

（回答）

本ワーキンググループでは、「ＮＨＫのインターネット活用業務の在り方」を検討項目の一つとし、その中で、インターネット活用業務に課される規制の在り方についても現在、議論を進めているところです。

これまでのワーキンググループでは、以下のような議論がなされています。

・　ＮＨＫが新たな業務を実施する場合に公共性を持つのか、具体的にどこまで実現できているのかについて、どの時点でチェックするのかを、具体的に制度設計として整理する必要がある。その際、ＮＨＫ自身が公共性や適切性等についてどこまで明確な考えを持ち、具体的なファクトや予測を立てて審査する体制を有するかどうかに依存する

・　審査主体には専門的能力と情報収集能力の確保が不可欠。仮に民間の報道機関の経営情報も収集する可能性を考えれば、どの主体が担うのかとは別に、守秘義務を課した専門家に基礎的な分析を委託する手続も考える必要がある

・　ステートエイドの問題は抜きがたく、競争ルールの整備や運用について、協会内部のガバナンスだけで事足りるということには賛同できない。必須業務化するのであれば、執行部を監督する経営委員会の強化はマストだが、それでは足りないと思っているので、費用の上限も含めて実施基準を策定して、総務省の認可制度にかからしめることが必要

・　仮に必須業務化した場合に、今と同じ程度の費用上限がある場合に何か支障があるかとの構成員からの質問に対し、ＮＨＫから、一定の費用上限はあり得るが、現在規模から増加していくような認識は持っていない旨回答があった

・　インターネット活用業務が仮に本来業務化した場合にどういったセーフガード措置が必要かとの構成員からの質問に対し、貴連盟から、インターネット活用業務の実施基準の変更は事前認可にしたほうがいい。今、ＮＨＫはこれからどんどんインターネット活用業務にかける経費を増やしていくコンディションにはないと思うが、やはり一定の目安というのは必須業務になっても必要ではないかとの旨の回答があった。また、日本新聞協会メディア開発委員会から、本来業務化になったとしても、やはりガバナンスは必要。仮に本来業務化にするのであれば、逆に実施基準をしっかり決めてやっていくことは必要と思う旨回答があった

・　強い批判が出ている理解増進情報についてＮＨＫとしてどのように評価するか、また、放送番組に関連しないようなコンテンツの配信についてどのように考えているのかとの構成員からの質問に対し、ＮＨＫから、インターネット活用業務が「放送番組の理解増進情報」ではなく必須業務となることで、公共放送のミッションそのものを体現する引き締まったものになると考えている旨回答があった

このような議論も踏まえ、引き続き、議論・検討を進めていきます。

⑬　民放連は2022年11月24日開催の「公共放送ＷＧ」第３回会合のヒアリングにおいて、ＮＨＫインターネット活用業務は公正競争を阻害しないために、▽放送番組の「理解増進情報」を拡大解釈しない、▽ネットオリジナルコンテンツの制作・配信はしない、▽広告収入を得ない、▽予算に厳格な歯止めを設けるなどの取り組みが最低限必要と述べました。こうした民放連の考えに対する見解をご教示ください。

（回答）

本ワーキンググループでは、「ＮＨＫのインターネット活用業務の在り方」を検討項目の一つとし、その中で、放送法におけるＮＨＫのインターネット活用業務の位置付けやインターネット活用業務に課される規制の在り方についても現在、議論を進めているところです。

これまでのワーキンググループでは、以下のような議論がなされています。

・　強い批判が出ている理解増進情報についてＮＨＫとしてどのように評価するか、また、放送番組に関連しないようなコンテンツの配信についてどのように考えているのかとの構成員からの質問に対し、ＮＨＫから、インターネット活用業務が「放送番組の理解増進情報」ではなく必須業務となることで、公共放送のミッションそのものを体現する引き締まったものになると考えている旨回答があった

・　どういう競争評価の枠組みであれば際限なく拡大される可能性がなくなると考えるかとの構成員からの質問に対し、貴連盟から、そもそも理解増進情報はインターネット活用業務の範囲を実体的に広げるために使われてきた言葉。現行法とＮＨＫのインターネット活用業務実施基準でどこまでができることになっているのか、ＮＨＫはどこまでやっているのかというレビューが実はないのではないか。ベン図等で明らかにして、現行制度ではできないが、ＮＨＫとしてやってみたいということを話すのが先ではないかとの旨の回答があった。また、日本新聞協会メディア開発委員会から、業務を際限なく拡大することになりかねない現状があるので、公正競争が阻害され再現性が損なわれかねないという懸念が深まっている中で、そもそも理解増進情報の定義の中に「個別番組に紐付く」というのがあったと思うが、いろんな番組に紐付いているのかどうかわからないようなものも現状でもたくさんあるので、その定義もしっかり整理していくべき旨回答があった

・　本来的な財源というより民放への協力資金として広告収入を得ていくことも将来的に考えられるが、ＮＨＫとしてどう考えるかとの構成員からの質問に対し、ＮＨＫから、論点としてはあり得るが、広告財源と受信料財源は放送の二元体制のコアである旨回答があった

・　仮に必須業務化した場合に、今と同じ程度の費用上限がある場合に何か支障があるかとの構成員からの質問に対し、ＮＨＫから、一定の費用上限はあり得るが、現在規模から増加していくような認識は持っていない旨回答があった

・　必須業務化した場合、ＮＨＫにおいてインターネット活用業務に関する費用の範囲や上限をある程度明確にした上で、ほかの業務との費用の按分方法も適正に定めるなど、会計上の透明性確保を図っていく必要がある

・　インターネット活用業務が仮に本来業務化した場合にどういったセーフガード措置が必要かとの構成員からの質問に対し、貴連盟から、インターネット活用業務の実施基準の変更は事前認可にしたほうがいい。今、ＮＨＫはこれからどんどんインターネット活用業務にかける経費を増やしていくコンディションにはないと思うが、やはり一定の目安というのは必須業務になっても必要ではないかとの旨の回答があった。また、日本新聞協会メディア開発委員会から、本来業務化になったとしても、やはりガバナンスは必要。仮に本来業務化にするのであれば、逆に実施基準をしっかり決めてやっていくことは必要と思う旨回答があった

このような議論も踏まえ、引き続き、議論・検討を進めていきます。

（一社）日本新聞協会メディア開発委員会の
質問への回答

公共放送ワーキンググループ
令　和　５　年　６　月

①　ＮＨＫのネット業務拡大がどのように情報空間の健全性確保につながるかは明確ではなく、メディアの多元性から見ると逆効果になりかねないとの指摘もある。ＮＨＫのネット業務拡大と、情報空間の健全性確保の関係についてどう考えるのか。

②　ＮＨＫはすでに理解増進情報などの名目でネット業務を幅広く展開している。現状のネット業務は情報空間の課題解決にどの程度寄与してきたと考えるか。

（回答）

これまでのワーキンググループでは、以下のような意見が出ています。

- インターネット配信領域での国際競争上の圧力と、市場の導入期であることを鑑みれば、業界リーダーとしてＮＨＫに先行して開拓してもらうことも一種のミッションとして考えられる
- 日本では、同時配信の実施が遅れた結果、情報空間に若い世代が参加できなかったり、偽情報が流布されたり、場が海外サービスに左右されたりすることが危惧される。ＮＨＫに先導的な役割を果たさせることで、健全な情報空間を確保することがデジタル社会の基本政策として必要
- 国民全体が共有すべき基本的情報を、信頼性をもって、かつアテンション・エコノミーの虜にならない形で提供できるのが公共放送の強み。テレビ保有率が低下傾向にあり放送の視聴習慣が失われつつある中、公共放送のもたらす便益を放送を見ない層にもどのような形で提供していくかが重要
- もっとも、情報空間の弊害（偽情報、フィルターバブルなど）を直接是正する可能性は限定的
- 必須業務という位置付けになれば、テレビを持っているかどうかに関わらず、ＮＨＫのコンテンツにアクセスできるという意味で、新聞や民間放送と同様、ＮＨＫもインターネット上で多元性確保の役割を果たすことができる
- ＮＨＫが視聴者から期待されているという「情報空間の参照点」の趣旨が不明瞭。なぜ情報空間の健全性確保につながるのか、なぜそのために必須業務化が必要なのか、新聞や民間放送も同様の役割を果たしているのではないかなど、疑問点が多くある

なお、松本総務大臣は、国会において、放送は、公共性の高い情報をあまねく伝える、いわば「質の担保された情報」を提供するといった使命があり、我が国では、公共放送と民間放送とが切磋琢磨する二元体制の下で、多元な主体による多様な放送が確保されてきたところ、インターネット上で膨大な情報が行き交う今だからこそ、情報の出し手として存在意義があり、メディアとしての重要性は増してきている旨を答弁しています

こうした点も踏まえ、引き続き、議論・検討を進めていきます。

③　民主主義を維持するためのメディアの多元性の重要性をどう捉えているのか。ＮＨＫのネット業務拡大によって、メディアの多元性にどの程度影響が出ると考えるのか。
④　仮にＮＨＫのネット業務を必須業務とする場合、新聞・通信社や民放以外の事業者への影響も考慮する必要はないか。他にどのような企業や組織、団体に影響が出ると考えるか。またこうした事業者からも意見を聞く必要性をどう考えるか。
⑨　受信料という原資だけでなく、受信料を基に築き上げてきた組織体制や設備などもあり、報道分野でのＮＨＫは圧倒的な存在感がある。ネットを必須業務にした場合も巨大な組織や人員を活用すれば、収支を勘案してネット業務に取り組む他の報道機関は公正な競争が難しいのではないか。

（回答）

本ワーキンググループでは、「ＮＨＫのインターネット活用業務の在り方」を検討項目の一つとし、現在、議論を進めているところです。

これまでのワーキンググループでは、以下のような議論がなされています。

・ ＮＨＫのインターネットへの進出がメディアの多元性によって提供される価値を毀損してはならない。ＮＨＫのネット進出により他メディアの存在が脅かされるとしたら、情報空間を悪化させることになり本末転倒

・ 必須業務化をしていく場合には、競争評価の仕組みを適切に構築、運用することによって、際限なく拡大するという懸念が払拭できる可能性があるのではないか

・ 審査主体には専門的能力と情報収集能力の確保が不可欠。仮に民間の報道機関の経営情報も収集する可能性を考えれば、どの主体が担うのかとは別に、守秘義務を課した専門家に基礎的な分析を委託する手続も考える必要がある

・ ステートエイドの問題は抜きがたく、競争ルールの整備や運用について、協会内部のガバナンスだけで事足りるということには賛同できない。必須業務化するのであれば、執行部を監督する経営委員会の強化はマストだが、それでは足りないと思っているので、費用の上限も含めて実施基準を策定して、総務省の認可制度にかからしめることが必要

・ 仮に必須業務化した場合に、今と同じ程度の費用上限がある場合に何か支障があるかとの構成員からの質問に対し、ＮＨＫから、一定の費用上限はあり得るが、現在規模から増加していくような認識は持っていない旨回答があった

・ 必須業務化した場合、ＮＨＫにおいてインターネット活用業務に関する費用の範囲や上限をある程度明確にした上で、ほかの業務との費用の按分方法も適正に定めるなど、会計上の透明性確保を図っていく必要がある

・ インターネット活用業務が仮に本来業務化した場合にどういったセーフガード措置が必要かとの構成員からの質問に対し、日本民間放送連盟から、インターネット活用業務の実施基準の変更は事前認可にしたほうがいい。今、ＮＨＫはこれからどんどんインターネット活用業務にかける経費を増やしていくコンディションにはないと思うが、やはり一定の目安というのは必須業務になっても必要ではないかとの旨の回答があった。また、貴委員会から、本来業務化になったとしても、やはりガバナンスは必要。本来業務になったからこそ、逆に実施基準をしっかり決めてやっていくことは必要と思う旨回答があった

このような議論も踏まえ、引き続き、議論・検討を進めていきます。

⑤　放送の持つ公共性と、ネット空間の公共性の違いをどのように考えるか。ネット空間の公共性をどのような枠組みで制度化するのか。通信・ネットの領域を放送法の改正で規定することは適切なのか。放送制度の枠を超えた議論が必要になると考えるが、どう対応するか。

（回答）

これまでのワーキンググループでは、以下のような議論がなされています。

・ 今もうこれだけ時代が移ってきている中で、１人１台のテレビはないけれども、１人１台のスマホがあるという状態の中で、自分と常に一緒にいるもののところで放送を見たい。それも同時放送以外の形でもいろいろ選択ができるような形で見たいというのは、本当に時代の動きだと思うので、これは本来業務としてガバナンスを効かせながら見ていくものだろう

・ 重要なのは、時代の変化の中にあって、メディアから情報を受ける国民にとって、より多様で、そして普段の生活のみならず災害時の非常時等、様々な意味で役に立つプログラムが提供されることであると考える。国民の受益の中身がよりリッチになるように必要なことは何か、議論を尽くすべき

・ テレビ受信機を持っていないからという理由だけでＮＨＫの放送に接することができないのは厳しいので、必須業務化することで、テレビ受信機を持っていない人たちにも放送と同じものを同時に流してほしい

・ 任意業務では、テレビをお持ちでない方に対してはＮＨＫのコンテンツが提供できない状態であるが、必須業務という位置付けになれば、テレビを持っているかどうかに関わらず、ＮＨＫのコンテンツにアクセスできるという意味で、新聞や民間放送と同様に、ＮＨＫもインターネット上で多元性確保の役割を果たすことができる

・ このような考えに立てるかとの構成員からの質問に対し、貴委員会から、その考え方は全く同じだと思うが、現状でも補完業務で上限２００億円という、民間からしたら莫大なお金を投じて、無料でニュース防災アプリ等を提供しているわけで、現状でも一定程度同じ土俵で多元性の確保はなされていると思う。これが必須業務になることによって、そんなに予算は増えないという言い方もされているが、そうなると、補完業務と必須業務でどこがどう変わって、同じ土俵の度合いがどこまでさらに高まるのか、多元性の度合いがどこまでさらによくなるのか、はっきりしない旨の回答があった

具体的な規定ぶりについては、本ワーキンググループにおける検討結果の取りまとめを踏まえ、総務省において検討されるべき事柄であると考えていますが、本ワーキンググループでどこまで議論し、どのような内容をとりまとめるべきかも含め、引き続き、議論・検討を進めていきます。

⑥　「ＮＨＫニュース防災」アプリや「ＮＨＫ ＮＥＷＳ ＷＥＢ」「ＮＨＫ政治マガジン」など、理解増進情報として展開しているサービスは、受信料を支払わなくても利用できる。受信料制度の整合性などをどう考えるか。ネットのオリジナルコンテンツも多いが、問題はないとみているのか。必須業務化を考える際に検証する必要はないのか。

（回答）

インターネット活用業務については、総務大臣の認可を受けたインターネット活用業務実施基準に従って行わなければならないとされ（放送法第 20 条第 12 項）、総務大臣が認可するに当たっては、インターネット活用業務の種類、内容及び実施方法並びに料金その他の提供条件に関する事項が受信料制度の趣旨に照らして不適切なものでないことを審査することとなっています（同条第 11 項第３号）。

これまでのワーキンググループでは、以下のような議論がなされています。

・ 強い批判が出ている理解増進情報についてＮＨＫとしてどのように評価するか、また、放送番組に関連しないようなコンテンツの配信についてどのように考えているのかとの構成員からの質問に対し、ＮＨＫから、①現在の「理解増進情報」は「放送番組の理解増進情報」となっているため、個別放送番組と結びつくネットコンテンツ等が理解増進のために制作、提供される形となっている。放送が必須業務であることから、これにネットから誘導を図る効果は存在しており、一定の評価はできる。②インターネット活用業務が「放送番組の理解増進情報」ではなく必須業務となることで、公共放送のミッションそのものを体現する引き締まったものになると考えている旨回答があった

・ 必須業務化をしていく場合には、競争評価の仕組みを適切に構築、運用することによって、際限なく拡大するという懸念が払拭できる可能性があるのではないか

・ どういう競争評価の枠組みであれば際限なく拡大される可能性がなくなると考えるかとの構成員からの質問に対し、日本民間放送連盟から、そもそも理解増進情報はインターネット活用業務の範囲を実体的に広げるために使われてきた言葉。現行法とＮＨＫのインターネット活用業務実施基準でどこまでができることになっているのか、ＮＨＫはどこまでやっているのかというレビューが実はないのではないか。ベン図等で明らかにして、現行制度ではできないが、ＮＨＫとしてやってみたいということを話すのが先ではないかとの旨の回答があった。また、貴委員会から、業務を際限なく拡大することになりかねない現状があるので、公正競争が阻害され再現性が損なわれかねないという懸念が深まっている中で、そもそも理解増進情報の定義の中に「個別番組に紐付く」というのがあったと思うが、いろんな番組に紐付いているのかどうかわからないようなものも現状でもたくさんあるので、その定義もしっかり整理していくべき旨回答があった

・ インターネット活用業務が仮に本来業務化した場合にどういったセーフガード措置が必要かとの構成員からの質問に対し、日本民間放送連盟から、インターネット活用業務の実施基準の変更は事前認可にしたほうがいい。今、ＮＨＫはこれからどんどんインターネット活用業務にかける経費を増やしていくコンディションにはないと思うが、やはり一定の目安というのは必須業務になっても必要ではないかとの旨の回答があった。また、貴委員会から、本来業務化になったとしても、やはりガバナンスは必要。仮に本来業務化にするのであれば、逆に実施基準をしっかり決めてやっていくことは必要と思う旨回答があった

このような議論も踏まえ、引き続き、議論・検討を進めていきます。

⑦　ネット業務の必須業務化の可否については、ＮＨＫがまず具体的な業務構想を示し、その効果、他の事業者や市場への影響について十分議論を重ねた上で検討すべきではないか。これまでの議論の進め方はあるべき姿とは順序が異なっているのではないか。

（回答）

ＮＨＫからは、５月２６日の第８回会合において、

・　ＮＨＫには「情報空間の参照点」と同時に、「多元性の確保への貢献」が求められているのではないか

・　業務範囲については「放送と同時配信・見逃し」と「報道サイト（「放送」と同一の情報内容の多元提供）」が基本であり、これら以外は「放送と同様の効用が、異なる態様」で実現されるものについて実施

・　ガバナンスについては、新規内容で一定の規模にかかるものは、（経営委員会の監督のもと）いわゆる「公共価値テスト」を事前実施ののち、追加することとなるのではないか

・　また、ＢＢＣ等で行われているように、数年に一度、全体状況の変化に合わせた競争レビューを行うこともあり得るのではないか

といった考えが示されたところであり、この内容も踏まえ、引き続き、議論・検討を進めていきます。

⑧　任意業務から必須業務となった場合、具体的に業務展開はどう変わるのか。あるいは何が可能になるのか。任意業務のままでは、具体的にどのようなデメリットがあり、変更する必要があると考えるのか。国民・視聴者にとってもわかりやすく説明すべきではないか。

（回答）

これまでのワーキンググループでは、以下のような議論がなされています。

・　テレビ受信機を持っていないからという理由だけでＮＨＫの放送に接することができないのは厳しいので、必須業務化することで、テレビ受信機を持っていない人たちにも放送と同じものを同時に流してほしい

・　任意業務では、テレビをお持ちでない方に対してはＮＨＫのコンテンツが提供できない状態であるが、必須業務という位置付けになれば、テレビを持っているかどうかに関わらず、ＮＨＫのコンテンツにアクセスできるという意味で、新聞や民間放送と同様に、ＮＨＫもインターネット上で多元性確保の役割を果たすことができる

・　インターネット配信領域での国際競争上の圧力と、市場の導入期であることを鑑みれば、業界リーダーとしてＮＨＫに先行して開拓してもらうことも一種のミッションとして考えられる

・　必須業務化によりテレビを持ってない方に対しＮＨＫが新聞や民放と同じ土俵に立つ、その上で公正な競争環境が確保されれば、多元性確保に資するとの考えに立てるかとの構成員からの質問に対し、日本新聞協会メディア開発委員会から、その考え方は全く同じだと思うが、現状でも補完業務で上限２００億円という、民間からしたら莫大なお金を投じて、無料でニュース防災アプリ等を提供しているわけで、現状でも一定程度同じ土俵で多元性の確保はなされていると思う。これが必須業務になることによって、そんなに予算は増えないという言い方もされているが、そうなると、補完業務と必須業務でどこがどう変わって、同じ土俵の度合いがどこまでさらに高まるのか、多元性の度合いがどこまでさらによくなるのか、はっきりしない旨回答があった

このような議論も踏まえ、引き続き、議論・検討を進めていきます。

⑩　ＮＨＫの業務、受信料、ガバナンスの「三位一体改革」は道半ばだ。ネット業務拡大を議論する前に、まずは、貴ＷＧでこれまでのＮＨＫによる「三位一体改革」の検証をするべきではないか。また、「経営委員会のガバナンスを含む、ＮＨＫのガバナンス改革が必要」との指摘もあったが、どう検討するのか。

（回答）

ＮＨＫについては、国民・視聴者の負担する受信料で支えられていることを踏まえ、業務・受信料・ガバナンスの「三位一体改革」に不断に取り組むことが求められます。ＮＨＫも、５月２６日の第８回会合において、今後とも三位一体改革について不断の取組を継続していく旨を表明しています。

インターネット活用業務を必須業務化するとした場合における経営委員会を含むガバナンスの在り方については、これまでのワーキンググループにおいて、以下のような意見が出ています。

・ 公共的な情報流通を担保し、国民の知る権利を実現すると同時に、ＮＨＫが突出して情報空間を歪めたりしないという点でイギリスやドイツのような仕組みが非常に重要となるが、この議論をする以上は、ＮＨＫのガバナンスの問題の議論は不可避であり、当然に経営委員会のガバナンスの問題が極めて重要

・ ステートエイドの問題は抜きがたく、競争ルールの整備や運用について、協会内部のガバナンスだけで事足りるということには賛同できない。必須業務化するのであれば、執行部を監督する経営委員会の強化はマストだが、それでは足りないと思っている

・ ＮＨＫが新たな業務を実施する場合に公共性を持つのか、具体的にどこまで実現できているのかについて、どの時点でチェックするのかを、具体的に制度設計として整理する必要がある。その際、ＮＨＫ自身が公共性や適切性等についてどこまで明確な考えを持ち、具体的なファクトや予測を立てて審査する体制を有するかどうかに依存する

・ 審査主体には専門的能力と情報収集能力の確保が不可欠。仮に民間の報道機関の経営情報も収集する可能性を考えれば、どの主体が担うのかとは別に、守秘義務を課した専門家に基礎的な分析を委託する手続も考える必要がある

このような意見も踏まえ、引き続き、議論・検討を進めていきます。

第８回会合における質問事項への回答

番号	質問者		質問内容	回答内容
1	大谷構成員	質問	「放送と同様の効用」について、インターネット活用業務を必須業務化することによって国民・視聴者に対し、どのような効用があるのかをNHKの言葉で教えていただきたい。災害や教育コンテンツ等が例として挙がっておりイメージしやすいところだとは思うが、加えて、放送かネットかといった伝送路に関わらず、NHKが視聴者の声に耳を傾けるこが必須業務となれば、情報空間全体の批評・批判について適切に対応することが効用として思い浮かぶところ。	【執行部】 各種世論調査等から、フェイクニュース、社会にとって重要な情報の埋没、意見の分断を強調する情報の拡散等、情報空間全体で認識される問題に対して、ＮＨＫに一定の役割を期待頂いていると承知している。 これに対し、社会において信頼できる基本的情報＝「情報空間の参照点」の提供を行いたいと考えている。情報があふれるなか、視聴者・国民がさまざまな事象・価値観を知り、共有し、判断していく際のひとつの立脚点になればと考える。 「視聴者・国民がＮＨＫに求めているものは何か」という期待・要請の中で今、必須業務を行っているが、これをネット空間でも行っていくということである。
2	大谷構成員	質問	これまではネットが放送の補完をしていたところ、今後は放送がネットの補完をする相互作用も考えられるが、必須業務とすることの意味について、国民・視聴者や競合事業者等、競争の観点から問題意識を持たれている人に対して、どのような説明をすれば分かりやすいと考えるか。	【執行部】 「情報空間の参照点」の提供と並んで重要な点として、「信頼できる多元性確保」への貢献を掲げさせて頂いた。 資料９頁に書かせて頂いた通り、この役割は、あくまで、新聞・民放ほか、伝統メディアとの多元的な切磋琢磨によって実現できるものと考える。 よって、11頁に示した通り、「放送の同時配信・見逃し」「報道サイト」を基本とし、「放送と同様の効用で態様が異なるもの」を限定的に提供し、全体について、放送同様、公平性確保・多角的論点提示等の規律がかかるものだと考えている。
3	大谷構成員	質問	資料8-1のp11について、サービス領域が横長に拡大する反面、縦方向には縮小されており、インターネット活用業務の必須業務化によって財源を拡大するというよりは、同じ程度の財源でサービス領域を広げていこうとしているのか、その点NHKの意図を確認したい。	【執行部】 三位一体の改革に基づき、これから大幅な減収が予定されているほか、必須業務となっても、財源が増加していくようなものではないと認識している。 ＮＨＫに最も求められている「正確な情報」「多様な番組」「信頼できる情報空間の参照点」といった内容により純化して、業務を行っていく考えである。ネットにおいても放送においても、質を向上させることで、ＮＨＫの情報空間における価値を高めたい。
4	林構成員	意見	資料8-1のp19のガバナンスの在り方については、前提として競争ルールの在り方とネット規律の在り方の話に分けて考える必要があるが、ステートエイドの問題が抜きがたい。競争ルールについては、民放連や新聞協会の懸念は競争のイコールフィッティングという点で私も非常にわかる。競争ルールの整備や運用について、現状お示しされている協会内部のガバナンスだけで事足りるということには賛同できない。必須業務化するのであれば、執行部を監督する経営委員会の強化はマストだが、それでは足りないと思っているので、費用の上限も含めて実施基準を策定して、総務省に認可制度にかからしめることが必要。 　他方、p11のネット規律についてはガバナンスへの考えとは逆に、公共放送の自覚と責任において、ネット上のコンテンツに放送の規律を当てはめるのではなく、自主・自律にゆだねるべきと考えている。ただし、ガイドラインのバージョンアップは必須。法律上の手当てをすると拡大解釈されるおそれもある。	－
5	林構成員	意見	また、毎年度又は複数年度において例えばインターネット放送市場検証会議のような形で、定点観測としてレビューを行う必要がある。	－

1

番号	質問者		質問内容	回答内容
6	落合構成員	質問	競争規律に関わる部分については、NHKから十分な説明があったとは思わない。具体的にどのように進めていくのかという準備ができていないと感じた。どのような組織内の体制を整備し、どのような基準で進めていくことを想定しているか、明確にご説明頂きたい。	【経営委員会】 仮に必須業務化した場合、インターネット活用業務の開始・変更が与える競争への影響等について評価する機関は、第三者性・中立性を確保し、適正な評価のできる組織にすべきである。NHKが自律的に評価する組織を設置する際は、インターネット活用業務の開始・変更が与える競争への影響等についての評価にあたり、現行制度では経営委員が個別の番組へ干渉することはできないと規定されていることなどをふまえて、評価する機関の具体的な仕組み、業務を検討する必要があると認識している。 【執行部】 （（経営委員会の監督のもと）新規または既存サービスの大幅変更を行う際には、予算・事業計画の策定前に第三者の専門委員会が一定の評価を行い、ＮＨＫ自身の意見とあわせて意見募集等をし、最終的な判断を得る、欧州の「公共価値テスト」的なものを行うことが適切だと考えている。現在、執行部には「インターネット活用業務審査・評価委員会」と呼ばれる専門委員会を置き、計画策定の前後に一定の評価を行っている。このような取り組みの蓄積も活用できると考えている。）
7	落合構成員	質問	資料8-2の新聞協会の意見の中にも「NHKの説明が必要」だとして、競争ルールと料金体系についてどうするのか書かれていたところ。おそらくアプリダウンロード等の一定の視聴者の積極的行為を契機とする課金制であろうかと思うが、できるかぎり明確に、料金体系についてどう考えているのか明確に説明していただきたい。業務ごとに異なる場合には業務ごとに、無償か有償か、また有償な場合にはどのような課金額の算定を想定されているか。	【執行部】 現時点でお示しさせて頂いたのは、20頁以降にあるように、「放送の同時配信・見逃し」（地上放送を想定）について、負担の公平性・端末等環境の同等性が満たされる際には、同水準の負担をお願いすることになるのではないか、というもの。よって、当然に、多機能端末であるスマートフォンを保有するだけで契約をお願いするようなことは入らない。他方、いわゆる「課金制」と認識できてしまうことは、公共放送の本旨と相容れないものと考えている。
8	落合構成員	質問	また、その際、財源の論点も重要になってくると思う。例えば、以前の会合で、民放への協力に対する資金として広告収入を得ていくことも将来的には考えられるのではないかという発言をしたが、広告収入についてどう考えるのか。さらに、国際放送についても国内放送と同様に考えていくのか。 特に広告収入について質問を詳細にすると、本来的な財源というよりは、民放への協力をするための財源として、広告料を使うことによってプロミネンスとの関係を踏まえたエコシステムの構築のため、という観点からどうお考えかを伺いたい。	【執行部】 論点としてはあり得ると考えるが、広告財源と受信料財源は、放送の二元体制のコアであり、ご指摘のようにエコシステム全体から考えるべきものと思っている。
9	落合構成員	意見	ネット規律については、一定程度NHK側の裁量を認めていくという林構成員のご意見の方向もありうるものの、現実には民業に対する影響を考えないといけない場合が多いと思うので、新たな業務を行う場合の手続全体としては、民業圧迫を考慮した競争観点でのレビューにより、NHKの業務の拡大に対する制約もかからざるをえないため、多くの場面ではNHK側の裁量だけではなく、十分な弊害防止を確認しつつ進めていくことになるのではないかと考えている。	－

番号	質問者		質問内容	回答内容
10	落合構成員	質問	NHKオンデマンドについては、放送の二次利用サービスとして開始されたという経緯があるが、ネットの普及の中で特に若年層など同時性を重視しない視聴方法も多くなっているところ、オンデマンドの効用をどう考えているか。オンデマンドは地域性だけではなく日本全体の文化の保存の役割も果たすコンテンツ配信なども含まれてていると思う。そのため、オンデマンドについて引き続き任意業務で実施するのか、必須業務とすることを考えているのか、競争状況への認識も踏まえて、回答いただきたい。	【執行部】 ＮＨＫプラスの見逃しサービスも含め、放送の厳密な"同時性"を超えた大きなニーズが「オンデマンド」にあるのは承知している。お尋ねの件は、有料業務である「ＮＨＫオンデマンド」のことだと思われるが、こちらについては、同種業務が市場に数多くあることもあり、市場競争に配意しつつ、現在の形で継続・強化すべきと考えている。収支の改善があれば、関係者の知的貢献への還元等も行えることから、これによって、映像産業の発展、映像文化の保存に寄与したい。 なお、現在も無料で行っている（市場性が低く）公共性の高いアーカイブの公開等は、別途引き続き行いたい。
11	落合構成員	質問	理解増進情報について、なし崩し的な拡大に対し強い懸念が示されているところではあるが、例えばニュース防災アプリなど現在無料で提供されているものについて、放送と同一の情報ととらえられているのか。「放送と同一の情報」と「理解増進情報」との関係をどう考えているのか。	【執行部】 現在、「理解増進情報」とは、「放送番組の理解増進情報」となっている。このため、個別放送番組と結びつくネットコンテンツ等が理解増進のために制作、提供されている形となっている。放送が必須業務であることから、これにネットから誘導を図る効果は存在しており、一定の評価はできるものと思っている。 他方、ここで申し上げた、放送と同一の情報内容を多元提供する「報道サイト」等は、それ自体が公共放送のミッションであることを想定している。よって、サイト、サービス全体で公平性を確保し、多角的論点を提示するもので、個別放送番組の理解を促すコンテンツ群が増えていくようなことにはならないと認識している。
12	落合構成員	質問	理解増進情報については、NHKインターネット活用業務実施基準の下で行われ、強い批判が出ているところではあるが、NHKとしてどのような評価をしているのか。また、放送番組に関連しないようなコンテンツの配信について、需要等を踏まえてどのように考えているのか伺いたい。	【執行部】 インターネット実施基準のもと、インターネット実施計画に基づき適切に実施していると考えている。関連しないコンテンツについては、そもそも配信は認められていないところである。 他方で、ネット全体で見た場合に、もっと純化すべきではないか、という声があることは承知している。 上記の問（11）のように、「理解増進情報」ではなく「必須業務」となることで、公共放送のミッションそのものを体現する、引き締まったものになると考えている。
13	瀧構成員	質問	理解増進情報の定義については、①今流れている放送番組に対する理解を増進するもの、②公共放送の存在に対する理解を増進するもの、③それ以外のものが存在すると考えているが、②について、NHK＋が有料のストリーミングサービスとして捉えられるようになったときに、NHKニュースなどのネット配信コンテンツがPayWallの手前ではなく向こう側にあるものとする、という考えもあり得るところ、どう考えているのか。	【執行部】 今回のプレゼンテーションで示した「報道サイト」等については、ご指摘のような考え方は十分あり得ると思っている（なお、有料料金とは考えていないため、「ペイウォール」ではないと思われる）。 他方で、負担の公平性・端末等環境の同等性が満たされる際には、同水準の負担をお願いすることになるのではないかと考えており、どのようなバランスが適切かは、実態を見て考えることが重要ではないかと思う。しかし、繰り返しになるが、ご指摘の論点は、公共放送の本旨に照らしても、重要だと考えている。
14	瀧構成員	質問	資料p25のように、様々な多元性確保に貢献するものについて、正しい情報のための公共財のような役割を果たすことが好ましいと思っているが、それを進めるという場合にNHKは人やお金など具体的に何を提供するのか、具体的な構想についてもう少し言及してほしい。民放や新聞のどのようなサービスと競合するのか、またどのようなところが協調領域になるのかという点を明確化したいという趣旨。	【執行部】 今回お示ししたように、ジャーナリスト、エンジニア等の人的貢献、制度検討等の知的貢献のほか、「編集」に関わらない部分についての協調領域は幅広くあると思われる。
15	内山構成員	質問	現在の190億というネット活用業務の規模について、NHK＋とNODは基本は放送番組の素材の転用すなわち共通費に該当するものが主と思われるが、共通費ではないネット業務の純然たる追加費用はどの程度か。また、この先どれくらいの規模を見込んでいるのか。	【執行部】 情報財の配賦計算は容易ではないが、2023年度予算では、常時同時配信等業務に65億円、その他のニュース発信等に102億円となっている（国際が30.4億）。 今後どのような会計上の計上となるかにもよるが、追加費用が増加していくような認識は持っていない。

3

番号	質問者		質問内容	回答内容
16	内山構成員	質問	仮に民放ローカルが、ニュース番組のリアルタイム配信の出口にNHK+を検討した場合、NHKとしては協力が可能か。	【執行部】 提供の仕組み自体はニュートラルなものであり、技術的には可能と考える。二元体制の維持・強化のため、ご協力できることはぜひ行いたいが、広告財源と受信料財源というエコシステム全体から考えるべきテーマだと考えている。
17	内山構成員	質問	ネット業務が必須業務化した場合に、「あまねく義務」はどのような実務としてかかると考えるか。実務者側としてどのようなことが考えられるか教えていただきたい。	【執行部】 重要な論点と考える。ネットは原理的にベストエフォートの技術であることから、その点を踏まえつつ、一定のサービスレベルを確保する取り組みが必要と考える。海外公共放送では、アクセスが大きいことが想定される際、サーバーの増強を行う等の措置をしていることを承知している。
18	内山構成員	質問	ネットを使った国際展開については、どう考えているか。（ユーザー（在外法人と外国人）とB2B（日本のコンテンツとIPホルダーに対して）協力の二面においてどう考えているか。）	【執行部】 インターネットを使った国際展開については、海外での日本理解の促進と在外邦人への情報提供の観点の双方から重要であると考えている。 2015年度から、国際放送、そのネット展開の拡充は実施したが、現在では海外ではOTT、SNSでの提供が浸透している。各地の個別事情を踏まえつつ対応を行い、その際には、外部プロダクションが制作したコンテンツ等についても、しっかり発信をサポートしていきたい。
19	曽我部構成員	意見	NHKから多元性の確保について必須業務として取り組むというステートメントがあったが、現行法ではそのような点は挙げられていないと思うので、するのであれば放送法にNHKの目的として書き込んでしかるべき。	ー
20	曽我部構成員	質問	ネット業務を必須業務として取り組むのであれば、より体系的・計画的な取り組みが必要になる。ファクトチェックやオリジネーター・プロファイル技術についても何か事案があってから取り組むという印象であるところ、本来はNHKが戦略を持って施策を考えていくということがあるべき姿。個別への案件への対応ではなく、より体系的に何か取り組むということを考えているか。	【執行部】 現在は、上記の先生のご意見のように、必須業務とはなっておらず、体系的な取り組みまでは至っていない。方向性について、視聴者・国民のご了解をいただければ、ぜひそのように進めて参りたい。
21	曽我部構成員	質問	p11の理解増進情報について、「放送と同様の効用があるもの」と事実上対応していると思われるものが理解増進情報と考えられるところ、新しい制度に移行したときに、理解増進情報は廃止となり、「放送の効用と同様のもの」に衣替えすることになると思うが、現状の理解増進情報と同様に歯止めがないという指摘がなされることが考えられる。その場合、p18の一般的なガバナンスの中で歯止めをかけていくということが考えられるが、個別の番組への指摘など経営委員会でガバナンスをかけることは難しいところ、別のガバナンスが必要となるのではないか。	【経営委員会】 インターネット活用業務の開始・変更が与える競争への影響等についての評価にあたり、現行制度では経営委員が個別の番組へ干渉することはできないと規定されていることなどをふまえて、評価する機関の具体的な仕組み、業務を検討する必要があると認識している。 【執行部】 （現在でも、個々の波の規模、音声波・国際放送の規模、コンテンツのあり方等については、経営委員会の制度下で審議され、決定されている。範囲についてが問題となるが、これについては、（経営委員会の監督のもと）新規または既存サービスの大幅変更を行う際には、予算・事業計画の策定前に第三者の専門委員会が一定の評価を行い、ＮＨＫ自身の意見とあわせて意見募集等をし、最終的な判断を得る、欧州の「公共価値テスト」的なものを行うことが適切だと考えている。）
22	曽我部構成員	質問	NHKアーカイブについて、社会的に効用の高いものと思われるところ、新しい制度のもとでどのように位置づけられていくと考えているのか。	【執行部】 ＮＨＫアーカイブ・アーカイブ有料提供事業については、同種業務が市場に数多くあることもあり、市場競争に配意しつつ、現在の形で継続・強化すべきと考えている。収支の改善があれば、関係者の知的貢献への還元等も行えることから、これによって、映像産業の発展、映像文化の保存に寄与したい。 なお、現在も無料で行っている（市場性が低く）公共性の高いアーカイブの公開等は、別途引き続き行いたい。
23	長田構成員	質問	今後、ネット業務が必須業務化したときには、NHK＋で地上派のすべての番組を流す方向で考えられているのか。また、BSの番組についてはどう考えているのか。	【執行部】 今回の提示は地上波を念頭においており、なるべくすべての番組を流していきたい。ＢＳについては、これからの課題だと考えているところである。

番号	質問者		質問内容	回答内容
24	宍戸構成員	質問	「放送と同様の効用」とは何かということについては、個別のサービスや案件に基づいた説明があるべきであるところ、その前提としてまずNHKが何を目指して向かっていこうとしているのかが分からない。デジタル化が進み、ネット業務が必須業務化する中で、どのように進めていくのかを示してほしい。また、どのタイミングで示していただけるのか。	【執行部】 全体を説明しようとするために、抽象度が高くなってしまったことをお詫びする。 ＮＨＫとしては、必須業務化を通じ、社会において信頼できる基本的情報＝「情報空間の参照点」の提供を行いたいと考えている。情報があふれるなか、視聴者・国民がさまざまな事象・価値観を知り、共有し、判断していく際のひとつの立脚点になればと考える。 11頁に示した通り、放送同様、公平性確保・多角的論点提示等の規律のもと、「放送の同時配信・見逃し」「報道サイト」を基本とし、「放送と同様の効用で態様の異なるもの」を限定的に提供したい。 法体系が見えないなかで明確なお答えは難しいが、来年度からの中期経営計画に向けて、一定の方向性はお示ししたい（以下、現時点の仮案である）。 必須業務における、基本的な考え方の執行部イメージは、以下の通り。 ＊必須業務化＝ネットのみ接触層に放送と同様の価値・”効用”を提供（放送同様、行わなければならない業務） ・「安全・安心」「あまねく伝える」を重視、社会の基本的な情報を多角的に伝え、公共放送として果たしてきたメディアの役割を果たす ・デジタル情報空間の課題に向き合い、価値判断に資するコンテンツを発信する ・デジタルの特性を生かして展開し、同時に放送サービスの進化にもつなげる ・最も大切なのはコンテンツであり、取材・制作力の強化が第一である
25	宍戸構成員	意見	必須業務については、はるかに重い責任や規律がかかっているところ、従来の規律やガバナンス体制のままで十分かが問われている。従来のガバナンス体制のままでよいというのであれば、どのような改革を考えているのか具体的にお示しいただかなければ、外からの規律が必要ということになってしまう。	―
26	宍戸構成員	質問	また、現在は政府からの強い力が及ばないよう経営委員会制度が採られていると思うが、このWGでの議論の温度感が経営委員会にきちんと伝わった上でご判断いただけているのかが分からない。WGの場で経営委員会からもお話しいただけるのか教えてほしい。	【経営委員会】 ＷＧでの議論については、執行部からつど報告を受けている。今後の議論についても注視していく。
27	山本主査代理	質問	資料ｐ11には放送同様の自律型モデルが望ましいと書かれているが、ネット活用業務を必須業務化し、放送と同様の効用が得られる業務を行うというときに、放送法の規律がネット活用業務にも及ぶのかという議論になる。この点についてはＷＧでもさらに議論する必要があるが、放送法と同様の規律がネット活用業務にもかかるとした場合に、NHKが業務を行う上で支障があるか否かを教えてほしい。	【執行部】 放送は時系列的に提供していくものであり、提供の態様がネットとは異なるほか、通信と放送の必然的な技術的差異もある。そのため、形式的に規律をかけるのではなく、自律的に、実質的に、公平性確保・多角的論点提示等の確保が行えるようにして頂ければと考える。
28	山本主査代理	質問	現行の費用上限は、本来必須業務を行うものを削ってネット活用業務を行うことから設けられているものだが、競争を阻害しないために費用上限を維持することも考えられるところ、仮に必須業務化した場合でも今と同じ程度の費用上限がある場合に、何か支障はあるか。	【執行部】 現在の国際放送や音声波等と同様、一定の費用上限は定まるものと考えており、その意味では、一定の上限はあり得ると考える。ただし、曽我部構成員ご指摘のように、枠組みが変化することで、費用を構成する要素も変化と想定されることから、適合させたうえで判断する必要があると考える。ただし、全体として、現在規模から増加していくような認識は持っていない。
29	山本主査代理	質問	資料p22の負担の在り方について、基本的な考え方が示されているが、エンフォースメントも含め法的・技術的要件を考えていく必要があるとWGに投げられたと思うが、実務上留意していただきたいことがあれば伺いたい。また、BBC等の諸外国の状況を踏まえ、より積極的にこうしたほうがよい思う点等あれば教えてほしい。	【執行部】 まさに先生方専門家にご検討いただきたいところだが、多機能端末、様々なプラットフォーム等が進化しつつ存在することから、現在の放送受信料制度とバランスの取れた内容について（持ったら即契約ということなどではなく、他方で単純な「有料課金」でもないもの）、柔軟かつ実質的な形で、規定いただければと考える。

5

番号	質問者		質問内容	回答内容
30	落合構成員	質問	「放送と同様の効用」については、必ずしも電波で情報を受信していた時代の放送の役割と、現代の情報が氾濫する中での放送の役割は異なっていると思うので、そもそも現在の情報空間において、メディア、放送が果たすべき意義を明らかにしつつ、さらに公共放送の役割を論じることが必要ではないか。この点、従前の放送と同じ役割を果たすことだけではなく、情報空間の中でどのように公共放送の役割が求められているのかという点は改めて整理した上で、どのような業務をNHKがインターネット利用業務に関して行うべきと考えるか、ご回答いただきたい。	【執行部】 各種世論調査等から、フェイクニュース、社会にとって重要な情報の埋没、意見の分断を強調する情報の拡散等、情報空間全体で認識される問題に対して、ＮＨＫに一定の役割を期待頂いていると承知している。 これに対し、社会において信頼できる基本的情報＝「情報空間の参照点」の提供を行いたいと考えている。情報があふれるなか、視聴者・国民がさまざまな事象・価値観を知り、共有し、判断していく際のひとつの立脚点になればと考える。 そしてこの際、ＮＨＫへの期待の源は、あくまで、新聞・民放ほか、伝統メディアとの多元的な切磋琢磨、これまで培ってきた民放との二元体制であることから、その軸を大切に、民主主義の発達に寄与していきたいと考えている次第である。
31	宍戸構成員	質問	NHK経営計画で示されることになるであろうNHKが目指すビジョンについては、紙でお示しいただきたい。	【執行部】 問27に現時点の考えを示した。経営計画は、パブリックコメント等も必須となっているものであり、しばしお待ちいただきたい。
32	宍戸構成員	質問	仮に共同規制をするにせよ、規制する側と規制される側にそれぞれインターフェースがあり、競争評価をめぐる問題等に対してきっちり評価できるものがNHKの中になければならない。諸課題検の第１次とりまとめでも専門家を置くという話があったところ、現状検討状況はどうなっているのか。また、会長直下で評価組織を置くのではなく、外部に置くことも手だと思う。	【執行部】 （（経営委員会の監督のもと）新規または既存サービスの大幅変更を行う際には、予算・事業計画の策定前に第三者の専門委員会が一定の評価を行い、ＮＨＫ自身の意見とあわせて意見募集等をし、最終的な判断を得る、「公共価値テスト」的なものを行うことが適切だと考えている。現在、執行部には「インターネット活用業務審査・評価委員会」と呼ばれる専門委員会を置き、計画策定の前後に一定の評価を行っている。このような取り組みも参考になると思われる。） 設置する位置は、ご指摘の通りさまざまあり得ると考える。
33	内山構成員	質問	現状、国内で競争している場合ではないという思いが強くあり、NHKには2040年に一番脅威となるコンペティターを誰と考えているのか。	【執行部】 この方、ということを個別に申し上げることは差し控えたい。様々なプレイヤーと切磋琢磨することが大事だと思っている。
34	三友座長	質問	「放送と同様の効用」の定義が分からない。どのようにかかるのか。そもそも、同じ効用をもたらす必要があるのか。	【執行部】 まず、経済学的な用法とも異なる抽象的な表現になったことをお詫びする。 11頁に示した通り、インターネットにおいて、「放送の同時配信・見逃し」「報道サイト」という基本的なサービスをまとまりとして考えていることを指して、「放送と『同様の効用』」を企図したものとした次第である。 各種世論調査等から、フェイクニュース、社会にとって重要な情報の埋没、意見の分断を強調する情報の拡散等、情報空間全体で認識される問題に対して、ＮＨＫに一定の役割を期待頂いていると承知している。 これに対し、社会において信頼できる基本的情報＝「情報空間の参照点」の提供を行いたいと考えている。情報があふれるなか、視聴者・国民がさまざまな事象・価値観を知り、共有し、判断していく際のひとつの立脚点になればと考える。 そしてこの際、ＮＨＫへの期待の源は、あくまで、新聞・民放ほか、伝統メディアとの多元的な切磋琢磨、これまで培ってきた民放との二元体制であることから、その軸を大切に、民主主義の発達に寄与していきたいと考えており、このような放送由来の業務を行いたいとの意図から、「放送と『同様の効用』」という言葉を用いた。「放送と『同様の価値』の提供」を企図したもの等とも言い得ると考えている。

＜会合後の追加質問＞

番号	質問者		質問内容	回答内容
1	宍戸構成員	質問	質問32の関連。この間、経営委員会自身含めて、NHKのガバナンスに深甚な不安を覚えさせる事態が相次いでいる。特に、衛星放送同時配信費用が基準変更なく当時の執行部の稟議を経て、予算に計上され議決されていた件は、当時の執行部はもちろん、議決した経営委員会及び稟議の問題点を看過した監査委員会にも重大な責任があると考えるが、NHK執行部及び経営委員会の認識如何。	【経営委員会】 国会で承認された令和５年度ＮＨＫ予算・事業計画には、実施基準等に反するＢＳ同時配信名目の予算は含まれていないことを執行部に確認した。この旨、執行部が6/8衆議院総務委員会、6/13参議院総務委員会に説明したとおりである。経営委員会としては、このような事案は極めて遺憾である。仮に、予算に含まれているような場合は、経営委員会は執行部からの提案を受けて予算を審議するので、説明・記載されてない議案について審議することは極めて困難である。執行部には、経営委員会に議決を求める際は、丁寧で正確な説明に努めてもらうよう伝えるとともに、執行部には、再発防止に向けた対応を実施するように求めている。経営委員会としては、今後の再発防止やコンプライアンスの徹底に向けて監督していく。 【監査委員会】 今回の事態については監査委員会に稟議書が回覧されておらず、また報告もなかったとはいえ、監査委員会としても重く受け止めている。執行部で稟議の問題点も含め、経営意思決定のあり方などについて再発防止の検討が行われているところなので、その動向を注視し、その内容に対する監査委員会として見解を経営委員会に報告するとともに、監査委員会として必要な対応を考えていく。 【執行部】 （執行部側の経緯については、７日に担当理事がご説明するほか、理事会議事録として公開している）
2	宍戸構成員	質問	予算議決後執行までの段階で、監査委員会が執行部から独立に予算執行の問題点に気づき、それを止める契機はなかったのか。合わせて、本件が5月16日経営委員会に報告されてから同月末までNHKより公表されなかった理由は何か。	【監査委員会（前段のみ）】 今回の事態については監査委員会に稟議書が回覧されておらず、また報告もなかった。オブザーバーで出席している理事会や役員会でもそうした議論には接していなかった。4月18日に常勤監査委員に第一報の説明があり、事態を覚知した。 【執行部（後段のみ）】 （執行部側の経緯については、７日に担当理事がご説明するほか、理事会議事録として公開している）
3	宍戸構成員	質問	このように問題ある予算を議決した一件からも、現在の経営委員会及び監査委員会の体制で、NHKのインターネット活用業務について、競争評価を含む適切な監督、監査は困難と考えるが、その点についてのNHK執行部及び経営委員会の認識及び現在の改善策如何。合わせて、すでに諸課題検第二次とりまとめで提言された、専門家を経営委員会の下に置いて機能強化を図る制度整備についての経営委員会の検討状況、認識如何。	【経営委員会】 国会で承認された令和５年度ＮＨＫ予算・事業計画には、実施基準等に反するＢＳ同時配信名目の予算は含まれていないことを執行部に確認した。この旨、執行部が6/8衆議院総務委員会、6/13参議院総務委員会に説明したとおりである。仮に、予算に含まれているような場合は、経営委員会は執行部からの提案を受けて予算を審議するので、説明・記載されてない議案について審議することは極めて困難である。2019年の法改正をふまえ、2020年1月に改正した内部統制関係議決において、監査委員会は必要な専門的知識を有する外部の専門家を活用することができる旨を盛り込んだ。なお、経営委員会については、経営委員会規程により、外部の専門家を構成員とする諮問機関を設置することができると定めている。 インターネット活用業務の開始・変更が与える競争への影響等についての評価にあたり、この分野の知見を有する専門家からの報告の内容について判断できる体制整備を検討するという課題がある。 【監査委員会（前段のみ）】 インターネット活用業務の評価主体の如何にかかわらず、評価の体制、プロセスと結果を注視し、必要な意見・見解を経営委員会に報告していく。 【執行部（前段のみ）】 執行部は、経営委員会の監督、監査委員会の監査を受ける側であり、申し上げる立場にはない。 各種審議事項の審議、様々な情報交換、監査委員への適時の報告等に努めているつもりではあったが、このような事態を招き、大変申し訳ないと考えている。

番号	質問者		質問内容	回答内容
4	宍戸構成員	質問	仮に必須業務化した場合のインターネット活用業務についてすら実効的な監督、監査を経営委員会ができないのであれば、経営委員会制度は存在理由を失い、その廃止ないし抜本的見直しが必要と考えるが、この点についてのNHK執行部及び経営委員会の認識如何。	【経営委員会】 仮にインターネット活用業務が必須業務になった場合、インターネット活用業務の開始・変更が与える競争への影響等についての評価にあたり、現行制度では経営委員が個別の番組へ干渉することはできないと規定されていることなどをふまえて、評価する機関の具体的な仕組み、業務を検討する必要があると認識している。 【監査委員会】 執行部で経営意思決定のあり方などについて再発防止の検討が行われているところなので、その動向を注視するとともに、その内容に対する見解を監査委員会として経営委員会に報告するなど、対応していく。 【執行部】 （執行部は監督を受ける側であり、お答えは差し控えたい）
5	落合構成員	質問	衛星放送同時配信費用の予算計上の件（以下、「本件事案」という。）についてですが、担当事業部門、担当理事、法務部、理事会、経営委員会、監査委員会が以下の各段階で、事実としてどのような関与、行動を行っていたかを伺いたい。 1　本件事案の予算計上に至るまでの検討及び稟議の経緯並びに各機関等の関与内容 2　本件事案の稟議に関する内部規程の策定、規程の必要性の検討 3　本件事案について、各機関が問題を認識した日時及び認識した経緯 3　各会議体において、本件事案発覚後のそれぞれの最初の会議で行った意見交換の内容 4　本件問題事案の調査に関する各機関の関与、指示内容 5　本件問題事案の再発防止策の策定方針策定に関する各機関等の関与、指示内容	【経営委員会】 ５月16日、30日の経営委員会に執行部から報告があった。経営委員会では、再発防止策の検討を巡って、執行部と経営委員会とで議論した結果、再発防止策には、契約手続きや稟議の在り方、意思決定の仕組み、リスク管理等、業務の執行に直接係る内容を含むため、実効的な再発防止策を検討し、実行する観点から、執行部が案を作り経営委員会に諮るという結論に至った。経営委員会としては、今後の再発防止やコンプライアンスの徹底に向けて監督していく。 【監査委員会】 4月18日に常勤監査委員に第一報の報告があり、事案を覚知した。5月15日の監査委員会で事案の内容などについて説明を受けた。翌日16日の経営委員会で、この事案について監査委員会の議論の中で出された意見を報告した。主な意見は、職務権限があいあまいであり明確化される必要があること、手続きの各段階で責任を持ってチェックする必要があること、設備整備の目的変更は視聴者への説明責任が果たされる形が望ましいこと、重大な意思決定がクローズなところで不透明な形でされているガバナンスや組織風土の問題、など。再発防止策については、第三者の知見も取り入れる方向で執行部で検討が行われているところなので、その動向を注視するとともに、その内容に対する監査委員会として見解を経営委員会に報告するなど、対応していく。 【執行部】 （執行部側の経緯については、７日に担当理事がご説明するほか、理事会議事録として公開している）

第９回会合における質問事項への回答

（1）第９回会合における質問事項への回答（日本放送協会）

番号	質問者		質問内容	日本放送協会 回答内容
1	宍戸構成員	質問	稟議の問題は予算審議とは関係がないという説明があったが理解ができない。 令和５年度予算案を執行部で作成し、経営委員会に諮り、経営委員会で議決をされる手続で、９億円という大変重大な金額のものを執行されるということであれば、本来事業計画に記載し、予算として議決を得るというのが、普通の経営の在り方ではないかと思うが、稟議と予算議決、事業計画の関係がどうして切断されているのかについて、説明をいただきたい。	【執行部】 令和５年度予算事業計画では、ＮＨＫプラスの衛星放送同時配信名目の予算は盛り込んでおらず、令和６年度からの衛星放送の同時配信についての経営決定をしていない。インターネット活用業務実施基準・実施計画等で認められた範囲の予算を計上していたが、稟議の段階で、令和６年度の衛星放送の同時配信という稟議になったということである。 理事会での審議、経営委員会等との議論がなかったのかということは、御指摘のとおり。稟議内容の精査が不十分、関係法令等に対する認識不足等の課題があり、ガバナンスの問題であるとの認識である。 結果として、予算事業計画に問題はなかったが、稟議上、検討段階でチェックがなく、放送法に違反するおそれのある案件となり、公共放送のガバナンス上あってはならないこと。深刻に受け止め、再発防止にしっかり取り組んでいく。
2	曽我部構成員	質問	一部報道によると、テキストニュースを縮小する方針を説明されたとのことだが、このNHKニュースウェブやテレビマガジン等のテキスト系の報道について、今後どうするつもりなのか、継続されるとすれば、受信契約締結義務との関係はどう整理されるのかということについて、改めて伺いたい。	【執行部】 テキストの件であるが、ＮＨＫがやるべき内容というのは、放送でやるべきものをネットでやるということであり、放送でやらないようなもの、それはなるべくネットでやらないということが必須業務化であると説明している。つまり、ＮＨＫの本来業務としての仕事をネットでもやっていきたいということである。ＮＨＫの役割が純化すると、やるべきものがクリアになってくると考える。どういう業務が本来業務としてふさわしいのか、「放送と同等の効用」にふさわしいのかということは、再整理をしっかりしていく必要があると考えており、本来業務になることで責任が重くなるということも考えている。
3	林構成員	質問	受信料の使途や費用上限の根拠の適正性、明確性に関して、受信契約者や関係事業者などの的確な理解の増進を図ることが必要だと思うが、まだ不十分ではないかと思う。この点について、考えがあればお示しいただきたい。	【執行部】 上限を設けた場合の区分経理だが、透明性確保の上でも適切な説明が必要になっていることは言うまでもない。費用は明確にすべきであり、上限のありようは、費用の構成の内容によっても変わるかと思うが、しっかり適合させていく必要があると考えている。会計の透明性の確保には、法令にのっとりしっかりと取り組んでいく。
4	宍戸構成員	質問	デジタル空間における情報の参照点としてなぜ必須業務化が必要なのか、また、必須業務化といった場合、地上２波なのか、衛星放送を含めて同時配信が必要なのか、また、単に番組を同時配信するというだけではなく様々な機能がついてくるということを、情報の参照点たらんとすることとの関係でどう考えているのか。	【執行部】 これまで公共放送としてやってきたことをネットでもやるということが必須業務である。放送でやらないことはネットでやらない、そのための必須業務化ということを念頭に置いている。ＮＨＫの中核になる仕事をネットでもやりたいということ。ネット業務で何でもやってもいいということではなく、役割は逆にクリアになってくると思っている。 情報空間の参照点については、情報の信頼性、信頼できる多元性の確保への貢献、それから参照点の提供という部分を考えると、放送法に掲げられている健全な民主主義の発達に資することを目指すということである。 これまでNHKは民主主義の発達に寄与してきたと考えているが、これは何もＮＨＫひとりが独自に行うのではなく、新聞、民放、ＮＨＫで切磋琢磨し、様々な意見を出し合って議論をする中で、日本の民主主義は発達してきたと思っており、このような役割をネット空間でも果たしていきたいと思っている。 衛星放送についてはこれからの検討課題である。
5	林構成員	質問	競合事業者等からのＮＨＫの苦情相談窓口というのは「インターネット活用業務審査・評価委員会」の下にあるのに、直近の公開資料でも受信件数は０件になっている。そして、これまでもずっと苦情受付件数は低調であったと承知をしている。ＮＨＫの苦情相談窓口が機能していないのはなぜなのか。 原因の１つとして、ＮＨＫの審査委員会では、「これまで苦情を申し立てるに足りる正当な理由があること」、「苦情を申し立てるにつき合理的な根拠があること」、「その苦情を申し立てる以外に救済の方法がないこと」の３要件を１つでも満たさない限り、審査委員会ではこうした苦情は取り扱わないこととされており、少し要件として厳し過ぎるのではないかと思っている。意見や苦情の提出に当たって、現状においても運用上問題点があると考えがあれば教えていただきたい。この点、問題意識があれば回答をお願いしたい。	【執行部】 インターネットの苦情等々の問合せがしにくいという指摘について、基本的にはインターネット活用業務審査・評価委員会でルールを決めている。運用上の問題があるという認識はないが、問題があるのであれば指摘いただき、しっかり真摯に向き合って対応してまいりたい。
6	大谷構成員	質問	ＢＳ同時配信の設備投資について、内部統制やガバナンスの課題について、向き合う姿勢を見せていただいており、その結果やプロセスについても、ぜひ透明性高く進めていただくことを期待している。その際、ガバナンス上で非常に重要だと思っていることは、ＮＨＫ協会内の組織とか一人一人のメンバーにどういう意識が生まれているのか、組織風土の部分を深掘りしていただく必要があるのではないかという点である。つまり、同時配信について、今後どうなるとか、現状どうだと皆さんが理解されているのか、どういう説明をしてこられているのかといったことを、経営委員会はじめ幹部の皆さんがどう理解しているのかを教えていただきたい。	【執行部】 指摘の組織風土、これは非常に大きな問題だと思っている。ルールや規程などで決めるものではなく、職員一人ひとりの総体として風土が生まれるものであり、体質も含めて大きな課題だと思っている。今回の検討会も含め、外部の皆様の意見を伺いながら、しっかり検証して見直していきたい。 放送法に違反するおそれがあった案件も含めて、改めて規程やルールを、役職員が再度しっかりと確認することに尽きるため、この点も真摯に取り組んでまいりたい。

番号	質問者		質問内容	日本放送協会 回答内容
7	大谷構成員	意見	情報空間の参照点の趣旨が不明瞭であるとか、なぜ情報空間の健全性の確保につながっていくのかなどの質問をいただいていて、必須業務とすることの意味について繰り返し問いかけいただいている。これは、やはり多元性の確保ということでそれぞれに役割を期待されている民放、新聞協会共通の理解に立つということが、この議論のためには必要だと考えているので、まずはＮＨＫには、この点について、今後も様々な形で分かりやすく説明していただくことを期待したい。	－
8	大谷構成員	意見	組織風土にどういう課題があったのかということも含めて、公にされることを期待している。	－
9	瀧構成員	質問	資料の９－２の３４でも記載いただいているように、「放送と同様の効用」の定義を今回は、１つは、「放送の同時配信・見逃し」「報道サイト」のまとまりと御回答がある中で、明示的に確認したいが、「放送と同様の効用」というのはＮＨＫプラスのことを指しているのか。また、ＮＨＫ ＮＥＷＳ ＷＥＢの内容のうち、放送と本当に同一の文字化された内容を特定のコンテンツとしてみなして、それ以外のところを理解増進情報として定義して、そこは必須業務に含めないという整理が現時点で可能なのか。	【執行部】 ＮＨＫプラスが基本であるかどうかということだが、基本的にはそうであるが、質問への回答でも示したように、報道サイトとまとまりとして考えていきたい。 テキストの考え方であるが、何でもかんでもやろうということではなく、当然、そのテキストも含めた理解増進の部分について、再整理をしっかり検討していきたい。
10	瀧構成員	質問	プラットフォームへのコンテンツ提供について、競争の範囲の議論が多々あるところではあるが、インターネット活用業務を拡大することで、民放ないし新聞のどのようなネットサービスと競合するものかというのを、現時点で可能な回答として、説明をお願いしたい。	【執行部】 民放、新聞との競合関係については、しっかり精査したいと思っている。
11	曽我部構成員	意見	「放送と同様の効用」をネットでも提供していくという基本的な考え方には賛成。ただ、ネット上のサービスは不定形であるので、この基本的・抽象的な考え方では、具体的なコンテンツの提供の可否の基準にはならない。その点では、より具体的な議論を求める民放連や新聞協会の意見には賛成である。	－
12	曽我部構成員	質問	現状、ＮＨＫは共同通信に加盟をして社費を負担しており、それが実質的には共同通信やひいては地方紙に対する協力となっていると認識していますが、このほか、イギリスでは受信料で記者を雇用して地方誌編集部に配置するといった事業がされているようである。新聞協会においては、既にＮＨＫによる新聞への協力が行われているという事実を、単なる事実から、ＮＨＫと新聞との関係に関する考え方の１つとして認知し、その改善や進化を検討していく余地が本当にないのか伺う。 また、同じ点についてＮＨＫに対して、先ほどのイギリスの例のように、更に踏み込んだ新聞への協力として何かお考えのことはないのかお尋ねしたい。	【執行部】 新聞、民放の協力との部分ではあるが、これはジャーナリストの育成やエンジニアの育成、制度面、フェイクニュース対策等々をしっかりやっていこうと思っている。もとより、記者同士の交流もあるので、全体を通してしっかり協力していこうと思っている。
13	瀧構成員	意見	一連の議論の中で、整理というのは縮小とそのまま解釈していることには若干の危うさを覚えている。様々な、新聞で、私も実際購読者として払っている立場として思うと、長尺のしっかりした記事がＮＨＫでしか読めないという経済環境にある方々もいると思われる。ですので、そこはしっかり議論をして、縮小イコール整備ではないという意見もあるので、それを加味して、ぜひ議論を進めていただければと思っている。	－
14	長田構成員	意見	放送で伝えたものを別のもので補うという場合に、放送では完全に省略しているものをネット上のほうで補っているから放送したのと同じになるというわけではないということは、少し曖昧な言い方ですが、そこはきちんと気をつけていただきたいと思っている。	－
15	落合構成員	質問	ＮＨＫのほうでも、理解増進情報についてできる限り定義の明確性は行っていただきたいということなので、事後でもよいので、より具体化をしていただきたい。	【執行部】 理解増進情報は、現在の放送に対する理解の増進に進むという定義で、インターネット活用業務が任意業務である今の制度を前提としている。今回、放送等の効用をもたらす範囲として示した中には、現在の理解増進情報も含まれているものもある。ですから、必須業務になった場合は、定義も含めてしっかりと再整理されていくと考えている。
16	落合構成員	質問	費用負担の部分について、インターネット活用業務が必須業務となった場合、全体として費用負担や内部の事業間での費用の配賦などをどうしていくのか。以前説明を伺った限りでは、全体として絞っていく中でネットの部分も少し増やしていくという話だったと思う。抽象論としては全く理解できないものではないが、具体的かつ丁寧な説明という意味では、より詳細化していっていただくことが、議論として重要ではないかと思いますので、これも追ってで結構ですので、ぜひ、より具体化された考え方をお伺いできればと思う。	【執行部】 財源の話は、必須業務になってもそもそも今後ＮＨＫは大幅に減収し大幅な事業費削減を行っていくので、インターネット関係の費用が大幅に増える環境にはないということをぜひ理解いただきたい。
17	宍戸構成員	意見	深掘りできていないＮＨＫの予算問題をめぐるガバナンスについて、監査委員・経営委員それぞれの役割も、執行部と並んで共に非常に重たいものだと思っている。これについては、今後、ＮＨＫの経営委員会からもしっかり御説明をいただくか文書で御回答いただくか、いずれにしても、それを踏まえて、改めて令和元年放送法改正の趣旨がどれほどＮＨＫ全体で御理解いただいているのかということも含めて議論し、三位一体改革についてきちんと議論することが必要であり、それは新聞協会、民放連から求められていることですので、これはしっかりやるべきだということを意見として申し上げる。	－

＜会合後の追加質問＞

番号	質問者		質問内容	日本放送協会 回答内容
1	落合構成員	質問	NHKの必須業務化の範囲、競争ルール、費用負担・財源については、各者の議論を踏まえると、理解増進情報のような定義が不明確な用語のままでの抽象的な議論への懸念があるが、一方で競争評価枠組みに具体的な提言はなく、一方で財源等については一層の丁寧な説明が必要という民放連、新聞協会の受け止めのように思わる。NHKの説明内容は、その方向性は理解できるものの、さらに適切な説明を行うための工夫を行いうるものであった。特に民放連からは、ベン図にして実施している業務と、今後制度整備により実施したい業務を辯子で示すことが良いのではないかという示唆があり、これを踏まえた定義の明確化や、実際に実施している業務、今後行いたい業務の具体化を進めるべきように思われる。既存業務の一部をスリム化することで、財源を確保することも理解できるが。NHKにおかれては、先程の理解増進情報の点を含めて、より具体化をお願いできないか。	「理解増進情報」は法、基準等に定めのある用語であるが、あくまで"放送番組"の理解促進のためのもの。 必須業務化の際には、必然的にこの概念はなくなり、付加的な情報によって"誘引"効果を高めるようなサービスについては、今の形のまま残ることはないと考えている。 現時点で想定する必須業務の基本は、「放送の同時配信・見逃し」と「報道サイト」であり、いわば純化していくことを想定している。
2	落合構成員	質問	上記の必須業務の範囲、競争ルール、費用負担・財源について、NHKに説明を尽くして頂くことが、インターネット活用業務の必須業務化を行っていくにあたり重要な要素となる。さらにこれに加えて、NHKのガバナンスは、必須業務化した場合の制度運用を考えた場合に重要な論点になると考える。ガバナンスに関する不安が残る中では、どうしてもNHK側に裁量を委ねるという、従前のWGの議論を踏襲することが難しくなり、どうしても総務省の事前認可型が適当になるのではないかと考える。 特に直近の衛星放送配信に係る問題事案を踏まえると、NHKが再発防止策で記載されている中では組織の風土の改善が重要であるし、また、組織における機関改革も含めて、各社内組織の役割の整理、相互の牽制機能の実質化が図られ、もって効果的な再発防止策が講じられることが重要と考える。NHKにおいては、このような再発防止策を含めたガバナンスの改善については、公共放送WGに報告頂けないか。そのご報告内容を踏まえつつインターネット活用業務に関する事前認可の論点整理を進めさせて頂けないか。	ガバナンスに懸念を招く事態を引き起こしたことを深くお詫びする。再発防止策については、取りまとまり次第、本WGにも適切に報告させていただきたい。

（２）第９回会合における質問事項への回答（日本民間放送連盟）

番号	質問者		質問内容	日本民間放送連盟 回答内容
1	宍戸構成員	質問	放送の分野では受信者共同体に入るという人たちには受信料制度をとっているが、他方で、まだテレビを持ってない人については、公平性を担保するといった観点から、何らかの相当の対価支払いを求めるということまでは正当化できるし、受信料の価値を毀損しないと、受信料制度と矛盾しないというふうに考えて、そのような議論をしていた。このような考え方について、民放連としては、それは１つあり得る考え方だと思われるか、違う考え方があり得るのか。	放送と通信の伝送路ごとに、放送は受信料、通信は有料という、そういう仕切りはどうかという御質問だと受け止めた。例えばＮＨＫプラス、このワーキンググループでの議論でもアプリで視聴の意思を確認してそれを有料化するという意見があったが、それはNHKオンデマンドの有料提供と同じ性格のものなのか。どういうものをイメージされているのかよく分からないので、にわかにお答えしづらい。 以前からＮＨＫが放送法に規定がない公共メディアを目指すことについて強い違和感を持っている。財源はどうするんだろうという疑問があり、インターネット活用業務を広げていくとして、それを現在の放送法第６４条の協会のテレビジョン放送を受信できる機器を設置したものに受信料を求めるという、この枠組みでずっとやっていけるんだろうかというのが、私たちの根源的な疑問である。
2	林構成員	質問	競合事業者等からのＮＨＫの苦情相談窓口というのはインターネット活用業務審査評価委員会の下にあるのに、直近の公開資料でも受信件数は０件である。現在の理解増進情報のなし崩し的拡大に対する懸念があるとすれば、なぜ競合事業者として意見苦情を出さないのかという点について疑問を持っている。ＮＨＫの審査委員会では、これまで苦情を申し立てるに足りる正当な理由があること、合理的な根拠があること、それ以外に救済の方法がないことといった要件を１つでも満たさない限り、こうした苦情は取り扱わないこととされていて、少し要件として厳し過ぎるのではないかと考える。意見や苦情の提出に当たって、現状においても運用上問題点があるとの考えがあれば教えてほしい。	民放連の会合でＮＨＫ業務拡大を議論すると、ＮＨＫの子会社の活動がよく話題になる。例えば、ＮＨＫの子会社が地方自治体のプロポーザル案件で、民放事業者と競合しコンペになっている。実態として民業圧迫が具体的にどのような場面であったのかということよりも、こういうことのほうが私は大きいのではないかと思っている。前田前会長が窓口に１件も問合せがないので民業圧迫はないと言っていたが、民業圧迫の可能性があるかどうかは、新しい事業をＮＨＫが始める前にＮＨＫの局内でまず考えて確認するのが筋ではないか。特に教育コンテンツは、放送の分野を越えて出ていくもの。ＮＨＫがインターネット分野に出ていくということは、３６０度全方位的にいろんな業界とぶつかる可能性がある。これはＮＨＫが自主的にまず考えるべきことではないか。
3	林構成員	質問	前提として、これまでのＮＨＫとのやり取りを俯瞰しておりますと、ＮＨＫは、どうも競合事業者からの指摘に応じて他律的な対応として応答しているような印象を受ける。ＮＨＫの自律的な透明性確保の観点から、そもそもこれまで対外的な説明責任を果たしてきたのかという点についてやや疑問を持っている。ＮＨＫのこれまでの応答姿勢について、全般的にでもどのように受け止めて評価しておられるか。	ＮＨＫの対応が他律的に見えるのも確かにそうだ。
4	瀧構成員	質問	プラットフォームへのコンテンツ提供については、競争の範囲の議論が多々あるが、ＮＨＫにお伺いしたいのは、このインターネット活用業務を拡大することで、民放ないし新聞のどのようなネットサービスと競合するものかということ。同様に、民放連と新聞協会にも、その逆側の立場として、プラットフォームを通じた提供や子会社経営の有料の適用に対して、どのような競争上の懸念があると捉えられているかについて伺いたい。	ＢｔｏＢのコンテンツ提供に関しては、実はまだこのワーキンググループでもさほど議論が進んでないのではないかと考えていた。これは固有の名詞を挙げてお話しするのが不適切なところがあるので、ここはよくてここはいけないのかのような話をするのも、私の立場ではもっと不適切なので、回答は控える。
5	曽我部構成員	意見	今回、民放連からは、ＮＨＫの多元性確保への貢献を本来業務とする提案について呼応するような反応が出てきた。新聞協会からは慎重姿勢が伺える。今後のことを考えれば、より能動的な受け止め が求められるのではないか。現状、ＮＨＫは共同通信に加盟をして社費を負担しており、それが実質的には共同通信やひいては地方紙に対する協力となっていると認識しているが、このほか、イギリスでは受信料で記者を雇用して地方紙編集部に配置するといった事業がされているようだ。	数年前から、二元体制や協力関係については、法改正も含めて、いろいろと新しい考え方に基づいた手当てがされているところだと思う。特に放送法においては、協力努力義務という形で、放送の分野と通信の分野、インターネットの分野の双方で協力努力義務が措置をされているところであるので、ご意見は努力ではなく協力義務にしてくださいという趣旨なのか。多元性確保への貢献について呼応したのかといえば呼応はしています。
6	落合構成員	質問	民放連からは、情報空間の健全性確保について大きな議論があるべきではないかという話があった。これは、本ワーキンググループだけではなく、親会の検討会でも検討されている部分があるが、このワーキンググループの中だけで見ると、ＮＨＫ以外のメディアの方々も含めてどういう役割なのかという議論まではされていないと思われる。一方で、全体としては、メディアに関する議論自体の在り方を検討し、それをどういう形で推進していくのかという議論自体はされている。これは、お互いにレポーティングをし合うような会議間の関係性もあるので、一般的に会議体の進め方としてはあり得るような進め方になっている。どのような点を改めてこのワーキングで検討すれば議論が深まるのかを、まず、民放連にお伺いしたい。	私どもが言及したのは、政府で議論をするということで、しかも放送事業者だけではなくて、関係するプラットフォーム事業者も入れるということ。そういう意味でいうと、もう既に総務省ではプラットフォーム研究会があるが、そこでは基本的にプラットフォーム事業者の自主自律に任せるという結論だった。ここで、それはそれで、放送の中で情報空間の健全性の話をするというのは、どうも話の途中から始まっている感じがする。具体的に、公共放送ワーキンググループや親会でどのような検討のイメージがあるかということに関しては、イメージはない。
7	落合構成員	質問	特に理解増進情報についてなし崩し的に拡大されているということも以前より民放連や新聞協会も指摘されているので、特にこういった部分の議論を深めることも大事ではないか。この観点では、必須業務化を行っていく場合に、公正競争の確保のための仕組みを英国やドイツの仕組みも参考にしつつというプロセスが入っているかと思っている。この競争評価の仕組みを適切に構築、運用することによって、際限なく拡大するという懸念が払拭できる可能性があるのではないか。どういう形で整理をされれば、際限なく拡大がされる可能性がなくなるのか、枠組みの在り方や規律整理の考え方について御意見があればお伺いしたい。	そもそも理解増進情報はインターネット活用業務の範囲を実体的に広げるために使われてきた言葉、概念。現行法とＮＨＫのインターネット活用業務実施基準でどこまでができることになっているのか、ＮＨＫはそういうものをどこまでやっているのかというレビューが実はないのではないか。本当はベン図等を書いて明らかにした上で、ＮＨＫが既に実施していることはこういうことで、現行制度ではできないが、ＮＨＫとしてこれをやってみたいということをお話しになるのが先なんじゃないか。やはりＮＨＫは現行法や現行制度でできないことについて、自分のほうから具体的なサービスを言いにくいということがあると思う。いつまでもそういうことでやっていると、何かＮＨＫも言いにくいし、私たちも具体的なものが出ないので意見が言いづらいということを繰り返しているのではないか。

番号	質問者		質問内容	日本民間放送連盟 回答内容
8	宍戸構成員	意見	要はテレビを設置した方が本来ＮＨＫの受信者共同体となり、かつそれを通じて放送という仕組み全体を支えるという立場から、今後は、その受信料を締結した人は放送だけではなく、ネット上の本来業務等も当然享受できるようになりそこまでは受信料制度の範囲内と考える。 これに対して、ネットだけの人も、同時同報のサービスを利用するという道を開き、しかし、それはフリーライドできないようにし、併せてＮＨＫだけではなく、放送のメディア価値全体を向上させるような先導的役割を果たさせる原資としてはどうかという趣旨であったのでありますが、この点については、おそらく構成員間でも今後議論をしていく必要があると思いますし、民放連からも先ほどのような御意見をいただければさらに議論が深まるのではないかと思う。	－
9	林構成員	質問	公正競争の観点や会計上の透明性の確保というのは、ガバナンス問題以前に任意業務に関する現行のセーフガード措置としてできたもの。セーフガード措置は現状では任意業務だから必要という制度的趣旨あるいは法的立てつけになっているが、今回の民放連と新聞協会のプレゼンを拝見して、任意業務だから今の歯止めが必要という問題意識から、前提の組替えが必要だと受け止めた。任意業務、補完業務だから必要という議論枠組みから脱却して、もし本来業務にするのであればそこで求められる競争規律にふさわしいセーフガード措置の在り方というのを１から議論したい。 本来業務化がそもそも問題という議論と併せて、あるいはそれとは別に、もしネット配信が仮に本来業務化した場合には、どういったセーフガード措置が必要かという形で、各論的議論もしていくこと自体はやぶさかではないという考えか。	仮に必須業務化がされたときにも、この民放連の資料でいうと、インターネット活用業務の実施基準の変更は事前認可にしたほうがいいと思う。それはなぜかというと、必須業務化されるときの制度の書かれ方がまだ確定していない、イメージされていないからであり、上限についても同じと考える。 今、ＮＨＫはこれからどんどんインターネット活用業務にかける経費を増やしていくコンディションにはないと思うが、やはり一定の目安というのは、必須業務になっても必要ではないか。
10	山本主査代理	質問	民放連の資料９－３の４ページに書かれていることについてさらに教えていただきたい。３番目で、「業務範囲をＮＨＫ自身が判断するとすれば」それは懸念があり、ただ、「放送の自律は前提」、ここで言うのは、ＮＨＫの業務範囲の問題を議論しているので、ＮＨＫの放送の自律ということだと思うのですが、それを前提に「誰がどのように判断を行うかについて、丁寧な議論が必要」と言われているが、どのような点に注意をすべきだと言われているのか。	この総務省の検討会の中でコンテンツの内容に依拠するようなことを議論することは、基本的に適切ではないと民放連は考えている。この業務が、あの業務が、という話になっていったりするのが、あまり適切でないと思うのでこのように書いた。誰がどのように判断を行うかについても、あくまで外形的に判断できると言えるならいいが、ここに政府が関与することについては、やはり不適切だろうし、そういう議論は極めて慎重に考えなければいけないと考える。
11	山本主査代理	質問	「コンテンツの内容に依拠することの是非についても議論が必要」とありますが、具体的にどのような点が懸念されるか、あるいはどのような御主張があるか。	同上
12	山本主査代理	質問	「事前認可する現行制度は維持すべき」とあるが、以前に、公正競争の観点から競争評価をする際に事前に手続を入れるべきかと議論があったが、ここで言われているのは、そういう公正競争の観点に関する判断について事前認可をするといったことが適当だという御主張をされているのか確認をしたい。	９の回答に同じ

5

（３）第９回会合における質問事項への回答（日本新聞協会メディア開発委員会）

番号	質問者		質問内容	日本新聞協会メディア開発委員会 回答内容
1	宍戸構成員	質問	ＮＨＫ ＮＥＷＳ ＷＥＢをはじめとして、競争上、様々な問題点があると指摘している。この点、今までＮＨＫの中で、インターネット活用業務審査・評価委員会に対して競争事業者からの異議申立てというものを受け付けるという仕組みがあるが、これが有効に利用されているように見えない。新聞協会あるいは新聞各社として、これを利用されない何か理由があるのか。ここをどういうふうに改善すればいいか、あるいはこれじゃ全く駄目だとかいう議論をするというのが、実際の仕組みを考えていく上での出発点になろうかと思う。	苦情窓口よりもさらに制度設計に近いところで意見募集がある。例えば2020年頃には、理解増進情報の課題について、競合事業者としてＮＨＫに対して意見を提出している。ただ、結果としては、我々としてはあまり真摯な検討がなされなかったと承知している。それと、何よりも新聞社として何かあるたびに、報道、ニュースで世間に周知していることで、我々の意見としては表明している。 ただ、御指摘のとおり、苦情窓口について、そこで真摯な対応がなされるということであれば、今後、新聞協会メディア開発委員会として窓口を使っていくことも考えなければいけないと承知。
2	林構成員	質問	競合事業者等からのＮＨＫの苦情相談窓口というのはインターネット活用業務審査評価委員会の下にあるのに、直近の公開資料でも受信件数は０件である。現在の理解増進情報のなし崩し的拡大に対する懸念があるとすれば、なぜ競合事業者として意見苦情を出さないのかという点について疑問を持っている。ＮＨＫの審査委員会では、これまで苦情を申し立てるに足りる正当な理由があること、合理的な根拠があること、それ以外に救済の方法がないことといった要件を１つでも満たさない限り、こうした苦情は取り扱わないこととされていて、少し要件として厳し過ぎるのではないかと考える。意見や苦情の提出に当たって、現状においても運用上問題点があると考えがあれば教えてほしい。	同上
3	林構成員	質問	資料９－４の３ページ、資料９－５の１２ページのプラットフォームのところで「子会社経由等の有料放送を打ち出しているが、原価配賦の操作によりコストの大部分を受信料負担とすることで市場競争を破壊する恐れがある」と指摘しているが、もう少し敷衍していただきたい。私も子会社等との取引については、会計上の透明性を図る、あるいはグループ内における内部相互補助の有無を確認するという観点から、ほかの業務との費用の按分方法を適正あるいは明確に定める必要があると思っているが、そういう趣旨と理解してよいか。	資料９－５の１２ページについてこの点、費用の点や按分方法については、全くそのとおりだと思う。ＮＨＫは子会社を通じて各社のデジタルサイネージ、電子広告などにも記事を配信している。これは、過去に価格設定で我々民間に悪影響を生じたという指摘もあるので、同様の事態がネット配信でも起きてはならないという懸念を持っている。こういった問題について、今回のＢＳの設備投資の問題のように、ガバナンスが効かず、予算事業計画に盛り込まれていなかったのにもかかわらず、いつの間にか実施されると非常に困るということ。
4	林構成員	質問	前提として、これまでのＮＨＫとのやり取りを俯瞰しておりますと、ＮＨＫは、どうも競合事業者からの指摘に応じて他律的な対応として応答しているような印象を受ける。ＮＨＫの自律的な透明性確保の観点から、そもそもこれまで対外的な説明責任を果たしてきたのかという点についてやや疑問を持っている。ＮＨＫのこれまでの応答姿勢について、全般的にでもどのように受け止めて評価しておられるか。	未回答
5	大谷構成員	質問	今の補完業務は、テレビを持たない方に対してはＮＨＫのコンテンツを提供することができない状態だが、必須業務という位置づけになると、テレビを持っているかどうかに関わらずＮＨＫのコンテンツにアクセスすることができるという意味で、新聞や民間放送と同様に、ＮＨＫもネット上で多元性確保の役割を果たすことができると理解している。新聞であるとか民間放送と同様に、ＮＨＫもコンテンツを届けるという意味で同じような土俵に立つと思う。その上で、適切な競争評価を十分に議論することで、多元性の確保を損なわず、公正な競争環境を確保すべきというふうに考えることもできるかと思うが、新聞協会も同じ土俵に立つことは特に気にされていなく、その上で十分な競争環境を整備するというところに注力すれば、健全性確保、多元性確保に資するというふうに理解しているかどうかを確認したい。	テレビを持ってない方との同じ土俵、多元性を確保するという考え方は全く同じだと思う。ただ、現状でも補完業務で上限２００億円という、民間からしたら莫大なお金を投じて、無料でニュース・防災アプリ等を提供している。現状でも一定程度同じ土俵、多元性の確保はなされていると思うし、そんなに予算は増えないという言い方もされているが、補完業務と必須業務でどこがどう変わって、同じ土俵の度合いがどこまでさらに高まるのか、多元性の度合いがどこまでさらによくなるのか、ここがはっきりしない。
6	瀧構成員	質問	プラットフォームへのコンテンツ提供については、競争の範囲の議論が多々あるが、ＮＨＫにお伺いしたいのは、このインターネット活用業務を拡大することで、民放ないし新聞のどのようなネットサービスと競合するものかということ。同様に、民放連と新聞協会にも、その逆側の立場として、プラットフォームを通じた提供や子会社経営の有料の適用に対して、どのような競争上の懸念があると捉えられているかについて伺いたい。	インターネットで多くのユーザーに記事を届けようとすれば、自社のサイトだけではなくて、その先には流通を担っているプラットフォームとの関係という難しい問題が出てくる。ＮＨＫがプラットフォームに積極的にニュースコンテンツを提供するということになれば、やはり市場のバランスが大きく崩れかねない。 ＧＡＦＡをはじめプラットフォームとの関係は、新聞協会としても、いろいろと今検討しているところだが、実際の契約関係は非常に不透明であることが問題になっている。そこに、受信料に支えられるＮＨＫが特定の外部のプラットフォームにコンテンツを配信して参入することが適切なのかについて、非常に疑念に感じている。さらにプラットフォーム内で競合が生じて市場への影響が複雑化しかねないとも認識している。
7	曽我部構成員	質問	今回、民放連からは、本来業務化への構成員の賛成意見に呼応するような反応が出てきた。新聞協会からは慎重姿勢が伺える。今後のことを考えれば、より能動的な受け止めが求められるのではないか。現状、ＮＨＫは共同通信に加盟をして社費を負担しており、それが実質的には共同通信やひいては地方紙に対する協力となっていると認識しているが、このほか、イギリスでは受信料で記者を雇用して地方誌編集部に配置するといった事業がされているようだ。	放送だけでなく新聞・通信社も今まで情報空間の課題解決の取組を強化していく中で、ＮＨＫと協力できる事項はどうかといったことだと思う。新聞業界としても、フェイクニュース等の拡散がある中で、なるべく正確で信頼ある情報の発信ということを基本に、より取材網や内部のチェック体制、記者の倫理の向上、情報の質を担保できるような発信の仕組みを構築しようと強化しているところ。ファクトチェックなどの新たな役割、フェイクニュースなどの問題については、オリジネーター・プロファイル（ＯＰ）組合の活動もあり、新聞業界で全国紙を中心に参加しているし、ＮＨＫもこれに強い関心を示していくと聞いている。ＮＨＫ、民間を問わず、マスメディアが連携して、こういった問題に対処するという１つのヒントになると思う。

番号	質問者		質問内容	日本新聞協会メディア開発委員会 回答内容
8	長田構成員	質問	テレビ受信機を持っていない人たちにもＮＨＫの放送が見られるようになるといいと思っており、いろんな情報に、テレビ受信機を持っていないからという理由だけで接することができないというのは厳しい。そこは、必須業務化をすることによって、きちんと放送と同じものを同時に流していただきたい。その必須業務化が非常に曖昧でいろんなものが入ってしまうのではないかというところについては、きちんと丁寧な議論をこれからしていけばいい。新聞協会として、私のような考え方であれば取りあえず同時にネット上で見られるということについても何か課題があるとお考えなのか。	我々も、放送と同じものが今のＮＨＫプラスというところでテレビ受像機を持ってない方も見られるところには、決して反対するつもりではない。やはりネットのほうでどんどん報道が拡大していき、放送内容と同一となっているが、そこの幅をどんどん超えた、ネットでさらに空間が１個、新しく、放送とはさらに別の大きなものができてしまうというところはどうかという懸念を述べている。今の長田構成員の御意見には、我々としてもそのとおりだと思う。
9	長田構成員	意見	新聞にも紙とデジタルで見せ方が違うというところがある。新聞をそのまま読める紙面もありますけれども、デジタルで読みやすくされているところもあると思うので、そういうところをどう考えていくかというのは丁寧な議論が必要かと思う。	－
10	落合構成員	質問	特に理解増進情報についてなし崩し的に拡大されているということも以前より民放連や新聞協会も指摘されているので、特にこういった部分の議論を深めることも大事ではないか。この観点では、必須業務化を行っていく場合に、公正競争の確保のための仕組みを英国やドイツの仕組みも参考にしつつというプロセスが入っているかと思っている。この競争評価の仕組みを適切に構築、運用することによって、際限なく拡大するという懸念が払拭できる可能性があるのではないか。どういう形で整理をされれば、際限なく拡大がされる可能性がなくなるのか、枠組みの在り方や規律整理の考え方について御意見があればお伺いしたい。	業務範囲を際限なく拡大することになりかねない現状の状況があるので、公正競争を阻害されて多様性、多元性が損なわれかねないという懸念が深まっている。理解増進情報の定義の中に、「個別番組にひも付く」というのがある。しかし、番組にひも付いているのかどうか分からないようなものも現状でもたくさんある。その定義をしっかり整理していくべき。宍戸構成員からガバナンスに関する御発言があって、ＮＨＫ執行部だけの問題ではなく、監査委員会や経営委員会そのもののガバナンスの問題も、今回の５月１６日の経営委員会の議事録の中で、明らかになった。だから、ＮＨＫの執行部自身だけが再発防止策を提出すればよいというものではなく、経営委員会以下のＮＨＫ全体でのガバナンスをどう改善していくのか、改めてもらう必要があると考えている。
11	林構成員	質問	公正競争の観点や会計上の透明性の確保というのは、ガバナンス問題以前に任意業務に関する現行のセーフガード措置としてできたもの。セーフガード措置は現状では任意業務だから必要という制度的趣旨あるいは法的立てつけになっているが、今回の民放連と新聞協会のプレゼンを拝見して、任意業務だから今の歯止めが必要という問題意識から、前提の組替えが必要だと受け止めた。任意業務、補完業務だから必要という議論枠組みから脱却して、もし本来業務にするのであればそこで求められる競争規律にふさわしいセーフガード措置の在り方というのを１から議論したい。 本来業務化がそもそも問題という議論と併せて、あるいはそれとは別に、もしネット配信が仮に本来業務化した場合には、どういったセーフガード措置が必要かという形で、各論的議論もしていくこと自体はやぶさかではないという考えか。	どのようなセーフガード措置が必要かについて、我々は、本来業務化になったとしても、やはりガバナンスというのは必要だと考えている。仮に本来業務化するのであれば、逆に実施基準をしっかり決めてやっていくことは必要であると思う。ただ、例えばネット配信が全面的に実現するとしても、どれが本来業務の範囲に入ってくるか分からない現状では、個別に申し上げることは難しい。
12	大谷構成員	質問	先ほど、競争評価を適切に行うことに賛同の見解を示していただいた。そこで、市場の動向を測る定量的な指標というのがぜひとも必要だ。特に、今補完業務から必須業務へという変化を検討している中で、その変化を的確に捉えていく仕組みが大切で、補完業務である今と、それから、将来的に必須業務となった場合に、共通して使える指標として何を設定するのがいいのか、また、そのためのデータ、シェアなどを確認するためのデータの提供などに御協力いただけるか、どのようなデータがふさわしいとお考えになるかというのを聞かせていただきたい。	議論に必要な前提条件のデータについては我々もなるべくお示ししたいとは思っていろいろやっているが、我々はこれまで様々な質問、意見を寄せており、公平競争の確保の議論に対する答えがなかなか出てこない段階では難しい。前回会合のＮＨＫの説明でもあったが、ヨーロッパの公共価値テスト、イギリスのOfcomの仕組みでも、まずは新しいサービスに参入する側、既存のサービスを大幅に変更する側がデータを出すことによって、市場競争でどういう阻害要因があるのかを示すことになっている。それと公共的活動のメリットを天秤で量って、公共的価値のほうがあれば認めるという仕組みだと思う。我々も努力するが、まずは新しいことをやろうとしているＮＨＫのほうで何らかのデータや前提条件を示せば、我々もそれに対してよりデータを収集しやすくなると思う。
13	山本主査代理	質問	新聞協会の資料９－５の１３ページの１つ目の部分で、「公正競争に対する懸念が払拭され」ない、具体像が明確でないというふうに書かれているが、具体的に事前にチェックをすべきなのか、あるいは事後にすべきなのか、ＮＨＫ自身のチェックで足りるのか、それとも外部からのチェックが必要なのか等々の議論はここでも行われている。それから、イギリスやドイツなどにおいてどのような基準でこれが判断されているのかということについて、事務局からもかなり詳しい紹介があり、構成員間でも議論が行われていると認識をしているが、さらにどのような点を具体的に議論すべきだとお考えか。これは、恐らく実際に制度等をつくって動かして、データを集めて、そのデータに基づいて議論するということが不可欠なのではないかという気もするが、まだそういうところまで行っておらず、また具体的なデータが必ずしも十分集まってないということもある。さらに、どのような点を具体的に議論すべきだとお考えなのか。	同上

7

２０２３年6月２９日

総務省「公共放送ワーキンググループ」御中

総務省「公共放送ワーキンググループ」の議論に対する意見

一般社団法人日本新聞協会
メディア開発委員会

当委員会は、今般、総務省の要請を受けて同省の「第 10 回公共放送ワーキンググループ（WG）」に出席するにあたり、下記の意見を述べる。

当委員会はこれまで NHK のインターネット業務に関して、貴 WG に度々懸念や疑問を示してきた。昨年 11 月 24 日は「巨額の受信料を財源に NHK がネット業務を際限なく拡大すれば、新聞をはじめ他メディアとの公正競争が阻害され、言論の多様性やメディアの多元性が損なわれかねない」と指摘した。今年 5 月 19 日は「NHK インターネット活用業務の検討に対する意見」を提出し、NHK のネット業務について議論する際に「不可欠な前提」として 10 項目の質問を示した。6 月 7 日には当委員会や民放連が指摘する懸念や疑問に関して速やかに討議し、回答するよう改めて求め、第 8 回会合で示された NHK のネット業務に関する説明への考え方や疑問点も示した。

当委員会が繰り返し懸念や疑問を提示しているのは、NHK のネット業務がメディアの多元性や言論の多様性に与える影響は民主主義の維持・発展にかかわる重大な論点であり、議論の出発点となると考えているからだ。一度棄損されたメディアの多元性や言論空間が元の姿を取り戻すことは難しく、情報空間の健全性確保といった点にも逆行する可能性がある。しかし、貴 WG の議論ではこうした点に関する懸念が依然として払拭されたとはいえず、疑問への明確な回答も示されない。改めて、速やかな議論と回答を求める。

NHK が業務として認められていない衛星放送のネット配信経費を予算に盛り込んでいた問題が判明したことも踏まえ、当委員会は NHK のガバナンスのあり方について検討を深めることも求めた。公表された NHK 経営委員会の議事録で経営委員会と執行部の間で責任の所在が整理できていない大問題も露呈している。宍戸常寿構成員も「経営委員会が説明し、三位一体改革について議論すべきだ」と発言した。貴 WG は、早急に経営委を招き、ガバナンスについて協議すべきである。

NHK は今般の問題を受け、外部有識者の専門委員会を設置した。7 月末までに一定の方向性をまとめる方針という。NHK のガバナンスは、ネット業務の議論の前提条件である。貴 WG には、今夏拙速に方針を取りまとめることなく、専門委の検討結果の妥当性や、それが NHK の再発防止策にどう反映されたかを確認した上で、ネット業務に関して本格的な議論をするよう強く望む。

以　　上

構成員からの質問への（一社）日本民間放送連盟による回答

令和５年７月

長田構成員

・　視聴者はテレビだけではなくネットでも放送番組を見たいと思っているし、実際に、放送番組をネットでも見ていることは確実。こうした視聴者の「インターネットでも放送番組を見たい」というニーズに対応するために、テレビを持っていない人でもインターネットでＮＨＫのコンテンツを見られるようにすることには、反対しないか。改めて確認したい。

（回答）

・　テレビ受像機を持たない人にも NHK のテレビ番組をインターネット経由で見られるようにすることについて、理解はできますが、受信料制度との整合性や財源の問題を整理しないままでは、その是非を判断できません。このため、回答を差し控えます。

大谷構成員

・　「任意業務を必須業務にすると何が変わるのかがわからない」という意見について、必須業務化とは、「テレビを持たない人であっても、テキスト情報だけでなく、ＮＨＫの放送番組がインターネットでも見られるようになること」を意味すると考えている。この点については、６月 30 日の第 10 回会合において、民放連・新聞協会とも認識に相違がないことが確認できたと考えているが、この点について、異論がないことを改めて確認したい。

（回答）

同上（以下再掲）

・　テレビ受像機を持たない人にも NHK のテレビ番組をインターネット経由で見られるようにすることについて、理解はできますが、受信料制度との整合性や財源の問題を整理しないままでは、その是非を判断できません。このため、回答を差し控えます。

宍戸構成員

・　６月 30 日の第 10 回会合において、民放連から、受信料制度との整合性について重要であるが財源の問題をどうするか理解できていないとの回答があったが、この点については、①受信契約締結者との関係では、必須業務化された同時配信等は、デジタル社会にふさわしいアップデートであり、視聴者の支払う受信料の価値・効率を高めるもの、②非締結者との関係では、フリーライドを排除し、受信者共同体に加入し放送制度を支えることに自らコミットした者に負担を求める受信料制度の趣旨から見ても、受信料相当額の支払いを求めることが適当といった整理も示したが、それでは不十分という考えか。（なお、資料 10-5(2)の１番、8 番も参照のこと）

（回答）

・　②について、▽その受信料相当額の「支払い」の法的位置づけや名称をどうするのか（受信料なのか、有料サービスなのか、どちらでもない第３のカテゴリーなのか）、▽公共放送を支える「特殊な負担金」である受信料制度の本旨に整合するのかどうかは、慎重に議論する必要があると考えます。

構成員からの質問への（一社）日本新聞協会メディア開発委員会による回答

令和５年７月

長田構成員

① 視聴者はテレビだけではなくネットでも放送番組を見たいと思っているし、実際に、放送番組をネットでも見ていることは確実。こうした視聴者の「インターネットでも放送番組を見たい」というニーズに対応するために、テレビを持っていない人でもインターネットでＮＨＫのコンテンツを見られるようにすることには、反対しないか。改めて確認したい。

（回答）

- 当委員会はNHKインターネット業務の必須業務化について反対します。インターネット活用業務の必須業務化は、なし崩し的・際限のない業務拡大につながりかねないためです。まずは受信料制度との関係、競争ルール、審査・チェック体制、NHK全体のガバナンス体制などについて丁寧に議論すべきだと考えます。これらの論点はNHKの在り方に関してより根源的なテーマであり、議論の方向性によって業務範囲に関する考え方も変わる可能性があります。こうした重要な論点について十分に議論しないまま、必須業務化の業務範囲だけを取り出して拙速に議論を進めることには賛同できません。

- 「テレビを持っていない人でもインターネットでNHKのコンテンツを見られるようにすることに反対しないか」との質問ですが、すでにそうした人でもインターネットでかなりの量のNHKのコンテンツを無料で見られるようになっています。例えば、ニュース番組そのものはNHKプラス以外に出していなくても、番組内で取り上げているニュース自体は理解増進情報の名目で、記事としてNHK NEWS WEBや「NHKニュース防災」アプリ上で、無料で配信しています。「政治マガジン」などオリジナルコンテンツも展開しています。当委員会はこうした事例を基に、デジタルサービスでの有料会員や広告収入獲得を目指す新聞・通信社と公正な競争になっていないこと、業務がなし崩し的に拡大していることを繰り返し指摘し、受信料を支払っていなくても「フリーライド」できることをどう考えるのか、を問うてきました。これらの事業が新聞社には到底投下できない200 億円規模の巨額の予算で、収支を気にせず運営されています。したがって、「見られるようにする」か否かが問題ではなく、すでに「見られるようになっている」現状の問題点についてしっかりと議論してほしい、というのが私たちの問題意識です。アンフェアな競争に直面する私たちの懸念が全く払拭されていない以上、質問へのお答えは「反対します」となります。

- 受信料制度との関係も重要な論点です。6 月 30 日にNHKが総務省の公共放送ワーキンググループに提示した資料では、必須業務の基本とされる「報道サイト」について、「様々なデバイス・認証等なしで閲覧可能」と明記しました。これはフリーライドの問題を解消しないまま、ニュースを無料で提供し続けるという趣旨だとしか理解できず、私たちが示し続けてきた懸念に全く応えていない、と考えています。現状のように巨大な規模でNHKが無料のニュースコンテンツを流し続ける状況が続けば、「受信料を払わず、ネットで無料コンテンツを見た方がよい」という視聴者が増えることにはならないでしょうか。

- 新聞・通信社は民間企業として事業を展開する以上、収支を勘案して事業を展開することは欠かせません。購読料や広告料で収入を得た上で、コストなども勘案して可能な範囲でサービスを展開しています。ネット上で無料で見られるニュースも、広告収入を得て成り立っています。現在、新聞・通信社はデジタル事業に注力し、ここ数年、多くの地方紙でもサブスクリプションサービスが始まりました。巨額の予算をもとに、収支を勘案せず、無料で記事を提供し続けることができる NHK の存在感は既に強大であることを改めて認識していただきたいと考えま

す。全国の新聞・通信社が懸命に努力をしているときに、受信料という巨大かつ圧倒的に有利な財政基盤を持つ NHK の業務をネットの市場で拡大させることの影響をどのように考えるのか、その疑問に答えてほしいと考えています。また、これまでの理解増進情報が市場に与えてきた影響をどのように考えるのか、検討をしてほしいと考えています。

② 先日の質疑で、新聞協会から「同時配信の必須業務化に反対ではない。ただ、国民が見たいと思っているものを出さなければいけないのは新聞も同じ。ＮＨＫに 200 億円もの資金で参入されると多様性・多元性が損なわれる」との回答があった。

ＮＨＫも民放も新聞も、テレビ、紙面、インターネットのそれぞれで、視聴者が見たいコンテンツを一生懸命競い合って作ってほしいし、それが視聴者の一番望むことである。

なので、新聞協会の回答は、必須業務化自体が問題なのではなく、ＮＨＫが肥大化しないようにチェックしながら、「国民が見たいコンテンツ」で勝負していきたいという趣旨に受け取ったが、そのような考えでよいか。

（回答）

- 私たちは必須業務化自体が問題だと考えています。
- 「視聴者が見たいコンテンツを一生懸命競い合って作ってほしいし、それが視聴者の望むことである」というのはその通りだと考えます。新聞・通信社は国民・視聴者やユーザーの支持を得られるよう、さまざまなメディアと競争しながら報道・事業活動に取り組んでいます。しかし、私たちが問題視しているのは、NHK とは「公正」な競争が成り立つのかという点です。受信料という強固な財源を持つ NHK と、収支を勘案しながら事業展開する民間メディアでは、財政基盤が全く異なります。インターネットの世界では様々な民間メディアが読者・視聴者や広告収入を巡り激しい競争をしています。そこで、NHK という取材網も人員も圧倒的に巨大で、かつ他メディアとは全く異なる収入構造を持つ主体が「必須業務化」の名の下に業務を拡大すれば、アンフェアな競争で退場を余儀なくされるメディアが生まれ、メディアの多元性や言論の多様性が損なわれかねません。
- それは多様な情報を享受できなくなるという意味で、国民・消費者の真の利益に反する結果になるのではないでしょうか。私たちはこうした懸念を繰り返し指摘してきましたが、依然として払拭されていません。したがって、必須業務化自体が問題だと考えているというのが私たちの回答です。
- 「NHK が肥大化しないようにチェックしながら」とのご指摘もありますが、具体的にはどのような枠組みでチェックしていくのでしょうか。WG の議論では、NHK 内部のみのチェックでは不十分との声もありました。これまで NHK は、理解増進情報の名目でなし崩し的な業務拡大を行い、民間メディアは不公平、不利な競争を強いられてきたと考えています。真に有効な枠組みを見出さないまま先に必須業務化の方向を打ち出すのは政府の検討機関として無責任な姿勢だと言わざるをえません。

③ また、新聞協会からは、「ＷＧからの回答がない」ことや「ガバナンスの問題」を理由に「夏に取りまとめを見送るべき」との意見が出されている。

しかし、国民からすれば、インターネットがこれだけ当たり前になって、テレビがなくてもインターネットで民放や新聞のコンテンツはすでに見られるのに、ＮＨＫのニュースやドキュメンタリーを見るのをどうして早くできるようにしないのかという素朴な疑問がある。

ガバナンスの問題はしっかりやってもらうべきだが、それは前回の会合でもしっかりやると総

務省が答えていたし、視聴者からすれば、一刻も早く結論を出すべきだし、それがＷＧとしてのきちんとした回答にもなると思うが、それでも新聞協会は見送るべきとの考えか。いつだったらいいのか。

（回答）

- 理解増進情報の野放図な拡大や公正競争の確保、受信料制度との関係、ガバナンスはいずれも真の視聴者利益を保つために極めて重要な論点です。これらについて WG が具体的な結論を持たないまま必須業務化のみ先行して方向性を打ち出すのは、国民・視聴者をないがしろにした議論だと考えます。したがって、私たちは WG の議論の現状を踏まえれば、今夏のとりまとめは見送るべきだと考えます。

- NHK が受信料を財源にしている以上、民間企業との公正な競争を考えるためには慎重な検討が欠かせません。これまでの会合でも、「国家補助」事業の拡張は民間企業との競争を歪めかねない、との指摘もありました。NHK がインターネットでの業務を拡大した結果、民間企業の経営が成り立たなくなってしまえば、視聴者・国民は確かで多様な情報が得られなくなってしまいます。長期的に考えれば、真の視聴者利益をむしろ損なう、といった点が私たちの懸念です。こうした疑問を解消するような検討を行うとともに、国民にとってわかりやすい形で議論してほしいと考えています。

- また、「総務省がしっかりガバナンスをやる」といっても、それが実効的に機能するかは別の問題です。衛星放送の予算問題でガバナンスの問題がより明確になったように、極めて重要な課題であり、WG が具体的なガバナンス強化策について方向性を示さず、取りまとめを優先することには危惧を覚えています。

- 繰り返しになりますが、現状の理解増進情報のなし崩し的な拡大に鑑みれば、ガバナンスは重要な論点の一つだと考えています。これまで私たちが強い懸念を示してきた理解増進情報をどう評価するのか、受信料制度との整合性をどうとるのか。こうした点に納得できる回答が得られない限り、私たちの懸念は払拭されないと考えています。その点を置き去りにして、「一刻も早く結論を出すべきだ」というのが WG の回答であれば到底賛成できません。

大谷構成員

① 「任意業務を必須業務にすると何が変わるのかがわからない」という意見について、必須業務化とは、「テレビを持たない人であっても、テキスト情報だけでなく、ＮＨＫの放送番組がインターネットでも見られるようになること」を意味すると考えている。
　この点については、６月 30 日の第 10 回会合において、民放連・新聞協会とも認識に相違がないことが確認できたと考えているが、この点について、異論がないことを改めて確認したい。

② 放送においては、ＮＨＫと民放の二元体制で「丁寧な取材に裏打ちされ信頼性を高める努力を払った情報（信頼できるコンテンツ）」を放送番組により提供している。しかし、ＮＨＫのインターネット活用業務が任意業務である現状においては、テレビを持たない人からすれば、インターネット上では、この二元体制が実現できていない（テキストは見られるが放送番組は見られない）ことになる。
　松本大臣が６月 19 日のタスクフォースでもおっしゃっていたように、インターネットには多種多様な情報が流れているからこそ、必須業務化することで、現在、テレビで実現している二元体制をインターネットでも実現することが重要と考えている。
　このように、必須業務化によりＮＨＫの放送番組がテレビを持っていない人にも提供されるこ

とで、インターネットを含めた情報空間全体で二元体制が確保され、このことが新聞等のメディアの提供する情報とも相俟って情報空間の健全性の確保につながり、伝送路を問わず、「信頼できるコンテンツ」に触れる機会をより充実させることは視聴者にとって必要と思われるが、この点についても反対なのか。

（回答）

- 当委員会はNHKインターネット業務の必須業務化について反対します。インターネット活用業務の必須業務化は、なし崩し的・際限のない業務拡大につながりかねないためです。受信料制度との関係、競争ルール、審査・チェック体制、NHK全体のガバナンス体制などNHK の在り方に関するより根源的な論点について十分に議論がなされておらず、放送番組の配信という個別の業務範囲についてまだ判断できる段階にないと考えています。

- 「必須業務化とは、テレビを持たない人であっても、テキスト情報だけでなく、NHKの放送番組がインターネットでも見られるようになること」とのご説明ですが、すでにそうした人でもインターネットでかなりの量のNHKのコンテンツを無料で見られるようになっています。

- ご質問の「テキスト情報だけでなく」という記述について強い違和感があります。現状の「理解増進情報」については公正競争の観点から懸念があり、また、フリーライドの問題も存在しています。当委員会は、テレビを持たない人であっても、すでに無料のテキスト情報を大量に見ることができていることは問題だと捉えています。ご質問は、現状の業務範囲を追認しているように読め、当委員会は認識が異なります。必須業務化によって、有料になるのか無料になるのか、料金体系はどうなるのかといった点は、民間メディアにとって極めて関心の高い事項ですが、まだ明確な回答が得られていません。

- WGでは当初、必須業務化の目的について、「現状の情報空間がフェイクニュースやアテンションエコノミーなどの課題を抱えており、その解決のために公共放送がネット空間に出るべき」という趣旨の文言を示していました。しかし、「テレビを持たない人であっても、NHKの放送番組がインターネットでも見られるようになること」が検討の目的に変わったのでしょうか。フェイクニュースやアテンションエコノミーの問題解決にどれだけ NHK のネット必須業務化が有効なのか、WGとして分析した結果を示していただきたいと思います。

- ご質問（２）にある視聴者にとって「信頼できるコンテンツ」に触れる機会を充実させることは重要ですが、新聞等はこうした情報を既に提供しています。そうした中で、受信料を原資にした NHK のインターネット業務をさらに拡大させることが民間メディアに与える影響を懸念しています。民間企業の経営が成り立たなくなってしまえば、視聴者・国民は確かで多様な情報が得られなくなってしまいます。長期的に考えれば、真の視聴者利益をむしろ損ないかねない、というのが私たちの懸念です。

- NHKが提出した資料では、必須業務化した後に新たなサービスなどを始める際には欧州の仕組みにのっとって事前に評価、審査を受けるという趣旨の記載がありますが、この仕組みではまさに「公共性」と「民間の市場への悪影響」を天秤にかけて評価、審査するということになっています。そしてそのためのデータや資料はサービスを提供する側（NHK側）が提供することになっています。まずは現状の問題について、このプロセスで評価してみてはいかがでしょうか。そうした現状評価もなしに必須業務化を打ち出すのはあまりに性急だと考えます。

- また、かねて指摘してきたとおり、放送制度の原則である二元体制をインターネット空間に持ち出すことは不適切だと考えています。インターネット空間は放送事業者だけでなく、新聞・通信社や情報の流通に携わるプラットフォーム事業者を含め多様な主体によって構成されているためです。こうした考え方に基づき、NHKのインターネット業務が際限なく拡大することを強く危惧しています。

２０２３年7月２４日

総務省「公共放送ワーキンググループ」御中

NHK インターネット業務の「必須業務化」に対する意見

一般社団法人日本新聞協会
メディア開発委員会

当委員会は、総務省「公共放送ワーキンググループ（WG）」で議論されている NHK のインターネット業務の必須業務化に対して、あらためて反対する。現状、ネット業務は放送の「補完」であるにもかかわらず、なし崩し的な業務拡大が行われてきた。必須業務化によって際限なく拡大する恐れがあり、メディアの多元性や言論の多様性の観点から懸念を繰り返し指摘してきたが、こうした懸念は依然拭えない。全国の地方新聞社からも「現状の業務でもすでに脅威であり、予算規模を考えると太刀打ちできない。これ以上拡大すれば事業が立ち行かず、地方から言論の多様性が失われかねない」といった危惧の声が寄せられている。

NHK が今後のネット業務に対する具体的な希望を示したのはわずか 2 か月前のことであり、前回の会合で補足の説明もあったが、サービスの具体像や料金体系など依然不明瞭な点は多い。業務範囲だけでなく、受信料制度との関係、競争ルール、審査・チェック体制、NHK 全体のガバナンス体制などの重要な論点についての議論が尽くされていない。これらの論点は NHK の在り方に関してより根源的なテーマであり、議論の方向性によって業務範囲に関する考え方が変わる可能性がある。こうした重要な論点について十分に議論せず、必須業務化の業務範囲だけを取り出して拙速に議論を進めることには賛同できない。また、公正な競争を実現するために有効な枠組みを見出さないまま先に必須業務化の方向を打ち出すのは、無責任な姿勢と言わざるを得ない。この夏に拙速に方針をとりまとめることなく、議論を深めてほしい。

6 月 30 日の WG 第 10 回会合では、当委員会が 5 月 19 日に示した質問への「回答」が示された。しかし、過去の意見の紹介にとどまっており、質問に対する正面からの回答とは言えない。不十分な点が多く疑念や懸念が払拭されていないため、さらに議論を重ね回答を求める。WG での議論が尽くされないと回答できないという説明だったが、議論の大前提である本来業務化の目的や理由について明確な考えが示されなかった点は疑問だ。当初示していた「情報空間の健全性確保」についても、構成員から「弊害を直接是正する効果は限定的」などの指摘もあった。必須業務化について議論しているにもかかわらず、なぜそれが必要なのかという根幹の部分が揺らいでいるのではないか。

業務として認められていない衛星放送のネット配信経費を予算に盛り込んでいた問題で明らかになったように、ガバナンスは重要な論点だ。しかし、具体的なガバナンス強化策について方向性を示さず、取りまとめを優先することには危惧を覚える。6 月 2 日に公開された 5 月 16 日の NHK 経営委員会の議事録では「執行の定義」「監督のあり方」などガバナンスの根幹にかかわる重要な論点について経営委と執行部の認識がまったく異なり、再発防止策

の取りまとめについても双方が押し付け合っているようなやりとりが露呈した。これまでNHKが「三位一体改革は進んでいる」と言ってきたことが根底から覆され、ガバナンス不全に陥っていた実態が明らかになった。こうした問題を改善するためには、NHKの経営委と執行部を含めたNHK全体のガバナンス改善策を構築することが不可欠であるにもかかわらず、この問題の再発防止策では執行部が外部による専門委員会を設置した形になっている。執行部を監督する立場である経営委員会のガバナンス改革も不可欠であり、そうした全体の改革が進まないうちに、ネット配信の必須業務化を前提とする議論を拙速に進めることには到底賛同できない。

第 10 回会合では NHK からこれまでの説明の補足があったが、とりわけ必須業務の「基本」に「報道サイト」を位置付けることは不適切だと考える。「『放送』と同一の情報内容」と説明しているが、定義があいまいだ。理解増進情報と同様、その範囲が際限なく拡大することになりかねない。現状の「NHK NEWS WEB」は、放送内容を再構成するなどして、コンテンツの内容が放送番組と必ずしも同一とは言えない。仮に同一の情報内容であっても、さまざまな機能を加え提供されている。コンテンツが放送と同一の情報内容であれば、無制限でネット展開できるとの考え方は疑問だ。また、「様々なデバイス・認証等なしで閲覧可能」と明記しているが、いわゆる「フリーライド」の問題を解消しないまま、ニュースを無料で提供し続けるという趣旨だとしか理解できず、当委員会がこれまで示し続けてきた懸念に全く応えていない。必須業務化によって、有料になるのか無料になるのか、料金体系はどうなるのか、といったユーザーにとって極めて重要な点も明確に示されていない。

また、理解増進情報を「再整理」するとし、その方向性について「放送への“誘引”効果を高めるようなサービスについては、今の形のまま残ることはない」「“純化”されていく」などと説明している。しかし、理解増進情報の問題は番組への誘引を高めるようなサービスではなく、オリジナルコンテンツを展開するなどなし崩し的にサービスが拡大してきたことだ。WG は既存の理解増進情報がどう整理されるのか詳細な説明を NHK に求めるとともに、これまでの業務展開が市場に与えてきた影響について検討すべきだ。

前回会合では、構成員から「国民やユーザー視点が重要だ」との指摘も寄せられた。極めて重要な指摘で、新聞・通信社は国民・視聴者やユーザーの支持を得られるよう、さまざまなメディアと競争しながら報道・事業活動に取り組んでいる。しかし、NHK と新聞・通信社では公正な競争は極めて困難であり、メディアの多元性や言論の多様性が損なわれかねない。長期的に見れば多様な情報を享受できなくなるという意味で、国民や消費者の真の利益に反する結果になるのではないか。これまでの会合で、「国家補助」事業の拡張は民間企業との競争を歪めかねない、との指摘もあり、多くの構成員から事前ルールの必要性を指摘する声があった。一度棄損されたメディアの多元性や言論空間が元の姿を取り戻すのは難しいということが構成員の間でも理解されているものと考える。だからこそ、前回会合で一部の構成員から「まずは踏み出せばよい」といった意見が出たことは極めて残念だ。引き続き、メディアの多元性や言論の多様性に配慮した検討を求めたい。

以　　上

2023年８月
（一社）日本民間放送連盟

放送の多元性確保に向けたご提案

【ＮＨＫのインターネット活用業務】

・　ＮＨＫが、テレビ放送で果たしている公共的役割を、インターネットでも果たしたいとするならば、「放送と同じものをネットに出す」ことが原則だと考えます。
・　ＮＨＫのインターネット活用業務に関しては、新聞協会や民放連など幅広い利害関係者が参画した競争評価会議を新設し、「必須業務」「任意業務」の全般について、その是非を十分に議論することが必要です。
・　利害関係者間の議論をすみやかに開始し、その検討結果を法改正や今後の運用に反映することが重要ですので、競争評価に関する準備組織を早期に設置していただきたいと考えます。

【受信契約者と非契約者の公平性担保】

・　ＮＨＫの「報道サイト」や「ニュース・防災アプリ」は現在、無料・無認証で閲覧・利用できますが、受信契約者と非契約者の公平性担保（フリーライド防止）や民間事業者との公正競争確保の観点から、原則として受信契約に紐づいた認証を必須とすべきです。
・　例外として無料・無認証で提供する情報は、災害関連（放送法108条）、国民保護関係（国民保護法50条ほか）など法律に基づく義務的分野に限るものと考えます。

【放送法へのＮＨＫの新しい責務の明記】

次の２件を放送法に明記することを提案します。

①公正競争確保に関する責務

・　ＮＨＫがインターネット活用業務を行うにあたり、メディアの多元性・多様性が損なわれることになれば、国民にとって不利益が生じます。
・　仮に、インターネット活用業務をＮＨＫの必須業務に加えるのであれば、放送法においてＮＨＫの公正競争確保の義務を定め、さまざまな担保措置の法的根拠とすることが必要と考えます。

②放送ネットワークインフラの維持に関する責務

・　ＮＨＫと民放の共同利用型モデルの実現は喫緊の課題ですが、放送法上の明確な裏付けがないままでは、暗礁に乗り上げるのではないかと危惧します。このため、放送法20条第１項（ＮＨＫの必須業務）に、放送ネットワークインフラの維持に関する責務を明記する法改正を行っていただきたいと考えます。
・　ＮＨＫには特殊な「負担金」である受信料を財源として、全国津々浦々まで恒久的に放送を届け続けるための役割、すなわち民放も含めた放送ネットワーク全体を維持するための役割を果たしてもらいたいと考えます。
・　特にローカル局の過重な負担になっている「小規模中継局」「ミニサテ」の維持・運用については、ＮＨＫ、民放の区別なく「あまねく受信」に関するＮＨＫの措置義務の一環と位置づけ、ＮＨＫが相応の役割を継続的に担う必要があると考えます。

以　上

２０２３年８月１０日

総務省「公共放送ワーキンググループ」御中

総務省「公共放送ワーキンググループ」の検討に対する意見

一般社団法人日本新聞協会
メディア開発委員会

当委員会は、総務省「公共放送ワーキンググループ（WG）」で検討されている NHK のインターネット業務の必須業務化について改めて反対する。放送のために受け取った受信料を大規模にネットの無料コンテンツに使ってきた現行の「理解増進情報」と同様に、なし崩し的な業務の拡大を招くことを強く懸念している。

まず、理解増進情報について改めて問題点を指摘したい。理解増進情報は受信料を財源としており、かつ「無料」で展開されている。ネットでも放送と同じ内容か、あるいはそれ以上のコンテンツが無料で見られる現状は、「受信料を払ってテレビで視聴するのは損だ」と視聴者に感じさせているのではないか。NHK 自身が、受信料を払う人との間で「不公平感が存在している」「タダ乗り」「フリーライド」などの課題があると述べている。その問題についてなぜ議論を尽くさないのか。まず受信料制度と現状の理解増進情報の矛盾についてＮＨＫの考え方をただし、整合性がとれるよう見直すべきではないか。

当委員会の新聞・通信社は全て民間企業である。受信料のような収入はなく、全ての業務は厳格にコストを考慮して実施している。本業である報道・ニュース配信に関しても、本質的な意味で「無料」はあり得ない。ユーザーがネットで無料で閲覧できる情報も、提供する側は広告収入を得ていたり、購読への誘引戦略があったりする。対価を得ず収支を意識せずに済む理解増進情報とは、とてもフェアな競争はできない。この機に地方紙からも改めて意見を聞いたが、「理解増進情報はやめるべきだ」という声が相次いだ。当委員会は必須業務化の議論の前提として理解増進情報の問題を WG でも真摯に取りあげてほしいと考え、「NHK は無料のテキスト（文字ニュース）業務から完全に撤退すべき」と主張する。

次に、必須業務化について意見を申し上げたい。必須業務化の目的は何か。WG 事務局が作成した資料では「テレビを持たない人が NHK のコンテンツに触れるようにする」との意見が多く提示されている。しかし、これまで述べた通り、ネットでは既に「ニュース・防災」アプリや「NHK NEWS WEB」などで大規模かつ無料の NHK コンテンツに触れることができる。地方紙を含め多くの新聞社が「アンフェアな競争だ」と主張するほどの規模だ。「いまはネットで見ることができないから、必須業務化で見られるようにすべき」と受け取れる表現をあえて打ち出す狙いはどこにあるのか。当委員会は「必須業務化の真

の目的は何か。必須業務化しなければできないことは何か」と繰り返しWGに質問・意見を提出してきたが、いまだにこの根幹部分に明確な回答はない。理解増進情報の総括をせず、あたかも現状では取り組めないから新たにネット業務をするかのような論理はとても受け入れられない。「現状でも理解増進情報として、NHKはネットでコンテンツを無料で提供している。だが、新たにしなければならない業務があるため、必須業務化をすべきだ」という論理を明示するのが筋ではないだろうか。

前回 WG では、インターネット活用業務の利用者に対して費用負担を求めることが必須業務化の前提として議論された。国民の立場からすれば、この点の方がはるかに関心が高いのではないか。「ネットで見られるようにする」は現状でも実施している一方、「費用負担を求める」は現状では実施していない新たなテーマだ。WG の議論を見る限り、スマートフォンを所有すればすぐに受信料支払いの対象になるわけではないことはわかるが、ネットで視聴する人に費用負担を求める「ネット受信料」の導入こそが、必須業務化の「真の狙い」ではないかとの疑念も生じてくる。当委員会はこれまでも、必須業務化を議論するのであれば、受信料制度の在り方も根本から検討するべきだ、と主張してきた。現状の受信料制度を維持した上で、ネットでの費用負担を国民に求める「ネット受信料」を導入しようとするのであれば、国民の理解を得られるよう丁寧な議論をすべきではないか。受信料制度の拡大に強い懸念を抱く。「放送」のための受信料と、「ネット」のための負担を受け取るのは同じ NHK だ。NHK の在り方とともに受信料制度を根本から検討し、明確に必須業務化の政策目的を示した上で議論をするべきである。

WG の資料では「二元体制」について繰り返し言及されているが、新聞・通信社や多様な事業者が存在するネット空間に NHK が進出する影響は大きい。地方紙からは「有料のデジタル会員制のサービスにシフトしつつあるが、経営安定の柱となるまでにはまだ時間がかかる。必須業務化によって無料配信が際限なく拡大すれば、地方紙のデジタル収入への影響は甚大である」「コスト度外視のコンテンツ制作と広告の全くないネット情報の発信は NHK に絶対的優位がある」など強い懸念の声が出ている。NHK がインターネットという伝送路にニュースを配信する以上、本質的には民間報道機関への影響は避けられず、必須業務化は放送政策にとどまらない影響がある。一度毀損（きそん）されたメディアの多元性や言論空間が元の姿を取り戻すのは難しく、WG は早急に結論を急ぐべきでないと考える。

以　　上

２０２３年8月２９日

総務省「公共放送ワーキンググループ」御中

議論の取りまとめに対する意見

一般社団法人日本新聞協会
メディア開発委員会

当委員会はこれまで、NHK のインターネット業務について、業務範囲や受信料制度、ガバナンスなども含め NHK の在り方を根本から議論するよう求め、「必須業務化」について反対してきた。前回の会合ではネット業務の一部について「本来業務化」する方向性が構成員の間で一致し、議論の取りまとめを進めることとなった。検討すべき課題が山積し、当委員会の懸念が解消されない中で取りまとめられるならば、賛成できず、遺憾だ。

当委員会が積み残しの課題となっていると考える点を以下に示す。

・必須業務化の政策目的を明確にすべきだ。複数の構成員から「テレビを持たない人が NHK のコンテンツに触れられるようにする」などの説明があったが、必須業務化しなくても可能だと考える。必須業務化しなければできないことについて明確に示すべきだ。
・「理解増進情報」の問題について、WG として総括すべきだ。公正な競争が成り立たないだけでなく、受信料制度との整合性の観点からも問題がある。NHK に必要なデータの提供を求めるなどして、制度の運用や競争への影響について検証すべきだ。
・放送番組以外のネット業務の範囲を、際限ない業務拡大につながらないよう厳格に定義すべきだ。前回の会合では放送番組以外のネット業務の範囲について、「定性的に法定する」方向で構成員の意見が一致した。しかし、理解増進情報の「放送番組に対する理解の増進に資する情報」というあいまいな定義がなし崩し的な業務拡大につながってきたことを踏まえると、厳格なルールが必要だ。
・必須業務化を議論するのであれば、受信料制度の在り方も根本から検討するべきだ。現状の受信料制度を維持した上でそれを拡大し、ネットでの費用負担を新たに求めることには懸念や疑念を感じる。
・NHK のガバナンスをどのように確保していくか、明確に考えを示すべきだ。その必要性は BS ネット配信予算問題を見れば明らかであり、NHK の再発防止策について、WG は妥当性や運用を検証すべきだ。また、執行部と経営委員会との責任の所在の整理も含め、抜本的なガバナンス確保の在り方についても検討を深めるべきだ。

これらの課題には、メディアの多元性や言論の多様性から極めて重要な論点も含まれている。WG として議論を深めた上、取りまとめることを求める。

以　　上